禁電

CZ-4-2
1200404228644

会期（昭和三十七年八月四日から九月二日まで）

第四十一回国会通過法律集

衆議院法制局

第四十一回国会通過法律集

会期（昭和三十七年八月四日から）
（昭和三十七年九月二日まで）

衆議院法制局

320.91
Sy996k
C3
9
2

凡例

一、本書は、第四十一回国会（臨時会）（昭和三十七年八月四日から昭和三十七年九月二日まで）を通過成立した法律十五件（閣法十一件、衆法三件、参法一件）――昭和三七年法律第一四八号から同第一六二号まで――を収録したものである。

二、収録した法律は、その公布番号の順序に従つて、配列した。

三、目次（法律の公布番号順）、件名索引（五十音順）及び部門別索引を掲載した。

右の目次、索引及び本文の題名の下に「（衆法）」または、「（参法）」と表示してあるのは、議員提出の法律案中衆議院議員または、参議院議員提出のものであることを示し、その他は、すべて内閣提出のものである。

国立国会
38.1.24
図書館

598211

目　次

産業投資特別会計法の一部を改正する法律（昭和三十七年九月四日公布）……一
法務省設置法の一部を改正する法律（昭和三十七年九月五日公布）……一一
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年九月六日公布）……三
公立学校施設災害復旧費国庫負担法の一部を改正する法律（昭和三十七年九月六日公布）……一二
地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十七年九月八日公布）……一二
郵政省設置法の一部を改正する法律（昭和三十七年九月十日公布）……一四
水産業協同組合法の一部を改正する法律（昭和三十七年九月十一日公布）……一四七
漁業法の一部を改正する法律（昭和三十七年九月十一日公布）……一五五
国会議員互助年金法の一部を改正する法律（昭和三十七年九月十三日公布）（衆法）……一七三
栄養士法等の一部を改正する法律（昭和三十七年九月十三日公布）（参法）……一七三
医療法の一部を改正する法律（昭和三十七年九月十五日公布）（衆法）……一七五
行政不服審査法（昭和三十七年九月十五日公布）……一七七
行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和三十七年九月十五日公布）……一八八
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十七年九月二十九日公布）（衆法）……二〇七

目　次

件名索引（五十音順）

（注）○印は、第四十一回国会を通過成立した法律を示す。
△印は、右法律によつて改廃された法令を示す。
例えば、
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三七―法一五二）とあるのは、昭和三十七年法律第百五十二号（地方公務員共済組合法）によつて、印紙税法（明三二―法五四）が一部改正されたことを示す。

（あ）

△あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法（昭二二―法二一七）の一部改正（昭三七―法一六一）……三八
△愛知用水公団法（昭三〇―法一四一）の一部改正（昭三七―法一六一）……三一

（い）

○医療法の一部を改正する法律（昭三七・九・一五・法一五九）（衆法）……一五
△医療法（昭二三―法二〇五）の一部改正（昭三七―法一六一）……二八
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三七―法一五二）……六三
△一般職の職員の給与に関する法律（昭二五―法九五）の一部改正（昭三七―法一六一）……二八
△意匠法（昭三四―法一二五）の一部改正（昭三七―法一六一）……二八

（う）

△運河法（大二―法一六）の一部改正（昭三七―法一六一）……二八
△運輸省設置法（昭二四―法一五七）の一部改正（昭三七―法一六一）……二四九

（え）

○栄養士法等の一部を改正する法律（昭三七・九・一三・法一五八）（参法）……一七三
△栄養改善法（昭二七―法二四八）の一部改正（昭三七―法一五八）……一七四
△栄養改善法（昭二七―法二四八）の一部改正（昭三七―法一六一）……二三五
△塩業整備臨時措置法（昭三四―法八一）の一部改正（昭三七―法一六一）……二〇五

（お）

△恩給法（大一二―法四八）の一部改正（昭三七―法一六一）……一九四
△恩給法の一部を改正する法律（昭二六―法八七）の一部改正（昭三七―法一六一）……一九四
△恩給法の一部を改正する法律（昭二八―法一五五）の一部改正（昭三七―法一六一）……一九五
△大蔵省設置法（昭二四―法一四四）の一部改正（昭三七―法一六一）……二〇五
△屋外広告物法（昭二四―法一八九）の一部改正（昭三七―法一六一）……二六二

（か）

○環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律（昭三七・九・二九・法一六二）（衆法）……二七
△河川法（明二九―法七一）の一部改正（昭三七―法一六一）……二六四
△関税定率法（明四三―法五四）の一部改正（昭三七―法一六一）……二〇七
△学校教育法（昭二二―法二六）の一部改正（昭三七―法一六一）……三一
△海難審判法（昭二二―法一三五）の一部

改正(昭三七―法一六一)…… 二五二
△簡易生命保険法(昭二四―法六八)の一部改正(昭三七―法一六一)…… 二五三
△海上運送法(昭二四―法一八七)の一部改正(昭三七―法一六一)…… 二四九
△外国為替及び外国貿易管理法(昭二四―法二二八)の一部改正(昭三七―法一六一)…… 二一〇
△学校施設の確保に関する政令(昭二四―政三四)の一部改正(昭三七―法一六一)…… 二一二
△火薬類取締法(昭二五―法一四九)の一部改正(昭三七―法一六一)…… 二四一
△外資に関する法律(昭二五―法一六三)の一部改正(昭三七―法一六一)…… 二一一
△家畜改良増殖法(昭二五―法二〇九)の一部改正(昭三七―法一六一)…… 二三三
△家畜伝染病予防法(昭二六―法一六六)の一部改正(昭三七―法一六一)…… 二三三
△外務公務員法(昭二七―法四一)の一部改正(昭三七―法一六一)…… 二〇四
△会社更生法(昭二七―法一七二)の一部改正(昭三七―法一六一)…… 二〇二
△ガス事業法(昭二九―法五一)の一部改正(昭三七―法一六一)…… 二四六
△関税法(昭二九―法六一)の一部改正(昭三七―法一六一)…… 二〇七
△科学技術庁設置法(昭三一―法四九)の一部改正(昭三七―法一六一)…… 二〇〇
△核原料物質開発促進臨時措置法(昭三一―法九三)の一部改正((昭三七―法一六一)…… 二四四
△海岸法(昭三一―法一〇一)の一部改正(昭三七―法一六一)…… 二六五
△家畜取引法(昭三一―法一二三)の一部改正(昭三七―法一六一)…… 二三四
△割賦販売法(昭三六―法一五九)の一部改正(昭三七―法一六一)…… 二三九

(き)

○漁業法の一部を改正する法律(昭三七・九・一一・法一五六)…… 一五五
△漁業法(昭二四―法二六七)の一部改正(昭三七―法一五五)…… 一五四
△漁業法(昭二四―法二六七)の一部改正(昭三七―法一六一)…… 二三六
○行政不服審査法(昭三七・九・一五・法一六〇)…… 一七七
○行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(昭三七・九・一五・法一六一)…… 一八八
△供託法(明三二―法一五)の一部改正(昭三七―法一六一)…… 二〇一
△漁業財団抵当法(大一四―法九)の一部改正(昭三七―法一五六)…… 一七〇
△寄生虫病予防法(昭六―法五九)の一部改正(昭三七―法一六一)…… 二二五
△行政代執行法(昭二三―法四三)の一部改正(昭三七―法一六一)…… 一九四
△教育職員免許法(昭二四―法一四七)の一部改正(昭三七―法一六一)…… 二二一
△漁港法(昭二五―法一三七)の一部改正(昭三七―法一六一)…… 二三六
△漁船法(昭二五―法一七八)の一部改正(昭三七―法一六一)…… 二三六
△狂犬病予防法(昭二五―法二四七)の一部改正(昭三七―法一六一)…… 二二七
△漁業用海岸局を開設運用する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に対する水産業協同組合法の適用の特例に関する法律(昭二五―法二五三)の一部改正(昭三七―法一五五)…… 一五四
△漁船損害補償法(昭二七―法二八)の一部改正(昭三七―法一六一)…… 二三六
△気象業務法(昭二七―法一六五)の一部改正(昭三七―法一六一)…… 二五二
△義務教育費国庫負担法(昭二七―法三〇三)の一部改正(昭三七―法一五二)…… 六六
△義務教育費国庫負担法(昭二七―法三〇三)の一部改正(昭三七―法一五三)…… 一三七
△漁業協同組合整備促進法(昭三五―法六一)の一部改正(昭三七―法一五五)…… 一五五
△漁業協同組合整備促進法(昭三五―法六一)の一部改正(昭三七―法一五六)…… 一七二
△漁業生産調整組合法(昭三六―法一二八)の一部改正(昭三七―法一六一)…… 二三七

(く)

△クリーニング業法(昭二五―法二〇七)の一部改正(昭三七―法一六一)…… 二二七

(け)

○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭三七・九・六・法一五〇)…… 二
△健康保険法(大一一―法七〇)の一部改正(昭三七―法一五二)…… 六三
△健康保険法(大一一―法七〇)の一部改正(昭三七―法一六一)…… 二二一
△建設業法(昭二四―法一〇〇)の一部改正(昭三七―法一六一)…… 二六一
△建築基準法(昭二五―法二〇一)の一部改正(昭三七―法一六一)…… 二六七
△結核予防法(昭二六―法九六)の一部改正(昭三七―法一五二)…… 六五
△結核予防法(昭二六―法九六)の一部改正(昭三七―法一六一)…… 二二五
△検疫法(昭二六―法二〇一)の一部改正(昭三七―法一六一)…… 二二五
△計量法(昭二六―法二〇七)の一部改正(昭三七―法一六一)…… 二三九
△警察法(昭二九―法一六三)の一部改正(昭三七―法一五二)…… 六七
△原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭三二―法四一)の一部改正(昭三七―法一五二)…… 六七
△原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭三二―法四一)の一部改正(昭三七―法一六一)…… 二二六
△下水道法(昭三三―法七九)の一部改正(昭三七―法一六一)…… 二六四
△軽機械の輸出の振興に関する法律(昭三四―法一四四)の一部改正(昭三七―法一六一)…… 二三八

(こ)

○公立学校施設災害復旧費国庫負担法の一部を改正する法律(昭三七・九・六・法一五一)…… 一一
○国会議員互助年金法の一部を改正する法律(昭三七・九・一三・法一五七)(衆法)…… 一七三
△公証人法(明四一―法五三)の一部改正(昭三七―法一六一)…… 二〇二
△厚生保険特別会計法(昭一九―法一〇)の一部改正(昭三七―法一五三)…… 一三六
△国家公務員法(昭二二―法一二〇)の一部改正(昭三七―法一六一)…… 二八四
△戸籍法(昭二二―法二二四)の一部改正(昭三七―法一六一)…… 二〇二
△興行場法(昭二三―法一三七)の一部改正(昭三七―法一六一)…… 二二六
△公衆浴場法(昭二三―法一三九)の一部改正(昭三七―法一六一)…… 二二七
△公共企業体等労働関係法(昭二三―法二五七)の一部改正(昭三七―法一六一)…… 二五八
△国民金融公庫法(昭二四―法四九)の一部改正(昭三七―法一六一)…… 二二〇
△鉱山保安法(昭二四―法七〇)の一部改正(昭三七―法一六一)…… 二四五
△航路標識法(昭二四―法九九)の一部改正(昭三七―法一六一)…… 二五二
△厚生省設置法(昭二四―法一五一)の一部改正(昭三七―法一五八)…… 一七五
△厚生省設置法(昭二四―法一五一)の一部改正(昭三七―法一六一)…… 二二四
△国際観光ホテル整備法(昭二四―法二七九)の一部改正(昭三七―法一六一)…… 二五三
△公職選挙法(昭二五―法一〇〇)の一部

公共用地の取得に関する特別措置法（昭三六・一・一法一）……三六
（昭三六・一〇・一政令三〇〇）の一部改正……三六
七十七銀行（昭三六・一・一法一）……三六

（セ）

警察法の一部を改正する法律（昭三六・四・一法一四八）……一
警察官の職務執行法（昭二三・七・一二法一三六）の一部改正……三
警察予備隊令（昭二五・八・一〇政令二六五）の一部改正……三
警察法（昭二九・六・八法一六二）の一部改正……三
警察法（昭二九・六・八法一六二）の一部改正……三
警察法（昭二九・六・八法一六二

△水産資源保護法（昭二六―法三一三）の一部改正（昭三七―法一五六）……一七
△水産資源保護法（昭二六―法三一三）の一部改正（昭三七―法一六一）……三三
△水道法（昭三二―法一七七）の一部改正（昭三七―法一六一）……三八
△水洗炭業に関する法律（昭三三―法一三四）の一部改正（昭三七―法一六一）……四四

（せ）

△船舶法（明三二―法四六）の一部改正（昭三七―法一六一）……四九
△船舶安全法（昭八―法二一）の一部改正（昭三七―法一六一）……五〇
△船員保険法（昭一四―法七三）の一部改正（昭三七―法一五二）……五一
△船員保険法（昭一四―法七三）の一部改正（昭三七―法一六一）……三一
△船員法（昭二二―法一〇〇）の一部改正（昭三七―法一六一）……五〇
△船員保険特別会計法（昭二二―法三三）六）の一部改正（昭三七―法一五二）……五二
△性病予防法（昭二三―法一六七）の一部改正（昭三七―法一六一）……三五
△精神衛生法（昭二五―法一二三）の一部改正（昭三七―法一六一）……三五
△生活保護法（昭二五―法一四四）の一部

△水産資源保護法（昭二六―法三一三）の一部改正（昭三七―法一五六）……一七
△水産資源保護法（昭二六―法三一三）の一部改正（昭三七―法一六一）……三三
△水道法（昭三二―法一七七）の一部改正（昭三七―法一六一）……三八
△水洗炭業に関する法律（昭三三―法一三四）の一部改正（昭三七―法一六一）……四四

（せ）

△船舶法（明三二―法四六）の一部改正（昭三七―法一六一）……四九
△船舶安全法（昭八―法二一）の一部改正（昭三七―法一六一）……五〇
△船員保険法（昭一四―法七三）の一部改正（昭三七―法一五二）……五一
△船員保険法（昭一四―法七三）の一部改正（昭三七―法一六一）……三一
△船員法（昭二二―法一〇〇）の一部改正（昭三七―法一六一）……五〇
△船員保険特別会計法（昭二二―法三三）六）の一部改正（昭三七―法一五二）……五二
△性病予防法（昭二三―法一六七）の一部改正（昭三七―法一六一）……三五
△精神衛生法（昭二五―法一二三）の一部改正（昭三七―法一六一）……三五
△生活保護法（昭二五―法一四四）の一部

△自動車ターミナル法（昭三四―法一三六）……四一
△自動車損害賠償保障法（昭三〇―法九七）の一部改正（昭三七―法一六一）……三五
△商標法（昭三四―法一二七）の一部改正（昭三七―法一六一）……三八
△実用新案法（昭三四―法一二三）の一部改正（昭三七―法一六一）……三四
△石炭鉱業合理化臨時措置法（昭三〇―法二五六）の一部改正（昭三七―法一六一）……三四
△繊維工業設備臨時措置法（昭三一―法一三〇）の一部改正（昭三七―法一六一）……三一
△造船業臨時措置法（昭二八―法一七）の一部改正（昭三七―法一六一）……三一
△造林保証責任保険法（昭二五―法一五四）……三一
△造林保証保険法（昭二五―法一五四）……三一
△測量法（昭二四―法一八八）の一部改正（昭三七―法一六一）……三九
△損害保険料率算出団体に関する法律（昭二三―法一九三）の一部改正（昭三七―法一六一）……三〇
△損害保険料率算出団体に関する法律（昭二三―法一九三）の一部改正（昭三七―法一六一）……三〇

（そ）

△訴願法（明二三―法一〇五）廃止（昭三七―法一六〇）……一六
△損害保険料率算出団体に関する法律（昭二三―法一九三）の一部改正（昭三七―法一六一）……三〇
△測量法（昭二四―法一八八）の一部改正（昭三七―法一六一）……三九
△倉庫業法（昭三一―法一二一）の一部改正（昭三七―法一六一）……三五
△租税特別措置法（昭三二―法二六）の一部改正（昭三七―法一五二）……七

△地方自治法（昭二二―法六七）の一部改正（昭三七―法一五三）……三七
△地方自治法（昭二二―法六七）の一部改正（昭三七―法一六一）……三九
△地方財政法（昭二三―法一〇九）の一部改正（昭三七―法一五二）……四
△地方財政法（昭二三―法一〇九）の一部改正（昭三七―法一五三）……三七
△地方財政法（昭二三―法一〇九）の一部改正（昭三七―法一六一）……三七
△中小企業等協同組合法（昭二四―法一八一）の一部改正（昭三七―法一六一）……一五
△地方交付税法（昭二五―法二一一）の一部改正（昭三七―法一六一）……三六
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三七―法一五二）……五二
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三七―法一六一）……三六
△地方公務員法（昭二五―法二六一）の一

（ち）

○地方公務員共済組合法（昭三七・九・八・法一五二）……一一
○地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭三七・九・八・法一五三）……四四

△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三七―法一六一）……三九

△道路交通法（昭三五―法一〇五）の一部改正（昭三七―法一六一）……三三
△非訟事件手続法（明三一―法一四）の一部改正（昭三七―法一六一）……三四
△肥料取締法（昭二五―法二二七）の一部改正（昭三七―法一六一）……三五
△日雇労働者健康保険法（昭二八―法二〇七）の一部改正（昭三七―法一五二）……三六
△日雇労働者健康保険法（昭二八―法二〇七）の一部改正（昭三七―法一六一）……三七
△百貨店法（昭三一―法一一六）の一部改正（昭三七―法一六一）……三八
△引揚者給付金等支給法（昭三二―法一〇九）の一部改正（昭三七―法一六一）……三九
△美容師法（昭三二―法一六三）の一部改正（昭三七―法一六一）……四〇

（ふ）

△不動産登記法（明三二―法二四）の一部改正（昭三七―法一六一）……四一
△文化財保護法（昭二五―法二一四）の一部改正（昭三七―法一六一）……四二
△文部省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭三七―法一六一）……四三
△農業災害補償法（昭二二―法一八五）の一部改正（昭三七―法一六一）……四四
△農業協同組合等による農業組合の資産の承継等に関する法律（昭二四―法二〇二）の一部改正（昭三七―法一六一）……四五
△農業委員会等に関する法律（昭二六―法一八八）の一部改正（昭三七―法一六一）……四六
△農産物検査法（昭二六―法一四四）の一部改正（昭三七―法一六一）……四七
△農地法（昭二七―法二二九）の一部改正（昭三七―法一六一）……四八
△農業機械化促進法（昭二八―法二五二）の一部改正（昭三七―法一六一）……四九
△農林漁業団体職員共済組合法（昭三三―法九九）の一部改正（昭三七―法一六一）……五〇

（は）

△俵産法（大一一―法七一）の一部改正（昭三七―法一六一）……五一
△犯罪者予防更生法（昭二四―法一四二）の一部改正（昭三七―法一六一）……五二
△伝染病予防法（明三〇―法三六）の一部改正（昭三七―法一六一）……五三
△帝都高速度交通営団法（昭一六―法五一）の一部改正（昭三七―法一六一）……五四
△電波法（昭二五―法一三一）の一部改正（昭三七―法一六一）……五五
△電気に関する臨時措置に関する法律（昭二七―法三四一）の一部改正（昭三七―法一六一）……五六
△電気工事士法（昭三五―法一三九）の一部改正（昭三七―法一六一）……五七
△電気用品取締法（昭三六―法二三四）の一部改正（昭三七―法一六一）……五八

（と）

△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三七―法一五二）……五九
△「トラホーム」予防法（大八―法二七）の一部改正（昭三七―法一六一）……六〇
△土地改良法（昭二四―法一九五）の一部改正（昭三七―法一六一）……六一
△土地調整委員会設置法（昭二五―法二九二）の一部改正（昭三七―法一六一）……六二
△道路運送法（昭二六―法一八三）の一部改正（昭三七―法一六一）……六三
△道路運送車両法（昭二六―法一八五）の一部改正（昭三七―法一六一）……六四
△道路交通法（昭三五―法一〇五）の一部改正（昭三七―法一六一）……六五
△特許法（昭三四―法一二一）の一部改正（昭三七―法一六一）……六六
△特別とん税法（昭三二―法三八）の一部改正（昭三七―法一六一）……六七
△とん税法（昭三二―法三七）の一部改正（昭三七―法一六一）……六八
△特定多目的ダム法（昭三二―法三五）の一部改正（昭三七―法一六一）……六九
△都市公園法（昭三一―法七九）の一部改正（昭三七―法一六一）……七〇
△道路整備特別措置法（昭三一―法七）の一部改正（昭三七―法一六一）……七一
△土地区画整理法（昭二九―法一一九）の一部改正（昭三七―法一六一）……七二
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三七―法一六一）……七三
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三七―法一五二）……七四
△統計報告調整法（昭二七―法一四八）の一部改正（昭三七―法一六一）……七五
△道路法（昭二七―法一八〇）の一部改正（昭三七―法一六一）……七六
△と畜場法（昭二八―法一一四）の一部改正（昭三七―法一六一）……七七
△土地区画整理法（昭二九―法一一九）の一部改正（昭三七―法一六一）……七八
△道路整備特別措置法（昭三一―法七）の一部改正（昭三七―法一六一）……七九
△都市公園法（昭三一―法七九）の一部改正（昭三七―法一六一）……八〇
△特定多目的ダム法（昭三一―法三五）の一部改正（昭三七―法一六一）……八一
△とん税法（昭三一―法三七）の一部改正（昭三七―法一六一）……八二
△特別とん税法（昭三一―法三八）の一部改正（昭三七―法一六一）……八三
△特許法（昭三四―法一二一）の一部改正（昭三七―法一六一）……八四

（ひ）

△非訟事件手続法（明三一―法一四）の一部改正（昭三七―法一六一）……八五
△肥料取締法（昭二五―法二二七）の一部改正（昭三七―法一六一）……八六
△日雇労働者健康保険法（昭二八―法二〇七）の一部改正（昭三七―法一五二）……八七
△日雇労働者健康保険法（昭二八―法二〇七）の一部改正（昭三七―法一六一）……八八
△百貨店法（昭三一―法一一六）の一部改正（昭三七―法一六一）……八九
△引揚者給付金等支給法（昭三二―法一〇九）の一部改正（昭三七―法一六一）……九〇
△美容師法（昭三二―法一六三）の一部改正（昭三七―法一六一）……九一

（ふ）

△不動産登記法（明三二―法二四）の一部改正（昭三七―法一六一）……九二
△文化財保護法（昭二五―法二一四）の一部改正（昭三七―法一六一）……九三
△文部省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭三七―法一六一）……九四
△農業災害補償法（昭二二―法一八五）の一部改正（昭三七―法一五二）……九五
△農業協同組合法（昭二二―法一三二）の一部改正（昭三七―法一六一）……九六
△農業協同組合等による農業組合の資産の承継等に関する法律（昭二四―法二〇二）の一部改正（昭三七―法一六一）……九七
△農業委員会等に関する法律（昭二六―法一八八）の一部改正（昭三七―法一六一）……九八
△農産物検査法（昭二六―法一四四）の一部改正（昭三七―法一六一）……九九
△農地法（昭二七―法二二九）の一部改正（昭三七―法一六一）……一〇〇
△農業機械化促進法（昭二八―法二五二）の一部改正（昭三七―法一六一）……一〇一
△農林漁業団体職員共済組合法（昭三三―法九九）の一部改正（昭三七―法一六一）……一〇二

（は）

△俵産法（大一一―法七一）の一部改正（昭三七―法一六一）……一〇三
△犯罪者予防更生法（昭二四―法一四二）の一部改正（昭三七―法一六一）……一〇四
△伝染病予防法（明三〇―法三六）の一部改正（昭三七―法一六一）……一〇五
△帝都高速度交通営団法（昭一六―法五一）の一部改正（昭三七―法一六一）……一〇六
△電波法（昭二五―法一三一）の一部改正（昭三七―法一六一）……一〇七
△電気に関する臨時措置に関する法律（昭二七―法三四一）の一部改正（昭三七―法一六一）……一〇八
△電気工事士法（昭三五―法一三九）の一部改正（昭三七―法一六一）……一〇九
△電気用品取締法（昭三六―法二三四）の一部改正（昭三七―法一六一）……一一〇

（と）

△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三七―法一五二）……一一一
△「トラホーム」予防法（大八―法二七）の一部改正（昭三七―法一六一）……一一二
△土地改良法（昭二四―法一九五）の一部改正（昭三七―法一六一）……一一三
△土地調整委員会設置法（昭二五―法二九二）の一部改正（昭三七―法一六一）……一一四
△道路運送法（昭二六―法一八三）の一部改正（昭三七―法一六一）……一一五
△道路運送車両法（昭二六―法一八五）の一部改正（昭三七―法一六一）……一一六
△道路交通法（昭三五―法一〇五）の一部改正（昭三七―法一六一）……一一七
△特許法（昭三四―法一二一）の一部改正（昭三七―法一六一）……一一八
△特別とん税法（昭三二―法三八）の一部改正（昭三七―法一六一）……一一九
△とん税法（昭三二―法三七）の一部改正（昭三七―法一六一）……一二〇
△特定多目的ダム法（昭三一―法三五）の一部改正（昭三七―法一六一）……一二一
△都市公園法（昭三一―法七九）の一部改正（昭三七―法一六一）……一二二
△道路整備特別措置法（昭三一―法七）の一部改正（昭三七―法一六一）……一二三
△と畜場法（昭二八―法一一四）の一部改正（昭三七―法一六一）……一二四
△道路法（昭二七―法一八〇）の一部改正（昭三七―法一六一）……一二五
△統計報告調整法（昭二七―法一四八）の一部改正（昭三七―法一六一）……一二六
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三七―法一五二）……一二七
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三七―法一六一）……一二八
△道路運送車両法（昭二六―法一八五）の一部改正（昭三七―法一六一）……一二九
△道路交通法（昭三五―法一〇五）の一部改正（昭三七―法一六一）……一三〇
△特許法（昭三四―法一二一）の一部改正（昭三七―法一六一）……一三一
△とん税法（昭三二―法三七）の一部改正（昭三七―法一六一）……一三二
△特定多目的ダム法（昭三一―法三五）の一部改正（昭三七―法一六一）……一三三
△都市公園法（昭三一―法七九）の一部改正（昭三七―法一六一）……一三四
△道路整備特別措置法（昭三一―法七）の一部改正（昭三七―法一六一）……一三五
△と畜場法（昭二八―法一一四）の一部改正（昭三七―法一六一）……一三六
△道路法（昭二七―法一八〇）の一部改正（昭三七―法一六一）……一三七
△統計報告調整法（昭二七―法一四八）の一部改正（昭三七―法一六一）……一三八
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三七―法一五二）……一三九
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三七―法一六一）……一四〇
△道路運送車両法（昭二六―法一八五）の一部改正（昭三七―法一六一）……一四一
△道路交通法（昭三五―法一〇五）の一部改正（昭三七―法一六一）……一四二
△特許法（昭三四―法一二一）の一部改正（昭三七―法一六一）……一四三
△とん税法（昭三二―法三七）の一部改正（昭三七―法一六一）……一四四
△特定多目的ダム法（昭三一―法三五）の一部改正（昭三七―法一六一）……一四五
△都市公園法（昭三一―法七九）の一部改正（昭三七―法一六一）……一四六
△道路整備特別措置法（昭三一―法七）の一部改正（昭三七―法一六一）……一四七
△と畜場法（昭二八―法一一四）の一部改正（昭三七―法一六一）……一四八
△道路法（昭二七―法一八〇）の一部改正（昭三七―法一六一）……一四九
△統計報告調整法（昭二七―法一四八）の一部改正（昭三七―法一六一）……一五〇
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三七―法一五二）……一五一
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三七―法一六一）……一五二
△道路運送車両法（昭二六―法一八五）の一部改正（昭三七―法一六一）……一五三
△道路交通法（昭三五―法一〇五）の一部改正（昭三七―法一六一）……一五四
△特許法（昭三四―法一二一）の一部改正（昭三七―法一六一）……一五五
△とん税法（昭三二―法三七）の一部改正（昭三七―法一六一）……一五六
△特定多目的ダム法（昭三一―法三五）の一部改正（昭三七―法一六一）……一五七
△都市公園法（昭三一―法七九）の一部改正（昭三七―法一六一）……一五八
△道路整備特別措置法（昭三一―法七）の一部改正（昭三七―法一六一）……一五九
△と畜場法（昭二八―法一一四）の一部改正（昭三七―法一六一）……一六〇
△道路法（昭二七―法一八〇）の一部改正（昭三七―法一六一）……一六一
△統計報告調整法（昭二七―法一四八）の一部改正（昭三七―法一六一）……一六二
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三七―法一五二）……一六三
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三七―法一六一）……一六四
△道路運送車両法（昭二六―法一八五）の一部改正（昭三七―法一六一）……一六五
△道路交通法（昭三五―法一〇五）の一部改正（昭三七―法一六一）……一六六
△特許法（昭三四―法一二一）の一部改正（昭三七―法一六一）……一六七
△とん税法（昭三二―法三七）の一部改正（昭三七―法一六一）……一六八
△特定多目的ダム法（昭三一―法三五）の一部改正（昭三七―法一六一）……一六九
△都市公園法（昭三一―法七九）の一部改正（昭三七―法一六一）……一七〇
△道路整備特別措置法（昭三一―法七）の一部改正（昭三七―法一六一）……一七一
△と畜場法（昭二八―法一一四）の一部改正（昭三七―法一六一）……一七二
△道路法（昭二七―法一八〇）の一部改正（昭三七―法一六一）……一七三
△統計報告調整法（昭二七―法一四八）の一部改正（昭三七―法一六一）……一七四
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三七―法一五二）……一七五
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三七―法一六一）……一七六
△道路運送車両法（昭二六―法一八五）の一部改正（昭三七―法一六一）……一七七
△道路交通法（昭三五―法一〇五）の一部改正（昭三七―法一六一）……一七八
△特許法（昭三四―法一二一）の一部改正（昭三七―法一六一）……一七九
△とん税法（昭三二―法三七）の一部改正（昭三七―法一六一）……一八〇
△特定多目的ダム法（昭三一―法三五）の一部改正（昭三七―法一六一）……一八一
△都市公園法（昭三一―法七九）の一部改正（昭三七―法一六一）……一八二
△道路整備特別措置法（昭三一―法七）の一部改正（昭三七―法一六一）……一八三
△と畜場法（昭二八―法一一四）の一部改正（昭三七―法一六一）……一八四
△道路法（昭二七―法一八〇）の一部改正（昭三七―法一六一）……一八五
△統計報告調整法（昭二七―法一四八）の一部改正（昭三七―法一六一）……一八六
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三七―法一五二）……一八七
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三七―法一六一）……一八八
△道路運送車両法（昭二六―法一八五）の一部改正（昭三七―法一六一）……一八九
△特許法（昭三四―法一二一）の一部改正（昭三七―法一六一）……一九〇
△とん税法（昭三二―法三七）の一部改正（昭三七―法一六一）……一九一
△特定多目的ダム法（昭三一―法三五）の一部改正（昭三七―法一六一）……一九二
△都市公園法（昭三一―法七九）の一部改正（昭三七―法一六一）……一九三
△道路整備特別措置法（昭三一―法七）の一部改正（昭三七―法一六一）……一九四
△と畜場法（昭二八―法一一四）の一部改正（昭三七―法一六一）……一九五
△道路法（昭二七―法一八〇）の一部改正（昭三七―法一六一）……一九六
△統計報告調整法（昭二七―法一四八）の一部改正（昭三七―法一六一）……一九七
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三七―法一五二）……一九八
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三七―法一六一）……一九九
△道路運送車両法（昭二六―法一八五）の一部改正（昭三七―法一六一）……二〇〇
△道路交通法（昭三五―法一〇五）の一部改正（昭三七―法一六一）……二〇一
△特許法（昭三四―法一二一）の一部改正（昭三七―法一六一）……二〇二
△とん税法（昭三二―法三七）の一部改正（昭三七―法一六一）……二〇三
△特定多目的ダム法（昭三一―法三五）の一部改正（昭三七―法一六一）……二〇四
△都市公園法（昭三一―法七九）の一部改正（昭三七―法一六一）……二〇五
△道路整備特別措置法（昭三一―法七）の一部改正（昭三七―法一六一）……二〇六
△と畜場法（昭二八―法一一四）の一部改正（昭三七―法一六一）……二〇七
△道路法（昭二七―法一八〇）の一部改正（昭三七―法一六一）……二〇八
△統計報告調整法（昭二七―法一四八）の一部改正（昭三七―法一六一）……二〇九
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三七―法一五二）……二一〇
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三七―法一六一）……二一一
△道路運送車両法（昭二六―法一八五）の一部改正（昭三七―法一六一）……二一二
△道路交通法（昭三五―法一〇五）の一部改正（昭三七―法一六一）……二一三
△特許法（昭三四―法一二一）の一部改正（昭三七―法一六一）……二一四
△とん税法（昭三二―法三七）の一部改正（昭三七―法一六一）……二一五
△特定多目的ダム法（昭三一―法三五）の一部改正（昭三七―法一六一）……二一六
△都市公園法（昭三一―法七九）の一部改正（昭三七―法一六一）……二一七
△道路整備特別措置法（昭三一―法七）の一部改正（昭三七―法一六一）……二一八
△と畜場法（昭二八―法一一四）の一部改正（昭三七―法一六一）……二一九
△道路法（昭二七―法一八〇）の一部改正（昭三七―法一六一）……二二〇
△統計報告調整法（昭二七―法一四八）の一部改正（昭三七―法一六一）……二二一
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三七―法一五二）……二二二
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三七―法一六一）……二二三
△道路運送車両法（昭二六―法一八五）の一部改正（昭三七―法一六一）……二二四
△道路交通法（昭三五―法一〇五）の一部改正（昭三七―法一六一）……二二五
△特許法（昭三四―法一二一）の一部改正（昭三七―法一六一）……二二六
△とん税法（昭三二―法三七）の一部改正（昭三七―法一六一）……二二七
△特定多目的ダム法（昭三一―法三五）の一部改正（昭三七―法一六一）……二二八
△都市公園法（昭三一―法七九）の一部改正（昭三七―法一六一）……二二九
△道路整備特別措置法（昭三一―法七）の一部改正（昭三七―法一六一）……二三〇
△と畜場法（昭二八―法一一四）の一部改正（昭三七―法一六一）……二三一
△道路法（昭二七―法一八〇）の一部改正（昭三七―法一六一）……二三二
△統計報告調整法（昭二七―法一四八）の一部改正（昭三七―法一六一）……二三三
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三七―法一五二）……二三四
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三七―法一六一）……二三五
△道路運送車両法（昭二六―法一八五）の一部改正（昭三七―法一六一）……二三六
△道路交通法（昭三五―法一〇五）の一部改正（昭三七―法一六一）……二三七
△特許法（昭三四―法一二一）の一部改正（昭三七―法一六一）……二三八
△とん税法（昭三二―法三七）の一部改正（昭三七―法一六一）……二三九
△特定多目的ダム法（昭三一―法三五）の一部改正（昭三七―法一六一）……二四〇
△都市公園法（昭三一―法七九）の一部改正（昭三七―法一六一）……二四一
△道路整備特別措置法（昭三一―法七）の一部改正（昭三七―法一六一）……二四二
△と畜場法（昭二八―法一一四）の一部改正（昭三七―法一六一）……二四三
△道路法（昭二七―法一八〇）の一部改正（昭三七―法一六一）……二四四
△統計報告調整法（昭二七―法一四八）の一部改正（昭三七―法一六一）……二四五
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三七―法一五二）……二四六
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三七―法一六一）……二四七
△道路運送車両法（昭二六―法一八五）の一部改正（昭三七―法一六一）……二四八
△道路交通法（昭三五―法一〇五）の一部改正（昭三七―法一六一）……二四九
△特許法（昭三四―法一二一）の一部改正（昭三七―法一六一）……二五〇
△とん税法（昭三二―法三七）の一部改正（昭三七―法一六一）……二五一
△特定多目的ダム法（昭三一―法三五）の一部改正（昭三七―法一六一）……二五二
△都市公園法（昭三一―法七九）の一部改正（昭三七―法一六一）……二五三
△道路整備特別措置法（昭三一―法七）の一部改正（昭三七―法一六一）……二五四
△と畜場法（昭二八―法一一四）の一部改正（昭三七―法一六一）……二五五
△道路法（昭二七―法一八〇）の一部改正（昭三七―法一六一）……二五六
△統計報告調整法（昭二七―法一四八）の一部改正（昭三七―法一六一）……二五七
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三七―法一五二）……二五八
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三七―法一六一）……二五九
△道路運送車両法（昭二六―法一八五）の一部改正（昭三七―法一六一）……二六〇
△道路交通法（昭三五―法一〇五）の一部改正（昭三七―法一六一）……二六一
△特許法（昭三四―法一二一）の一部改正（昭三七―法一六一）……二六二
△とん税法（昭三二―法三七）の一部改正（昭三七―法一六一）……二六三
△特定多目的ダム法（昭三一―法三五）の一部改正（昭三七―法一六一）……二六四
△都市公園法（昭三一―法七九）の一部改正（昭三七―法一六一）……二六五
△道路整備特別措置法（昭三一―法七）の一部改正（昭三七―法一六一）……二六六
△と畜場法（昭二八―法一一四）の一部改正（昭三七―法一六一）……二六七
△道路法（昭二七―法一八〇）の一部改正（昭三七―法一六一）……二六八
△統計報告調整法（昭二七―法一四八）の一部改正（昭三七―法一六一）……二六九
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三七―法一五二）……二七〇
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三七―法一六一）……二七一
△道路運送車両法（昭二六―法一八五）の一部改正（昭三七―法一六一）……二七二
△道路交通法（昭三五―法一〇五）の一部改正（昭三七―法一六一）……二七三
△特許法（昭三四―法一二一）の一部改正（昭三七―法一六一）……二七四
△とん税法（昭三二―法三七）の一部改正（昭三七―法一六一）……二七五
△特定多目的ダム法（昭三一―法三五）の一部改正（昭三七―法一六一）……二七六
△都市公園法（昭三一―法七九）の一部改正（昭三七―法一六一）……二七七
△道路整備特別措置法（昭三一―法七）の一部改正（昭三七―法一六一）……二七八
△と畜場法（昭二八―法一一四）の一部改正（昭三七―法一六一）……二七九
△道路法（昭二七―法一八〇）の一部改正（昭三七―法一六一）……二八〇
△統計報告調整法（昭二七―法一四八）の一部改正（昭三七―法一六一）……二八一
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三七―法一五二）……二八二
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三七―法一六一）……二八三
△道路運送車両法（昭二六―法一八五）の一部改正（昭三七―法一六一）……二八四
△道路交通法（昭三五―法一〇五）の一部改正（昭三七―法一六一）……二八五
△特許法（昭三四―法一二一）の一部改正（昭三七―法一六一）……二八六
△とん税法（昭三二―法三七）の一部改正（昭三七―法一六一）……二八七
△特定多目的ダム法（昭三一―法三五）の一部改正（昭三七―法一六一）……二八八
△都市公園法（昭三一―法七九）の一部改正（昭三七―法一六一）……二八九
△道路整備特別措置法（昭三一―法七）の一部改正（昭三七―法一六一）……二九〇
△と畜場法（昭二八―法一一四）の一部改正（昭三七―法一六一）……二九一
△道路法（昭二七―法一八〇）の一部改正（昭三七―法一六一）……二九二
△統計報告調整法（昭二七―法一四八）の一部改正（昭三七―法一六一）……二九三
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三七―法一五二）……二九四
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三七―法一六一）……二九五
△道路運送車両法（昭二六―法一八五）の一部改正（昭三七―法一六一）……二九六
△道路交通法（昭三五―法一〇五）の一部改正（昭三七―法一六一）……二九七
△特許法（昭三四―法一二一）の一部改正（昭三七―法一六一）……二九八
△とん税法（昭三二―法三七）の一部改正（昭三七―法一六一）……二九九
△特定多目的ダム法（昭三一―法三五）の一部改正（昭三七―法一六一）……三〇〇
△都市公園法（昭三一―法七九）の一部改正（昭三七―法一六一）……三〇一
△道路整備特別措置法（昭三一―法七）の一部改正（昭三七―法一六一）……三〇二
△と畜場法（昭二八―法一一四）の一部改正（昭三七―法一六一）……三〇三
△道路法（昭二七―法一八〇）の一部改正（昭三七―法一六一）……三〇四
△統計報告調整法（昭二七―法一四八）の一部改正（昭三七―法一六一）……三〇五
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三七―法一五二）……三〇六
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三七―法一六一）……三〇七
△道路運送車両法（昭二六―法一八五）の一部改正（昭三七―法一六一）……三〇八
△道路交通法（昭三五―法一〇五）の一部改正（昭三七―法一六一）……三〇九
△特許法（昭三四―法一二一）の一部改正（昭三七―法一六一）……三一〇
△とん税法（昭三二―法三七）の一部改正（昭三七―法一六一）……三一一
△特定多目的ダム法（昭三一―法三五）の一部改正（昭三七―法一六一）……三一二
△都市公園法（昭三一―法七九）の一部改正（昭三七―法一六一）……三一三
△道路整備特別措置法（昭三一―法七）の一部改正（昭三七―法一六一）……三一四
△と畜場法（昭二八―法一一四）の一部改正（昭三七―法一六一）……三一五
△道路法（昭二七―法一八〇）の一部改正（昭三七―法一六一）……三一六
△統計報告調整法（昭二七―法一四八）の一部改正（昭三七―法一六一）……三一七
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三七―法一五二）……三一八
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三七―法一六一）……三一九
△道路運送車両法（昭二六―法一八五）の一部改正（昭三七―法一六一）……三二〇
△道路交通法（昭三五―法一〇五）の一部改正（昭三七―法一六一）……三二一
△特許法（昭三四―法一二一）の一部改正（昭三七―法一六一）……三二二
△とん税法（昭三二―法三七）の一部改正（昭三七―法一六一）……三二三
△特定多目的ダム法（昭三一―法三五）の一部改正（昭三七―法一六一）……三二四
△都市公園法（昭三一―法七九）の一部改正（昭三七―法一六一）……三二五
△道路整備特別措置法（昭三一―法七）の一部改正（昭三七―法一六一）……三二六
△と畜場法（昭二八―法一一四）の一部改正（昭三七―法一六一）……三二七
△道路法（昭二七―法一八〇）の一部改正（昭三七―法一六一）……三二八
△統計報告調整法（昭二七―法一四八）の一部改正（昭三七―法一六一）……三二九
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三七―法一五二）……三三〇
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三七―法一六一）……三三一
△道路運送車両法（昭二六―法一八五）の一部改正（昭三七―法一六一）……三三二
△道路交通法（昭三五―法一〇五）の一部改正（昭三七―法一六一）……三三三
△特許法（昭三四―法一二一）の一部改正（昭三七―法一六一）……三三四
△とん税法（昭三二―法三七）の一部改正（昭三七―法一六一）……三三五
△特定多目的ダム法（昭三一―法三五）の一部改正（昭三七―法一六一）……三三六
△都市公園法（昭三一―法七九）の一部改正（昭三七―法一六一）……三三七
△道路整備特別措置法（昭三一―法七）の一部改正（昭三七―法一六一）……三三八
△と畜場法（昭二八―法一一四）の一部改正（昭三七―法一六一）……三三九
△道路法（昭二七―法一八〇）の一部改正（昭三七―法一六一）……三四〇
△統計報告調整法（昭二七―法一四八）の一部改正（昭三七―法一六一）……三四一
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三七―法一五二）……三四二
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三七―法一六一）……三四三
△道路運送車両法（昭二六―法一八五）の一部改正（昭三七―法一六一）……三四四
△道路交通法（昭三五―法一〇五）の一部改正（昭三七―法一六一）……三四五
△特許法（昭三四―法一二一）の一部改正（昭三七―法一六一）……三四六
△とん税法（昭三二―法三七）の一部改正（昭三七―法一六一）……三四七
△特定多目的ダム法（昭三一―法三五）の一部改正（昭三七―法一六一）……三四八
△都市公園法（昭三一―法七九）の一部改正（昭三七―法一六一）……三四九
△道路整備特別措置法（昭三一―法七）の一部改正（昭三七―法一六一）……三五〇
△と畜場法（昭二八―法一一四）の一部改正（昭三七―法一六一）……三五一
△道路法（昭二七―法一八〇）の一部改正（昭三七―法一六一）……三五二
△統計報告調整法（昭二七―法一四八）の一部改正（昭三七―法一六一）……三五三
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三七―法一五二）……三五四
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三七―法一六一）……三五五
△道路運送車両法（昭二六―法一八五）の一部改正（昭三七―法一六一）……三五六
△道路交通法（昭三五―法一〇五）の一部改正（昭三七―法一六一）……三五七
△特許法（昭三四―法一二一）の一部改正（昭三七―法一六一）……三五八
△とん税法（昭三二―法三七）の一部改正（昭三七―法一六一）……三五九
△特定多目的ダム法（昭三一―法三五）の一部改正（昭三七―法一六一）……三六〇
△都市公園法（昭三一―法七九）の一部改正（昭三七―法一六一）……三六一
△道路整備特別措置法（昭三一―法七）の一部改正（昭三七―法一六一）……三六二
△と畜場法（昭二八―法一一四）の一部改正（昭三七―法一六一）……三六三
△道路法（昭二七―法一八〇）の一部改正（昭三七―法一六一）……三六四
△統計報告調整法（昭二七―法一四八）の一部改正（昭三七―法一六一）……三六五
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三七―法一五二）……三六六
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三七―法一六一）……三六七
△道路運送車両法（昭二六―法一八五）の一部改正（昭三七―法一六一）……三六八
△道路交通法（昭三五―法一〇五）の一部改正（昭三七―法一六一）……三六九
△特許法（昭三四―法一二一）の一部改正（昭三七―法一六一）……三七〇
△とん税法（昭三二―法三七）の一部改正（昭三七―法一六一）……三七一
△特定多目的ダム法（昭三一―法三五）の一部改正（昭三七―法一六一）……三七二
△都市公園法（昭三一―法七九）の一部改正（昭三七―法一六一）……三七三
△道路整備特別措置法（昭三一―法七）の一部改正（昭三七―法一六一）……三七四
△と畜場法（昭二八―法一一四）の一部改正（昭三七―法一六一）……三七五
△道路法（昭二七―法一八〇）の一部改正（昭三七―法一六一）……三七六
△統計報告調整法（昭二七―法一四八）の一部改正（昭三七―法一六一）……三七七
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三七―法一五二）……三七八
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三七―法一六一）……三七九
△道路運送車両法（昭二六―法一八五）の一部改正（昭三七―法一六一）……三八〇
△道路交通法（昭三五―法一〇五）の一部改正（昭三七―法一六一）……三八一
△特許法（昭三四―法一二一）の一部改正（昭三七―法一六一）……三八二
△とん税法（昭三二―法三七）の一部改正（昭三七―法一六一）……三八三
△特定多目的ダム法（昭三一―法三五）の一部改正（昭三七―法一六一）……三八四
△都市公園法（昭三一―法七九）の一部改正（昭三七―法一六一）……三八五
△道路整備特別措置法（昭三一―法七）の一部改正（昭三七―法一六一）……三八六
△と畜場法（昭二八―法一一四）の一部改正（昭三七―法一六一）……三八七
△道路法（昭二七―法一八〇）の一部改正（昭三七―法一六一）……三八八
△統計報告調整法（昭二七―法一四八）の一部改正（昭三七―法一六一）……三八九
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三七―法一五二）……三九〇
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三七―法一六一）……三九一
△道路運送車両法（昭二六―法一八五）の一部改正（昭三七―法一六一）……三九二
△道路交通法（昭三五―法一〇五）の一部改正（昭三七―法一六一）……三九三
△特許法（昭三四―法一二一）の一部改正（昭三七―法一六一）……三九四
△とん税法（昭三二―法三七）の一部改正（昭三七―法一六一）……三九五
△特定多目的ダム法（昭三一―法三五）の一部改正（昭三七―法一六一）……三九六
△都市公園法（昭三一―法七九）の一部改正（昭三七―法一六一）……三九七
△道路整備特別措置法（昭三一―法七）の一部改正（昭三七―法一六一）……三九八
△と畜場法（昭二八―法一一四）の一部改正（昭三七―法一六一）……三九九
△道路法（昭二七―法一八〇）の一部改正（昭三七―法一六一）……四〇〇
△統計報告調整法（昭二七―法一四八）の一部改正（昭三七―法一六一）……四〇一
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三七―法一五二）……四〇二
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三七―法一六一）……四〇三
△道路運送車両法（昭二六―法一八五）の一部改正（昭三七―法一六一）……四〇四
△道路交通法（昭三五―法一〇五）の一部改正（昭三七―法一六一）……四〇五
△特許法（昭三四―法一二一）の一部改正（昭三七―法一六一）……四〇六
△とん税法（昭三二―法三七）の一部改正（昭三七―法一六一）……四〇七
△特定多目的ダム法（昭三一―法三五）の一部改正（昭三七―法一六一）……四〇八
△都市公園法（昭三一―法七九）の一部改正（昭三七―法一六一）……四〇九
△道路整備特別措置法（昭三一―法七）の一部改正（昭三七―法一六一）……四一〇
△と畜場法（昭二八―法一一四）の一部改正（昭三七―法一六一）……四一一
△道路法（昭二七―法一八〇）の一部改正（昭三七―法一六一）……四一二
△統計報告調整法（昭二七―法一四八）の一部改正（昭三七―法一六一）……四一三
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三七―法一五二）……四一四
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三七―法一六一）……四一五
△道路運送車両法（昭二六―法一八五）の一部改正（昭三七―法一六一）……四一六
△道路交通法（昭三五―法一〇五）の一部改正（昭三七―法一六一）……四一七
△特許法（昭三四―法一二一）の一部改正（昭三七―法一六一）……四一八
△とん税法（昭三二―法三七）の一部改正（昭三七―法一六一）……四一九
△特定多目的ダム法（昭三一―法三五）の一部改正（昭三七―法一六一）……四二〇
△都市公園法（昭三一―法七九）の一部改正（昭三七―法一六一）……四二一
△道路整備特別措置法（昭三一―法七）の一部改正（昭三七―法一六一）……四二二
△と畜場法（昭二八―法一一四）の一部改正（昭三七―法一六一）……四二三
△道路法（昭二七―法一八〇）の一部改正（昭三七―法一六一）……四二四
△統計報告調整法（昭二七―法一四八）の一部改正（昭三七―法一六一）……四二五
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三七―法一五二）……四二六
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三七―法一六一）……四二七
△道路運送車両法（昭二六―法一八五）の一部改正（昭三七―法一六一）……四二八
△道路交通法（昭三五―法一〇五）の一部改正（昭三七―法一六一）……四二九
△特許法（昭三四―法一二一）の一部改正（昭三七―法一六一）……四三〇
△とん税法（昭三二―法三七）の一部改正（昭三七―法一六一）……四三一
△特定多目的ダム法（昭三一―法三五）の一部改正（昭三七―法一六一）……四三二
△都市公園法（昭三一―法七九）の一部改正（昭三七―法一六一）……四三三
△道路整備特別措置法（昭三一―法七）の一部改正（昭三七―法一六一）……四三四
△と畜場法（昭二八―法一一四）の一部改正（昭三七―法一六一）……四三五
△道路法（昭二七―法一八〇）の一部改正（昭三七―法一六一）……四三六
△統計報告調整法（昭二七―法一四八）の一部改正（昭三七―法一六一）……四三七
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三七―法一五二）……四三八
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三七―法一六一）……四三九
△道路運送車両法（昭二六―法一八五）の一部改正（昭三七―法一六一）……四四〇
△道路交通法（昭三五―法一〇五）の一部改正（昭三七―法一六一）……四四一
△特許法（昭三四―法一二一）の一部改正（昭三七―法一六一）……四四二
△とん税法（昭三二―法三七）の一部改正（昭三七―法一六一）……四四三
△特

△武器等製造法（昭二八―法一四五）の一部改正（昭三七―法一六一）……一四二
△プラント類輸出促進臨時措置法（昭三四―法五八）の一部改正（昭三七―法一六一）……一四六

（く）

△弁理士法（大一〇―法一〇〇）の一部改正（昭三七―法一六一）……一四六
△へい獣処理場等に関する法律（昭二三―法一四〇）の一部改正（昭三七―法一六一）……一四七
△弁護士法（昭二四―法一〇五）の一部改正（昭三七―法一六一）……一〇〇

（ほ）

○法務省設置法の一部を改正する法律（昭三七・九・五・法一四九）……一

△法人税法（昭二二―法二八）の一部改正（昭三七―法一五二）……一四四
△墓地、埋葬等に関する法律（昭二三―法四八）の一部改正（昭三七―法一六一）……一四六
△牧野法（昭二五―法一九四）の一部改正（昭三七―法一六一）……一四三
△補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭三〇―法一七九）の一部改正（昭三七―法一六一）……一四六
△支部省著作教科書の出版権等に関する法律（昭二四―法一四九）の一部改正（昭三七―法一六一）……一四三
△木船再保険法（昭二八―法六五）の一部改正（昭三七―法一六一）……一四九
△木材防腐特別措置法（昭二八―法二一二）の一部改正（昭三七―法一六一）……一四一

（や）

△薬事法（昭三五―法一四五）の一部改正（昭三七―法一六一）……一四九

（ゆ）

○郵政省設置法の一部を改正する法律（昭三七・九・一〇・法一五四）……一四四
△郵政省設置法（昭二三―法二四四）の一部改正（昭三七―法一六一）……一四三

△郵便年金法（昭二四―法六九）の一部改正（昭三七―法一六一）……一四五
△輸出保険法（昭二五―法六七）の一部改正（昭三七―法一六一）……一四七
△有線放送業務の運用の規正に関する法律（昭二六―法二三五）の一部改正（昭三七―法一六一）……一四六
△輸出入取引法（昭二七―法二九九）の一部改正（昭三七―法一六一）……一四七
△有線電気通信法（昭二八―法九六）の一部改正（昭三七―法一六一）……一四三
△輸出水産業の振興に関する法律（昭二九―法二五四）の一部改正（昭三七―法一六一）……一四七
△有線放送電話に関する法律（昭三二―法二三〇）の一部改正（昭三七―法一六一）……一四三
△輸出検査法（昭三二―法九七）の一部改正（昭三七―法一六一）……一四七
△輸出品デザイン法（昭三四―法一〇六）

（ら）

△らい予防法（昭二八―法二一四）の一部改正（昭三七―法一六一）……一四五
△酪農振興法（昭二九―法一八二）の一部改正（昭三七―法一六一）……一四三

（り）

△陸上交通事業調整法（昭一三―法七一）の一部改正（昭三七―法一六一）……一四二
△理容師法（昭二二―法二三四）の一部改正（昭三七―法一六一）……一四六
△旅館業法（昭二三―法一三八）の一部改正（昭三七―法一六一）……一四七
△旅券法（昭二六―法二六七）の一部改正（昭三七―法一六一）……一〇四
△旅行あっ旋業法（昭二七―法二三九）の一部改正（昭三七―法一六一）……一四三
△臨時石炭鉱害復旧法（昭二七―法二九）の一部改正（昭三七―法一六一）……一四四
△臨時船舶建造調整法（昭二八―法二一四）の一部改正（昭三七―法一六一）……一四〇

（れ）

△連合国財産補償法（昭二六―法二六四）の一部改正（昭三七―法一六一）……一〇六
△連合国財産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律（昭三四―法一六五）の一部改正（昭三七―法一六一）……一〇六

（ろ）

△労働関係調整法（昭二一―法二五）の一部改正（昭三七―法一六一）……一四六
△労働基準法（昭二二―法四九）の一部改正（昭三七―法一六一）……一四六
△労働者災害補償保険法（昭二二―法五〇）の一部改正（昭三七―法一六一）……一四六
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三五―法二九）の一部改正（昭三七―法一五二）……一四六
△労働組合法（昭二四―法一七四）の一部改正（昭三七―法一六一）……一四六
△労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭二二―法一二六）の一部改正（昭三七―法一六一）……一四六

部門別索引

（注）一、第四十一回国会を通過成立した法律を、第一憲法、第二国会、第三行政一般、第四地方制度、第五司法・法務、第六民事法、第七刑事法、第八警察・消防、第九教育・文化、第一〇厚生、第一一労働、第一二財政、第一三租税・専売、第一四金融、第一五産業一般、第一六農林・水産、第一七商工、第一八運輸、第一九郵政、第二〇電気通信、第二一建設、第二二外事及び第二三国防の二三部門に分類して掲載した。

二、〇印は、同国会を通過成立した法律を示す。

△印は、右法律によつて改廃された法令を示す。

例えば、

△公職選挙法（昭二五―法一〇〇）の一部改正（昭三七―法一六一）とあるのは、昭和三十七年法律第百六十一号（行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律）によつて、公職選挙法（昭二五―法一〇〇）が一部改正されたことを示す。

第一　憲　法

△公職選挙法（昭二五―法一〇〇）の一部改正（昭三七―法一六一）……一七四

△公務員の懲戒免除等に関する法律（昭二七―法一一七）の一部改正（昭三七―法一六一）……一九四

第二　国　会

○国会議員互助年金法の一部を改正する法律（昭三七・九・一三・法一五七）（衆法）……一七三

第三　行政一般

○行政不服審査法（昭三七・九・一五・法一六〇）……一九四

○行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭三七・九・一五・法一六一）……一八六

△訴願法（明二三―法一〇五）廃止（昭三七―法一六〇）……一八六

△恩給法（大一二―法四八）の一部改正（昭三七―法一六一）……一九四

△恩給法の一部を改正する法律（昭三七―法一五五）の一部改正（昭三七―法一六一）……一九五

△国家公務員法（昭二二―法一二〇）の一部改正（昭三七―法一六一）……二八四

△行政代執行法（昭二三―法四三）の一部改正（昭三七―法一六一）……一九四

△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三七―法一六一）……一九四

△一般職の職員の給与に関する法律（昭二五―法九五）の一部改正（昭三七―法一六一）……二八五

△土地調整委員会設置法（昭二五―法二九二）の一部改正（昭三七―法一六一）……一九六

△国家公務員災害補償法（昭二六―法一九一）の一部改正（昭三七―法一六一）……二八五

△外務公務員法（昭二七―法四一）の一部改正（昭三七―法一六一）……二〇四

△統計報告調整法（昭二七―法一四八）の一部改正（昭三七―法一六一）……一九八

△自治省設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭三七―法一五二）……六六

△自治省設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭三七―法一六一）……二六九

△科学技術庁設置法（昭三一―法四九）の一部改正（昭三七―法一六一）……一九四

一部改正(昭三七―法一六一)……二〇〇
△公共企業体職員等共済組合法(昭三一―法一三四)の一部改正(昭三七―法一六一)……二〇六
△国家公務員共済組合法(昭三三―法一二八)の一部改正(昭三七―法一五二)……六七
△国家公務員共済組合法(昭三三―法一二八)の一部改正(昭三七―法一六一)……二〇六
△国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭三三―法一二九)の一部改正(昭三七―法一五三)……二三六

第四　地方制度

○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭三七・九・六・法一五〇)……二
○地方公務員共済組合法(昭三七・九・八・法一五二)……二一
○地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭三七・五・八・法一五三)……七四
△地方自治法(昭二二―法六七)の一部改正(昭三七―法一五三)……一三七
△地方自治法(昭二二―法六七)の一部改正(昭三七―法一六一)……二六九
△地方財政法(昭二三―法一〇九)の一部改正(昭三七―法一五二)……六四
△地方財政法(昭二三―法一〇九)の一部改正(昭三七―法一五三)……一三七
△地方財政法(昭二三―法一〇九)の一部改正(昭三七―法一六一)……二六九
△地方交付税法(昭二五―法二一一)の一部改正(昭三七―法一六一)……二六九
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭三七―法一五二)……六五
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭三七―法一六一)……二〇六
△地方公務員法(昭二五―法二六一)の一部改正(昭三七―法一五二)……一三七
△地方公務員法(昭二五―法二六一)の一部改正(昭三七―法一六一)……二六九
△町村職員恩給組合法(昭二七―法一五二)……二〇一
△地方公営企業法(昭二七―法二九二)の一部改正(昭三七―法一六一)……二〇一
△町村合併促進法(昭二八―法二五八)の一部改正(昭三七―法一六一)……二〇一
△市町村職員共済組合法(昭二九―法二〇四)廃止(昭三七―法一五二)……二〇二
△国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭三二―法八一)の一部改正(昭三七―法一六一)……二〇二
△地方議会議員互助年金法(昭三三―法一二〇)廃止(昭三七―法一五二)……二〇二

第五　司法・法務

○法務省設置法の一部を改正する法律(昭三七・九・五・法一四九)……一
△公証人法(明四一―法五二)の一部改正(昭三七―法一六一)……二〇二
△弁護士法(昭二四―法二〇五)の一部改正(昭三七―法一六一)……二〇〇
△出入国管理令(昭二六―政三一九)の一部改正(昭三七―法一六一)……二〇三

第六　民事法

△非訟事件手続法(明三一―法一四)の一部改正(昭三七―法一六一)……二〇一
△供託法(明三二―法一五)の一部改正(昭三七―法一六一)……二〇一
△不動産登記法(明三二―法二四)の一部改正(昭三七―法一六一)……二〇一
△破産法(大一一―法七一)の一部改正(昭三七―法一六一)……二〇二
△漁業財団抵当法(大一四―法九)の一部改正(昭三七―法一五六)……一七〇
△戸籍法(昭二二―法二二四)の一部改正(昭三七―法一六一)……二〇二
△会社更生法(昭二七―法一七二)の一部改正(昭三七―法一六一)……二〇二

△日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律(昭二八―法二四六)の一部改正(昭三七―法一六一)……一九九
△連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律(昭三六―法二二五)の一部改正(昭三七―法一六一)……二〇〇

第七　刑事法

△犯罪者予防更生法(昭二四―法一四二)の一部改正(昭三七―法一六一)……二〇三
△破壊活動防止法(昭二七―法二四〇)の一部改正(昭三七―法一六一)……二〇三
△執行猶予者保護観察法(昭二九―法五八)の一部改正(昭三七―法一六一)……二〇三

第八　警察・消防

△消防法(昭二三―法一八六)の一部改正(昭三七―法一六一)……二六四
△警察法(昭二九―法一六三)の一部改正(昭三七―法一五二)……六七
△売春防止法(昭三一―法一一八)の一部改正(昭三七―法一六一)……二〇三
△銃砲刀剣類等所持取締法(昭三三―法六)の一部改正(昭三七―法一六一)……一九五
△道路交通法(昭三五―法一〇五)の一部改正(昭三七―法一六一)……一九九
△私立学校教職員共済組合法(昭二八―法二四五)の一部改正(昭三七―法一六一)……二三二
△公立養護学校整備特別措置法(昭三一―法一五二)の一部改正(昭三七―法一五二)……六七
△公立養護学校整備特別措置法(昭三一―法一五二)の一部改正(昭三七―法一五三)……一三八

第九　教育・文化

○公立学校施設災害復旧費国庫負担法の一部を改正する法律(昭三七・九・六・法一五一)……一九五
△学校教育法(昭二二―法二六)の一部改正(昭三七―法一六一)……二三二
△教育職員免許法(昭二四―法一四七)の一部改正(昭三七―法一六一)……二三二
△文部省著作教科書の出版権等に関する法律(昭二四―法一四九)の一部改正(昭三七―法一六一)……二三二
△私立学校法(昭二四―法二七〇)の一部改正(昭三七―法一六一)……二三三
△医療法(昭二三―法二〇五)の一部改正(昭三七―法一六一)……二三三
○環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律(昭三七・九・二九・法一六二)(衆法)……二六七
△伝染病予防法(明三〇―法三六)の一部改正(昭三七―法一六一)……二三四
△「トラホーム」予防法(大八―法二七)の一部改正(昭三七―法一六一)……二三四
△義務教育費国庫負担法(昭二七―法三〇三)の一部改正(昭三七―法一六一)……二三四
△義務教育費国庫負担法(昭二七―法三〇三)の一部改正(昭三七―法一五三)……二三七
△健康保険法(大一一―法七〇)の一部改正(昭三七―法一五二)……六三

△米穀改善法（昭一七―法一四八）の一部
改正（昭三七―法一六一）……三五
△と畜場法（昭一八―法一一四）の一部改
正（昭三七―法一六一）……三七
△未帰還者留守家族等援護法（昭二八―
法一六一）の一部改正（昭三七―法一
五三）……三七
△未帰還者留守家族等援護法（昭二八―
法一六一）の一部改正（昭三七―法一
一）……三七
△社会保険審査官及び社会保険審査会法
（昭二八―法一〇六）の一部改正（昭三
七―法一六一）……三七
△自雇労働者健康保険法（昭二八―法二
〇七）の一部改正（昭三七―法一五二）……三六
△日雇労働者健康保険法（昭二八―法二
〇七）の一部改正（昭三七―法一六一）……三四
△らい予防法（昭二八―法二一四）の一部
改正（昭三七―法一六一）……三五
△清掃法（昭二九―法七二）の一部改正
（昭三七―法一六一）……三六
△厚生年金保険法（昭二九―法一一五）の
一部改正（昭三七―法一五二）……三六
△厚生年金保険法（昭二九―法一一五）の
一部改正（昭三七―法一六一）……三五
△厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭
二九―法一一七）の一部改正（昭三七―
法一五二）……三六
△登録税法（明二九―法三七）の一部改正
（昭三七―法一五二）……三六

第一二　財政

△社寺等に無償で貸し付けてある国有財
産の処分に関する法律（昭二二―法五
三）の一部改正（昭三七―法一六一）……三六
△大蔵省設置法（昭二四―法一四四）の一
部改正（昭三七―法一六一）……三五
△補助金等に係る予算の執行の適正化に
関する法律（昭三〇―法一七九）の一部
改正（昭三七―法一六一）……三六
△損害保険料率算出団体に関する法律（昭
二三―法一八一）の一部改正（昭三七―
法一六一）……三六
△揮発油税法（昭三二―法一五五）の一部
改正（昭三七―法一六一）……三六
△地方揮発油税法（昭三二―法一五六）の
一部改正（昭三七―法一六一）……三六
△石油ガス税法（昭四〇―法三四）……三六

第一三　租税・専売

△登録税法（明二九―法三七）の一部改正
（昭三七―法一五二）……三六

△性病予防法（昭二三―法一六七）の一
部改正（昭三七―法一六一）……三五
△厚生省設置法（昭二四―法一五二）の一
部改正（昭三七―法一五八）……三五
△厚生省設置法（昭二四―法一五二）の一
部改正（昭三七―法一六一）……三四
△身体障害者福祉法（昭二四―法二八三）
の一部改正（昭三七―法一六一）……三九
△精神衛生法（昭二五―法一三三）の一部
改正（昭三七―法一六一）……三五
△生活保護法（昭二五―法一四四）の一部
改正（昭三七―法一六一）……三九
△クリーニング業法（昭二五―法二〇七）
の一部改正（昭三七―法一六一）……三七
△狂犬病予防法（昭二五―法二四七）の一
部改正（昭三七―法一六一）……三七
△結核予防法（昭二六―法九六）の一部改
正（昭三七―法一五二）……三五
△結核予防法（昭二六―法九六）の一部改
正（昭三七―法一六一）……三五
△検疫法（昭二六―法二〇一）の一部改正
（昭三七―法一六一）……三五
△戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭二
七―法一二七）の一部改正（昭三七―法
一六一）……三六
△栄養改善法（昭二七―法二四八）の一部
改正（昭三七―法一五八）……三四

第一一　労働

△労働関係調整法（昭二一―法二五）の一
部改正（昭三七―法一六一）……三六
△労働基準法（昭二二―法四九）の一部改
正（昭三七―法一六一）……三六
△労働者災害補償保険法（昭二二―法五
〇）の一部改正（昭三七―法一六一）……三六
△労働者災害補償保険法の一部を改正す
る法律（昭三五―法一九）の一部改正
（昭三七―法一五一）……三六
△失業保険法（昭二二―法一四六）の一部
改正（昭三七―法一六一）……三六
△公共企業体等労働関係法（昭二三―法
二五七）の一部改正（昭三七―法一六
一）……三四
△船舶職員法（昭二三―法二六六）の一部
改正（昭三七―法一六一）……三六

△私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭二二―法五四）の一部改正（昭三七―法一五二）……一二四
△私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭二二―法五四）の一部改正（昭三七―法一六一）……一二九
△私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭二二―法一三八）の一部改正（昭三七―法一五二）……一三四
△中小企業等協同組合法（昭二四―法一八二）の一部改正（昭三七―法一六一）……一三九
△計量法（昭二六―法一〇七）の一部改正（昭三七―法一六一）……一四五
△核原料物質開発促進臨時措置法（昭三一―法九三）の一部改正（昭三七―法一六一）……一四八
△中小企業団体の組織に関する法律（昭三二―法一八五）の一部改正（昭三七―法一六一）……一五八
△特許法（昭三四―法一二一）の一部改正（昭三七―法一六一）……一六四
△実用新案法（昭三四―法一二三）の一部改正（昭三七―法一六一）……一六七
△意匠法（昭三四―法一二五）の一部改正（昭三七―法一六一）……一七六
△商標法（昭三四―法一二七）の一部改正（昭三七―法一六一）……一八二
△漁業用港湾局を開設運用する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に対する水産業協同組合法の適用の特例に関する法律（昭二五―法二三三）の一部改正（昭三七―法一五五）……一九四
△農業委員会等に関する法律（昭二六―法一四四）の一部改正（昭三七―法一六一）……二〇二
△農産物検査法（昭二六―法一四四）の一部改正（昭三七―法一六一）……二〇五
△家畜伝染病予防法（昭二六―法一六六）の一部改正（昭三七―法一六一）……二〇九
△森林法（昭二六―法二四九）の一部改正（昭三七―法一六一）……二一五
△水産資源保護法（昭二六―法三一三）の一部改正（昭三七―法一五六）……二一七
△水産資源保護法（昭二六―法三一三）の一部改正（昭三七―法一六一）……二二〇
△真珠養殖事業法（昭二七―法九）の一部改正（昭三七―法一六一）……二二〇
△漁船損害補償法（昭二七―法一八）の一部改正（昭三七―法一六一）……二二〇
△日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭二七―法二四三）の一部改正

△農業災害補償法（昭二二―法一八五）の一部改正（昭三七―法一六一）……二三七
△農業振興地域の整備に関する法律（昭三七―法一四一）……二四一
△農業改良助長法（昭二三―法一六五）の一部改正（昭三七―法一六一）……二四三
△農林省設置法（昭二四―法一五三）の一部改正（昭三七―法一五六）……二四七
△土地改良法（昭二四―法一九五）の一部改正（昭三七―法一六一）……二五二
△農業協同組合等による農業組合の資産の承継等に関する法律（昭二四―法二〇二）の一部改正（昭三七―法一六一）……二五七
△森林病害虫等防除法（昭二五―法五三）の一部改正（昭三七―法一六一）……二六〇
△肥料取締法（昭二五―法二一七）の一部改正（昭三七―法一六一）……二六二
△漁港法（昭二五―法一三七）の一部改正（昭三七―法一六一）……二六五
△植物防疫法（昭二五―法一五一）の一部改正（昭三七―法一六一）……二六七
△牧野法（昭二六―法一九四）の一部改正（昭三七―法一六一）……二七〇
△漁船法（昭二五―法一七八）の一部改正（昭三七―法一六一）……二七二
△家畜改良増殖法（昭二五―法二一〇九）の一部改正（昭三七―法一六一）……二七六
△商工会の組織等に関する法律（昭三五―法八九）の一部改正（昭三七―法一六一）……二八九

第一四　金融

○産業投資特別会計法の一部を改正する法律（昭三七・九・四・法一四八）……一

△証券取引法（昭二三―法二五）の一部改正（昭三七―法一六一）……二〇八
△損害保険料率算出団体に関する法律（昭二三―法一九三）の一部改正（昭三七―法一六一）……二〇九
△国民金融公庫法（昭二四―法四九）の一部改正（昭三七―法一六一）……二一〇
△国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭二九―法九二）の一部改正（昭三七―法一五三）……二一三
△国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭二九―法九一）の一部改正（昭三七―法一五七）……二一五

第一五　産業一般

△弁理士法（大一〇―法一〇〇）の一部改正（昭三七―法一六一）……二一六
△塩業整備臨時措置法（昭三四―法八一）の一部改正（昭三七―法一五二）……二二〇
△国税徴収法（昭三四―法一四七）の一部改正（昭三七―法一五二）……二二九

△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三七―法一五二）……二三
△関税定率法（明四三―法五四）の一部改正（昭三七―法一六一）……二〇七
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三七―法一五二）……二四
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三七―法一五七）……二五
△法人税法（昭二二―法二八）の一部改正（昭三七―法一五二）……二四
△日本専売公社法（昭二三―法二五）の一部改正（昭三七―法一六一）……二〇五
△たばこ専売法（昭二四―法二一二）の一部改正（昭三七―法一六一）……二〇五
△塩専売法（昭二四―法二一三）の一部改正（昭三七―法一六一）……二〇五
△税理士法（昭二六―法二三七）の一部改正（昭三七―法一六一）……二〇七
△製塩施設法（昭二七―法二二八）の一部改正（昭三七―法一六一）……二〇五
△関税法（昭二九―法六一）の一部改正（昭三七―法一六一）……二〇七
△租税特別措置法（昭三二―法二六）の一部改正（昭三七―法一五二）……二〇七
△とん税法（昭三二―法三七）の一部改正（昭三七―法一六一）……二〇八
△特別とん税法（昭三二―法三八）の一部改正（昭三七―法一六一）……二〇九
△狩猟法（大七―法三二）の一部改正（昭三七―法一六一）……二一四
△森林国営保険法（昭二二―法三五）の一部改正（昭三七―法一六一）……二一五
△食糧管理法（昭一七―法四〇）の一部改正（昭三七―法一六一）……二一四
△蚕糸業法（昭一〇―法五七）の一部改正（昭三七―法一六一）……二一四
△家畜改良増殖法（昭二五―法二一〇九）の一部改正（昭三七―法一六一）……二一四
△牧野法（昭二六―法一九四）の一部改正（昭三七―法一六一）……二一四
△漁船法（昭二五―法一七八）の一部改正（昭三七―法一六一）……二一五
△植物防疫法（昭二五―法一五一）の一部改正（昭三七―法一六一）……二一五
△漁港法（昭二五―法一三七）の一部改正（昭三七―法一六一）……二一五
△肥料取締法（昭二五―法二一七）の一部改正（昭三七―法一六一）……二一六
△森林病害虫等防除法（昭二五―法五三）の一部改正（昭三七―法一六一）……二一六
△農林省設置法（昭二四―法一五三）の一部改正（昭三七―法一五六）……二一七
△土地改良法（昭二四―法一九五）の一部改正（昭三七―法一六一）……二一七
△農業協同組合等による農業組合の資産の承継等に関する法律（昭二四―法二〇二）の一部改正（昭三七―法一六一）……二一七
△農業改良助長法（昭二三―法一六五）の一部改正（昭三七―法一六一）……二一七
△農業振興地域の整備に関する法律（昭三七―法一四一）……二一八
△農業災害補償法（昭二二―法一八五）の一部改正（昭三七―法一六一）……二一八
△漁業用港湾局を開設運用する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に対する水産業協同組合法の適用の特例に関する法律（昭二五―法二三三）の一部改正（昭三七―法一五五）……二一八
△農業委員会等に関する法律（昭二六―法一四四）の一部改正（昭三七―法一六一）……二一九
△農産物検査法（昭二六―法一四四）の一部改正（昭三七―法一六一）……二一九
△家畜伝染病予防法（昭二六―法一六六）の一部改正（昭三七―法一六一）……二一九
△森林法（昭二六―法二四九）の一部改正（昭三七―法一六一）……二一九
△水産資源保護法（昭二六―法三一三）の一部改正（昭三七―法一五六）……二一九
△水産資源保護法（昭二六―法三一三）の一部改正（昭三七―法一六一）……二一九
△真珠養殖事業法（昭二七―法九）の一部改正（昭三七―法一六一）……二一九
△漁船損害補償法（昭二七―法一八）の一部改正（昭三七―法一六一）……二一九
△日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭二七―法二四三）の一部改正

改正（昭三七―法一六）……三三
△国際観光ホテル整備法（昭二四―法二七九）……三三
七九）の一部改正（昭三七―法一〇二）の一部改正
△水路業務法（昭二五―法二四〇）……三三
改正（昭三七―法一五）……三四
△港湾業務法（昭二一―法二八）の一部改正
（昭三七―法一六）……三四
△船舶職員法（昭二六―法一四九）の一部改正
（昭三七―法一六）……三四
△港湾運送事業法（昭二六―法一六一）の一部改正
（昭三七―法一六）……三五
△船舶運送事業法（昭二六―法一六二）の一部改正
（昭三七―法一六）……三五
△通路運送車両法（昭二六―法一八五）の一部改正
（昭三七―法一六）……三五
△小型船舶海運業法（昭二七―法一五一）の一部改正
（昭三七―法一六）……三五
△気象業務法（昭二七―法一六五）の一部改正
（昭三七―法一六）……三五
△航空法（昭二七―法二三一）の一部改正
（昭三七―法一六）……三五
△船員保険特別会計法（昭二七―法二二六）の一部改正
（昭三七―法一六）……三六
△船員保険法（昭二七―法二二七）の一部改正
（昭三七―法一六）……三六
△海難審判法（昭二二―法二三五）の一部改正
（昭三七―法一六）……三六
△船員法（昭二二―法四〇〇）の一部改正
（昭三七―法一六）……三六
△船舶安全法（昭八―法一）の一部改正
（昭三七―法一六）……三六
△船舶保険法（昭一四―法九五）の一部改正
（昭三七―法一六）……三七
△帝都高速度交通営団法（昭一―法一）の一部改正（昭三七―法一六）……三七
△船員保険法（昭一四―法九五）の一部改正（昭三七―法一六）……三七
△通路運送法（昭二六―法一八三）の一部改正（昭三七―法一六）……三七
△航空機乗組員名簿に関する法律（昭二七―法二三一）の一部改正
（昭三七―法一六）……三八

△臨時船舶建造調整法（昭二八一法一四九）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇
△自動車損害賠償保障法（昭三〇一法九七）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇
△倉庫業法（昭三一一法一二一）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇
△自動車ターミナル法（昭三四一法一三六）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇

第一九　郵　　政

○郵政省設置法の一部を改正する法律（昭三七・九・一〇・法一五四）……三四
△郵政省設置法（昭二三一法一四四）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇

△簡易生命保険法（昭二四一法六八）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇
△郵便年金法（昭二四一法六九）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇

第二〇　電気通信

△電波法（昭二五一法一三一）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇
△有線放送業務の運用の規正に関する法律（昭二六一法一三五）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇
△有線電気通信法（昭二八一法九六）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇
△公衆電気通信法（昭二八一法九七）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇
△有線放送電話に関する法律（昭三三一法一五二）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇

第二一　建　　設

△河川法（明二九一法七一）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇
△砂防法（明三〇一法二九）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇
△水雷予防組合法（明四一一法五〇）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇
△運河法（大一一法一六）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇
△建設業法（昭二四一法一〇〇）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇
△測量法（昭二四一法一八八）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇
△屋外広告物法（昭二四一法一八九）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇
△建築基準法（昭二五一法二〇一）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇
△土地収用法（昭二六一法二一九）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇
△土地収用法（昭二六一法二一九）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇
△土地区画整理法（昭二九一法一一九）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇
△日本住宅公団法（昭三〇一法五三）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇
△道路整備特別措置法（昭三一一法七）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇
△都市公園法（昭三一一法七九）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇
△海岸法（昭三一一法一〇一）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇
△特定多目的ダム法（昭三二一法三五）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇
△高速自動車国道法（昭三二一法七九）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇
△地すべり等防止法（昭三三一法三〇）の改正（昭三七一法一六一）……三〇
△日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭二七一法一四〇）の一部改正（昭三七一法一六一）……三九
△宅地建物取引業法（昭二七一法一七六）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇
△道路法（昭二七一法一八〇）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇
△土地区画整理法（昭二九一法一一九）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇
△日本住宅公団法（昭三〇一法五三）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇
△道路整備特別措置法（昭三一一法七）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇
△都市公園法（昭三一一法七九）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇
△海岸法（昭三一一法一〇一）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇
△特定多目的ダム法（昭三二一法三五）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇
△高速自動車国道法（昭三二一法七九）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇
△地すべり等防止法（昭三三一法三〇）の改正（昭三七一法一六一）……三〇
△日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭二七一法一四〇）の一部改正（昭三七一法一六一）……三九
△宅地建物取引業法（昭二七一法一七六）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇
△道路法（昭二七一法一八〇）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇
△土地区画整理法（昭二九一法一一九）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇
△日本住宅公団法（昭三〇一法五三）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇
△道路整備特別措置法（昭三一一法七）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇
△都市公園法（昭三一一法七九）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇
△海岸法（昭三一一法一〇一）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇
△特定多目的ダム法（昭三二一法三五）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇
△高速自動車国道法（昭三二一法七九）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇
△地すべり等防止法（昭三三一法三〇）の

第二二　外　　事

△連合国財産補償法（昭二六一法二六四）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇
△下水道法（昭三三一法七九）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇
△工場排水等の規制に関する法律（昭三三一法一八二）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇
△首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律（昭三四一法一七）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇
△住宅地区改良法（昭三五一法八四）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇
△公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律（昭三六一法一〇九）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇
△防災建築街区造成法（昭三六一法一一〇）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇
△公共用地の取得に関する特別措置法（昭三六一法一五〇）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇
△宅地造成等規制法（昭三六一法一九一）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇
△水資源開発公団法（昭三六一法二一八）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇

第二三　国　　防

△自衛隊法（昭二九一法一六五）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇
△旅券法（昭二六一法二六七）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇
△連合国財産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律（昭三四一法一六五）の一部改正（昭三七一法一六一）……三〇

法律第百四十八号（昭三七・九・四）

◎産業投資特別会計法の一部を改正する法律

産業投資特別会計法（昭和二十八年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「及び第十四項」を「、第十四項及び第十六項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　政府が日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づいて合衆国政府に対して負う債務は、この会計の負担とする。

第三条中「及び第十四項」を「、第十四項及び第十六項」に改め、「合計額」の下に「から千七百六十四億円及び産業投資特別会計法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第百四十八号）附則第二項の規定により一般会計に帰属する貸付金の元金の額を控除した額」を加える。

第四条中「外貨債又は外貨借入金の償還金及び利子」の下に「、第一条第三項に規定する債務の元金及び利子」を加える。

附則中第十六項以下を一項ずつ繰り下げ、第十五項の次に次の一項を加える。

16　政府は、昭和三十七年度において、この会計の投資の財源の一部に充てるため、一般会計から、二百三十億円を限り、この会計の歳入に繰り入れることができる。

附　則

1　この法律中附則第十五項の次に一項を加える改正規定及びこれに係る改正規定は公布の日から、その他の規定は日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。

2　日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の際産業投資特別会計に属する資産のうち旧連合国軍人等住宅公社に対する貸付金に係る権利は、当該協定の効力発生の際、連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律（昭和二十七年法律第四十二号）附則第三項の規定により当該貸付金に係る償還義務を承継した一般会計に帰属するものとする。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百四十九号（昭三七・九・五）

◎法務省設置法の一部を改正する法律

法務省設置法（昭和二十二年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

別表五大阪少年鑑別所の項中「大阪市」を「堺市」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から起算して五日を経過した日から施行する。

（法務・内閣総理大臣署名）

法律第百五十号（昭三七・九・六）

◎激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（第三条・第四条）
第三章　農林水産業に関する特別の助成（第五条―第十一条）
第四章　中小企業に関する特別の助成（第十二条―第十五条）
第五章　その他の特別の財政援助及び助成（第十六条―第二十四条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この法律は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に規定する著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の助成措置について規定するものとする。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第二条　国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行なうことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、当該災害を激甚災害として政令で指定するものとする。

2　前項の指定を行なう場合には、次章以下に定める措置のうち、当該激甚災害に対して適用すべき措置を当該政令で指定しなければならない。

3　前二項の政令の制定又は改正の立案については、内閣総理大臣は、あらかじめ中央防災会議の意見をきかなければならない。

第二章　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

（特別の財政援助及びその対象となる事業）

第三条　国は、激甚災害に係る次の各号に掲げる事業で、政令で定める基準に該当する都道府県又は市町村（以下「特定地方公共団体」という。）がその費用の全部又は一部を負担するものについて、当該特定地方公共団体の負担を軽減するため、交付金を交付し、又は当該特定地方公共団体の国に対する負担金を減少するものとする。

一　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業

二　前号の災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して行なう公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第三条に掲げる施設で政令で定めるものの新設又は改良に関する事業

三　公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業

四　公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第八条第二項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業

五　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十条又は第四十一条の規定により設置された保護施設の災害復旧事業

六　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十五条第二項から第四項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業

七　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十七条第二項又は第三項の規定により都道府県又は市町村が設置した身体障害者更生援護施設の災害復旧事業

八　精神薄弱者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十九条の規定により都道府県又は市町村が設置した精神薄弱者援護施設の災害復旧事業

九　売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条の規定により都道府県が設置した婦人保護施設（市町村又は社会福祉法人が設置した婦人保護施設で都道府県から収容保護の委託を受けているものを含む。）の災害復旧事業

十　伝染病予防法（明治三十年法律第三十六号）第十七条第一項の規定により設置された伝染病院、隔離病舎、隔離所又は消毒所の災害復旧事業

十一　激甚災害のための伝染病予防法第二十二条の規定による都道府県の支弁又は同法第二十一条若しくは第二十二条の規定による地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の支弁に係る伝染病予防事業及び伝染病予防法第十九条第二項の規定により市長が行なう伝染病予防事業

十二　激甚災害に伴い発生した土砂等の流入、崩壊等により河川、道路、公園その他の施設で政令で定めるものの区域内に堆積した政令で定める程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等（以下「堆積土砂」という。）の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの（他の法令に国の負担若しくは補助に関し別段の定めがあるもの又は国がその費用の一部を負担し、若しくは補助する災害復旧事業に附随して行なうものを除く。）

十三　激甚災害に伴い発生した前号に規定する区域外の堆積土砂であつて、市町村長が指定した場所に集積されたもの又は市町村長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市町村が行なう排除事業（他の法令に国の負担又は補助に関し別段の定めがあるものを除く。）

十四　激甚災害の発生に伴い浸入した水で浸入状態が政令で定める程度に達するもの（以下「湛水」という。）の排除事業で地方公共団体が施行するもの

2　前項第六号に掲げる児童福祉施設の激甚災害に係る災害復旧事業については、児童福祉法第五十六条の二第一項第一号に該当しないもの（地方公共団体が設置したものを除く。）が同項第二号に該当する場合には、当該施設については、同条及び同法第五十六条の三の規定を準用する。

（特別財政援助額等）

第四条　前条の規定により国が交付し、又は減少する金額の特定地方公共団体ごとの総額（以下この条において「特別財政援助額」という。）は、特定地方公共団体である都道府県にあつては、政令で定めるところにより算出した同条第一項各号に掲げる事業ごとの都道府県の負担額を合算した額を次の各号に定める額に区分して順次に当該各号に定める率を乗じて算定した額を合算した金額とする。

一　激甚災害が発生した年の四月一日の属する会計年度における当該都道府県の標準税収入（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第二条第四項に規定する標準税収入をいい、以下この項において「標準税収入」という。）の百分の十をこえ、百分の五十までに相当する額については、百分の五十

二　前号に規定する標準税収入の百分の五十をこえ、百分の百までに相当する額については、百分の五十五

三　第一号に規定する標準税収入の百分の百をこえ、百分の二百までに相当する額については、百分の六十

四　第一号に規定する標準税収入の百分の二百をこえ、百分の四百までに相当する額については、百分の七十

五　第一号に規定する標準税収入の百分の四百をこえ、百分の六百までに相当する額については、百分の八十

六　第一号に規定する標準税収入の百分の六百をこえる額に相当する額については、百分の九十

2　特定地方公共団体である市町村に係る特別財政援助額の算定方法は、前項に規定する算定方法に準じて政令で定める。

3　前二項の特別財政援助額は、政令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事業ごとの特定地方公共団体の負担額に応じ当該各事業ごとに区分して、交付等を行なうものとする。この場合において、事業ごとに区分して交付される交付金は、当該事業についての負担又は補助に係る法令の規定の適用については、当該法令の規定による負担金又は補助金とみなす。

4　前条第一項第十二号から第十四号までに掲げる事業に係る前項による交付金の交付の事務は、政令で定める区分に従つて農林大臣又は建設大臣が行なう。

5　激甚災害に係る前条第一項第五号、第六号及び第九号に掲げる事業のうち、地方公共団体以外の者が設置した施設に係る事業については、国は、政令で定めるところにより、当該施設の設置者に交付すべきものとして、当該施設の災害復旧事業費の十二分の一に相当する額を当該施設の所在する都道府県又は指定都市に交付するものとする。

6　第一項から第三項までの規定により国が交付等を行なう特別財政援助額の交付等の時期その他当該特別財政援助額の交付等に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章　農林水産業に関する特別の助成

（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）

第五条　激甚災害を受けた政令で定める地域における当該激甚災害に係る農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号。以下「暫定措置法」という。）の適用を受ける災害復旧事業をいう。以下この条において同じ。）又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業（当該災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行なう必要がある農業用施設又は林道の新設又は改良に関する事業をいう。以下この条において同じ。）については、国は、都道府県に対し、災害復旧事業にあつては暫定措置法第三条第一項の規定による補助、災害関連事業にあつては通常の補助のほか、予算の範囲内において、次に掲げる経費を補助することができる。

一　都道府県が行なう災害復旧事業又は災害関連事業に要する経費の一部

二　都道府県以外の者の行なう災害復旧事業又は災害関連事業につき、都道府県が当該事業を自ら行なうものとした場合においてこの条の規定により補助を受けるべき額を下らない額による補助をする場合におけるその補助に要する経費（その額をこえて補助する場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の全部

三　（当該事業費のうち政令で定める額に相当する部分については、十分の五）とする。

（開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助）

第七条　国は、激甚災害を受けた次に掲げる施設（暫定措置法第二条第一項に規定する農業用施設又は同条第四項に規定する共同利用施設に該当するものを除く。）の災害復旧事業であつて施設ごとの工事の費用が三万円以上のものに要する経費につき、都道府県が十分の九（第三号に掲げる施設については、十分の九の範囲内で政令で定める率。以下この条において同じ。）を下らない率による補助をする場合には、予算の範囲内において、当該都道府県に対し、その補助に要する経費（都道府県が十分の九をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の全部を補助することができる。

一　開拓者の住宅、農舎その他政令で定める施設

二　開拓者の共同利用に供する施設で政令で定めるもの

三　水産動植物の養殖施設で政令で定めるもの

（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）

第八条　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第百三十六号。以下「天災融資法」という。）第二条第一項の規定による天災が激甚災害として指定された場合における政令で定める都道府県の区域に係る当該天災についての同法の適用については、同法第二条第四項第一号中「十五万円（北海道にあつては二十万円、漁具の購入資金として貸し付けられる場合は一千万円）とあるのは「二十万円（北海道にあつては二十五万円、政令で定める経営資金として貸し付けられる場合は五十万円、漁具の購入資金として貸し付けられる場合は一千万円）」とし、同項第二号中「五年」とあるのは「五年（政令で定める経営資金については七年）」とする。

2　天災融資法第二条第三項の規定による天災が激甚災害として指定された場合における政令で定める都道府県の区域に係る当該天災についての同法の適用については、同法第二条第七項中「五百万円（連合会に貸し付けられる場合は一千万円）」とあるのは、「二千万円（連合会に貸し付けられる場合は一千五百万円）以内で政令で定める額」とする。

に要する経費を除いた経費）の全部

2　前項第一号の規定により国が行なう補助の額は、当該災害復旧事業又は当該災害関連事業に要する経費の額（災害復旧事業にあつては暫定措置法第三条第一項の規定による補助、災害関連事業にあつては通常の補助の額に相当する部分の額を除く。）のうち政令で定める額に相当する部分の額を政令で定めるところにより区分し、その区分された部分の額にそれぞれ十分の九の範囲内において政令で定める率を乗じて得た額を合算した額とする。

3　前二項の規定により国が補助する額の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）

第六条　激甚災害を受けた暫定措置法第二条第四項に規定する共同利用施設のうち、政令で定める地域内の施設については、暫定措置法第二条第六項及び第七項中「十万円」とあるのは「三万円」と、同法第三条第二項第五号中「十分の二」とあるのは「十分の四（当該事業費のうち政令で定める額に相当する部分については、十分の九）」とし、その他の地域内の施設については、同号中「十分の二」とあるのは、「十分の

（森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助）

第九条　国は、激甚災害を受けた政令で定める区域において森林組合その他政令で定める者が施行する政令で定める林業用施設に係る堆積土砂の排除事業の事業費につき、都道府県が三分の二を下らない率による補助をする場合には、予算の範囲内において、当該都道府県に対し、その補助に要する経費（都道府県が三分の二をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の全部を補助することができる。

（土地改良区等の行なう堰水排除事業に対する補助）

第十条　国は、激甚災害を受けた政令で定める区域において土地改良区又は土地改良区連合が政令で定めるところにより堰水の排除事業を施行する場合において、その事業費につき、都道府県が十分の九を下らない率による補助をするときは、予算の範囲内において、当該都道府県に対し、その補助に要する経費（都道府県が十分の九をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の全部を補助することができる。

（共同利用小型漁船の建造費の補助）

第十一条　国は、激甚災害に係る小型漁船の被害が著しい政令で定める都道府県が、漁業協同組合の必要とする共同利用小型漁船建造費につき、当該漁業協同組合に対し、三分の二を下らない率による補助をする場合には、予算の範囲内において、当該都道府県に対し、その補助に要する経費（都道府県が三分の二をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の二分の一を補助することができる。

2　前項の共同利用小型漁船建造費とは、政令で定める要件に該当する漁業協同組合が、政令で定める小型漁船で激甚災害を受けたもの（沈没、滅失その他政令で定める著しい被害を受けたものに限る。）を激甚災害の発生の際に所有し、かつ、その営む漁業の用に供していた組合員の共同利用に供するため、政令で定めるところにより小型の漁船を建造するために要する経費をいうものとする。

第四章　中小企業に関する特別の助成

（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）

第十二条　中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項の保険関係による災害関係保証（政令で定める日までに行なわれた次の各号に掲げる者の事業（第二号に掲げる者にあつては、その直接又は間接の構成員たる第一号に掲げる者の事業）の再建に必要な資金に係る同項に規定する債務の保証をいう。以下この条において同じ。）を受けた当該各号に掲げる者に係るものについての同法第三条第一項、第五項、第六項及び第七項の規定の適用については、同条第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第十二条第一項に規定する災害関係保証（以下この条において「災害関係保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、「その合計額が」とあるのは「災害関係保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同条第五項中「債務の保証をしたときは」とあるのは「債務の保証をしたときは、災害関係保証及びその他の保証ごとに」と、同条第六項中「当該保証をした」とあるのは「災害関係保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした」と、同条第七項中「債務の保証をした場合において」とあるのは「債務の保証をした場合において、災害関係保証及びその他の

保証ごとに」とする。

一　政令で定める地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者及び中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体

二　中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体であつて、その直接又は間接の構成員のうちに前号に掲げる者を含むもの

2　中小企業信用保険法第三条第一項の保険関係であつて、災害関係保証に係るものについての同条第二項及び同法第五条の規定の適用については、これらの規定中「百分の七十」とあるのは、「百分の八十」とする。

（中小企業振興資金等助成法による貸付金の償還期間の特例）

第十三条　都道府県は、中小企業振興資金等助成法（昭和三十一年法律第百十五号）第三条第一項に規定する貸付けに係る貸付金であつて、激甚災害を受けた者で政令で定めるものが当該災害を受ける以前に貸付けを受けたものについては、同法第五条の規定にかかわらず、その償還期間を二年をこえない範囲内において延長することができる。

（事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助）

第十四条　国は、都道府県が、激甚災害を受けた事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の倉庫、生産施設、加工施設その他の共同施設であつて政令で定めるものの災害復旧事業に要する経費につき四分の三を下らない率により補助する場合には、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該補助に要する経費（都道府県が四分の三をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の三分の二を補助することができる。

（中小企業者に対する資金の融通に関する特例）

第十五条　商工組合中央金庫は、次の各号に掲げる者に対して、その事業（第二号に掲げる者にあつては、その直接又は間接の構成員たる第一号に掲げる者の事業）の再建に必要な資金を政令で定めるところにより貸し付ける場合には、第一号に掲げる中小企業者に対する貸付金にあつては一人につき百万円を、同号に掲げる団体に対する貸付金にあつては一団体につき三百万円を、第二号に掲げる団体に対する貸付金にあつてはその直接又は間接の構成員たる第一号に掲げる者（当該貸付金の転貸を受ける者に限る。）一人につき百万円をそれぞれこえない範囲内において政令で定める額を限度として年六分五厘の利率により貸し付けるものとし、国は、必要と認める場合には、政令で定めるところにより、当該貸付けにつき、貸付け後三年間を限り利子補給金を支給する旨の契約を商工組合中央金庫と結ぶことができる。

一　政令で定める地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者及び中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体であつて、その直接又は間接の構成員のうちに前号に掲げる者を含むもの

第五章　その他の特別の財政援助及び助成

（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）

第十六条　国は、激甚災害を受けた公立の公民館、図書館、体育館その他の社会教育施設（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二条に規定する社会教育をいう。）に関する施設であつて政令で定めるもの

の建物、建物以外の工作物、土地及び設備（以下次項及び次条において「建物等」という。）の災害の復旧に要する本工事費、附帯工事費（買取その他これに準ずる方法により建物を取得する場合にあつては、買取費）及び設備費（以下次項及び次条において「工事費」と総称する。）並びに事務費について、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その三分の二を補助することができる。

2　前項に規定する工事費は、当該施設の建物等を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該建物等の従前の効用を復旧するための施設をすること及び原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適当である場合において当該建物等に代わるべき必要な施設をすることを含む。）ものとして算定するものとする。この場合において、設備費の算定については、政令で定める基準によるものとする。

3　国は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会が文部大臣の委任に基づいて第一項の補助の実施に関する事務を行なうために必要な経費を都道府県に交付するものとする。

（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）

第十七条　国は、激甚災害を受けた私立の学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。以下同じ。）の用に供される建物等であつて政令で定めるもの（以下次条において「被災私立学校施設」という。）の災害の復旧に要する工事費及び事務費について、当該私立の学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その二分の一を補助することができる。

2　前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により国が補助する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「当該施設の建物等」とあるのは「当該私立の学校の用に供される建物等」と、同条第三項中「都道府県の教育委員会」とあるのは「都道府県知事」とそれぞれ読み替えるものとする。

3　私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第五十九条第三項から第六項までの規定は、第一項の規定により国が補助する場合について準用する。この場合において、同条第三項第三号及び第六項中「役員」とあるのは、学校法人以外の私立の学校の設置者については、「職員」と読み替えるものとする。

（私立学校振興会の業務の特例）

第十八条　私立学校振興会は、私立学校振興会法（昭和二十七年法律第十一号）第二十二条第一項及び第二項の規定による業務を行なうほか、学校法人（同法附則第十一項の規定により民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人を含むものとされる学校法人をいう。）以外の私立の学校の設置者に対する被災私立学校施設の災害の復旧に必要な資金の貸付業務を行なうことができる。

2　私立学校振興会法第二十五条及び第二十八条の規定は、前項の規定による貸付業務について準用する。

（市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例）

第十九条　特定地方公共団体である市町村（指定都市を除く。）が激甚災害のための伝染病予防事業に関して行なつた伝染病予防法第二十一条の支弁（同条第一項第四号に規定する施設についての災害の復旧に要する費用及び同法第十九条第二項に関する諸費を除く。）については、同法第二十四条中「三分ノ二」とあるのは「全額」と、同法第二十五条第一項中「二分ノ一」とあるのは「三分ノ二」と読み替えて、それぞれ同法第二十四条又は第二十五条第一項の規定を適用する。

（母子福祉資金に関する国の貸付けの特例）

第二十条　特定地方公共団体である都道府県（指定都市を含む。以下この条において同じ。）に対し、国が母子福祉資金の貸付等に関する法律（昭和二十七年法律第三百五十号。以下この条において「貸付法」という。）によつて貸し付ける金額は、激甚災害を受けた会計年度（以下この条において「被災年度」という。）及びその翌年度に限り、同法第十三条第一項の規定にかかわらず、同項の規定によつて貸し付けるものとされる金額と、当該都道府県が当該災害による被害を受けた者（以下この条において「被災者」という。）に対する貸付金の財源として特別会計に繰り入れる金額との合計額に相当する金額とする。

2　前項の都道府県が被災年度の翌年度の末日までに被災者に対し貸し付けた金額が、当該都道府県が被災年度及びその翌年度において被災者に対する貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額の四倍に相当する金額に満たないこととなつた場合には、当該都道府県は、被災年度の翌翌年度において、その満たない額の八分の一に相当する金額を特別会計に繰り入れ、又はその満たない額の四分の一に相当する金額を国に償還しなければならない。

3　前項の規定により都道府県が特別会計に繰り入れなければならない金額については、貸付法第十三条第一項の規定は、適用しない。

（水防資材費の補助の特例）

第二十一条　激甚災害であつて政令で定める地域に発生したものに関し、都道府県又は水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第二条第一項に規定する水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用で政令で定めるものについては、国は、予算の範囲内において、その費用の三分の二を補助することができる。ただし、当該災害により滅失した住宅の戸数の五割に相当する戸数をこえる分については、この限りでない。

2　前項の規定による第二種公営住宅の建設に要する費用についての国の補助金額の算定については、公営住宅法第七条第三項の規定を準用する。

（産業労働者住宅建設資金融通の特例）

第二十三条　住宅金融公庫は、激甚災害を受けた政令で定める地域にあつた産業労働者住宅その他の住宅であつて当該激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた産業労働者の居住の用に供するため政令で定める日から二年以内に住宅を建設しようとする事業者で、主務大臣の定める条件に該当し、かつ、当該激甚災害により産業労働者住宅又は事業場に著しい損害を受けたものに対し、産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）第七条の規定により必要な資金を貸し付ける場合において、当該事業者が当該災害のため同法第九条第一項の償還期間内に償還することが困難な状況にあると認めるときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定による償還期間（すえおき期間を含む。）を三年以内延長し、かつ、貸付けの日から起算して三

年以内のすえおき期間を設けることができる。

（公共土木施設、農地及び農業用施設等小災害に係る地方債の元利補給等）

第二十四条　激甚災害を受けた地方公共団体が政令で定める地域において施行する当該災害によつて必要を生じた公共土木施設及び公立学校施設に係る災害復旧事業のうち、公共土木施設に係るものについては、一箇所の工事の費用が都道府県及び指定都市にあつては十万円以上十五万円未満、その他の市町村にあつては五万円以上十万円未満のもの、公立学校施設に係るものについては、一学校ごとの工事の費用が十万円をこえるもの（公立学校施設災害復旧費国庫負担法第三条の規定による国の負担のないものに限る。）の費用に充てるため発行が許可された地方債については、国は、毎会計年度、当該年度分の元利償還金のうち政令で定めるもの（以下この項において「被災市町村」という。）が施行する農地、農業用施設又は林道に係る災害復旧事業のうち、一箇所の工事の費用が三万円以上十分円未満のものの事業費に充てるため、農地に係るものにあつては当該事業費の五十、農業用施設又は林道に係るものにあつては当該事業費の百分の六十五に相当する額の範囲内（被災市町村の区域のうち政令で定めるところにより特に被害の著しい地域とされる地域にあつては、当該事業費のうち政令で定める部分については百分の九十の範囲内において政令で定める率に相当する額の範囲内）で発行が許可された地方債については、国は、毎会計年度、当該年度分の元利償還金のうち政令で定める額に相当する額の地方債元利補給金を当該市町村に交付するものとする。

3　前二項の地方債は、資金事情の許す限り、国が、資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金（以下次項において「政府資金」という。）をもつてその全額を引き受けるものとする。

4　第一項又は第二項に規定する地方債を政府資金で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率及び償還の方法並びにこれらの規定による地方債元利補給金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十七年四月一日以後に発生した災害について適用する。

（内閣総理・大蔵・文部・厚生・農林・通商産業・運輸・建設・自治大臣署名）

法律第百五十一号（昭三七・九・六）

◎公立学校施設災害復旧費国庫負担法の一部を改正する法律

公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定するもののほか、災害によつて必要を生じた復旧であつて、公立学校の建物で鉄筋コンクリート造又は鉄骨造でなかつたものを鉄筋コンクリート造又は鉄骨造のものに、鉄骨造のものを鉄筋コンクリート造のものに改良して当該建物の従前の効用を復旧することを目的とするものは、同項の規定の適用については、公立学校の施設を原形に復旧するものとみなす。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・文部・内閣総理大臣署名）

法律第百五十二号（昭三七・九・八）

◎地方公務員共済組合法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　組合及び連合会
　第一節　組合（第三条―第二十六条）
　第二節　連合会（第二十七条―第三十八条）
第三章　組合員（第三十九条―第四十一条）
第四章　給付
　第一節　通則（第四十二条―第五十二条）
　第二節　短期給付
　　第一款　通則（第五十三条―第五十五条）
　　第二款　保健給付（第五十六条―第六十六条）
　　第三款　休業給付（第六十八条―第七十一条）
　　第四款　災害給付（第七十二条・第七十三条）
　第三節　長期給付
　　第一款　通則（第七十四条―第七十七条）
　　第二款　退職給付（第七十八条―第八十五条）
　　第三款　廃疾給付（第八十六条―第九十二条）
　　第四款　遺族給付（第九十三条―第九十九条）
　　第五款　地方公共団体の長に対する長期給付の特例（第百条―第百七条）
　第四節　給付の制限（第百八条―第百十一条）
第五章　福祉事業（第百十二条）
第六章　費用の負担（第百十三条―第百十六条）
第七章　審査請求（第百十七条―第百二十一条）
第八章　地方公務員共済組合審議会（第百二十二条―第百二十五条）
第九章　雑則（第百二十六条―第百四十六条）
第十章　罰則（第百四十七条―第百五十条）
第十一章　地方議会議員の年金制度（第百五十一条―第百七十三条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、地方公務員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、廃疾若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行なうため、相互救済を目的とする共済組合の制度を設け、その行なうこれらの給付及び福祉事業に関して必要な事項を定め、もつて地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを

目的とし、あわせて地方議会議員の年金制度に関して定めるものとする。

2　国及び地方公共団体は、前項の共済組合の健全な運営と発達が図られるように、必要な配慮を加えるものとする。

（定義）

第二条　この法律（第十一章を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　職員　常時勤務に服することを要する地方公務員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十七条第二項に規定する休職の処分を受けた者、同法第二十九条第一項に規定する停職の処分を受けた者、法律又は条例の規定により職務に専念する義務を免除された者及び常時勤務に服することを要しない地方公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する地方公務員に準ずる者で政令で定めるものを含むものとする。）をいう。

二　被扶養者　次に掲げる者で主として組合員の収入により生計を維持するものをいう。

イ　組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び弟妹

ロ　組合員と同一世帯に属する三親等内の親族で前号に掲げる者以外のもの

ハ　組合員の配偶者で届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、組合員と同一の世帯に属するもの

三　遺族　組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時主としてその収入により生計を維持していたものをいう。

四　退職　職員が死亡以外の事由により職員でなくなること（職員でなくなつた日又はその翌日に再び職員となる場合におけるその職員でなくなることを除く。）をいう。

五　給料　地方公務員法第二十五条第二項第一号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与で政令で定めるものをいう。

2　前項第二号又は第三号の規定の適用上、主として組合員の収入により生計を維持することの認定に関し必要な事項は、政令で定める。

3　第一項第三号の規定の適用については、子又は孫は、十八歳未満でまだ配偶者がない者又は組合員若しくは組合員であつた者の死亡の当時から引き続き別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にある者に限るものとし、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合には、その子は、これらの者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していたものとみなす。

第二章　組合及び連合会

第一節　組合

（設立）

第三条　次の各号に掲げる職員の区分に従い、当該各号に掲げる職員をもつて組織する当該各号の地方公務員共済組合（次項に規定する都市職員共済組合を含み、以下「組合」という。）を設ける。

一　道府県の職員（次号及び第三号に掲げる者を除く。）　地方職員共済組合

二　公立学校の職員並びに都道府県教育委員会及びその所管に属する教育機関（公立学校を除く。）の職員　公立学校共済組合

三　都道府県警察の職員　警察共済組合

四　都の職員（特別区の職員を含み、第二号及び前号に掲げる者を除く。）　都職員共済組合

五　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）の職員（第二号に掲げる者を除く。）　指定都市ごとに、指定都市職員共済組合

六　指定都市以外の市及び町村の職員（第二号に掲げる者を除く。）　都道府県の区域ごとに、市町村職員共済組合

2　この法律の施行の日の前日において、旧市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）の規定の全部の適用を受けていなかつた指定都市以外の市（以下この項において「市」という。）の職員（前項第二号に掲げる者を除く。）については、同項第六号の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、一の市の職員又は二以上の市の職員をもつて組織する都市職員共済組合を設けることができる。

3　地方自治法第二百八十四条に規定する一部事務組合、全部事務組合及び役場事務組合（以下この項において「一部事務組合等」という。）の職員は、政令で定めるところにより、当該一部事務組合等を組織する地方公共団体の職員を組合員とする組合のうちいずれか一の組合の組合員となるものとする。

（法人格）

第四条　組合は、法人とする。

2　組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（定款）

第五条　組合は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地

四　運営審議会又は組合会に関する事項

五　役員に関する事項

六　組合員の範囲その他組合員に関する事項

七　給付に関する事項

八　掛金に関する事項（市町村職員共済組合にあつては、第二十七号に掲げる事項を除く。）

九　資産の管理その他財務に関する事項

十　その他組織及び業務に関する重要事項

2　前項各号に掲げるもののほか、地方職員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合（以下「地方職員共済組合等」という。）並びに都職員共済組合及び指定都市職員共済組合（以下「都職員共済組合等」という。）の定款にあつては、地方公務員共済組合審査会に関する事項を定めなければならない。

3　定款の変更（政令で定める事項に係るものを除く。）は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4　主務大臣は、第一項第八号に掲げる事項について、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、自治大臣に協議しなければならない。

5　自治大臣は、地方職員共済組合等に係る前項の協議を受けたときは、大蔵大臣の意見をきかなければならない。

6　主務大臣は、第一項各号（第八号を除く。）及び第二項に掲げる事項について、第三項の認可をしたときは、遅滞なく、これを自治大臣に通知しなければならない。

7　組合は、第三項に規定する政令で定める事項に係

る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを主務大臣に報告しなければならない。

8　主務大臣は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく、これを自治大臣に通知しなければならない。

9　組合は、定款の変更について第三項の認可を受けたとき、又は同項に規定する政令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。

（運営審議会及び組合会の設置）

第六条　地方職員共済組合等に運営審議会を、都職員共済組合等、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合に組合会を置く。

（運営審議会）

第七条　運営審議会は、委員十六人以内で組織する。

2　委員は、主務大臣がその組合の組合員のうちから命ずる。

3　主務大臣は、前項の規定により委員を命ずる場合には、組合の業務その他組合員の福祉に関する事項について広い知識を有する者のうちから命じなければならない。この場合において、委員の半数は、組合員を代表する者でなければならない。

第八条　次に掲げる事項は、運営審議会の議を経なければならない。

一　定款の変更

二　運営規則の作成及び変更

三　毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算

四　重要な財産の処分及び重大な債務の負担

2　運営審議会は、前項に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて組合の業務に関する重要事項を調査審議し、又は必要と認める事項につき理事長に建議することができる。

（組合会）

第九条　組合会は、二十人以内の議員をもつて組織する。ただし、政令で定める場合に該当する市町村職員共済組合の組合会にあつては、二十人をこえ、三十人以内の議員をもつて組織することができる。

2　都職員共済組合等の組合会の議員は、それぞれ半数を、都知事若しくは指定都市の市長が組合員のうちから任命し、又は組合員が組合員のうちから選挙する。

3　市町村職員共済組合の組合会の議員は、市町村長及び市町村長以外の組合員がそれぞれ同数を選挙する。

4　一の市の職員をもつて組織する都市職員共済組合の組合会の議員については、第二項の規定を準用する。

5　二以上の市の職員をもつて組織する都市職員共済組合の組合会の議員の選任については、当該都市職員共済組合に係る市の数が当該組合の組合会の議員の定数の半数に満たない場合は第二項の規定を、当該組合の組合会の議員の定数の半数以上である場合は第三項の規定を準用するものとする。この場合において、第二項中「都知事若しくは指定都市の市長」とあるのは、「当該都市職員共済組合に係る市の長が協議して定める市長」と読み替えるものとする。

6　議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

7　市町村長である議員が市町村長の職を離れたとき、又は市町村長以外の組合員である議員が組合員の資格を失つたときは、議員の職を失う。

8　組合会は、理事長が招集する。組合会の議員の定数の三分の一以上の者が会議に付議すべき事件を示して組合会の招集を請求したときは、理事長は、組合会を招集しなければならない。

9　組合会に議長を置く。議長は、理事長をもつて充てる。

10　議長は、組合会の会議を総理する。議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、第十二条第一項後段の規定により理事長の職務を代理し、又はその職務を行なう者がその職務を行なう。

11　前各項に定めるもののほか、組合会の招集及び議事の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

第十条　次に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。

一　定款の変更

二　運営規則の作成及び変更

三　毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算

四　重要な財産の処分及び重大な債務の負担

五　その他組合の業務に関する重要事項で定款で定めるもの

2　理事長は、組合会が成立しないとき、又は理事長において組合会を招集する暇がないと認めるときは、組合会の議決を経なければならない事項で臨時急施を要するものを処分することができる。

3　理事長は、前項の規定による処置については、次の組合会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

4　組合会は、監事に対し、組合の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。

（役員）

第十一条　組合に、役員として理事長、理事若干人及び監事三人を置く。

（役員の職務）

第十二条　理事長は、組合を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、地方職員共済組合等にあつては理事のうちから、都職員共済組合等、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては次条第六項各号に掲げる組合会の議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行なう。

2　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して組合の業務を執行する。

3　監事は、組合の業務を監査する。

（役員の任命又は選挙）

第十三条　地方職員共済組合等の理事長及び監事は、主務大臣が任命する。

2　地方職員共済組合等の理事は、理事長が、主務大臣の認可を受けて任命する。

3　都職員共済組合等の理事長は、第六項第一号に掲げる組合会の議員の選挙した理事のうちから、理事が選挙する。

4　市町村職員共済組合の理事長は、第六項第二号に掲げる組合会の議員の選挙した理事のうちから、理事が選挙する。

5　都市職員共済組合の理事長は、次項第三号に掲げる組合会の議員の選挙した理事のうちから、理事が選挙する。

6　都職員共済組合等、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の理事は、次の各号に掲げる組合会の議員及び当該各号に掲げる組合会の議員以外の組合会の議員がそれぞれのうちからそれぞれ同数を選挙する。

一　都職員共済組合等　都知事又は指定都市の市長が任命した組合会の議員

二　市町村職員共済組合　市町村長が選挙した組合会の議員

三　都市職員共済組合　市長が任命した組合会の議員又は市長が選挙した組合会の議員

7　都職員共済組合等、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の監事は、組合会において、学識経験を有する者、前項各号に掲げる組合会の議員及び当

該各号に掲げる組合会の議員以外の組合会の議員のうちからそれぞれ一人を選挙する。

（役員の任期等）

第十四条　役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　都職員共済組合等、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の役員が組合会の議員の職を失つたときは、役員の職を失う。

3　都職員共済組合等、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就職するまでの間は、なお、その職務を行なう。

4　組合は、役員が就職し、又は退職したときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。

（地方職員共済組合等の役員の解任）

第十五条　主務大臣又は地方職員共済組合等の理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反があるとき。

2　地方職員共済組合等の理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

（理事長の代表権の制限）

第十六条　組合と理事長（第十二条第一項の規定により理事長の職務を代理し、又はその職務を行なう者を含む。以下この項において同じ。）又は理事長がその長である市町村との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が組合を代表する。

（運営規則）

第十七条　組合は、組合の業務を執行するために必要な事項で主務省令で定めるものについて、運営規則を定めるものとする。

2　組合は、運営規則を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを主務大臣に報告しなければならない。

3　主務大臣は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく、これを自治大臣に通知しなければならない。

（地方公共団体の便宜の供与）

第十八条　地方公共団体の機関は、組合の運営に必要な範囲内において、その所属の職員その他地方公共団体に使用される者をして組合の業務に従事させることができる。

2　地方公共団体の機関は、組合の運営に必要な範囲内において、その管理に係る土地、建物その他の施設を無償で組合の利用に供することができる。

（組合の役員及び事務職員の公務員たる性質）

第十九条　組合の役員及び組合に使用され、その事務に従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（事業年度）

第二十条　組合の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（事業計画及び予算）

第二十一条　組合は、毎事業年度、事業計画及び予算を作成しなければならない。

2　組合は、事業計画及び予算を作成し、又は変更したときは、遅滞なく、これを主務大臣に報告しなければならない。

3　主務大臣は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく、これを自治大臣に通知しなければならない。

（決算）

第二十二条　組合は、毎事業年度の決算を翌事業年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

2　組合は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。

3　組合は、前項の書類を作成したときは、遅滞なく、これを主務大臣に報告し、あわせてこれを事務所に備え付け、組合員の閲覧に供しなければならない。

4　主務大臣は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく、これを自治大臣に通知しなければならない。

（借入金の制限）

第二十三条　組合は、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合が市町村職員共済組合連合会又は都市職員共済組合連合会から借り入れる場合を除き、借入金をしてはならない。ただし、組合の目的を達成するため必要な場合において、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2　主務大臣は、前項の承認をしたときは、遅滞なく、これを自治大臣に通知しなければならない。

（責任準備金の積立て）

第二十四条　組合は、政令で定めるところにより、長期給付に充てるべき積立金（以下「責任準備金」という。）を積み立てなければならない。

（資金の運用）

第二十五条　組合の業務上の余裕金は、政令で定めるところにより、事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的な方法により、かつ、組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資するように運用しなければならない。この場合においては、政令で定めるところにより、都道府県ごとに、業務上の余裕金の運用計画を作成し、当該都道府県知事の意見をきくものとする。

2　公立学校共済組合は、その責任準備金のうち、公立の義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）第二条に規定する義務教育諸学校並びに養護学校の小学部及び中学部に係る市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に掲げる職員である組合員に係る部分については、当該組合が当該組合員に対し厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の規定による保険給付を行なうものとした場合に必要となるべき積立金の額に相当する金額の範囲内において、政令で定める金額を、政令で定めるところにより、資金運用部に預託して運用しなければならない。

（主務省令への委任）

第二十六条　この節に規定するもののほか、組合の財務その他その運営に関して必要な事項は、主務省令で定める。

第二節　連合会

（連合会）

第二十七条　市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の業務の適正かつ円滑な運営を図るため、すべての市町村職員共済組合をもつて組織する市町村職員共済組合連合会及びすべての都市職員共済組合をもつて組織する都市職員共済組合連合会を置く。

2　市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会（以下「連合会」という。）は、次に掲げる事業を行なう。

一　組合の業務に関する技術的及び専門的な知識、資料等を組合に提供すること。

二　組合の給付、給付に要する財源の計算及び資産の管理が適切に行なわれるように、組合の事務の指導を行なうこと。

三　組合の長期給付に係る掛金と組合員の給料との

十一　その他組織及び業務に関する重要事項

2　定款の変更は、自治大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（登記）

第二十九条　連合会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（総会）

第三十条　連合会に、総会を置く。

2　総会は、各組合の理事長である議員及び市町村長が選挙した組合会の議員の選挙した各組合の理事が選挙した組合会の議員の選挙した理事を含む。次項において同じ。）以外の各組合の理事が互選する議員十一人をもつて組織する。

3　前項の規定により互選された議員の任期は、その者の当該組合における理事の任期による。ただし、その者が、組合の理事の職を失つたときは、議員の職を失う。

（総会の招集）

第三十一条　総会は、理事長が招集する。総会の議員の定数の三分の一以上の者が会議に付議すべき事件を示して総会の招集を請求したときは、理事長は、総会を招集しなければならない。

（総会の権限）

第三十二条　次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一　定款の変更

二　運営規則の作成及び変更

三　毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算

四　重要な財産の処分及び重大な債務の負担

五　その他連合会の業務に関する重要事項で定款で定めるもの

2　理事長は、総会が成立しないとき、又は理事長において総会を招集する暇がないと認めるときは、総会の議決を経なければならない事項で臨時急施を要するものを処分することができる。

3　理事長は、前項の規定による処置については、次の総会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

4　総会は、監事に対し、連合会の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。

（役員）

割合を定めること。

四　長期給付積立金及び災害給付積立金を管理すること。

五　福祉事業を行なうこと。

六　その他その目的を達成するために必要な事業

3　連合会は、法人とする。

4　連合会は、主たる事務所を東京都に置く。

（定款）

第二十八条　連合会は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

一　目的

二　名称

三　事業

四　事務所の所在地

五　総会に関する事項

六　役員に関する事項

七　組合の長期給付に係る掛金と組合員の給料との割合に関する事項

八　長期給付積立金及び災害給付積立金に関する事項

九　経費の分賦及び会計に関する事項

十　地方公務員共済組合審査会に関する事項

第三十三条　連合会に、役員として理事長、理事十二人及び監事三人を置く。

2　理事長は、各組合の理事長である理事のうちから理事が互選する。

3　理事は、総会の議員が互選する。ただし、理事のうち三人は、各組合の理事長である総会の議員以外の総会の議員でなければならない。

4　監事は、総会において、学識経験を有する者、各組合の理事長である総会の議員及び各組合の理事長である総会の議員以外の総会の議員のうちからそれぞれ一人を選挙する。

5　役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

6　役員が総会の議員の職を失つたときは、役員の職を失う。

7　役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就職するまでの間は、なお、その職務を行なう。

（役員の職務）

第三十四条　理事長は、連合会を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長のあらかじめ指定する理事がその職務を代理し、又はその職務を行なう。

2　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して連合会の業務を執行する。

3　監事は、連合会の業務を監査する。

4　連合会と理事長（第一項後段の規定により理事長の職務を代理し、又はその職務を行なう者を含む。以下この項において同じ。）又は理事長がその長である市町村との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が連合会を代表する。

（借入金の制限）

第三十五条　連合会は、借入金をしてはならない。ただし、連合会の目的を達成するため必要な場合において、自治大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（長期給付積立金及び災害給付積立金）

第三十六条　長期給付の円滑な実施を図るため長期給付積立金を、災害給付（これに係る附加給付を含む。第三項において同じ。）の円滑な実施を図るため災害給付積立金を、それぞれ連合会に設ける。

2　組合は、前項の積立金に充てるため、政令で定めるところにより、一定の金額を連合会に払い込むものとする。

3　連合会は、政令で定めるところにより、組合の請求に基づき、その長期給付に要する資金を長期給付積立金から、その災害給付に要する資金を災害給付積立金から組合に交付するものとする。

4　第一項の積立金は、政令で定めるところにより、事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的な方法により、かつ、組合員の福祉の増進又は市町村の行政目的の実現に資するように運用しなければならない。

（資料の提出の請求）

第三十七条　連合会は、その業務に関して必要があると認めるときは、組合に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

（準用規定）

第三十八条　第五条第九項、第十四条第四項、第十七条第一項及び第二項、第十八条、第二十条、第二十一条第一項及び第二項、第二十二条第一項から第三項まで、第二十五条第一項前段並びに第二十六条の規定は連合会について、第九条第九項から第十一項までの規定は総会について、第十九条の規定は連合会の役員及び連合会に使用され、その事務に従事する者について準用する。この場合において、第五条第

九項中「第三項」とあるのは「第二十八条第二項」と、第九条第十項中「第十二条第一項後段」とあるのは「第三十四条第一項後段」と読み替えるものとする。

2　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条、第五十条及び第五十四条の規定は、連合会について準用する。

第三章　組合員

（組合員の資格の得喪）

第三十九条　職員となつた者は、その職員となつた日から、それぞれ第三条第一項各号又は第二項に規定する組合の組合員の資格を取得する。

2　組合員は、死亡したとき、又は退職したときは、その翌日から組合員の資格を喪失する。

3　一の組合の組合員が他の組合を組織する職員となつたときは、その日から前の組合の組合員の資格を喪失し、後の組合の組合員の資格を取得する。

（組合員期間の計算）

第四十条　組合員である期間（以下「組合員期間」という。）の計算は、組合員の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の前日の属する月までの期間の年月数による。

2　組合員が引き続き他の組合の組合員の資格を取得したときは、もとの組合の組合員期間は、その者が新たに組合員の資格を取得した組合の組合員期間とみなす。

3　組合員がその資格を喪失した後再びもとの組合又は他の組合の組合員の資格を取得したときは、前後の組合員期間を合算する。ただし、通算退職年金、退職一時金又は遺族一時金の基礎となるべき組合員期間を計算する場合には、前に通算退職年金又は退職一時金の基礎となつた組合員期間（通算退職年金又は退職一時金を受ける権利を取得するに至らなかつた組合員期間を含む。）については、この限りでない。

4　前二項の場合において、同じ月が前後の組合員期間に属するときは、その月は、後の組合員期間には算入しない。

（責任準備金の移換）

第四十一条　組合員（組合員であつた者で退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有するものを含む。）が他の組合の組合員の資格を取得した場合には、もとの組合は、その者に係る責任準備金に相当する金額を当該他の組合に移換しなければならない。

2　前項の規定により移換すべき責任準備金の計算については、政令で定める。

第四章　給付

第一節　通則

（組合の給付）

第四十二条　組合は、この法律で定めるところにより、組合員の病気、負傷、出産、死亡、休業若しくは災害又は被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関し、第五十三条に規定する短期給付を行なうほか、第五十四条に規定する短期給付を行なうことができるものとし、また、組合員の退職、廃疾又は死亡に関し、長期給付を行なうものとする。

（給付の決定及び支払）

第四十三条　給付を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、組合が決定する。

2　組合は、給付の原因である事故が公務により生じたものであるかどうかを認定するに当たつては、公務上の災害に対する補償の実施機関の意見をきかなければならない。

（給付額の算定の基準となる給料）

第四十四条　短期給付（第五十三条及び第五十四条に規定する短期給付をいう。以下同じ。）の給付額の算定の基準となるべき給料は、給付事由が生じた日（給付事由が退職後に生じた場合には、退職の日。以下この条において同じ。）の属する月の掛金の標準となつた給料（第百十四条第二項及び第三項の規定により掛金の標準となつた給料をいう。以下この条において同じ。）とし、その二十五分の一に相当する金額をもつて給料日額とする。

2　長期給付の給付額の算定の基準となるべき給料は、給付事由が生じた日の属する月以前の組合員であつた期間三年間における掛金の標準となつた給料の総額を三十六（当該三年間における組合員期間の月数が三十六に満たないときは、その組合員期間の月数）で除して得た額とし、その十二倍に相当する金額をもつて給料年額とし、その三十分の一に相当する金額をもつて給料日額とする。

（遺族の順位）

第四十五条　給付を受けるべき遺族の順位は、第二条第一項第三号に規定する順序とする。

2　前項の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

3　先順位者となることができる者が後順位者より後に生じ、又は同順位者となることができる者がその他の同順位者である者より後に生じたときは、その先順位者又は同順位者となることができる者については、前二項の規定は、その生じた日から適用する。

（同順位者が二人以上ある場合の給付）

第四十六条　前条の規定により給付を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、その者が組合に対して支払うべき金額があるときは、当該給付金からこれを控除することができる。

2　組合員が組合員の資格を喪失した場合において、その者又はその遺族若しくは相続人に支給すべき給付金（埋葬料及び家族埋葬料に係る給付金を除く。）があり、かつ、その者が組合に対して支払うべき金額があるときは、当該給付金からこれを控除する。

（支払未済の給付の受給者の特例）

第四十七条　この法律に基づく給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者が支給を受けることができた給付でその支払を受けなかつたものがあるときは、前二条の規定に準じて、これをその者の遺族（弔慰金、遺族年金又は遺族一時金については、これらの給付に係る組合員であつた者の遺族）に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

（給付金からの控除）

第四十八条　組合員が第百十五条第三項の規定により掛金に相当する金額を組合に払い込むべき場合において、その者に支給すべき給付金（家族埋葬料に係る給付金を除く。）があり、かつ、その者が同項の規定により払い込まなかつた金額があるときは、当該給付金からこれを控除することができる。

2　組合員が組合員の資格を喪失した場合において、その者又はその遺族若しくは相続人に支給すべき給付金（埋葬料及び家族埋葬料に係る給付金を除く。）があり、かつ、その者が組合に対して支払うべき金額があるときは、当該給付金からこれを控除する。

（不正受給者等からの費用の徴収）

第四十九条　偽りその他不正の行為により組合から給付を受けた者がある場合には、組合は、その者から、その給付に要した費用に相当する金額（その給付が療養の給付であるときは、第五十七条第二項の規定により支払つた一部負担金に相当する額を控除した金額）の全部又は一部を徴収することができる。

2　前項の場合において、第五十七条第一項第三号に規定する保険医療機関において診療に従事する保険医（第六十条に規定する保険医をいう。）が組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、そ

の給付が行なわれたものであるときは、組合は、その保険医に対し、給付を受けた者と連帯して前項の規定により徴収すべき金額を納付させることができる。

（損害賠償の請求権）

第五十条　組合は、給付事由（第七十二条又は第七十三条の規定による給付に係るものを除く。）が第三者の行為によつて生じた場合には、当該給付事由に対して行なつた給付の価額の限度で、給付を受ける権利を有する者（当該給付事由が当該組合員の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。次項において同じ。）が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2　前項の場合において、給付を受ける権利を有する者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、組合は、その価額の限度で、給付をしないことができる。

（給付を受ける権利の保護）

第五十一条　この法律に基づく給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、年金である給付を受ける権利を国民金融公庫に担保に供する場合及び退職給付又は休業手当金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合は、この限りでない。

（公課の禁止）

第五十二条　租税その他の公課は、組合の給付として支給を受ける金品を標準として、課することができない。ただし、退職給付及び休業手当金については、この限りでない。

第二節　短期給付

第一款　通則

（短期給付の種類）

第五十三条　この法律による短期給付は、次のとおりとする。

一　療養の給付及び療養費
二　家族療養費
三　出産費
四　配偶者出産費
五　育児手当金
六　埋葬料
七　家族埋葬料
八　傷病手当金
九　出産手当金
十　休業手当金
十一　弔慰金
十二　家族弔慰金
十三　災害見舞金

（附加給付）

第五十四条　組合は、政令で定めるところにより、前条各号に掲げる給付にあわせて、これに準ずる短期給付を行なうことができる。

（被扶養者に係る届出及び給付）

第五十五条　新たに組合員となつた者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は組合員について次の各号の一に該当する事実が生じた場合には、その組合員は、主務省令で定める手続により、その旨を組合に届け出なければならない。

一　新たに被扶養者の要件を備える者が生じたこと。
二　被扶養者がその要件を欠くに至つたこと。

2　被扶養者に係る給付は、新たに組合員となつた者に被扶養者となるべき者がある場合にはその者が組合員となつた日から、組合員に前項第一号に該当する事実が生じた場合にはその事実が生じた日から、それぞれ行なうものとする。ただし、同項（第二号

を除く。）の規定による届出がその組合員となつた日又はその事実の生じた日から三十日以内にされない場合には、その届出を受けた日から行なうものとする。

第二款　保健給付

（療養の給付）

第五十六条　組合は、組合員の公務によらない病気又は負傷について次に掲げる療養の給付を行なう。

一　診察
二　薬剤又は治療材料の支給
三　処置、手術その他の治療
四　病院又は診療所への収容
五　看護
六　移送

2　前項第五号又は第六号に掲げる療養の給付は、組合が必要と認める場合に限り、行なうものとする。

（療養の機関及び費用の負担）

第五十七条　組合員は、前条第一項第一号から第四号までに掲げる療養の給付を受けようとするときは、次に掲げる医療機関又は薬局から受けるものとする。

一　組合の経営する医療機関又は薬局
二　組合員（他の法律に基づく共済組合で療養の給付に相当する給付を行なうものの組合員を含む。）のための療養を行なうことを目的とする医療機関又は薬局で組合員の療養について組合が契約しているもの
三　保険医療機関又は保険薬局（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。）

2　前項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる医療機関から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、健康保険法第四十三条ノ八の規定の例により算定した一部負担金（以下「一部負担金」という。）に相当する金額を当該医療機関に支払うものとする。ただし、同項第二号に掲げる医療機関から療養の給付を受ける場合には、組合は、運営規則で定めるところにより、一部負担金を減額し、又はその支払を要しないものとすることができる。

3　組合員が第一項の規定により療養の給付を受けた場合には、組合は、同項第二号又は第三号の医療機関又は薬局から第五十六条第一項第一号から第四号までに掲げる療養を受け、緊急その他やむを得ない事情により前条第一項各号に掲げる医療機関及び薬局以外の病院、診療所、薬局その他の療養機関から診療、手当若しくは薬剤の支給を受けた場合において、組合が必要と認めたときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。

4　前項に規定する療養に要する費用の額は、健康保険法第四十三条ノ九第二項の規定に基づき厚生大臣が定めたところにより算定した金額（当該金額の範囲内において組合が第一項第二号又は第三号の医療機関又は薬局との契約により別段の定めをした場合には、その定めたところにより算定した金額）とする。

（療養費）

第五十八条　組合は、前条の規定により療養の給付をすることが困難であると認めたとき、又は組合員が緊急その他やむを得ない事情により前条第一項各号に掲げる医療機関及び薬局以外の病院、診療所、薬局その他の療養機関から診療、手当若しくは薬剤の支給を受けた場合において、組合が必要と認めたときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。

2　組合は、組合員が前条第一項第二号又は第三号の医療機関又は薬局から第五十六条第一項第一号から第四号までに掲げる療養を受け、緊急その他やむを得ない事情により前条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局以外の病院、診療所、薬局その他の療養機関から診療、手当若しくは薬剤の支給を受けた場合において、組合が必要と認めたときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。

3　組合員が第一項の規定により療養の給付を受けた場合には、組合は、同項第二号又は第三号の医療機関又は薬局から第五十六条第一項第一号から第四号までに掲げる療養を受け、緊急その他やむを得ない事情により前条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局以外の病院、診療所、薬局その他の療養機関から診療、手当若しくは薬剤の支給を受けた場合において、組合が必要と認めたときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。

4　組合は、組合員が前条第一項第二号又は第三号の医療機関又は薬局から第五十六条第一項第一号から第四号までに掲げる療養を受け、緊急その他やむを得ない事情により前条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局以外の病院、診療所、薬局その他の療養機関から診療、手当若しくは薬剤の支給を受けた場合において、組合が必要と認めたときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。

5　組合員が第一項の規定により療養の給付を受けた場合には、組合は、同項第二号又は第三号の医療機関又は薬局から第五十六条第一項第一号から第四号までに掲げる療養を受け、緊急その他やむを得ない事情により前条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局以外の病院、診療所、薬局その他の療養機関から診療、手当若しくは薬剤の支給を受けた場合において、組合が必要と認めたときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。

6　組合は、組合員が前条第一項第二号又は第三号の医療機関又は薬局から第五十六条第一項第一号から第四号までに掲げる療養を受け、緊急その他やむを得ない事情により前条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局以外の病院、診療所、薬局その他の療養機関から診療、手当若しくは薬剤の支給を受けた場合において、組合が必要と認めたときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。

7　組合員が第一項の規定により療養の給付を受けた場合には、組合は、同項第二号又は第三号の医療機関又は薬局から第五十六条第一項第一号から第四号までに掲げる療養を受け、緊急その他やむを得ない事情により前条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局以外の病院、診療所、薬局その他の療養機関から診療、手当若しくは薬剤の支給を受けた場合において、組合が必要と認めたときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。

8　組合は、組合員が前条第一項第二号又は第三号の医療機関又は薬局から第五十六条第一項第一号から第四号までに掲げる療養を受け、緊急その他やむを得ない事情により前条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局以外の病院、診療所、薬局その他の療養機関から診療、手当若しくは薬剤の支給を受けた場合において、組合が必要と認めたときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。

9　組合員が第一項の規定により療養の給付を受けた場合には、組合は、同項第二号又は第三号の医療機関又は薬局から第五十六条第一項第一号から第四号までに掲げる療養を受け、緊急その他やむを得ない事情により前条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局以外の病院、診療所、薬局その他の療養機関から診療、手当若しくは薬剤の支給を受けた場合において、組合が必要と認めたときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。

10　組合は、組合員が前条第一項第二号又は第三号の医療機関又は薬局から第五十六条第一項第一号から第四号までに掲げる療養を受け、緊急その他やむを得ない事情により前条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局以外の病院、診療所、薬局その他の療養機関から診療、手当若しくは薬剤の支給を受けた場合において、組合が必要と認めたときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。

得ない事情によりその費用をこれらの医療機関又は薬局に支払つた場合において、組合が必要と認めたときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。

3　前二項の規定により支給する療養費の額は、療養に要する費用から一部負担金に相当する金額を控除した金額（第一項の規定による場合には、当該金額の範囲内で組合が定める金額）とする。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額をこえることができない。

4　前条第四項の規定は、前項に規定する療養に要する費用の算定について準用する。

（家族療養費）

第五十九条　被扶養者が第五十七条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局から療養を受けたときは、その療養に要した費用につき、組合員に家族療養費を支給する。

2　家族療養費の額は、療養に要する費用の百分の五十に相当する金額とする。ただし、現に当該療養に要した費用の百分の五十に相当する金額をこえることができない。

3　被扶養者が第五十七条第一項第一号に掲げる医療機関又は薬局から療養を受けた場合において、組合がその被扶養者の支払うべき療養に要した費用のうち家族療養費として組合員に支給すべき金額の支払を免除したときは、組合員に対し家族療養費を支給したものとみなす。

4　被扶養者が第五十七条第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局から療養を受けた場合には、組合は、療養に要した費用のうち家族療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額を、組合員に代わり、これらの医療機関又は薬局に支払うことができる。

5　前項の規定による支払があつたときは、組合員に対し家族療養費を支給したものとみなす。

6　第五十六条、第五十七条第一項第二号及び第四項並びに前条の規定は、家族療養費の支給について準用する。この場合において、同条第三項中「療養に要する費用から一部負担金に相当する金額を控除した金額」とあるのは「療養に要する費用の百分の五十に相当する金額」と、「現に療養に要した費用の百分の五十に相当する金額」と読み替えるものとする。

（保険医療機関の療養担当等）

第六十条　保険医療機関若しくは保険薬局又はこれらにおいて診療若しくは調剤に従事する保険医若しくは保険薬剤師（健康保険法第四十三条ノ二に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。）は、健康保険法及びこれに基づく命令の規定の例により、組合員及びその被扶養者の療養並びにこれに係る事務を担当し、又は診療若しくは調剤に当たらなければならない。

（療養の給付期間）

第六十一条　療養の給付、療養費及び家族療養費は、同一人に係る同一の病気又は負傷及びこれらにより生じた病気（以下「傷病」という。）に関しては、これらの給付（他の法律に基づく共済組合の給付でこれらの給付に相当するものを含む。）の支給開始後三年を経過したとき以後は、支給しない。

2　組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者（以下「一年以上組合員であつた者」という。）が退職した際に療養の給付、療養費又は家族療養費を受けている場合には、その者が退職しなかつたとしたならば前項の規定により受けることができる期間、継続してこれらの給付を支給する。ただし、その期間内に他の組合の組合員（他

の法律に基づく共済組合でこれらの給付に相当する給付を行なうものの組合員その他健康保険又は船員保険の被保険者を含む。次項及び第六十三条第二項ただし書において同じ。）の資格を取得したとき（家族療養費については、その被扶養者がその期間内に当該組合の組合員又はその被扶養者となつたときを含む。）は、その日以後は、この限りでない。

3　一年以上組合員であつた者が死亡した際に家族療養費を受けている場合には、その者が死亡しなかつたとしたならば第一項の規定により受けることができる期間、継続してこれを当該組合員であつた者の被扶養者として現に療養を受けている者に支給する。ただし、その期間内に当該組合若しくは他の組合の組合員又はこれらの被扶養者となつたときは、その日以後は、この限りでない。

（他の法令による療養との調整）

第六十二条　他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において療養又は療養費の支給を受けたときは、その受けた限度において、療養の給付又は療養費若しくは家族療養費の支給は、行なわない。

（出産費及び配偶者出産費）

第六十三条　組合員が出産したときは、出産費として、給料の一月分に相当する金額を支給する。ただし、その金額が六千円に満たない場合には、六千円とする。

2　前項の規定は、一年以上組合員であつた者が退職後六月以内に出産した場合について準用する。ただし、退職後出産するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、もとの組合は、出産費を支給しない。

3　被扶養者である配偶者（前項本文の規定の適用を受ける者を除く。）が出産したときは、配偶者出産費として、給料の半月分に相当する金額を支給する。ただし、その金額が三千円に満たない場合には、三千円とする。

（育児手当金）

第六十四条　組合員又はその被扶養者である配偶者（次項の規定の適用を受ける者を除く。）が出産したとき（引き続きその生まれた子を育てないときを除く。次項において同じ。）は、育児手当金として、二千四百円を支給する。

2　前項の規定は、一年以上組合員であつた者が退職した場合において、その者がその退職後六月以内に出産したときについて準用する。この場合において

は、前条第二項ただし書の規定を準用する。

（埋葬料及び家族埋葬料）

第六十五条　組合員が公務によらないで死亡したときは、その死亡の当時被扶養者であつた者で埋葬を行なうものに対し、埋葬料として、給料の一月分に相当する金額を支給する。ただし、その金額が六千円に満たない場合には、六千円とする。

2　前項の規定により埋葬料の支給を受けるべき者がない場合には、埋葬を行なつた者に対し、同項に規定する金額の範囲内で、埋葬に要した費用に相当する金額を支給する。

3　被扶養者（次条第一項の規定の適用を受ける者を除く。）が死亡したときは、家族埋葬料として、第一項の規定による埋葬料の金額の百分の五十に相当する金額を支給する。

第六十六条　第六十一条第二項の規定により療養に関する給付を受けている者（当該給付が家族療養費である場合には、療養を受けている被扶養者であつた者。以下この項において「継続療養受給者」という。）が死亡したとき、継続療養受給者であつた者がその給付を受けなくなつた日後三月以内に死亡したとき、又は組合員であつた者が退職後三月以内に死

亡したときは、前条の規定に準じて埋葬料又は家族埋葬料を支給する。

2　第六十一条第二項ただし書の規定は、前項の場合について準用する。

（日雇労働者健康保険法による給付との調整）

第六十七条　家族療養費、配偶者出産費又は家族埋葬料は、同一の病気、負傷、出産又は死亡に関し、日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）の規定により療養の給付又は分べん費若しくは埋葬料の支給があつた場合には、その限度において、支給しない。

第三款　休業給付

（傷病手当金）

第六十八条　組合員が公務によらないで病気にかかり、又は負傷し、療養のため引き続き勤務に服することができない場合には、傷病手当金として、勤務に服することができなくなつた日以後三日を経過した日から、その後における勤務に服することができない期間一日につき給料日額の百分の八十に相当する金額を支給する。

2　組合員で被扶養者のないものが病院又は診療所に収容されている場合に支給すべき傷病手当金の額は、前項の規定にかかわらず、給料日額の百分の六十に相当する金額とする。

3　傷病手当金の支給期間は、同一の傷病については、第一項に規定する勤務に服することができなくなつた日以後三日を経過した日（同日において第七十一条の規定により傷病手当金の全部を支給しないときは、その支給を始めた日）から通算して六月間（結核性の病気については、三年間）とする。

4　第六十一条第二項の規定は、傷病手当金の支給について準用する。

5　第三項の場合又は前項において準用する第六十一条第二項の場合において、傷病手当金の支給期間中に療養の給付又は療養費の支給期間が経過したときは、傷病手当金の支給期間は、これらの規定にかかわらず、当該傷病手当金の支給を始めた日から当該療養の給付又は療養費の支給期間が経過した日の前日までの期間とする。

6　傷病手当金は、次条の規定により出産手当金を支給する場合には、その期間内は、支給しない。

（出産手当金）

第六十九条　組合員が出産したときは、出産の日前四十二日以内及び出産の日以後四十二日以内において勤務に服することができなかつた期間一日につき給料日額の百分の八十に相当する金額を支給する。

2　前項の規定は、一年以上組合員であつた者が退職後六月以内に出産した場合について準用する。

3　第六十三条第二項ただし書の規定は前項の場合について、前条第二項の規定は出産手当金の支給について、それぞれ準用する。この場合において、第六十三条第二項ただし書中「出産費」とあるのは、「その資格を取得した日以後の期間に係る出産手当金」と読み替えるものとする。

4　一年以上組合員であつた者が退職した際に出産手当金を受けているときは、その給付は、第一項に規定する期間内は、引き続き支給する。この場合においては、第六十一条第二項ただし書の規定を準用する。

（休業手当金）

第七十条　組合員が次の各号の一に掲げる事由により欠勤した場合には、休業手当金として、その期間（第二号から第四号までの各号については、当該各号に掲げる期間内においてその欠勤した期間）一日につき給料日額の百分の六十に相当する金額を支給する。ただし、傷病手当金又は出産手当金を支給する場合には、その期間内は、支給しない。

一　被扶養者の病気又は負傷

二　組合員の配偶者の出産　十四日

三　組合員の公務によらない不慮の災害又は被扶養者に係る不慮の災害　五日

四　組合員の婚姻、配偶者の死亡又は二親等内の血族若しくは一親等の姻族で主として組合員の収入により生計を維持するもの若しくはその他の被扶養者の婚姻若しくは葬祭　七日

五　前各号に掲げるもののほか、運営規則で定める事由　運営規則で定める期間

（給料との調整）

第七十一条　傷病手当金、出産手当金又は休業手当金は、その支給期間に係る給料の全部又は一部を受ける場合には、その受ける金額を基準として政令で定める金額の限度において、その全部又は一部を支給しない。

第四款　災害給付

（弔慰金及び家族弔慰金）

第七十二条　組合員又はその被扶養者が水震火災その他の非常災害により死亡したときは、組合員については給料の一月分に相当する金額の弔慰金をその遺族に、被扶養者については給料の半月分に相当する金額の家族弔慰金を組合員に支給する。

（災害見舞金）

第七十三条　組合員が前条に規定する非常災害によりその住居又は家財に損害を受けたときは、災害見舞金として、別表第一に掲げる損害の程度に応じ、同表に定める月数を給料に乗じて得た金額を支給する。

第三節　長期給付

第一款　通則

（長期給付の種類）

第七十四条　この法律による長期給付は、次のとおりとする。

一　退職年金

二　減額退職年金

三　通算退職年金

四　退職一時金

五　返還一時金

六　廃疾年金

七　廃疾一時金

八　遺族年金

九　遺族一時金

十　死亡一時金

（年金の支給期間及び支給期月）

第七十五条　年金である給付は、その給付事由が生じた日の属する月の翌月からその事由のなくなつた日の属する月までの分を支給する。

2　年金である給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由がなくなつた日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合には、支給を停止しない。

3　年金である給付の額を改定する事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月分からその改定した金額を支給する。

4　年金である給付は、毎年三月、六月、九月及び十二月において、それぞれの前月までの分を支給する。ただし、その給付を受ける権利が消滅したとき、又はその支給を停止すべき事由が生じたときは、その支給期月にかかわらず、その際、その月までの分を支給する。

（退職給付と廃疾給付との調整）

第七十六条　廃疾年金と退職年金又は減額退職年金と

を支給すべき事由に該当するときは、当該給付を受ける者に有利ないずれか一の給付を行なうものとする。

2　廃疾年金を受ける権利を有する者には、通算退職年金及び退職一時金は、支給しない。

3　退職年金又は減額退職年金を受ける権利を有する者には、廃疾一時金は、支給しない。

（年金受給者の書類の提出等）

第七十七条　組合は、年金である給付の支給に関し必要な範囲内において、その支給を受ける者に対して、身分関係の移動及び廃疾の状態に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。

2　組合は、前項の要求をした場合において、正当な理由がなくてこれに応じない者があるときは、その者に対しては、これに応ずるまでの間、年金である給付の支払を差し止めることができる。

第二款　退職給付

（退職年金）

第七十八条　組合員期間が二十年以上である者が退職したときは、その者が死亡するまで、退職年金を支給する。

2　前項の退職年金の額は、給料年額の百分の四十に相当する金額（組合員期間が二十年をこえるときは、その金額にそのこえる年数（一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数。以下この節及び附則第二十条第二項において同じ。）一年につき給料年額の百分の一・五に相当する金額を加えた金額）とする。ただし、その額が三万五千五百二十円より少ないときは、三万五千五百二十円とし、その額が給料年額の百分の七十に相当する金額をこえるときは、当該金額とする。

3　退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者（第八十三条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。第八十条第二項、第八十四条第一項、第八十五条第一項、第八十七条第三項、第九十条第六項、第九十三条第三項及び第九十九条第一項において同じ。）でその後再び組合員となつたものに退職年金を支給する場合には、第一項の退職年金の額は、前項の規定により算定した金額からそれぞれ第一号又は第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一　当該退職一時金の基礎となつた期間の年数一年につき、給料年額の百分の一・四に相当する金額

二　当該廃疾一時金の給付事由が生じた月の翌月から再び組合員となつた月までの月数を四で除して得た月数（一月未満の端数があるときはこれを一月とし、十二月をこえるときは十二月とする。）を十二月から控除した月数を当該廃疾一時金の額の算定の基礎となつた給料の額に乗じて得た額の十五分の一に相当する金額

（退職年金の停止）

第七十九条　退職年金を受ける権利を有する者が再び組合員となつたときは、組合員である間、退職年金の支給を停止する。

2　退職年金は、前項の規定による場合のほか、これを受ける権利を有する者が五十五歳未満であるときは、五十五歳未満である間、その支給を停止する。

3　退職年金を受ける権利を有する者が五十五歳未満であつても、その者が別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるときはその状態にある間、前項の規定による停止は、行なわない。

（退職年金の額の改定）

第八十条　前条第一項の規定により退職年金の支給を停止されている者が退職したときは、前後の組合員期間を合算して退職年金の額を改定する。この場合において、その改定額が改定前の退職年金の額（当該退職年金の額について第七十八条第二項ただし書

の規定の適用があつた場合にあつては、当該規定を適用しないとした場合の額とする。）に前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき再退職に係る給料年額の百分の一・五に相当する額を加えた額より少ないときは、その加えた額をもつて、改定額とする。

2　前項後段の規定による改定額が、改定前の退職年金の額の算定の基礎となつた給料年額の百分の七十に相当する金額（退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者にあつては、その額から改定前の退職年金の額の算定において控除することとされた第七十八条第三項第一号又は第二号の額に相当する額を控除した金額とする。）をこえるときは、第七十八条第二項ただし書（給料年額の百分の七十に相当する金額とする部分に限る。）の規定にかかわらず、当該金額をもつて、改定額とする。

（減額退職年金）

第八十一条　退職年金を受ける権利を有する者が五十五歳に達する前に年金である給付を受けることを希望することを組合に申し出たときは、その者が死亡するまで、減額退職年金を支給する。この場合においては、退職年金は、支給しない。

2　減額退職年金の年額は、退職年金の年額から、その額の百分の四に相当する金額に、五十五歳と当該減額退職年金の支給を開始する月の前月の末日における年齢との差に相当する年数を乗じて得た金額を減じた金額とする。

3　第七十九条第一項及び前条第一項前段の規定は、減額退職年金について準用する。

4　前項において準用する前条第一項前段の規定により改定した減額退職年金の額は、改定前の減額退職年金の額のその算定の基準となつた給料年額に対する割合に、前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の減額退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき百分の一・五を加え、これを再退職に係る給料年額に乗じて得た金額とする。この場合においては、前条第一項後段及び第二項の規定を準用する。

5　再び退職した日において五十五歳未満である者については、同項及び同項において準用する前条第一項後段の規定中「百分の一・五」とあるのは「百分の一・五に五十五歳と再び退職した月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の四を乗じて得た割合を百分の一・五から減じた割合」とする。

（通算退職年金）

第八十二条　通算退職年金に関しては、この法律によるほか、通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）の定めるところによる。

2　組合員期間一年以上二十年未満の者が退職し、次の各号の一に該当するときは、その者が死亡するまで、通算退職年金を支給する。

一　通算対象期間を合算した期間が、二十五年以上であるとき。

二　国民年金以外の公的年金制度に係る通算対象期間を合算した期間が、二十年以上であるとき。

三　他の公的年金制度に係る通算対象期間が、当該制度において定める老齢・退職年金給付の受給資格要件たる期間に相当する期間以上であるとき。

四　他の制度に基づき老齢・退職年金給付を受けることができるとき。

3　通算退職年金の額は、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに前項の退職に係る退職一時金の基礎となつた組合員期間の月数を乗じて得た額とする。

一　二万四千円
二　給料の千分の六に相当する額に二百四十を乗じて得た額

4　前項の場合において、その者に係る次条第二項第二号に掲げる金額（以下この項において「控除額」という。）が、同項第一号に掲げる金額をこえるときは、通算退職年金の額は、前項の規定にかかわらず、同条第二項第一号に掲げる金額を控除額で除して得た割合を前項の例により算定した額に乗じて得た額とする。

5　前二項の場合において、第二項の規定に該当する退職が二回以上あるときは、通算退職年金の額は、その退職に係る組合ごとに、これらの退職についてそれぞれ前二項の規定により算定した額の合算額とする。

6　第七十九条第一項及び第二項の規定は、通算退職年金について準用する。この場合において、同項中「五十五歳」とあるのは、「六十歳」と読み替えるものとする。

（退職一時金）

第八十三条　組合員期間一年以上二十年未満の者が退職したときは、退職一時金を支給する。ただし、次項の規定により計算した金額がないときは、この限りでない。

2　退職一時金の額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一　給料日額に、組合員期間に応じ別表第二に定める日数を乗じて得た金額
二　前条第三項に定める通算退職年金の額に、退職の日における年齢に応じ別表第三に定める率を乗じて得た金額

3　六十歳に達した後に第一項の規定に該当する退職をした者が、前条第二項各号の一に該当しない場合において、退職の日から六十日以内に、退職一時金の額の計算上前項第二号に掲げる金額の控除を受けないことを希望する旨を組合に申し出たときは、前二項の規定にかかわらず、前項第一号に掲げる金額を退職一時金として支給する。

4　前項の規定による退職一時金の支給を受けた者の当該退職一時金の基礎となつた組合員期間は、前条第三項に規定する組合員期間に該当しないものとする。

（返還一時金）

第八十四条　前条第二項の退職一時金の支給を受けた者が、再び組合員となつて退職した場合において、退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者となつたときは、返還一時金を支給する。

2　返還一時金の額は、その退職した者に係る前条第二項第二号に掲げる金額（その額が同項第一号に掲げる金額をこえるときは、同号に掲げる金額。次条第一項及び第九十九条第二項において同じ。）に、その者が前に退職した日の属する月の翌月から後に退職した日（退職の後に廃疾年金を受ける権利を有することとなつた者については、そのなつた日）の属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する金額を加えた額とする。

3　前項に規定する利子は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

4　第八十二条第五項の規定は、前条第二項の退職一時金の支給に係る退職が二回以上ある者の返還一時金の額について準用する。

5　前条第四項の規定は、廃疾年金を受ける権利を有する者となることにより返還一時金の支給を受けた者について準用する。

（返還一時金）

第八十五条　第八十三条第二項の退職一時金の支給を受けた者が、退職した後に六十歳に達した場合又は六十歳に達した後に退職した場合（退職年金、通算退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者となつた場合を除く。）において、六十歳に達した日（六十歳に達した後に退職した者については、当該退職の日）から六十日以内に、同項第二号に掲げる金額に相当する金額の支給を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、その者に返還一時金を支給する。

2　前条第二項から第五項までの規定は、前項の返還一時金について準用する。この場合において、同条第二項中「後に退職した日（退職の後に廃疾年金を受ける権利を有することとなつた者については、そのなつた日）」とあるのは「六十歳に達した日又は後に退職した日」と、同条第五項中「廃疾年金を受ける権利を有する者となることにより返還一時金」とあるのは「返還一時金」と読み替えるものとする。

第三款　廃疾給付

（廃疾年金）

第八十六条　次の各号に掲げる者が当該各号の場合に該当するときは、その者が死亡するまで、廃疾年金を支給する。

一　公務により病気にかかり、又は負傷した組合員その公務による傷病（以下「公務傷病」という。）の結果として、退職の時に別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるとき、又は退職の時から五年以内に同欄に掲げる程度の廃疾の状態になつた場合において、その期間内にその者の請求があつたとき。
二　組合員となつて一年以上経過した後に公務によらないで病気にかかり、又は負傷した者　その傷病の結果として、退職の時に別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるとき、又は退職の時から五年以内に同欄に掲げる程度の廃疾の状態になつた場合において、その期間内にその者の請求があつたとき。

2　前項各号中「退職の時」とあるのは、同項第一号の規定による廃疾年金（以下「公務による廃疾年金」という。）については、公務傷病について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十五条の規定による療養補償若しくはこれに相当する補償又は労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十二条第一項第一号に規定する療養補償費若しくは同条第三項に規定する療養の給付を退職の際に受けている者にあつては、「公務傷病がなおつた時又は労働基準法第八十一条の規定による打切補償若しくはこれに相当する補償を受けた時」とし、前項第二号の規定による廃疾年金（以下「公務によらない廃疾年金」という。）については、第六十一条第二項の規定により療養の給付又は療養費を受けている者にあつては、「療養の給付又は療養費を受けることができる期間内になおつた時又はなおらないがその期間を経過した時」とする。

3　廃疾の状態になつた時又は請求の時が第一項第一号に規定する期間を経過した後であつても、組合が地方公務員共済組合審査会の議に付することを適当と認め、かつ、地方公務員共済組合審査会においてその廃疾が公務傷病によることが顕著であると議決したときは、そのときから廃疾年金を支給する。

（廃疾年金の額）

第八十七条　公務による廃疾年金の額は、廃疾の程度に応じ給料年額に別表第四の中欄(イ)に掲げる率を乗じて得た金額（組合員期間が二十年をこえるときは、そのこえる年数一年につき給料年額の百分の一・五に相当する金額を加えた金額）とする。ただし、その額が同表の下欄に掲げる金額より少ないときは、当該金額とし、その額が給料年額に相当する

額をこえるときは、当該金額とする。

2　公務によらない廃疾年金の額は、廃疾の程度に応じ給料年額に別表第四の中欄(ロ)に掲げる率を乗じて得た金額（組合員期間が十年をこえるときは、その二十年に達するまでの期間についてはそのこえる年数一年につき給料年額の百分の一に相当する金額を、二十年をこえる期間についてはそのこえる年数一年につき給料年額の百分の一・五に相当する金額を加えた金額）とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3　退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者でその後に廃疾年金を支給すべき事由が生じたものに廃疾年金を支給する場合には、前二項の規定により算定した廃疾年金の額から、それぞれ第七十八条第三項第一号又は第二号に掲げる金額を控除した金額を廃疾年金の額とする。

（廃疾の程度が変つた場合の年金額の改定等）

第八十八条　廃疾年金を受ける権利を有する者の廃疾の程度が減退したとき、又は退職の時から五年以内に増進した場合において、その期間内にその者の請求があつたときは、その減退し、又は増進した後において該当する別表第四の上欄に掲げる廃疾の程度に応じて、その廃疾年金の額を改定する。

2　第八十六条第二項の規定は前項に規定する退職の時について、同条第三項の規定は前項の規定による廃疾年金の額の改定について、それぞれ準用する。

3　廃疾年金を受ける権利を有する者が別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態に該当しなくなつたときは、その権利は、消滅する。

4　組合員期間二十年未満で廃疾年金を受ける権利を有する者が前項の規定により廃疾年金の支給を受けなくなり、又は死亡した場合（遺族年金を支給する場合を除く。）において、既に支給を受けた廃疾年金の総額が、その者の退職の際第八十三条第一項の規定を適用するものとした場合に退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額（公務によらない廃疾年金にあつては、給料十二月分を加算した金額）より少ないときは、その者又はその遺族にその差額に相当する金額を支給する。

5　前項の規定により支給された差額に相当する金額は、長期給付に関する規定（第八十二条、第八十四条、第八十五条及び第九十九条の規定を除く。）の適用については、公務によらない廃疾年金に係る場合にあつては、給料十二月分に達するまでの金額に

いては廃疾一時金と、その残額については退職一時金と、公務による廃疾年金に係る場合にあつては、退職一時金と、それぞれみなす。

6　前項の規定により退職一時金又は廃疾一時金とみなされる金額の支給を受けた者に対する第七十八条第三項、前条第三項及び第九十三条第三項の規定の適用については、第七十八条第三項第一号中「当該退職一時金の基礎となつた期間」とあるのは「第八十八条第五項の規定により退職一時金とみなされる金額を給料日額で除して得た数に相当する日数（その日数が別表第二の下欄に掲げる日数と一致しないときは、同欄の直近の少ない日数）に応じ同表の上欄に掲げる期間」と、同項第二号中「十二月から控除」とあるのは「第八十八条第五項の規定により廃疾一時金とみなされる金額を当該金額に係る給料の額で除して得た数に相当する月数（一月未満の端数があるときは、これを切り捨てた月数）から控除」とする。

（二以上の廃疾がある場合の取扱い）

第八十九条　組合員又は組合員であつた者について同時に二以上の廃疾があるときは、第八十六条第一項各号の病気又は負傷によらないものを除き、公務による廃疾年金と公務によらない廃疾年金との別に応じ、これらの廃疾を併合した廃疾の程度を前三条に規定する廃疾の程度として、これらの規定を適用する。

2　組合員又は組合員であつた者について、公務傷病による廃疾と公務傷病によらない廃疾とがあるときは、公務によらない廃疾年金については、次に定めるところによる。

一　当該年金の基礎となるべき廃疾の程度は、公務傷病による廃疾を公務によらないものとみなし、これらを併合した廃疾の程度による。

二　当該年金の第八十七条第二項の規定による額は、同項の規定にかかわらず、公務傷病による廃疾を公務傷病によらないものとみなし、これらを併合して算定した廃疾年金の額（当該公務傷病による廃疾の程度が別表第四の上欄に掲げる廃疾の程度に該当する場合には、当該廃疾が公務傷病によらないものであるとしたならば当該廃疾について支給されるべき廃疾年金の額を控除した金額）とする。

3　前項の場合において、第八十七条第三項の控除は、公務によらない廃疾年金の額から行ない、なお残額がある場合に、公務による廃疾年金の額からなおものとする。

（再就職した場合の廃疾年金の停止等）

第九十条　廃疾年金を受ける権利を有する者が再び組合員となつたときは、組合員である間、廃疾年金の支給を停止する。

2　前項の規定により廃疾年金の支給を停止された組合員が、再び退職した場合において、その退職の時に別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、前後の組合員であつた期間を合算し、その廃疾の程度に応じて廃疾年金の額を改定する。

3　第八十六条第二項の規定は、前項に規定する退職の時について準用する。

4　前二項の規定により廃疾年金の額を改定した場合において、当該廃疾年金が公務による廃疾年金であるときのその改定額が、改定前の廃疾年金の額（改定前の廃疾年金の基礎となる廃疾の程度が改定前の廃疾の程度より低い場合には、改定前の廃疾年金の基礎となつた廃疾の程度が改定前の廃疾の程度に相当する程度であるものとみなして算定した金額とし、改定前の廃疾年金の額について第八十七条第一項ただし書の規定の適用があつた場合にあつては、当該規定を適用しないとした場合の額とする。以下この条において同じ。）に前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の廃疾年金の基礎となつた組合員期間の年数（当該年数が二十年未満であるときは、二十年）を控除した年数一年につき再退職に係る給料年額の百分の一・五に相当する額を加えた額より少ないときは、その加えた額をもつて、改定額とする。

5　第二項及び第三項の規定により廃疾年金の額を改定した場合において、当該廃疾年金が公務によらない廃疾年金であるときのその改定額が、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に掲げる額より少ないときは、当該各号に掲げる額をもつて、改定額とする。

一　前後の組合員期間を合算した期間の年数が十年に達しない場合において、その改定額が、改定前の廃疾年金の額より少ないとき　改定前の廃疾年金の額

二　前後の組合員期間を合算した期間の年数が十年以上二十年未満の場合において、その改定額が、改定前の廃疾年金の額に当該合算した期間の年数から前の組合員期間の年数（当該年数が十年未満であるときは、十年）を控除した年数一年につき

再退職に係る給料年額の百分の一に相当する額を加えた額より少ないとき　その加えた額

三　前後の組合員期間を合算した期間の年数が二十年をこえ、前の組合員期間の年数が二十年未満である場合において、その改定額が、改定前の廃疾年金の額に、当該合算した期間の年数のうち、二十年に達するまでの年数については前号の規定により加えるべき額を、二十年をこえる年数については一年につき再退職に係る給料年額の百分の一・五に相当する額を、それぞれ加えた額より少ないとき　その加えた額

四　前後の組合員期間を合算した期間の年数が二十年をこえ、前の組合員期間の年数が二十年以上である場合において、その改定額が、改定前の廃疾年金の額に、当該合算した期間の年数から前の組合員期間の年数を控除した年数一年につき再退職に係る給料年額の百分の一・五に相当する額を加えた額より少ないとき　その加えた額

6　前二項の改定額が、改定前の廃疾年金の額の算定の基礎となつた給料年額に相当する金額（退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者にあつては、改定前の廃疾年金の額からその額の算定において控除することとされた第七十八条第三項第一号又は第二号の額に相当する額を控除した金額とする。）をこえるときは、第八十七条第一項ただし書（給料年額に相当する金額とする部分に限る。）の規定にかかわらず、当該金額をもつて改定額とする。

（公務による廃疾年金と障害補償との調整）

第九十一条　公務による廃疾年金は、労働基準法第七十七条の規定による障害補償若しくはこれに相当する補償又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第三号の規定による障害補償費を支給する事由が生じた月の翌月から六年間、次の各号に掲げる者の区分により、その額のうち、その算定の基礎となつた給料年額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額に相当する金額の支給を停止する。

一　別表第四の上欄の一級に該当する者　百分の三十

二　別表第四の上欄の二級に該当する者　百分の二十

三　別表第四の上欄の三級に該当する者　百分の十

（廃疾一時金）

第九十二条　一年以上組合員であつた者で組合員となつて一年を経過する前に公務によらないで病気にかかり、又は負傷したものが退職した場合において、その退職の時（第六十一条第二項の規定により療養の給付又は療養費を受けている場合には、これを受けることができる期間内になおつた時）に、その傷病の結果として、別表第五に掲げる廃疾の状態にあるときは、廃疾一時金として、給料年額に相当する金額の支給を停止する。

2　一年以上組合員であつた者で組合員となつて一年を経過する前に公務によらないで病気にかかり、又は負傷した者に対する前項の規定の適用については、「別表第五に掲げる廃疾の状態にあるとき」とあるのは、「別表第四又は別表第五に掲げる廃疾の状態にあるとき（当該療養の給付又は療養費を受けている場合には、これを受けることができる期間内になおらないでその期間を経過した時に、その傷病の結果として、別表第四に掲げる廃疾の状態にあるときを含む。）」とする。

3　同時に二以上の廃疾があるときは、前二項の傷病によらないものを除き、これらの廃疾を併合した廃疾の状態を前二項に規定する廃疾の状態として、これらの規定を適用する。

第四款　遺族給付

（遺族年金）

第九十三条　次の各号の一に該当するときは、当該各号に規定する者の遺族に、当該各号に掲げる額の遺族年金を支給する。

一　組合員が公務傷病により、組合員である間に、又は退職後に死亡した場合　給料年額の百分の四十に相当する金額（組合員期間が二十年をこえるときは、そのこえる年数一年につき給料年額の百分の一・五に相当する金額を加えた金額）

二　組合員期間が二十年以上である者が公務傷病によらないで死亡した場合　その者が受ける権利を有していた退職年金（退職年金を受ける権利を有していなかつた者については、減額退職年金若しくは廃疾年金を支給しなかつたものとした場合において支給すべきであつた退職年金又はその死亡を退職とみなした場合において支給すべきこととなる退職年金）の額の百分の五十に相当する金額

三　組合員期間が十年以上二十年未満である者が公務傷病によらないで組合員である間に死亡した場合又は組合員期間が十年以上二十年未満である者で廃疾年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡した場合　給料年額の百分の十に相当する金額（組合員期間が十年をこえるときは、当該金額に、そのこえる年数一年につき給料年額の百分の一に相当する金額（組合員期間が十年未満の者で公務による廃疾年金を受ける権利を有するものが公務によらないで死亡した場合　給料年額の百分の十に相当する金額を加えた金額）

四　組合員期間十年未満の者で公務による廃疾年金を受ける権利を有するものが公務によらないで死亡した場合　給料年額の百分の十に相当する金額

（遺族年金の停止）

第九十四条　夫、父母又は祖父母に対する遺族年金は、その者が五十五歳に達するまでは、その支給を停止する。ただし、その者が別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にある場合には、その状態にある間は、この限りでない。

第九十五条　遺族年金を受ける権利を有する者が一年以上所在不明である場合には、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がないときは次順位者の申請により、その所在不明である間、当該権利を有する者の受けるべき遺族年金の支給を停止することができる。

2　前項の規定により年金の支給を停止した場合には、その停止している期間、その年金は、同順位者から申請があつたときは同順位者に、次順位者から申請があつたときは次順位者に支給する。

（遺族年金の失権）

第九十六条　遺族年金を受ける権利を有する者は、次の各号の一に該当するに至つたときは、その権利を失う。

一　死亡したとき。

二　婚姻したとき（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となつたときを含む。）。

三　三親等内の親族以外の者の養子となつたとき。

四　死亡した組合員であつた者との親族関係が離縁によつて終了したとき。

五　子又は孫で別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にある者以外の者が十八歳に達したとき。

六　別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるため遺族年金を受けていた者につき、その事情がなくなつたとき。

（公務による遺族年金と遺族補償との調整）

第九十七条　第九十三条第一項第一号の規定による遺族年金は、労働基準法第七十九条の規定による遺族補償若しくはこれに相当する補償又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第四号に規定する遺族補償費を支給する事由が生じた時から六年間、その額のうち、その算定の基礎となつた給料年額の百分の二十に相当する金額の支給を停止する。

（遺族一時金）

第九十八条　組合員期間が一年以上十年未満である組合員が公務傷病によらないで死亡した場合において、その者の遺族に遺族一時金を支給する。

2　遺族一時金の額は、給料日額に、組合員期間に応じて別表第二に定める日数を乗じて得た金額とする。

（死亡一時金）

第九十九条　第八十三条第二項の退職一時金の支給を受けた者が、通算退職年金又は返還一時金の支給を受けることなく死亡したときは、その者の遺族に死亡一時金を支給する。

2　死亡一時金の額は、その死亡した者に係る第八十三条第二項第二号に掲げる金額に、その者が退職した日の属する月の翌月からその死亡した日の属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する金額を加えた額とする。

3　第八十四条第三項及び第四項の規定は、死亡一時金の額について準用する。

第五款　地方公共団体の長に対する長期給付の特例

（地方公共団体の長）

第百条　都道府県知事又は市町村長である組合員（以下「地方公共団体の長」という。）に対する長期給付に関する規定を適用する場合の特例については、次条から第百七条までに定めるところによる。

（退職の取扱いに関する特例）

第百一条　地方公共団体の長が、次の各号の一に該当する場合には、前後の地方公共団体の長であつた期間は、引き続いたものとみなし、当該退職に係る長期給付は、支給しない。

一　任期満了による選挙の期日の告示がなされた後、その任期の満了すべき日前に退職した場合において、当該任期満了による選挙において当選人となり、再び地方公共団体の長となつたとき。

二　退職の申立を行なつたことにより告示された選挙において当選人となり、再び地方公共団体の長となつたとき。

（退職年金の特例）

第百二条　地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者が退職したときは、その者が死亡するまで、退職年金を支給する。

2　前項の退職年金の額は、地方公共団体の長の給料

年額（地方公共団体の長が引き続き地方公共団体の長以外の組合員となつた場合には、そのなつた日の前日に退職したものとみなして、第四十四条第二項の規定により算定した給料年額。以下同じ。）の百分の三十五に相当する金額（地方公共団体の長であつた期間が十二年をこえるときは、そのこえる年数一年につき地方公共団体の長の給料年額の百分の一・五に相当する金額を加えた金額）とする。

3　第七十八条第二項ただし書及び第三項の規定は、第一項の退職年金について準用する。この場合において、同条第二項ただし書中「給料年額」とあるのは「第百二条第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」と、同条第三項第一号中「給料年額」とあるのは「第百二条第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」と、同項第二号中「給料」とあるのは「給料（地方公共団体の長が引き続き地方公共団体の長以外の組合員となつた場合には、そのなつた日の前日に退職したものとみなして、第四十四条第二項の規定により算定した給料」と読み替えるものとする。

4　第一項の退職年金については、第八十条第一項中「組合員期間」とあるのは、「地方公共団体の長であつた期間」として、同条の規定を適用する。

第百三条　第七十八条の規定と前条の規定とに同時に該当する者に対しては、これらの規定による退職年金の額が異なるときは、いずれか多い額の退職年金のみを支給し、これらの規定による退職年金の額が同じときは、第七十八条の規定による退職年金のみを支給する。

（減額退職年金の特例）

第百四条　第百二条の規定による退職年金に基づく減額退職年金の額については、第八十一条第四項中「給料年額」とあるのは「第百二条第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」と、「組合員期間」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間」と、同条第四項及び第五項の規定を適用する。

2　第百二条の規定による退職年金に基づく減額退職年金を受ける権利を有する者が地方公共団体の長以外の組合員となり、再び退職した場合において、その者が当該減額退職年金を受ける権利を有しないとしたならば、第七十八条の規定による退職年金を受ける権利を有することとなり、かつ、当該減額退職年金の額が、その支給を開始した月を第八十一条第二項に規定する支給を開始する月として同条の規定を適用して算定した当該退職年金に基づく減額退職年金の額より少ないときは、その額をその者の減額退職年金の額とする。

3　前項の規定は、減額退職年金（第百二条の規定による退職年金に基づくものを除く。）を受ける権利を有する者が地方公共団体の長となり、再び退職した場合について準用する。

（退職一時金の特例）

第百五条　第百二条第一項の規定による退職年金又はこれに基づく減額退職年金を受ける権利を有する者には、通算退職年金及び退職一時金は、支給しない。

（廃疾年金の特例）

第百六条　地方公共団体の長であつた者に対する廃疾年金の額については、第八十七条第一項及び第二項中「給料年額」とあるのは「第百二条第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」と、「組合員期間」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十二年」と、同条第二項中「百分の一」とあるのは「百分の二・五」とし、第九十条第二項中「組合員であつた期間」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間」と、同条第四項中「組合

員期間」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十二年」と、「給料年額」とあるのは「第百二条第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」と、同条第五項第二号中「二十年未満の場合」とあるのは「二十年未満の場合（地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である場合を除く。）」と、同項第三号中「組合員期間」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十二年」と、「給料年額」とあるのは「第百二条第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」と、同項第四号中「組合員期間」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十二年」と、「給料年額」とあるのは「第百二条第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」として、これらの規定及び第九十条第六項の規定を適用する。

2　前項の規定により算定した廃疾年金の額が、同項の規定を適用しないものとして算定した廃疾年金の額より少ないときは、当該金額を廃疾年金の額とする。

（遺族年金の特例）

第百七条　地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者が死亡した場合における遺族年金については、第九十三条第一項第一号中「給料年額」とあるのは「第百二条第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」と、「組合員期間が二十年」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間が十二年」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間が十二年」と、同項第二号中「組合員期間が二十年」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間が十二年」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間が十二年」と、同項第三号中「二十年未満である者」とあるのは「二十年未満である者（地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者を除く。）」と、同条第二項中「給料年額」とあるのは「第百二条第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」と、同条第三項中「第七十八条第三項各号」とあるのは「第百二条第三項において準用する第七十八条第三項各号」として、同条の規定を適用する。

2　前項に規定する者に係る遺族年金の額は、同項の規定により算定した額が、同項の規定を適用しないものとしたならば受けることとなる遺族年金の額より少ないときは、当該金額とする。

第四節　給付の制限

（給付の制限）

第百八条　この法律により給付を受けるべき者が、故意の犯罪行為により、又は故意に、病気、負傷、廃疾、死亡若しくは災害又はこれらの直接の原因となつた事故を生じさせた場合には、その者には、次項の規定に該当する場合を除き、当該病気、負傷、廃疾、死亡又は災害に係る給付は、行なわず、また、当該廃疾については、第七十九条第三項の規定は、適用しない。

2　第三節第四款の規定による遺族給付（第四十七条の規定により支給するその他の給付に係る支払未済の給付を含む。以下この項及び第百二十六条第三項において同じ。）を受けるべき者が組合員、組合員であつた者又は遺族給付を受ける者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた場合には、その者には、当該遺族給付は、行なわない。組合員又は組合員であつた者の死亡前に、その者の死亡によつて遺族給付を受けるべき者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた者についても、同様とする。

3　この法律により給付を受けるべき者が、重大な過失により、若しくは正当な理由がなくて療養に関する指示に従わなかつたことにより、病気、負傷、廃疾若しくは死亡若しくはこれらの直接の原因となつた事故を生じさせ、その病気若しくは廃疾の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げ、又は故意にその廃疾の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた場合には、その者には、当該病気、負傷、廃疾又は死亡に係る給付の全部又は一部を行なわず、また、当該廃疾については、第八十八条第一項の規定による改定を行なわず、又はその者の廃疾の程度が現に該当する級以下の級に該当するものとして同項の規定による廃疾年金の額の改定を行なうことができる。

第百九条　組合がこの法律に基づく給付の支給に関し必要があると認めてその支給に係る者につき診断を受けるべきことを求めた場合において、正当な理由がなくてこれに応じない者があるときは、その者に係る当該給付は、その全部又は一部を行なわないことができる。

第百十条　第百十五条第三項の規定により掛金に相当する金額を組合に払い込むべき者が、その払い込むべき月の翌月の末日までにその掛金に相当する金額を組合に納付しない場合には、政令で定めるところにより、その者に係る給付の一部を行なわないことができる。

第百十一条　組合員若しくは組合員であつた者が禁錮以上の刑に処せられた場合又は組合員が懲戒処分（地方公務員法第二十九条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。）を受けた場合には、政令で定めるところにより、その者には、その組合員期間に係る長期給付の全部又は一部は、行なわないことができる。

2　遺族給付を受ける権利を有する者が禁錮以上の刑に処せられたときは、政令で定めるところにより、その者には、遺族給付の一部を行なわないことができる。

3　禁錮以上の刑に処せられてその刑の執行を受ける者に支給すべきその組合員期間に係る年金である給付（通算退職年金を除く。）は、その刑の執行を受ける間、その支給を停止する。

第五章　福祉事業

（福祉事業）

第百十二条　組合（連合会を含む。以下この条において同じ。）は、組合員の福祉の増進に資するため、次に掲げる事業を行なうことができる。

一　組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営

二　組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け

三　組合員の貯金の受入れ又はその運用

四　組合員の臨時の支出に対する貸付け

五　組合員の需要する生活必需物資の供給

六　その他組合員の福祉の増進に資する事業で定款で定めるもの

2　前項に規定する事業に要する費用に充てることができる金額は、短期給付に要する費用の九十五分の五に相当する金額の範囲内とする。

3　組合は、第一項各号に掲げる事業を行なうに当たつては、他の組合と共同して行なう等組合員の福祉を増進するための事業が総合的に行なわれるように努めなければならない。

第六章　費用の負担

（費用の負担）

第百十三条　組合の給付に要する費用は、次に定めるところにより、政令で定める職員（市町村職員共済組合又は都市職員共済組合に係る長期給付に要する費用にあつては、市町村職員共済組合を組織する職員のすべて又は都市職員共済組合を組織する職員のすべて）を単位として、算定するものとする。この場合において、第二号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行なうものとする。

一　短期給付に要する費用については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における短期給付に係る次項の掛金及び負担金の額とが等しくなるように定める。

二　長期給付に要する費用については、その費用の予想額と長期給付に係る次項の掛金及び負担金の額並びにその予定運用収入の額の合計額とが、将来にわたつて財政の均衡を保つことができるように、かつ、毎事業年度の同項の掛金及び負担金の額が平準的になるように定める。

2　組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条、第百十六条第一項、第百三十四条、第百三十六条第二項及び第百三十九条において同じ。）の負担金をもつて充てる。

一　短期給付に要する費用　掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

二　長期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。）　掛金百分の四十五、地方公共団体の負担金百分の五十五

三　公務による廃疾年金又は第九十三条第一項第一号若しくは第四号の規定による遺族年金に要する費用　地方公共団体の負担金百分の百

四　福祉事業に要する費用　掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

五　組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用　地方公共団体の負担金百分の百

3　前項第五号の規定により組合の事務に要する費用に充てるため地方公共団体が負担すべき金額は、毎年度、地方公共団体の予算をもつて定める。

4　地方公務員法第五十二条の職員団体（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条の六の職員団体を含む。）又は地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条（同法附則第四項において準用する場合を含む。）の労働組合（以下「職員団体」と総称する。）の事務にもつぱら従事する職員である組合員に係る第二項に規定する費用については、同項各号列記以外の部分中「及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条、第百十六条第一項、第百三十四条、第百三十六条第二項及び第百三十九条において同じ。）の負担金」とあるのは「、職員団体の負担金及び地方公共団体の負担金」と、同項第一号から第四号まで中「地方公共団体の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」として、同項の規定を適用する。

（掛金）

第百十四条　掛金は、組合員の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の前日の属する月までの各月につき、徴収するものとする。この場合において、組合員の資格を喪失した日の前日の属する月に更に組合員の資格を取得したときは、当該資格の取得によるその月の掛金は、徴収しない。

2　掛金は、主務省令で定めるところにより、組合員の給料を標準として算定するものとし、その給料と掛金との割合は、組合の定款（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の長期給付に係る組合員の給料と掛金との割合については、連合会の定款）で定める。

3　組合員のうち給料の額が十一万円をこえる者は、前項の規定の適用については、その額が十一万円であるものとみなす。

（掛金等の給与からの控除）

第百十五条　組合員の給与支給機関は、毎月、給料その他の給与を支給する際組合員の給与から掛金に相当する金額を控除して、これを組合員に代わつて組合に払い込まなければならない。

2　組合員（組合員であつた者を含む。以下この条において同じ。）の給与支給機関は、組合員が組合に対して支払うべき掛金以外の金額又は前項の規定により控除して払い込まれなかつた掛金の金額があるときは、給料その他の給与（地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当又はこれに相当する手当を含む。以下この条において同じ。）を支給する際、組合員の給料その他の給与からこれらの金額に相当する金額を控除して、これを組合員に代わつて組合に払い込まなければならない。

3　組合員は、給料その他の給与の全部又は一部の支給を受けないことにより、前二項の規定による掛金に相当する金額の全部又は一部の控除及び払込みが行なわれないときは、政令で定めるところにより、その控除が行なわれるべき毎月の末日までに、その払い込まれるべき掛金に相当する金額を組合に払い込まなければならない。

（負担金）

第百十六条　地方公共団体の機関又は職員団体は、それぞれ第百十三条の規定により地方公共団体又は職員団体が負担すべき金額を、毎月、組合に払い込まなければならない。

2　前項の規定による負担金の支払については、概算払をすることができる。この場合においては、当該事業年度末において、精算するものとする。

第七章　審査請求

（審査請求）

第百十七条　組合員の資格若しくは給付に関する決定、掛金の徴収又は通算年金通則法第七条第一項の規定による確認に関し不服がある者は、文書又は口頭で、地方公務員共済組合審査会（以下「審査会」という。）に行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

2　前項の審査請求は、同項に規定する決定があつたことを知つた日から六十日以内にしなければならない。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

3　審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

（審査会の設置及び組織）

第百十八条　地方職員共済組合等、都職員共済組合等及び連合会に、それぞれ審査会を置く。

2　審査会は、委員六人をもつて組織する。

3　委員は、組合員を代表する者、地方公共団体を代表する者及び公益を代表する者それぞれ二人とし、地方職員共済組合等及び都職員共済組合等に置かれる審査会にあつては組合の理事長が、連合会に置かれる審査会にあつては連合会の理事長が、それぞれ委嘱する。

4　委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5　委員は、再任されることができる。

6　審査会に会長を置く。会長は、審査会において、公益を代表する委員のうちから選挙する。

7　会長は、会務を総理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長以外の公益を代表する委員がその職務を行なう。

（議事）

第百十九条　審査会は、組合員を代表する委員、地方公共団体を代表する委員及び公益を代表する委員各一人以上が出席しなければ、会議を開き、及び議決

することができない。

2　審査会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

（組合に対する通知等）

第百二十条　審査会は、審査請求を受理したときは、当該審査請求に係る組合にこれを通知し、かつ、利害関係人に対し参加人として当該審査請求に参加することを求めなければならない。

（政令への委任）

第百二十一条　この章及び行政不服審査法に定めるもののほか、審査会の委員及び同法第二十七条の規定により事実を陳述させ、又は鑑定を求めた参考人の旅費その他の手当の支給その他審査会及び審査請求の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

第八章　地方公務員共済組合審議会

（地方公務員共済組合審議会）

第百二十二条　この法律に基づく組合に関する制度及びその行なう給付その他の事業の運営に関する重要事項について、自治大臣の諮問に応じて調査審議するため、自治省の附属機関として、地方公務員共済組合審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、組合に関する施策及び組合の運営に関する事項について、自治大臣に建議することができる。

（委員）

第百二十三条　審議会は、委員十二人以内で組織する。

2　委員は、学識経験がある者、関係行政機関の職員、地方公共団体の職員及び組合員のうちから自治大臣が任命し、その任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　委員は、再任されることができる。

4　委員は、非常勤とする。

（会長）

第百二十四条　審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2　会長は、会務を総理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行なう。

（政令への委任）

第百二十五条　前三条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第九章　雑則

（時効）

第百二十六条　この法律（第百五十一条第一項の地方議会議員共済会に関する部分を除く。以下この章において同じ。）に基づく給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から、短期給付については二年間、長期給付については五年間行なわないときは、時効によつて消滅する。

2　掛金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年間行なわないときは、時効によつて消滅する。

3　時効期間の満了前六月以内において、次に掲げる者の生死又は所在が不明であるためにその者に係る遺族給付の請求をすることができない場合には、その請求をすることができることとなつた日から六月以内は、当該権利の消滅時効は、完成しないものとする。

一　組合員又は組合員であつた者でその者が死亡した場合に遺族給付を受けるべき者があるもの

二　遺族給付を受ける権利を有する者のうち先順位者又は同順位者

（期間計算の特例）

第百二十七条　この法律の規定により給付の請求又は給付を受ける権利に係る申出若しくは届出に係る期間を計算する場合において、その請求、申出又は届出が書面の郵送により行なわれたものであるときは、郵送に要した日数は、その期間に算入しない。

（戸籍書類の無料証明）

第百二十八条　市町村長（特別区の区長を含むものとし、指定都市にあつては、区長）は、組合又はこの法律に基づく給付を受ける権利を有する者に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、組合員、組合員であつた者又はこの法律に基づく給付を受ける権利を有する者の戸籍に関し、無料で証明を行なうことができる。

（端数の処理）

第百二十九条　年金である給付を受ける権利を決定する場合において、その給付の額に一円未満の端数を生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。

2　前項に定めるもののほか、この法律による給付及び掛金に係る端数計算については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）第二条の規定を準用する。

（主務大臣の権限）

第百三十条　組合（連合会を含む。以下この条において同じ。）の業務の執行は、主務大臣が監督する。

2　組合は、主務省令で定めるところにより、毎月末日現在におけるその事業についての報告書を主務大臣に提出しなければならない。

3　主務大臣は、前項の規定による報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、これを自治大臣に通知しなければならない。

4　主務大臣は、毎年少なくとも一回、当該職員に組合の業務及び財産の状況を監査させるものとする。

5　主務大臣は、この法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、組合に対してその業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

第百三十一条　主務大臣は、組合の療養に関する短期給付についての費用の負担又は支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行なつた者若しくはこれらの者を使用する者に対し、その行なつた診療、薬剤の支給若しくは手当に関し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を求め、若しくは当該職員をして質問させ、又は当該給付に係る療養を行なつた保険医療機関若しくは保険薬局から報告若しくは医療機関若しくは保険薬局につき設備若しくは診療録その他その業務に関する帳簿書類を検査させることができる。

2　当該職員は、前項の規定により質問又は検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（主務大臣等）

第百三十二条　この法律における主務大臣及び主務省令は、地方職員共済組合、都職員共済組合等、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合並びに連合会については自治大臣及び自治省令、公立学校共済組合については文部大臣及び文部省令、警察共済組合については内閣総理大臣及び総理府令とする。

2　主務大臣は、主務省令を定めるときは、あらかじめ、自治大臣に協議しなければならない。

3　自治大臣は、政令で定めるところにより、第百三十条第一項及び第四項並びに前条第一項に規定する権限に属する事務の一部を、都道府県知事をして行なわせることができる。

4　この法律に規定する警察共済組合に係る内閣総理

大臣の権限は、警察庁長官が補佐する。

（医療に関する事項等の報告）

第百三十三条　組合は、総理府令・文部省令・厚生省令・自治省令で定めるところにより、この法律に定める医療に関する事項その他この法律の規定による給付に関する事項について、厚生大臣に報告しなければならない。

（地方公共団体の報告等）

第百三十四条　地方公共団体は、政令で定めるところにより、組合員の異動、給与等に関し、組合に報告し、又は文書を提示し、その他組合の業務の執行に必要な事務を行なうものとする。

（船員組合員の期間計算等の特例）

第百三十五条　船員保険の被保険者（以下この章において「船員」という。）である組合員（以下「船員組合員」という。）の船員組合員としての資格の得喪及び期間の計算については、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の定めるところによる。

（船員組合員の療養の特例）

第百三十六条　船員組合員又はその被扶養者が病気にかかり、又は負傷した場合における療養に関しては、第五十六条から第六十一条までの規定にかかわらず、船員保険法第二十八条から第二十九条ノ三まで、第三十一条及び第三十一条ノ二の規定による。

2　前項の場合において、船員保険法第二十九条ノ三の規定の例により地方公共団体が交付し、又は負担すべき金額の支払の事務は、組合が行なうものとする。

（船員組合員の療養以外の給付の特例）

第百三十七条　船員組合員又は船員組合員であつた組合員が退職し、又は死亡した場合における退職給付又は遺族給付は、次に掲げるもののうちその者が選択するいずれか一の給付とする。

一　組合員として受けるべき退職給付又は遺族給付（組合員でない船員であつた期間がある場合には、これらの給付並びにその期間に対する船員保険法第三章第五節及び第七節から第九節までに規定する給付（葬祭料を除く。））

二　その者が組合員とならなかつたものとした場合に船員として受けるべき船員保険法の給付で前号に規定するもの（船員でない組合員であつた期間がある場合には、当該給付及びその期間に対する組合員として受けるべき退職給付又は遺族給付）

2　前条及び前項に定めるもののほか、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する給付は、次に掲げるもののうちこれらの者が選択するいずれか一の給付とする。

一　組合員若しくは組合員であつた者又はこれらの者の遺族として受けるべき給付

二　その者が組合員とならなかつたものとした場合に船員若しくは船員であつた者又はこれらの者の遺族として受けるべき船員保険法に規定する給付（失業に関する給付を除く。）

3　船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する給付のうち、公務による廃疾年金又は公務による遺族年金は、前二項の規定にかかわらず、前項第一号に掲げる給付とする。

（厚生年金保険及び船員保険交渉法との関係）

第百三十八条　厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第百十七号）第二条から第四条までの規定により厚生年金保険又は船員保険の老齢年金の受給資格期間を満たした者が船員組合員となつたときは、組合員でない船員であつた期間は、船員でなかつたものとみなして、前条の規定を適用する。

（船員組合員についての負担金の特例）

第百三十九条　地方公共団体は、船員組合員若しくは

船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する船員保険法に規定する給付に要する費用（同法第二十九条ノ三の規定による船舶所有者が負担すべき費用を含む。）については、第百十三条第二項の規定にかかわらず、同法第五十八条の規定による国庫の負担及び同法第六十条第一項の規定による船舶所有者の負担と同一の割合によつて算定した金額を負担する。

（公庫等に転出した復帰希望職員についての特例）

第百四十条　組合員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（以下「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるために退職した場合において、その者が、その公庫等職員となつた日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その引き続く公庫等職員としての在職期間を、これに引き続き再び組合員の資格を取得したとき（以下「復帰したとき」という。）の第四十条の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望する旨をその組合に申し出たときは、当該退職（以下「転出」という。）に係る長期給付は、その申出をした者（以下「復帰希望職員」という。）が引き続き公庫等職員として在職する間、その支払を差し止める。

2　復帰希望職員が引き続き公庫等職員として在職し、引き続き復帰したときは、長期給付に関する規定（第六章の規定を除く。）の適用については、その者は、転出の時に退職しなかつたものとみなし、当該公庫等職員であつた期間引き続き組合員であつたものとみなす。ただし、当該公庫等職員であつた期間内に発した疾病又は負傷に係る廃疾給付については、この限りでない。

3　前項の場合において、第四十四条第二項の規定の適用については、同項中「給料は」とあるのは、「給料（組合の運営規則で定める仮定給料を含む。以下この項において同じ。）は」とする。

4　復帰希望職員及び公庫等については、当該復帰希望職員の転出の時にさかのぼつて、第六章（第百十三条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる費用に係る部分を除く。）の規定を準用する。この場合において、第百十三条第二項各号列記以外の部分中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条、第百十六条第一項、第百三十四条、第百三十六条第二項及び第百三十九条において同じ。）の負担金」とあるのは「公庫等の負担金」と、同項第二号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「公庫等の負担金」と、第百十四条第二項中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、第百十六条第一項中「地方公共団体の機関又は職員団体」とあるのは「公庫等」と読み替えるものとする。

5　復帰希望職員が引き続き公庫等職員として在職しなくなつたとき（引き続き復帰したときを除く。）は、その組合は、政令で定めるところにより、当該復帰希望職員及び公庫等に対し、これらの者が、負担した掛金又は負担金を返還しなければならない。

（組合役職員等の取扱い）

第百四十一条　組合の役員及び組合に使用され、組合から給与を受ける者（これらの者で常時勤務に服することを要しないもの及び臨時に使用されるものを除く。）で主務省令で定めるもの（以下「組合役職

員」という。）は、当該組合を組織する職員とみなして、この法律の規定（役員については、長期給付に関する規定を除く。）を適用する。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、同章及び第六章中「給料」とあるのは「運営規則で定める仮定給料」と、第百十三条第二項中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条、第百十六条第一項、第百三十四条、第百三十六条第二項及び第百三十九条において同じ。）の負担金」とあり、「地方公共団体の負担金」とあるのは「組合の負担金」とする。

2　連合会の役員及び連合会に使用され、連合会から給与を受ける者（これらの者で常時勤務に服することを要しないもの及び臨時に使用されるものを除く。）で主務省令で定めるもの（以下「連合会役職員」という。）は、自治大臣が指定する組合を組織する職員とみなして、この法律の規定（役員については、長期給付に関する規定を除く。）を適用する。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

3　長期給付に関する規定の適用を受ける組合役職員又は連合会役職員である組合員がその適用を受けない組合役職員又は連合会役職員である組合員となつたときは、長期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職したものとみなす。

（国の職員の取扱い）

第百四十二条　常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十九条又は第八十二条に規定する休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者及び常時勤務に服することを要しない国家公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する国家公務員に準ずる者で政令で定めるものを含むものとし、国から給与を受けない者で政令で定めるもの以外のものを含まないものとする。）で、次に掲げるもの（以下「国の職員」という。）は、職員とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合においては、国の職員は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる組合の組合員となるものとする。

一　地方自治法附則第八条に規定する都道府県の職員　地方職員共済組合

二　警察庁の所属職員及び警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条第一項に規定する地方警務官　警察共済組合

三　奄美群島復興特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第十条第一項に規定する鹿児島県の職員　地方職員共済組合

四　奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭和二十八年法律第二百六十七号）第四条の規定に基づき鹿児島県の機関が行なうこととされた国の行政事務に従事する奄美群島の復帰に伴う琉球政府の職員の引継の暫定措置等に関する政令（昭和二十八年政令第四百一号）第四条第一項に規定する鹿児島県の職員　地方職員共済組合

2　国の職員についてこの法律を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句とする。

給料　地方公務員法第二十五条第二項第一号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与で政令で定めるものをいう。	俸給　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法第五条第一項に規定する俸給又はこれに準ずる給与で政令で定めるものをいう。
第二条第一項第五号	
給料	俸給
給料日額	俸給日額
給料年額	俸給年額
第六十三条第一項及び第三項 第六十五条第一項 第七十一条（見出しを含む。） 第七十二条 第七十三条 第七十八条第三項第二号 第八十二条第三項第二号 第八十八条第四項及び第五項 第九十二条第一項 第百十四条第二項及び第三項 第百十五条第一項及び第三項	給料 俸給
第四十四条（見出しを含む。）	給料日額 俸給日額
	給料年額 俸給年額
第六十三条第一項及び第三項 第六十五条第一項 第七十一条（見出しを含む。） 第七十二条 第七十三条 第七十八条第三項第二号 第八十二条第三項第二号 第八十八条第四項及び第五項 第九十二条第一項 第百十四条第二項及び第三項 第百十五条第一項及び第三項	給料 俸給
第六十八条第一項及び第二項 第六十九条第一項 第七十条 第八十三条第二項第一号 第九十八条第二項 第七十八条第二項及び第三項 第一号 第八十条	給料日額 俸給日額
	給料年額 俸給年額
第八十一条第四項 第八十七条第二項及び第二項 第九十条第四項から第六項まで 第九十三条第二項及び第二項	給料年額 俸給年額
第八十六条第二項	労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十五条の規定によるほか療養補償若しくはこれに相当する補償又は労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十二条第一項第一号に規定する療養補償費若しくは同条第三項に規定する療養の給付 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第十条の規定による療養補償
第八十八条第六項	給料日額 俸給日額
	給料 俸給
	公務傷病がなおつた時又は労働基準法第八十一条の規定による打切補償若しくはこれに相当する補償を受けた時 公務傷病がなおつた時
第九十一条	労働基準法第七十七条の規定による障害補償若しくはこれに相当する補償又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第三号の規定による障害補償費 国家公務員災害補償法第十三条の規定による障害補償

第九十七条	給料年額	俸給年額
		労働基準法第七十九条の規定による遺族補償若しくはこれに相当する補償又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第四号に規定する遺族補償費
	給料年額	俸給年額
		国家公務員災害補償法第十五条の規定による遺族補償
第百十一条	地方公務員法第二十九条	国家公務員法第八十二条
第百十三条第二項各号以外の部分	組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条、第百十六条第一項、第百三十四条、第百三十六条第二項及び第百三十九条において同じ。）の負担金	組合員の掛金及び国の負担金
第百十三条第二項各号	地方公共団体の負担金	国の負担金
	地方公務員法第五十二条の職員団体（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条の六の職員団体を含む。）又は地方公営企業労	専従職員（国家公務員法第九十八条の職

3　地方職員共済組合及び警察共済組合は、当該組合の国の職員である組合員に係る第二十四条の規定による責任準備金のうち、当該組合が当該国の職員である組合員に対し厚生年金保険法の規定による保険給付を行なうものとした場合に必要となるべき積立金に相当する金額として政令で定める金額を、政令で定めるところにより、資金運用部に預託して運用しなければならない。

4　国の機関は、地方職員共済組合及び警察共済組合の運営に必要な範囲内において、その所属職員その他国に使用される者をして当該組合の業務に従事させることができる。

5　国の機関は、地方職員共済組合及び警察共済組合の運営に必要な範囲内において、その管理に係る土地建物その他の施設を無償で当該組合の利用に供することができる。

（国家公務員共済組合法との関係）

第百四十三条　組合員が退職し、引き続き国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第三条に規定する国家公務員共済組合（以下「国の組合」という。）の組合員のうち、同法の長期給付に関する規定の適用を受ける者となつたときは、長期給付に関する規定の適用については、その退職はなかつたものとみなす。

2　組合員（組合員であつた者を含む。次項において同じ。）が国の組合の組合員となつたときは、当該国の組合員に係る国家公務員共済組合を他の組合と、当該国の組合の組合員を他の組合の組合員と、それぞれみなして、第三十九条第三項及び第四十一条の規定を適用する。

3　前二項に定めるもののほか、組合員が国の組合の組合員となつた場合におけるこの法律の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

第百四十四条　国の組合の組合員であつた組合員に対するこの法律（第六章を除く。）の規定の適用については、その者の当該国の組合の組合員であつたものと、国家公務員共済組合法の規定による給付はこの法律中の相当する規定による給付とみなす。ただし、長期給付に関する規定の適用についていては、国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受けた国の組合の組合員であつた間に限る。

2　前項に定めるもののほか、国の組合の組合員であつた組合員に対するこの法律の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

（地方公務員法との関係）

第百四十五条　この法律の規定による短期給付及び長期給付の制度は、一般職に属する職員については、地方公務員法第四十三条に規定する共済制度とする。

（主務省令への委任）

第百四十六条　第三条から第百四十四条までの規定の実施のための手続その他これらの規定の執行に関し必要な細則は、主務省令で定める。

第十章　罰則

（罰則）

第百四十七条　第百三十条第二項又は第四項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は臨査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第百四十八条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした組合役職員、連合会役職員その他組合又は連合会の事務を行なう者は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律（第十一章を除く。）により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第五条第七項、第十七条第二項、第二十一条第二項又は第二十二条第三項（これらの規定を第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三　第二十五条第一項前段（第三十八条第一項において準用する場合を含む。）又は第三十六条第四項の規定に違反して、組合若しくは連合会の業務上の余裕金又は連合会の積立金を運用したとき。

四　第百三十条第五項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

五　この法律に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

第百四十九条　連合会の役員が第二十九条の規定による政令に違反して登記をすることを怠つたときは、三万円以下の過料に処する。

第百五十条　医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行なつた者又はこれらの者を使用する者が第百三十一条第一項の規定による報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられて正当な理由がなくこれに従わず、又は同項の規定による質問に対して正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、一万円以下の過料に処する。

第十一章　地方議会議員の年金制度

（地方議会議員共済会）

第百五十一条　次の各号に掲げる地方公共団体の議会の議員（以下「地方議会議員」という。）の区分に従い、当該各号に掲げる地方議会議員をもつて組織する当該各号に掲げる地方議会議員共済会（以下「共済会」という。）を設ける。

一　都道府県の議会の議員　都道府県議会議員共済会

二　市（特別区を含む。以下この章において同じ。）の議会の議員　市議会議員共済会

三　町村の議会の議員　町村議会議員共済会

2　共済会は、法人とする。

3　共済会は主たる事務所を東京都に置く。

（定款）

第百五十二条　共済会は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地

四　代議員会に関する事項

五　役員に関する事項

六　年金の給付に関する事項

七　掛金に関する事項

八　資産の管理その他財務に関する重要事項

九　その他組織及び業務に関する重要事項

2　定款の変更は、自治大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（登記）

第百五十三条　共済会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（民法の準用）

第百五十四条　民法第四十四条、第五十条及び第五十四条の規定は、共済会について準用する。

（代議員会）

第百五十五条　共済会に、代議員会を置く。

2　次に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

一　定款の変更

二　事業計画書の作成及び定款で定める重要な変更並びに決算報告の認定

三　訴訟の提起及び和解

四　その他共済会の業務に関する重要事項で定款で定めるもの

（役員）

第百五十六条　共済会に、役員として、会長一人、副会長一人、理事十人以内及び監事二人以内を置く。

2　会長は、共済会を代表し、その業務を執行する。

3　副会長は、会長を補佐して共済会の業務を執行し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

4　理事は、会長の定めるところにより、会長及び副会長を補佐して共済会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行なう。

5　監事は、共済会の業務を監査する。

6　共済会と会長、副会長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が共済会を代表する。

（余裕金の運用）

第百五十七条　共済会の業務上の余裕金は、自治省令で定めるところにより、安全かつ効率的な方法により運用しなければならない。

（共済年金の種類）

第百五十八条　共済会の給する年金（以下「共済年金」という。）は、退職年金、公務傷病年金及び遺族年金とする。

（在職期間の合算）

第百五十九条　共済年金の基礎となるべき在職期間の計算については、都道府県、市又は町村の議会の区分ごとに、地方議会議員が退職した後それぞれの議会の議員として再就職したときは、前後の在職期間は、合算するものとする。

2　市町村の廃置分合若しくは境界変更により町村が市となり若しくは市が町村となつた場合又は町村を市とし若しくは市を町村とする処分があつた場合において、これらの場合における地方議会議員としての在職期間は、合算する。この場合において、共済会は、合算されるべき在職期間に係る共済年金の支給に要する費用を移換しなければならない。

（併給の禁止）

第百六十条　一の共済会が給する共済年金については、退職年金と公務傷病年金とを併給しないものとする。

（退職年金）

第百六十一条　退職年金とは、地方議会議員が在職十二年以上で退職したときに、その者に給するものとする。

2　退職年金の年額は、在職期間十二年以上十三年未満につき、退職当時の標準報酬年額（第百六十六条に規定する標準報酬月額に十二を乗じて得た額をいう。以下同じ。）の百五十分の五十に相当する金額とし、十二年以上二年を増すごとに、その一年につき、退職当時の標準報酬年額の百五十分の一に相当する金額を加算した金額とする。

3　在職期間五十年をこえる者に給すべき退職年金の年額は、在職期間五十年として計算する。

（公務傷病年金）

第百六十二条　公務傷病年金は、地方議会議員が、当該共済会を組織する地方議会議員である間における公務に基づく傷病により不具廃疾となり退職したときに、その者に給するものとする。退職後三年以内に、当該共済会を組織する地方議会議員であつた間における公務に基づく傷病により不具廃疾となつたときも、同様とする。

2　公務傷病年金の年額は、在職期間十二年未満の者にあつては前条の規定により在職期間十二年の者に給すべき退職年金の年額に、在職期間十二年以上の者にあつてはその者が同条の規定により退職年金を受けるものとした場合における当該退職年金の年額に、それぞれ当該不具廃疾の程度に応じた金額を加算した金額とする。

3　前項の不具廃疾の程度は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二の定めるところによるものとし、同項の加算額は、同法別表第二号表

一　地方議会議員が公務に基づく傷病によらないで死亡した場合（第三号に規定する場合を除く。）においては、これに給すべき退職年金の年額

二　退職年金を受ける者が公務に基づく傷病によらないで死亡した場合（前号に規定する場合を除く。）においては、当該退職年金の年額

三　公務傷病年金を受ける者が公務に基づく傷病によらないで死亡した場合においては在職期間十二年未満の者にあつては第百六十一条の規定により在職期間十二年の在職期間十二年の者に給すべき退職年金の年額に、在職期間十二年以上の者にあつてはその者が同条の規定により退職年金を受けるものとした場合における当該退職年金の年額に、それぞれ百分の百二十八を乗じて得た金額

四　地方議会議員又は退職年金若しくは公務傷病年金を受ける者が公務に基づく傷病により死亡した場合においては、在職期間十二年未満の者にあつては第百六十一条の規定により在職期間十二年の者に給すべき退職年金の年額に、在職期間十二年以上の者にあつてはその者が同条の規定により退職年金を受けるものとした場合における当該退職年金の年額に、それぞれ百分の百七十を乗じて得た金額

（退職年金等の停止）

第百六十四条　退職年金は、これを受ける者が年齢満五十五歳に達する月まで、その支給を停止する。

2　退職年金及び公務傷病年金は、これを受ける者が第百五十九条第一項に規定する再就職をしたときは、再就職の月の翌月から退職の月まで、その支給を停止する。ただし、実在職期間が一月未満であるときは、この限りでない。

（退職年金等の改定）

第百六十五条　第百五十九条第一項に規定する再就職その他の事由による退職年金及び公務傷病年金の改定については、定款で定める。

（掛金）

第百六十六条　地方議会議員は、定款で定めるところにより、共済年金の給付に要する費用に充てるため、共済会に、掛金を納めなければならない。

2　前項の掛金の額は、地方議会議員の報酬（地方自治法第二百三条に規定する報酬をいう。以下同じ。）の額（一の地方公共団体の議会の議員については、その報酬の額が職により異なるときは、その最も低い額をもつて当該地方公共団体の議会の議員の報酬の額とする。）に基づき定款で定める標準報酬月額の百分の五に相当する金額とする。

3　地方議会議員の報酬の支給機関は、報酬を支給する際地方議会議員の報酬から前項に規定する掛金に相当する金額を控除して、これを地方議会議員に代わつて共済会に払い込まなければならない。

（地方公共団体の負担金）

第百六十七条　共済年金の給付に要する費用は、前条第一項に規定する掛金を充てるほか、地方公共団体が負担する。

2　前項の規定により地方公共団体が負担する負担金の率その他当該負担金について必要な事項は、自治省令で定める。

3　共済会の事務に要する費用は、地方公共団体が負担する。

4　前項の規定により地方公共団体が負担すべき金額は、毎年度、地方公共団体の予算をもつて定める。

（非課税）

第百六十八条　公務傷病年金及び遺族年金については、その支給を受ける金額を標準として、租税その他の公課を課することができない。

（時効）

の定める金額によるものとする。

4　公務に基づく傷病により不具廃疾となつた場合において、その者に重大な過失があつたときは、前三項の規定による公務傷病年金は、給しない。

5　公務傷病年金の決定をするに当たつて、将来不具廃疾が回復し、又はその程度が低下することがあるべきことが認められるときは、五年間公務傷病年金を給する。

6　前項の期間満了の六月前までに傷病が回復しない者は、定款で定めるところにより、再審査を請求することができる。再審査の結果公務傷病年金を給すべきものであるときは、これに相当の公務傷病年金を給する。

（遺族年金）

第百六十三条　遺族年金は、地方議会議員が死亡し、その死亡を退職とみなすときはこれに退職年金又は公務傷病年金を給すべきときに、その者の遺族に給するものとする。退職年金又は公務傷病年金を受ける者が死亡したときも同様とする。

2　前項の遺族年金の年額は、これを受ける者の人員にかかわらず、次の各号に掲げる金額の二分の一に相当する金額とする。

一　地方議会議員が公務に基づく傷病によらないで死亡した場合（第三号に規定する場合を除く。）においては、これに給すべき退職年金の年額

二　退職年金を受ける者が公務に基づく傷病によらないで死亡した場合（前号に規定する場合を除く。）においては、当該退職年金の年額

三　公務傷病年金を受ける者が公務に基づく傷病によらないで死亡した場合においては在職期間十二年未満の者にあつては第百六十一条の規定により在職期間十二年の者に給すべき退職年金の年額に、在職期間十二年以上の者にあつてはその者が同条の規定により退職年金を受けるものとした場合における当該退職年金の年額に、それぞれ百分の百二十八を乗じて得た金額

四　地方議会議員又は退職年金若しくは公務傷病年金を受ける者が公務に基づく傷病により死亡した場合においては、在職期間十二年未満の者にあつては第百六十一条の規定により在職期間十二年の者に給すべき退職年金の年額に、在職期間十二年以上の者にあつてはその者が同条の規定により退職年金を受けるものとした場合における当該退職年金の年額に、それぞれ百分の百七十を乗じて得た金額

（退職年金等の停止）

第百六十四条　退職年金は、これを受ける者が年齢満五十五歳に達する月まで、その支給を停止する。

2　退職年金及び公務傷病年金は、これを受ける者が第百五十九条第一項に規定する再就職をしたときは、再就職の月の翌月から退職の月まで、その支給を停止する。ただし、実在職期間が一月未満であるときは、この限りでない。

（退職年金等の改定）

第百六十五条　第百五十九条第一項に規定する再就職その他の事由による退職年金及び公務傷病年金の改定については、定款で定める。

（掛金）

第百六十六条　地方議会議員は、定款で定めるところにより、共済年金の給付に要する費用に充てるため、共済会に、掛金を納めなければならない。

2　前項の掛金の額は、地方議会議員の報酬（地方自治法第二百三条に規定する報酬をいう。以下同じ。）の額（一の地方公共団体の議会の議員については、その報酬の額が職により異なるときは、その最も低い額をもつて当該地方公共団体の議会の議員の報酬の額とする。）に基づき定款で定める標準報酬月額の百分の五に相当する金額とする。

3　地方議会議員の報酬の支給機関は、報酬を支給する際地方議会議員の報酬から前項に規定する掛金に相当する金額を控除して、これを地方議会議員に代わつて共済会に払い込まなければならない。

（地方公共団体の負担金）

第百六十七条　共済年金の給付に要する費用は、前条第一項に規定する掛金を充てるほか、地方公共団体が負担する。

2　前項の規定により地方公共団体が負担する負担金の率その他当該負担金について必要な事項は、自治省令で定める。

3　共済会の事務に要する費用は、地方公共団体が負担する。

4　前項の規定により地方公共団体が負担すべき金額は、毎年度、地方公共団体の予算をもつて定める。

（非課税）

第百六十八条　公務傷病年金及び遺族年金については、その支給を受ける金額を標準として、租税その他の公課を課することができない。

（時効）

第百六十九条　共済年金を受ける権利は、これを受けるべき事由が生じた日から七年間請求しなかつたときは、時効によつて消滅する。

2　前項の時効は、第百六十四条第一項の規定による退職年金の支給を停止される者の当該退職年金については、その者が年齢満五十五歳に達する日の属する月の末日までの間は、進行しない。

3　退職年金又は公務傷病年金を受ける権利を有する者が退職後二箇月以内に第百五十九条第一項に規定する再就職をしたときは、第一項の時効は、再就職に係る職を退職した日から進行する。ただし、退職年金を受ける権利を有する者が再就職に係る職を退職した日において年齢満五十五歳未満であるときは、その時効については、前項の規定を適用する。

（監督）

第百七十条　共済会の業務の執行は、自治大臣が監督する。

2　共済会は、自治省令で定めるところにより、毎月末日現在におけるその事業についての報告書を自治大臣に提出しなければならない。

3　自治大臣は、毎年少くとも一回、当該職員に共済会の業務及び財産の状況を監査させるものとする。

（自治省令への委任）

第百七十一条　この章に定めるもののほか、この章の規定の施行に関し必要な事項は、自治省令で定める。

（罰則）

第百七十二条　第百七十条第二項又は第三項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第百七十三条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした共済会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一　第百五十二条第二項の規定により自治大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二　第百五十三条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三　第百五十七条の規定による自治省令に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和三十七年十二月一日（以下

「施行日」という。）から施行する。ただし、第百三十二条第一項、第二項及び第四項、附則第三条第三項及び第四項、附則第五条第一項から第七項まで、附則第六条第一項から第七項まで、附則第七条、附則第八条、附則第九条第一項から第四項まで、附則第十条第二項、附則第二十九条、附則第三十三条並びに附則第四十二条の規定は、公布の日から施行する。

（法律の廃止）

第二条　次に掲げる法律は、廃止する。

一　町村職員恩給組合法（昭和二十七法律第百十八号）

二　市町村職員共済組合法

三　地方議会議員互助年金法（昭和三十六年法律第百二十号）

（組合の存続）

第三条　この法律による改正前の国家公務員共済組合法第三条第二項第一号ニ及び同法附則第二十条第一項第二号の規定に基づく地方職員共済組合、同法附則第二十条第一項第三号の規定に基づく公立学校共済組合又は同法第三条第二項第一号イ及び同法附則第二十条第一項第二号の規定に基づく警察共済組合（以下この条、附則第十五条及び附則第十六条において、「旧組合」という。）は、昭和三十七年十二月一日において、それぞれ第三条第一項第一号から第三号までに掲げる地方職員共済組合、公立学校共済組合又は警察共済組合となり、同一性をもつて存続するものとする。

2　旧組合の運営規則でこの法律の規定に抵触するものは、施行日からその効力を失うものとする。

3　自治大臣、文部大臣及び警察庁長官は、施行日の前日までに、それぞれ旧組合の運営審議会の議を経て、第五条の規定の例により、地方職員共済組合等の定款を定め、及び主務省令で定めるところにより施行日を含む事業年度のうち同日以後の期間に係る事業計画及び予算を作成し、並びに当該定款、事業計画及び予算につき主務大臣の認可を受けるものとする。

4　前項の主務大臣の定款の認可については、第五条第四項から第六項までの規定の例による。

5　地方職員共済組合等は、施行日に、第三項の規定により認可を受けた定款を公告しなければならない。

（町村職員恩給組合等の解散）

第四条　旧町村職員恩給組合法第二条の町村職員恩給組合（以下「旧町村職員恩給組合」という。）及び同法の規定に基づく町村職員恩給組合連合会（以下「旧町村職員恩給組合連合会」という。）並びに旧市町村職員共済組合法の規定に基づく市町村職員共済組合（以下「旧市町村職員共済組合」という。）及び市町村職員共済組合連合会（以下「旧市町村職員共済組合連合会」という。）は、この法律の施行の時において、解散するものとする。

（都職員共済組合等の設立）

第五条　都職員共済組合設立委員又は指定都市職員共済組合設立委員（以下この条において「組合設立委員」という。）は、都知事又は指定都市の市長が都（特別区を含む。以下この項及び第三項において同じ。）又は指定都市の職員のうちから指名する者十人以内及びこれと同数の、都又は指定都市の職員がその職員のうちから選挙する者とする。

2　都知事又は指定都市の市長は、昭和三十七年十月五日までに、組合設立委員の指名をしなければならない。

3　都知事又は指定都市の市長は、昭和三十七年十月二日までに、都又は指定都市の職員のうちから十人以内を、都職員共済組合設立委員選挙管理人又は指定都市職員共済組合設立委員選挙管理人（以下この条において「選挙管理人」という。）として指名しなければならない。

4　選挙管理人は、昭和三十七年十月十五日までに、組合設立委員の選挙を行なわなければならない。

5　組合設立委員は、昭和三十七年十月二十七日までに、第五条第一項各号に掲げる事項及び同条第二項に定める事項について定款を定め、並びに主務省令で定めるところにより施行日を含む事業年度のうち同日以後の期間に係る事業計画及び予算を作成し、その定款、事業計画及び予算について自治大臣の認可を申請しなければならない。

6　自治大臣は、前項に規定する認可をしたときは、直ちにその旨を告示するものとする。

7　組合設立委員は、前項の規定による告示があつたときは、昭和三十七年十一月二十四日までに、第十三条第三項、第六項及び第七項の規定の例により理事長となるべき者、理事となるべき者及び監事となるべき者を選挙しなければならない。

8　都職員共済組合等は、第六項の規定による告示があつたときは、施行日に、成立する。この場合において、都職員共済組合等は、遅滞なく、その定款を公告しなければならない。

9　組合設立委員並びに第七項の理事長となるべき者、理事となるべき者及び監事となるべき者は、都職員共済組合等の成立の日において、都職員共済組合等の組合会の議員、理事長、理事及び監事となるものとする。

10　都職員共済組合等の設立に要する費用は、当該都職員共済組合等が負担するものとする。

（市町村職員共済組合の設立）

第六条　都道府県知事は、昭和三十七年十月二日までに、市町村長及び市町村長以外の市町村の職員のうちからそれぞれ十人以内の同数の者を市町村職員共済組合設立委員選挙管理人（以下この条において「選挙管理人」という。）として指名しなければならない。

2　選挙管理人は、昭和三十七年十月五日までに、市町村職員共済組合設立委員（以下この条において「組合設立委員」という。）の定数を二十人以内（政令で定める市町村職員共済組合に係るものにあつては、二十人をこえ三十人以内）において定めなければならない。

3　組合設立委員は、市町村長及び市町村長以外の市町村の職員がそれぞれのうちから同数を選挙するものとする。

4　選挙管理人は、昭和三十七年十月十五日までに、組合設立委員の選挙を行なわなければならない。

5　組合設立委員は、昭和三十七年十月二十七日までに、第五条第一項各号に掲げる事項について定款を定め、並びに主務省令で定めるところにより施行日を含む事業年度のうち同日以後の期間に係る事業計画及び予算を作成し、その定款、事業計画及び予算について自治大臣の認可を申請しなければならない。

6　自治大臣は、前項に規定する認可をしたときは、直ちにその旨を告示するものとする。

7　組合設立委員は、前項の規定による告示があつたときは、昭和三十七年十一月二十四日までに、第十三条第四項、第六項及び第七項の規定の例により理事長となるべき者、理事となるべき者及び監事となるべき者を選挙しなければならない。

8　市町村職員共済組合は、第六項の規定による告示があつたときは、施行日に、成立する。この場合において、市町村職員共済組合は、遅滞なく、その定

款を公告しなければならない。

9　組合設立委員並びに第七項の理事長となるべき者、理事となるべき者及び監事となるべき者は、市町村職員共済組合の成立の日において、市町村職員共済組合の組合会の議員、理事長、理事及び監事となるものとする。

10　市町村職員共済組合の設立に要する費用は、当該市町村職員共済組合が負担するものとする。

（都市職員共済組合を設立する旨の申出）

第七条　第三条第二項の規定により都市職員共済組合を設けようとする一の市又は二以上の市の長は、昭和三十七年九月二十五日までに、政令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に申し出なければならない。

（都市職員共済組合の設立）

第八条　都市職員共済組合の設立については、次の各号に定めるところによる。

一　当該設立される都市職員共済組合が一の市の職員をもつて組織される場合にあつては、附則第五条に規定する都市職員共済組合等の設立の方法の例によるものとする。

二　当該設立される都市職員共済組合が二以上の市の職員をもつて組織される場合にあつては、当該二以上の市の長の協議により、附則第五条に規定する都市職員共済組合等の設立の方法又は附則第六条に規定する市町村職員共済組合の設立の方法のいずれかの例によるものとする。この場合において、附則第五条に規定する都市職員共済組合等の設立の方法の例によるのは、当該二以上の市の数が当該方法の例により定めるべき組合設立委員の定数の半数以上である場合とする。

2　前項の場合において、附則第五条に規定する都市職員共済組合等の設立の方法の例によるときは、当該二以上の市の長が協議して定める市長が選挙管理人及び組合設立委員を指名するものとする。

（市町村職員共済組合連合会等の設立）

第九条　自治大臣は、昭和三十七年十一月二十六日までに、市町村職員共済組合連合会又は都市職員共済組合連合会の理事長となるべき者の会議を招集しなければならない。

2　市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の理事長となるべき者は、前項に規定する会議において、連合会の理事長となるべき者を互選し、並びに第二十八条第一項各号に掲げる事項について定款を定め、施行日を含む事業年度のうち同日以後の期間に係る事業計画及び予算を作成しなければならない。

3　前項の規定により連合会の理事長となるべき者として互選された者は、昭和三十七年十一月二十八日までに、前項の定款、事業計画及び予算について自治大臣の認可を申請しなければならない。

4　自治大臣は、前項に規定する認可をしたときは、直ちにその旨を告示するものとする。

5　連合会は、前項の規定による告示があつたときは、施行日に、成立する。この場合において、連合会は、遅滞なく、その定款を公告しなければならない。

6　第二項の連合会の理事長となるべき者は、連合会の成立の日において、連合会の理事長となるものとする。

7　連合会の設立に要する費用は、当該連合会が負担するものとする。

（共済会の設立）

第十条　旧地方議会議員互助年金法第二条の規定により組織された都道府県議会議員互助会、市議会議員互助会又は町村議会議員互助会（以下「互助会」という。）は、施行日において、それぞれ第百五十一条の規定により設けられた都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会又は町村議会議員共済会となり、同一性をもつて存続するものとする。

2　互助会の会長は、施行日の前日までに互助会の代議員会の議決を経て、第百五十二条の規定の例により共済会の定款を定め、当該定款について自治大臣の認可を受けなければならない。

3　互助会の役員は、施行日において、それぞれ共済会の役員となるものとする。

（権利義務に関する経過措置）

第十一条　市町村職員共済組合又は市町村職員共済組合連合会は、この法律の施行に伴い解散する旧町村職員恩給組合及び旧市町村職員共済組合又は旧町村職員恩給組合連合会及び旧市町村職員共済組合連合会の権利義務をそれぞれ承継するものとする。

2　旧町村職員恩給組合を組織していた市町村（以下この項において「恩給組合加入市町村」という。）をもつて組織する地方自治法第二百八十四条に規定する一部事務組合で恩給組合加入市町村に係る次の各号に掲げる費用を市町村職員共済組合に払い込む事務を共同して行なうためのものが施行日に成立したときは、前項の規定にかかわらず、当該一部事務組合が当該旧町村職員恩給組合の財産を承継するものとする。

一　施行日前に恩給組合加入市町村の職員であつた者で市町村職員共済組合の組合員となつたものについて生ずる追加費用

二　施行日前に恩給組合加入市町村の職員であつた者に係る旧町村職員恩給組合の条例の規定による給付の支払に要する費用

3　前項の一部事務組合の財務に関する事項については、旧町村職員恩給組合法第六条の二から第六条の六まで及び第九条の規定の例による。

4　第二項の承継及び同項の一部事務組合における資産の運用その他財務に関し必要な事項は、前項に定めるもののほか、政令で定める。

5　都職員共済組合、都市職員共済組合又は市町村職員共済組合は、附則第二十九条第二項の規定により解散する健康保険組合の権利義務をそれぞれ承継するものとする。

（旧町村職員恩給組合等の職員の身分取扱い）

第十二条　地方職員共済組合等以外の組合及び連合会は、この法律の施行に伴い解散する旧町村職員恩給組合、旧市町村職員共済組合、健康保険組合、旧町村職員恩給組合連合会及び旧市町村職員共済組合連合会の職員がそれぞれ引き続き組合及び連合会の職員としての身分を取得するように措置しなければならない。

（従前の給付等）

第十三条　この附則（附則第四十条の規定に基づく別に定める法律を含む。）に別段の規定があるもののほか、施行日前に国家公務員共済組合法、旧市町村職員共済組合法、健康保険法、船員保険法、旧地方議会議員互助年金法（同法に基づく互助会の規約を含む。）並びに旧町村職員恩給組合の退職年金及び退職一時金に関する条例の規定に基づいていてした給付、審査の請求その他の行為又は手続で施行日以後その法令上の効力が失われるものは、この法律中の相当する規定によつてした行為又は手続とみなす。

（被扶養者に関する経過措置）

第十四条　施行日の前日において旧市町村職員共済組合法、健康保険法又は船員保険法（以下この条にお

による家族療養費の支給を受けている者
（国家公務員共済組合の組合員等）
る給付の取扱い）

第十五条　旧組合若しくは旧市町村職員共済組合の組合員又は健康保険若しくは船員保険の被保険者で組合の成立と同時に組合員となつたものに対する短期給付に関する規定の適用については、これらの者は、当該組合の成立前の旧組合若しくは旧市町村職員共済組合の組合員又は健康保険若しくは船員保険の被保険者であつた期間、当該組合の組合員であつたものとみなし、当該組合の成立の際現に国家公務員共済組合法の規定による短期給付若しくは休業給付又は健康保険法による保健給付若しくは船員保険法の規定による保険給付（以下この条において「国家公務員共済組合法による短期給付等」という。）を受けている場合においては、当該国家公務員共済組合法による短期給付等は、この法律に基づいて当該組合が支給する短期給付等に相当する給付として受けていたものとみなして、当該組合は、当該組合が成立した日以後に係る給付を支給する。

（資格喪失後の給付に関する経過措置）

第十六条　施行日前に旧組合若しくは旧市町村職員共済組合の組合員の資格又は附則第二十九条第二項の規定により解散する健康保険組合の被保険者（次項において「解散健康保険組合の被保険者」という。）の資格を喪失した者で組合員とならなかつたものが、施行日以後に出産し、又は死亡した場合において、国家公務員共済組合法、旧市町村職員共済組合法又は健康保険法（以下この条において「国家公務員共済組合法等」という。）の規定を適用するとしたならば国家公務員共済組合法による短期給付、旧市町村職員共済組合法による保険給付若しくは休業給付又は健康保険法による保険給付を受けることができるときは、これらの給付は、国家公務員共済組合法等の規定の例により組合が支給する。ただし、資格喪失後出産し、又は死亡するまでの間に他の法律に基づく共済組合でこれらの給付に相当する給付を行なうものの組合員その他健康保険又は船員保険の被保険者の資格を取得したときは、この限りでない。

2　この法律の施行の際現に国家公務員共済組合法第五十九条第二項（同法第六十六条第四項において準用する場合を含む。）若しくは同法第六十七条第四項の規定により支給されている給付で旧組合の組合

いて「旧市町村職員共済組合法等」という。）に規定する被扶養者であつた者で第二条第一項第二号に掲げる被扶養者に該当しないもののうち次の各号の一に該当するものの被扶養者としての資格については、その者が引き続き主として第一号の組合員等の収入により生計を維持している間に限り、第二条第一項第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、第一号に該当する者にあつては、当該傷病手当金及びその給付事由である病気又は負傷により生じた病気による傷病手当金以外の給付、第二号に該当する者にあつては、その傷病により生じた病気についての家族療養費以外の給付については、この限りでない。

一　この法律の施行の際現に旧市町村職員共済組合法等の規定による傷病手当金の支給を受け、かつ、病院又は診療所に収容されている旧市町村職員共済組合の組合員若しくは組合員であつた者又は健康保険若しくは船員保険の被保険者若しくは被保険者であつた者（次号において「組合員等」という。）によつて生計を維持している者

二　その病気又は負傷につき、この法律の施行の際現に組合員等が旧市町村職員共済組合法等の規定

員に係るもの、旧市町村職員共済組合法第三十五条第二項（同法五十七条第五項において準用する場合を含む。）若しくは同法第五十八条第三項の規定により支給されている給付又は健康保険法第五十五条の規定により支給されている給付で解散健康保険組合の被保険者に係るものについては、なお従前の例により組合が支給する。

3　第六十一条第三項の規定は、前項の規定による家族療養費を受けている者が死亡した場合についても、適用する。

（休業手当金の支給に関する経過措置）

第十七条　この法律の施行の際現に旧市町村職員共済組合法第五十九条第一号又は第六号の規定による休業手当金の支給を受けている者については、第七十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（一部負担金に関する経過措置）

第十八条　組合は、当分の間、組合員が一部負担金を支払つたことにより生じた余裕財源の範囲内で、一部負担金の払いもどしその他の措置で主務大臣の定めるものを行なうことができる。

（警察職員に対する長期給付の特例）

第十九条　警部補、巡査部長又は巡査である警察法第五十六条第二項に規定する地方警察職員である組合員（以下「警察職員」という。）に対する長期給付に関する規定の適用については、当分の間、次条から附則第二十六条までに定めるところによる。

（退職年金の特例）

第二十条　警察職員であつた者が退職したときは、その者が死亡するまで、退職年金を支給する。

2　前項の退職年金の額は、警察職員の給料年額（警察職員以外の組合員となつた場合には、そのなつた日に退職したものとみなして、第四十四条第二項の規定により算定した給料年額。）の百分の一・五（二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一）に相当する金額を加えた金額）

3　第七十八条第二項ただし書及び第三項の規定は、第一項の退職年金について準用する。この場合において、同条第二項ただし書中「給料年額」とあるのは「附則第二十条第二項に規定する警察職員の給料年額」と、同条第三項第一号中「給料年額」とあるのは「附則第二十条第二項に規定する警察職員の給料年額」と、同項第二号中「給料」とあるのは「給料（警察職員が引き続き警察職員以外の組合員となつた場合には、そのなつた日に退職したものとして、第四十四条第二項の規定により算定した給料）」と読み替えるものとする。

4　第一項の退職年金については、第八十条第一項中「組合員期間」とあるのは「警察職員であつた期間」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・五（改定前の退職年金の基礎となつた警察職員であつた期間の年数と合算して二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一）」として、同条の規定を適用する。

第二十一条　第七十八条の規定と前条の規定とに同時に該当する者に対しては、これらの規定による退職年金の額が異なるときは、いずれか多い額の退職年金のみを支給し、これらの規定による退職年金の額が同じときは、第七十八条の規定による退職年金のみを支給する。

（減額退職年金の特例）

第二十二条　附則第二十条の規定による退職年金に基

これに基づく減額退職年金を受ける権利を有する者には、通算退職年金及び退職一時金は、支給しない。

（廃疾年金の特例）

第二十四条　警察職員であつた期間が十五年以上である者に対する廃疾年金の額については、第八十七条第一項中「給料年額」とあるのは「附則第二十条第二項に規定する警察職員の給料年額」と、「組合員期間」とあるのは「警察職員であつた期間」と、「百分の一・五（二十年未満の場合」とあるのは「二十年未満の場合（警察職員であつた期間が十五年以上である場合を除く。）」と、同項第三号中「組合期間」とあるのは「警察職員であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十五年」と、「給料年額」とあるのは「附則第二十条第二項に規定する警察職員の給料年額」と、同項第四号中「組合員期間」とあるのは「警察職員であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十五年」と、「給料年額」とあるのは「附則第二十条第二項に規定する警察職員の給料年額」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・五（二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の〇・五とし、二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については百分の一とする。）」と、同条第二項中「給料年額」とあるのは「附則第二十条第二項に規定する警察職員の給料年額」と、「組合員期間」とあるのは「警察職員であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十五年」と、「百分の一・五（二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の〇・五とし、二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については百分の一とする。）」とあるのは「百分の一・五（二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の〇・五とし、第九十条第二項中「警察職員であつた期間」とあるのは「警察職員であつた期間」と、「組合員期間」とあるのは「警察職員であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十五年」と、「百分の一・五（二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の〇・五とし、第九十三条第一項第一号中「給料年額」とあるのは「附則第二十条第二項に規定する警察職員の給料年額」と、「組合員期間が二十年」とあるのは「警察職員であつた期間が十五年」と、「百分の一・五（十五年をこえ二十年に達するまでの期間については、百分の〇・五とし、二十年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一とする。）」と、同項第二号中「組合員期間」とあるのは「警察職員であつた期間」と、同項第三号中「二十年未満である者（警察職員であつた期間が十五年以上である者を除く。）」と、同条第二項中「給料年額」とあるのは「附則第二十条第二項に規定する警察職員の給料年額」と、「組合員期間が二十年」とあるのは「警察職員であつた期間が十五年」と、「百分の一・五（十五年をこえ二十年に達するまでの期間については、百分の〇・五とし、二十年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一とする。）」と、同項第二号中「組合員期間」とあるのは「警察職員であつた期間」と、同項第三号中「二十年未満である者（警察職員であつた期間が十五年以上である者を除く。）」と、同条第二項中「給料年額」とあるのは「附則第二十条第二項に規定する警察職員の給料年額」と、「第七十八条第三項各号」とあるのは「附則第二十条第三項において準用する第七十八条第三項各号」として、同条の規定を適用する。

3　第一項に規定する者については、第八十八条第四項の規定は、適用しない。

（遺族年金の特例）

第二十五条　警察職員であつた期間が十五年以上であつた者が死亡した場合における遺族年金については、第九十三条第一項第一号中「給料年額」とあるのは「附則第二十条第二項に規定する警察職員の給料年額」と、「組合員期間が二十年」とあるのは「警察職員であつた期間が十五年」と、「百分の一・五（十五年をこえ二十年に達するまでの期間については、百分の〇・五とし、二十年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一とする。）」と、同項第二号中「組合員期間」とあるのは「警察職員であつた期間」と、同項第三号中「二十年未満である者」とあるのは「二十年未満である者（警察職員であつた期間が十五年以上である者を除く。）」と、同条第二項中「給料年額」とあるのは「附則第二十条第二項に規定する警察職員の給料年額」と、「組合員期間が二十年」とあるのは「警察職員であつた期間が十五年」と、「百分の一・五（十五年をこえ二十年に達するまでの期間については、百分の〇・五とし、二十年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一とする。）」と、同項第二号中「組合員期間」とあるのは「警察職員であつた期間」と、同項第三号中「二十年未満である者（警察職員であつた期間が十五年以上である者を除く。）」と、同条第二項中「給料年額」とあるのは「附則第二十条第二項に規定する警察職員の給料年額」と、「第七十八条第三項各号」とあるのは「附則第二十条第三項において準用する第七十八条第三項各号」として、同条の規定を適用する。

2　前項に規定する者に係る遺族年金の額は、同項の規定により算定した額が、同項の規定を適用しないものとしたならば受けることとなる遺族年金の額より少ないときは、当該金額とする。

（船員である警察職員の特例）

第二十六条　警察職員で船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条第一項に規定する船員については、船員保険法第十七条本文の規定は、適用しない。

（衛視等であつた警察職員の取扱い）

第二十七条　国家公務員共済組合法附則第十三条に規定する衛視等（以下この条において「衛視等」という。）であつた警察職員に対する附則第十九条から前条までの規定の適用については、衛視等であつた期間警察職員であつたものと、同法附則第十三条から附則第十三条の八までの規定による給付は附則第十九条から前条までの規定による給付とみなす。

（国の職員である組合員で警察職員に準ずるものの取扱い）

第二十八条　次に掲げる国の職員である組合員は、警察職員とみなして附則第十九条から前条までの規定を適用する。

一　警部補、巡査部長又は巡査である警察官

二　皇宮警部補、皇宮巡査部長又は皇宮巡査である皇宮護衛官

（健康保険組合及び健康保険についての経過措置）

第二十九条　この法律の公布の際現に組合員となるべき者を被保険者とする健康保険組合が組織されている地方公共団体にあつては、当該地方公共団体の長が、昭和三十七年十月五日までに、厚生大臣及び自治大臣に対し、当該健康保険組合を施行日以後は存続しないことの、政令で定めるところによる当該健康保険組合の組合会の議決があつた旨を申し出た場合を除き、この法律の短期給付に関する規定は、施行日以後においても、当該健康保険組合の被保険者である当該地方公共団体の職員については、適用しないものとする。

2　この法律の公布の際現に組合員となるべき者を被保険者とする健康保険組合で前項の規定による申出がされたものは、この法律の施行の時において、解散するものとする。

第三十条　前条第一項に規定する申出をしなかつた地方公共団体が健康保険組合を組織しなくなつたときは、当該地方公共団体及びその職員は、そのときに

づく減額退職年金の額については、第八十一条第四項中「給料年額」とあるのは「附則第二十条第二項に規定する警察職員の給料年額」と、「組合員期間」とあるのは「警察職員であつた期間」と、「百分の一・五（前後の警察職員であつた期間を合算した期間のうち二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一）」として、これらの規定を適用する。

2　第百四条第二項の規定は附則第二十条の規定による退職年金に基づく減額退職年金を受ける権利を有する者が警察職員以外の組合員となり、再び退職した場合について、第百四条第三項の規定は減額退職年金（第百二条又は附則第二十条の規定による退職年金に基づくものを除く。）を受ける権利を有する者が警察職員となり、再び退職した場合について準用する。

（退職一時金の特例）

第二十三条　附則第二十条の規定による退職年金又は

おいて、この法律の短期給付に関する規定の適用を受ける地方公共団体及びその職員となるものとする。この場合において、健康保険との関係の調整その他必要な経過措置は、政令で定める。

（組合員の資格の特例）

第三十一条　旧市町村職員共済組合法附則第二十二項後段又は附則第二十七項の規定により旧市町村職員共済組合の組合員となつた者で、施行日の前日まで引き続いて旧市町村職員共済組合の組合員であり、この法律が施行されなければ引き続き旧市町村職員共済組合の組合員であるべきものは、第二条第一項第一号の規定にかかわらず、施行日に、市町村職員共済組合の組合員となるものとする。

（短期給付に要する費用の負担割合の特例）

第三十二条　旧市町村職員共済組合又は附則第二十九条第二項の規定により解散する健康保険組合で、短期給付に相当する給付に要する費用のうち地方公共団体の負担する割合が旧市町村職員共済組合の組合員又は被保険者の負担する割合をこえているものの権利義務を附則第十一条第一項又は第五項の規定により承継する組合は、第百十三条第二項第一号の規定にかかわらず、昭和四十八年三月三十一日までの間に限り、自治大臣の認可を受けて、政令で定めるところにより、従前の地方公共団体の負担する割合をこえない範囲において同号の地方公共団体の負担金の割合を定めることができる。

（長期給付に要する費用の算定の特例）

第三十三条　組合（連合会を組織する組合にあつては、連合会。次項において同じ。）の第百十三条第一項第二号に規定する長期給付に要する費用（以下この項において「長期給付に要する費用」という。）は、同項の規定にかかわらず、自治大臣が定める日までの間は、主務大臣の告示する費用をもつて長期給付に要する費用とする。

（福祉事業に要する費用の額の特例）

第三十四条　組合は、第百十二条第二項の規定にかかわらず、当分の間、政令で定めるところにより、同項に規定する金額を福祉事業に要する費用に充てることができる。

（互助会に係る掛金に関する経過措置）

第三十五条　互助会の会員であつた期間を有する共済会を組織する地方議会議員で当該互助会の会員であつた期間に係る互助会の掛金の全部又は一部を互助会に納めていないものは、当該未納金に相当する金額に利息を付して、施行日（同日後共済会を組織する地方議会議員となつた者にあつては、そのなつた日。次項において同じ。）から三月以内に一時に又は分割して共済会に払い込まなければならない。

2　昭和三十六年七月一日から施行日の前日までの間における地方議会議員としての在職期間（互助会の会員であつた期間を除く。）を有する共済会を組織する地方議会議員は、当該在職期間を互助会の会員であつたものとみなして旧地方議会議員互助年金法第十二条の規定を適用して算定した互助会の掛金に相当する金額を、施行日から三月以内に一時に又は分割して共済会に払い込まなければならない。

3　第一項に規定する利息の計算については、政令で定める。

（市町村の廃置分合の場合の取扱い）

第三十六条　市町村の廃置分合に伴う組合の権利義務の承継その他この法律の適用に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（都市職員共済組合の長期給付に関する事務の承継）

第三十七条　都市職員共済組合を組織している市が市町村職員共済組合に加入することとなつたときにおける権利義務の承継その他この法律の適用に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（監督の経過措置）

第三十八条　主務大臣は、当分の間、大蔵大臣と協議して定めるところにより、第百三十条第四項及び第百三十一条第一項に係る所掌事務で地方職員共済組合等に係るものを大蔵省の機関に委任することができる。この場合において、当該事務に関しては、主務大臣及び大蔵大臣が当該機関を指揮監督する。

（従前の行為に対する罰則の適用）

第三十九条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（長期給付に関する経過措置）

第四十条　この附則に定めるもののほか、長期給付及び共済年金に関する規定の施行に関して必要な事項は、別に法律で定める。

（退職手当制度の整備）

第四十一条　この法律の施行に伴い、地方公共団体は、当該地方公共団体の職員の退職手当に関する制度を、国家公務員の退職手当に関する制度が国家公務員共済組合法の改正に伴い改正された趣旨にならつて整備するように努めなければならない。

（政令への委任）

第四十二条　この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（登録税法の一部改正）

第四十三条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「地方議会議員互助会」を「市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会、地方議会議員共済会」に、「地方議会議員互助年金法」を「地方公務員共済組合法」に改め、同条第十八号中「同連合会」の下に、「地方公務員共済組合連合会、市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会、地方議会議員共済会」を加え、同条第二十二号ノ二の次に次の一号を加える。

二十二ノ三　地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会又ハ都市職員共済組合連合会ノ地方公務員共済組合法ニ基ク給付、同法第百十二条第一項第二号ノ貸付並ニ同項第三号及第四号ノ事業、市町村職員共済組合連合会又ハ都市職員共済組合連合会ノ同項第二号ノ貸付並ニ同項第三号及第四号ノ事業並ニ地方議会議員共済会ノ同法ニ基ク給付ニ関スル証書、帳簿

第五条第六号ノ十四を削る。

（健康保険法の一部改正）

第四十四条　健康保険法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四を次のように改める。

六ノ十ノ四　地方公務員共済組合ノ地方公務員共済組合法ニ基ク給付、同法第百十二条第一項第二号ノ貸付並ニ同項第三号及第四号ノ事業、市町村職員共済組合連合会又ハ都市職員共済組合連合会ノ同項第二号ノ貸付並ニ同項第三号及第四号ノ事業並ニ地方議会議員共済会ノ同法ニ基ク給付ニ関スル証書、帳簿

第五条第六号ノ十四を削る。

（健康保険法の一部改正）

第四十五条　健康保険法の一部を次のように改正する。

第四十三条ノ四第二項中「市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）」を「地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）」に改める。

（船員保険法の一部改正）

第四十六条　船員保険法の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「市町村職員共済組合法」を「地方公務員共済組合法」に改める。

（所得税法の一部改正）

第四十七条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「市町村職員共済組合及び同連合会、町村職員恩給組合連合会、地方議会議員互助会」を「地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会、地方議会議員共済会」に改める。

第八条第八項第六号の三を次のように改める。

六の三　地方公務員共済組合法第百十四条又は同法第百六十六条の規定による掛金

第八条第八項第七号の三を削り、同項第七号の四を同項第七号の三に改める。

第九条第二項中「、第七号の四」を削る。

2　前項の規定による改正後の所得税法第八条第八項の規定の適用については、前項の規定による改正前の所得税法第八条第八項第六号の三に規定する掛金及び市町村の職員が負担する費用は、地方公務員共済組合法第百十四条の規定による掛金とみなし、前項の規定による改正前の所得税法第八条第八項第七号の三に規定する掛金並びに地方公務員共済組合法附則第三十五条第一項に規定する未納金に相当する金額及び同条第二項に規定する掛金に相当する金額は、地方公務員共済組合法第百六十六条の規定による掛金とみなす。

（法人税法の一部改正）

第四十八条　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「市町村職員共済組合及び同連合会、町村職員恩給組合連合会、地方議会議員互助会」を「地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会、地方議会議員共済会」に改める。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正）

第四十九条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第五項第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三　地方公務員共済組合法

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正）

第五十条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号に次のように加える。

ネ　地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）

（船員保険特別会計法の一部改正）

第五十一条　船員保険特別会計法（昭和二十二年法律第二百三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「市町村職員共済組合法」を「地方公務員共済組合法」に改める。

（地方財政法の一部改正）

第五十二条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号の三を同条第一号の四とし、同条第一号の二を同条第一号の三とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

一の二　義務教育職員の共済組合の長期給付に要する経費

第三十四条第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　養護学校の小学部及び中学部における教育に従事する教職員の共済組合の長期給付に要する経費

（地方税法の一部改正）

第五十三条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第二号中「市町村職員共済組合及び市町村職員共済組合連合会、町村職員恩給組合連合会」を「地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会」に改める。

第七十二条の五第一項第四号中「市町村職員共済組合及び市町村職員共済組合連合会、町村職員恩給組合連合会、地方議会議員互助会」を「地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会」に改める。

第七十二条の十四第一項中「市町村職員共済会」に改める。

第七十二条の十九第一項中「市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）」を「地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）」に、「市町村職員共済組合法」を「地方公務員共済組合法」に改める。

第七十二条の十七第一項、第七十三条の四第一項第八号及び第二百六十二条第四号中「市町村職員共済組合法」を「地方公務員共済組合法」に改める。

第二百九十六条第一項第二号中「市町村職員共済組合及び市町村職員共済組合連合会、町村職員恩給組合連合会、都市職員共済組合連合会」を「地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会」に改める。

第三百四十八条第二項第十一号の三中「市町村職員共済組合」を「地方公務員共済組合」に改め、同条第四項中「市町村職員共済組合」を「地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会」に改める。

第六百七十二条第四号中「市町村職員共済組合法」を「地方公務員共済組合法」に改める。

（地方公務員法の一部改正）

第五十四条　地方公務員法の一部を次のように改正する。

第四十三条及び第四十四条を次のように改める。

（共済制度）

第四十三条　職員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、廃疾若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行なうための相互救済を目的とする共済制度が、実施されなければならない。

2　前項の共済制度には、職員が相当年限忠実に勤務して退職した場合又は公務に基づく病気若しくは負傷により退職し、若しくは死亡した場合においてその者又はその遺族に対する退職年金及び退職一時金に関する制度が含まれていなければならない。

3　前項の退職年金及び退職一時金に関する制度は、退職又は死亡の時の条件を考慮して、本人及びその退職又は死亡の当時その者が直接扶養する者のその後における適当な生活の維持を図ることを目的とするものでなければならない。

4　第一項の共済制度については、国の制度との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。

5　第一項の共済制度は、健全な保険数理を基礎として定めなければならない。

6　第一項の共済制度は、法律によつてこれを定める。

第四十四条　削除

（結核予防法の一部改正）

第五十五条　結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）」を「地方公務員共済

組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）」に改める。

（土地収用法の一部改正）

第五十六条　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十四号中「若しくは国家公務員共済組合若しくは共済組合連合会」を「、国家公務員共済組合若しくは共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会若しくは都市職員共済組合連合会」に改める。

（自治省設置法の一部改正）

第五十七条　自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十六号から第十六号の三までを次のように改める。

十六　地方職員共済組合、都職員共済組合、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合、都市職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会の所掌事務、組織、運営及び指導に関する事務を処理すること。

十六の二　地方議会議員共済会を監督し、及びその定款の変更を認可すること。

第十条第八号から第九号の三までを次のように改める。

八　地方職員共済組合、都職員共済組合、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合に関する事務を処理すること。

八の二　市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会に関する事務を処理すること。

八の三　地方公務員共済組合審議会に関する事務を処理すること。

九　地方議会議員共済会に関する事務を処理すること。

第二十三条の五の次に次の一条を加える。

（地方公務員共済組合審議会）

第二十三条の六　自治省に、地方公務員共済組合審議会を置く。

2　地方公務員共済組合審議会の所掌事務、組織、委員の任命その他の事項については、地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の定めるところによる。

（義務教育費国庫負担法の一部改正）

第五十八条　義務教育費国庫負担法の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

四　地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百十三条第二項の規定により公立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる職員の長期給付に要する費用について都道府県が負担する経費

（日雇労働者健康保険法の一部改正）

第五十九条　日雇労働者健康保険法の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）」を「地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）」に改め、同条第二項から第四項まで中「市町村職員共済組合法」を「地方公務員共済組合法」に改める。

（厚生年金保険法の一部改正）

第六十条　厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第十二条第一号ハを削る。

（厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正）

第六十一条　厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）」を「地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）」に改める。

（警察法の一部改正）

第六十二条　警察法の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項第一号中「国家公務員共済組合負担金」を「地方公務員共済組合負担金」に改める。

（公立養護学校整備特別措置法の一部改正）

第六十三条　公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一号を加える。

三　地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百十三条第二項の規定により公立の養護学校の小学部及び中学部に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる教職員の長期給付に要する費用について都道府県が負担する経費

（租税特別措置法の一部改正）

第六十四条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第二号中「市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）」を「地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）」に、「市町村職員共済組合法」を「地方公務員共済組合法」に改める。

（原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部改正）

第六十五条　原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第一項中「市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）」を「地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）」に改める。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第六十六条　国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号イを削り、同号ロ中「ハ」を「ロ」に改め、同号ロを同号イとし、同号ハを同号ロとし、同号ニを削る。

第八条中「警察庁長官、」及び「、自治大臣」を削る。

第百十四条中「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加える。

第百二十四条の二第一項中「国」の下に「又は地方公共団体」を加える。

第百二十六条の二を第百二十六条の五とし、第百二十六条の次に次の三条を加える。

（地方公務員共済組合法との関係）

第百二十六条の二　組合員が退職し、引き続き地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第三条第一項に規定する地方公務員共済組合（以下「地方の組合」という。）の組合員のうち、同法の長期給付に関する規定の適用を受ける者となつたときは、長期給付に関する規定の適用については、その退職は、なかつたものとみなす。

2　組合員（組合員であつた者を含む。次項において同じ。）が地方の組合の組合員となつたときは、当該地方の組合を他の組合と、当該地方の組合の組合員を他の組合の組合員と、それぞれみなして、第三十七条第三項及び第三十九条の規定を適用する。

3　前二項に定めるもののほか、組合員が地方の組合の組合員となつた場合におけるこの法律の適用について必要な事項は、政令で定める。

第百二十六条の三　地方の組合の組合員であつた組

合員に対するこの法律（第六章を除く。）の規定の適用については、その者の当該地方の組合の組合員であつた間組合員であつたものと、地方公務員共済組合法の規定による給付はこの法律中の相当する規定による給付とみなす。ただし、長期給付に関する規定の適用については、地方公務員共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受けた地方の組合の組合員であつた間に限る。

2　前項に定めるもののほか、地方の組合の組合員であつた組合員に対するこの法律の適用について必要な事項は、政令で定める。

第百二十六条の四　地方自治法附則第八条に規定する職員のうち道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）及び道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の施行に関する事務に従事するものは、運輸省の所属の職員をもつて組織する組合の組合員となるものとし、地方公務員共済組合法第百四十二条の規定は、適用しない。

附則第十三条の見出しを「（衛視等に対する長期給付の特例）」に改め、同条各号列記以外の部分中「警察職員等」を「衛視等」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　削除

附則第十三条第四号を次のように改める。

四　削除

附則第十三条の二から附則第十三条の八まで中「警察職員等」を「衛視等」に改め、附則第十三条の八の次に次の一条を加える。

（警察職員であつた衛視等の取扱い）

第十三条の九　地方公務員共済組合法附則第十九条に規定する警察職員（以下この条において「警察職員」という。）であつた衛視等に対する附則第十三条から前条までの規定の適用については、警察職員であつた間衛視等であつたものと、同法附則第十九条から附則第二十六条までの規定による給付は附則第十三条から前条までの規定による給付とみなす。

附則第二十条を次のように改める。

第二十条　削除

（国民健康保険法の一部改正）

第六十七条　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第三号中「市町村職員共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）に、「同法第八十六条」を「同法第九十一条」に改める。

（通算年金通則法の一部改正）

第七十一条　通算年金通則法の一部を次のように改正する。

第三条第五号を次のように改める。

五　地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）（第十一章を除く。）

法（昭和三十七年法律第百五十二号）」に改め、同条第四号中「市町村職員共済組合法」を「地方公務員共済組合法」に改める。

第五十六条第一項中「市町村職員共済組合法」を「地方公務員共済組合法」に改める。

（国民年金法の一部改正）

第六十八条　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項各号列記以外の部分中「及び条例」を削り、同項第五号を次のように改める。

五　地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）

第五条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項第一号の次に次の一号を加える。

一の二　地方公務員の退職年金に関する条例に基づく年金たる給付

第七条第二項第一号中「、地方公務員の退職年金に関する条例の適用を受ける地方公務員」を削り、同号の次に次の一号を加える。

一の二　普通地方公共団体の議会の議員及び特別区の議会の議員

第百八条中「厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合」の下に「及び地方公務員共済組合法第百五十一条第一項に規定する地方議会議員共済会」を加える。

附則第六条第五項第二号中「第七条第二項第二号」を「第七条第二項第一号の二」に改める。

附則第六条の二中「同項第二号」を「同項第一号の二」に改める。

（国税徴収法の一部改正）

第六十九条　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第七十七条第二項第七号を次のように改める。

七　地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）

（労働者災害補償保険法の一部改正）

第七十条　労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条第二項中「国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）」を「地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）」に、「同法第八十六条」を「同法第九十一条」に改める。

（通算年金通則法の一部改正）

第七十一条　通算年金通則法の一部を次のように改正する。

第三条第五号を次のように改める。

五　地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）（第十一章を除く。）

第四条第一項第五号を次のように改める。

五　地方公務員共済組合の組合員期間

第六条第二項中「市町村職員共済組合の組合員又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

附則第四条から附則第六条までを次のように改める。

（地方公務員等の取扱い）

第四条　昭和三十六年四月一日から昭和三十七年十一月三十日までの間に、地方公務員共済組合法による廃止前の市町村職員共済組合法の適用を受けた者については、同法及び同法に定める年金制度は、第三条の規定にかかわらず、同条に定める公的年金各法及び公的年金制度とし、通算対象期間その他この法律の適用については、なお従前の例による。

第五条　地方公務員共済組合法附則第七十一条の規定による改正前の附則第五条第二項又は附則第六条第一項の規定により公的年金各法及び公的年金制度とみなされた退職年金条例及び当該条例に定める年金制度又は恩給法及び同法に定める年金制度は、第三条の規定にかかわらず、それぞれ同条に定める公的年金各法及び公的年金制度とし、通算対象期間その他この法律の適用については、なお従前の例による。

第六条　削除

（児童扶養手当法の一部改正）

第七十二条　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第七号中「市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）」

を「地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）」に改める。

別表第一

損害の程度	月数
一　住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。	三月
二　住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	
一　住居及び家財の二分の一以上が焼失し、又は滅失したとき。	二月
二　住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	
三　住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。	
四　住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	
一　住居及び家財の三分の一以上が焼失し、又は滅失したとき。	一月
二　住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	
三　住居又は家財の二分の一以上が焼失し、又は滅失したとき。	
四　住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	
一　住居又は家財の三分の一以上が焼失し、又は滅失したとき。	○・五月
二　住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	

別表第二

組合員期間	日数
一年以上二年未満	二〇日
二年以上三年未満	四五日
三年以上四年未満	七〇日
四年以上五年未満	九五日
五年以上六年未満	一二〇日
六年以上七年未満	一四五日
七年以上八年未満	一七〇日
八年以上九年未満	一九五日
九年以上一〇年未満	二二〇日
一〇年以上一一年未満	二四五日
一一年以上一二年未満	二七〇日
一二年以上一三年未満	二九五日
一三年以上一四年未満	三二〇日
一四年以上一五年未満	三五〇日
一五年以上一六年未満	三八〇日
一六年以上一七年未満	四一〇日
一七年以上一八年未満	四四五日
一八年以上一九年未満	四八〇日
一九年以上二〇年未満	五一五日

別表第三

退職の日における年齢	率
一八歳未満	○・九一
一八歳以上二三歳未満	一・一三
二三歳以上二八歳未満	一・四八
二八歳以上三三歳未満	一・九四
三三歳以上三八歳未満	二・五三
三八歳以上四三歳未満	三・三一
四三歳以上四八歳未満	四・三二
四八歳以上五三歳未満	五・六五
五三歳以上五八歳未満	七・三八
五八歳以上六三歳未満	八・九二
六三歳以上六八歳未満	七・八一
六八歳以上七三歳未満	六・四四
七三歳以上	四・九七

別表第四

廃疾の程度	廃疾の状態	支給率 (イ)（公務上の廃疾）	支給率 (ロ)（公務外の廃疾）	最低保障額
一	一　両眼の視力が○・○二以下に減じたもの			
	二　両上肢の用を全く廃したもの			
	三　両下肢の用を全く廃したもの			
	四　両上肢を腕関節以上で失つたもの			
	五　両下肢を足関節以上で失つたもの			
	六　前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を残すもの	○・八	○・五	四七、五二〇円
二 級	七　精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を残すもの			
	八　傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するもの			
二 級	一　両眼の視力が○・○四以下に減じたもの			
	二　一眼の視力が○・○二以下に減じ、かつ、他眼の視力が○・○六以下に減じたもの			
	三　両耳の聴力が、耳殻に接して大声による話をしてもこれを解することができない程度に減じたもの			
	四　咀嚼又は言語の機能を廃したもの			
	五　脊柱の機能に高度の障害を残すもの			
	六　一上肢を腕関節以上で失つたもの			
	七　一下肢を足関節以上で失つたもの			
	八　一上肢の用を全く廃したもの			
	九　一下肢の用を全く廃したもの			
	一〇　両上肢のすべての指の用を廃したもの	○・六	○・四	三五、五二〇円
	一一　両下肢をリスフラン関節以上で失つたもの			
	一二　両下肢のすべての足ゆびを失つたもの			
	一三　前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの			

級			
三	一四	精神に、労働することを不能ならしめる程度の障害を残すもの	
	一五	傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの	
	一	両眼の視力が〇・一以下に減じたもの	
	二	両耳の聴力が四〇センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの	
	三	咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの	
	四	脊柱の機能に著しい障害を残すもの	
	五	一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの	
	六	一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの	
	七	長管状骨に仮関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの	
	八	一上肢のおや指及びひとさし指を失つたもの又はおや指若しくはひとさし指をあわせ一上肢の三指以上を失つたもの	
	九	おや指及びひとさし指をあわせ一上肢の四指の用を廃したもの	〇・四
	一〇	一下肢をリスフラン関節以上で失つたもの	〇・三
	一一	両下肢のすべての足ゆびの用を廃したもの	一九、八二四円
	一二	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの	

備考

一　視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

二　指を失つたものとは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいう。

三　指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は掌指関節若しくは第一関節（おや指にあつては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

四　足ゆびを失つたものとは、その全部を失つたものをいう。

五　足ゆびの用を廃したものとは、第一趾は末節の半分以上、その他のゆびは末関節以上を失つたもの又は蹠趾関節若しくは第一趾関節（第一趾にあつては、足趾関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

六　この表の一級の項第八号、二級の項第一五号及び三級の項第一四号に掲げる廃疾の程度は、厚生年金保険法別表第一の相当規定に基づいて厚生大臣が定めたものに限るものとする。

別表第五

番号	廃疾の状態
一	両眼の視力が〇・六以下に減じたもの
二	一眼の視力が〇・一以下に減じたもの
三	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
四	両眼による視野が二分の一以上欠損したもの又は両眼の視野が一〇度以内のもの
五	両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの
六	一耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの
七	咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの
八	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
九	脊柱の機能に障害を残すもの
一〇	一上肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
一一	一下肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
一二	一下肢を三センチメートル以上短縮したもの
一三	長管状骨に著しい転位変形を残すもの
一四	一上肢の二指以上を失つたもの
一五	一上肢のひとさし指を失つたもの
一六	一上肢の三指以上の用を廃したもの
一七	ひとさし指をあわせ一上肢の二指の用を廃したもの
一八	一下肢のおや指の用を廃したもの
一九	一下肢の第一趾又は他の四趾以上を失つたもの
二〇	一下肢の五趾の用を廃したもの
二一	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
二二	精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

備考　別表第四の備考一から五までに同じ。

（内閣総理・大蔵・文部・厚生・自治大臣署名）

法律第百五十三号（昭三七・九・八）

◎地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法

目次

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　年金条例職員期間又は旧長期組合員期間を有する者に関する一般的経過措置
　第一節　更新組合員に関する一般的経過措置（第五条―第七条）
　第二節　退職給付に関する経過措置
　　第一款　退職年金の受給資格に関する経過措置（第八条―第十条）
　　第二款　退職年金の額に関する経過措置（第十一条―第十六条）
　　第三款　退職年金の支給開始年齢等に関する経過措置（第十七条―第十九条）
　　第四款　通算退職年金に関する経過措置（第二十条・第二十一条）
　　第五款　退職一時金に関する経過措置（第二十二条―第二十四条）
　第三節　廃疾給付に関する経過措置
　　第一款　廃疾給付の受給資格に関する経過措置（第二十五条・第二十六条）
　　第二款　廃疾給付の額に関する経過措置（第二十七条―第三十三条）
　第四節　遺族給付に関する経過措置
　　第一款　遺族年金の受給資格に関する経過措置（第三十四条―第三十七条）
　　第二款　遺族年金の額に関する経過措置（第三十八条―第四十四条）
　　第三款　遺族一時金に関する経過措置（第四十五条・第四十六条）
　第五節　特殊の期間又は資格を有する組合員に関する特例（第四十七条―第五十四条）
　第六節　再就職者に関する経過措置（第五十五条・第五十六条）
第三章　恩給公務員期間を有する者に関する経過措置（第五十七条・第五十八条）
第四章　国の旧長期組合員期間を有する者に関する経過措置（第五十九条・第六十条）
第五章　国の長期組合員であつた者に関する経過措置（第六十一条―第六十三条）
第六章　厚生年金保険の被保険者であつた更新組合員に関する経過措置（第六十四条）
第七章　特殊の組合員に関する経過措置
　第一節　都道府県知事又は市町村長であつた更新組合員等に関する経過措置（第六十五条―第八十六条）
　第二節　警察職員に関する経過措置（第八十七条―第百六条）
　第三節　消防職員であつた更新組合員等に関する経過措置（第百七条―第百二十一条）
　第四節　船員組合員に関する経過措置（第百二十二条・第百二十三条）
第八章　未帰還更新組合員に関する経過措置（第百二十四条）
第九章　公庫公団等の役職員に関する経過措置（第百二十五条―第百二十九条）
第十章　組合役職員及び連合会役職員に関する経過措置（第百三十条）
第十一章　国の職員等であつた者に関する経過措置（第百三十一条・第百三十二条）
第十二章　雑則（第百三十三条―第百三十九条）
第十三章　互助会の会員であつた者に関する経過措置等（第百四十条―第百四十三条）
第十四章　他の法律の一部改正（第百四十四条―第百五十三条）

附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この法律は、地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の長期給付及び共済年金に関する規定の施行に伴う経過措置等に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　新法　地方公務員共済組合法をいう。

二　退職年金条例　恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定による恩給に相当する給付に関する地方公共団体の条例（新法の施行に伴い効力を失うこととなる当該条例が新法の施行後もなお効力を有するものとした場合における当該条例を含む。）をいう。

三　共済法　次に掲げる法律、条例及び規程をいう。

イ　新法による廃止前の市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号。以下「旧市町村共済法」という。）

ロ　旧市町村共済法附則第二十一項後段に規定する長期給付に相当する給付（以下この号及び第九号において「長期給付に相当する給付」という。）に関する地方公共団体の条例（前号に掲げるものを除く。）及び長期給付に相当する給付を行なうことを目的とする団体の長期給付に相当する給付に関する規程（以下「共済条例」という。）

四　職員、給料、組合、連合会、傷病、長期給付、公務傷病、公務による廃疾年金、地方公共団体の長、地方公共団体の給料年額、組合役職員、連合会役職員、警察職員又は警察職員の給料年額の規定の適用を受けるものをいう。

　それぞれ新法第二条第一項第一号、新法第二条第一項第五号、新法第三条第一項、新法第二十七条第二項、新法第六十一条第一項、新法第七十四条、新法第八十六条第一項第一号、新法第百条、新法第百二条第二項、新法第百四十一条第一項、新法第百四十二条第一項、新法附則第二十条第二項に規定する職員、給料、組合、連合会、傷病、長期給付、公務傷病、公務による廃疾年金、地方公共団体の長、地方公共団体の給料年額、組合役職員、連合会役職員、警察職員又は警察職員の給料年額をいう。

五　年金条例職員　退職年金条例の適用を受ける者をいう。

六　知事等　都道府県知事又は市町村長である年金条例職員で、退隠料の最短年金年限又は基本率につきその他の年金条例職員と異なつた取扱いを受けるものをいう。

七　警察条例職員　警部補、巡査部長又は巡査である年金条例職員で、退隠料等につき警察監獄職員に関する恩給法の規定に相当する退職年金条例の規定の適用を受けるものをいう。

八　消防職員　消防司令補、消防士長若しくは消防士又は常勤の消防団員である年金条例職員で、退隠料等につき警察監獄職員に関する恩給法の規定に相当する退職年金条例の規定の適用を受けるものをいう。

九　旧長期組合員　旧市町村共済法の退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用を受ける

者及び共済条例の長期給付に相当する給付に関する規定の適用を受ける者をいう。

十　更新組合員　施行日（新法附則第一条本文に規定する施行日をいう。以下同じ。）の前日に職員であつた者で施行日に組合の組合員となり、引き続き組合の組合員であるもの（新法附則第三十一条の規定により市町村職員共済組合の組合員となり、引き続きその組合員である者を含む。）をいう。

十一　消防組合員　消防司令補、消防士長若しくは消防士又は常勤の消防団員である組合の組合員をいう。

十二　退隠料、退職給与金、増加退隠料、公務傷病賜金、退職年金条例の遺族年金又は退職年金条例の遺族一時金　それぞれ退職年金条例に規定する普通恩給、一時恩給、増加恩給、傷病年金若しくは傷病賜金、扶助料、公務扶助料又は一時扶助料に相当する給付をいう。

十三　退職年金条例の通算退職年金、退職年金条例の返還一時金又は退職年金条例の死亡一時金　それぞれ退職年金条例に規定する国の新法の規定による通算退職年金、返還一時金又は死亡一時金に相当する給付をいう。

十四　退隠料等　退隠料、退職年金条例の通算退職年金、退職給与金、退職年金条例の返還一時金、増加退隠料、公務傷病賜金、退職年金条例の遺族年金、公務遺族年金、退職年金条例の遺族一時金、退職年金条例の死亡一時金その他退職年金条例の規定による給付をいう。

十五　増加退隠料等　増加退隠料及びこれと併給される退隠料をいう。

十六　共済法の退職年金、共済法の通算退職年金、共済法の退職一時金、共済法の返還一時金、共済法の廃疾年金、共済法の遺族年金、共済法の遺族一時金　それぞれ旧市町村共済法の退職年金及び共済条例の退職年金、旧市町村共済法の通算退職年金、旧市町村共済法の廃疾年金及び共済条例の廃疾年金、旧市町村共済法の廃疾一時金及び共済条例の廃疾一時金、旧市町村共済法の遺族年金及び共済条例の遺族年金、旧市町村共済法の遺族一時金及び共済条例の遺族一時金又は旧市町村共済法の死亡一時金及び共済条例の死亡一時金をいう。

十七　共済条例の退職年金、共済条例の退職一時金、共済条例の廃疾年金、共済条例の遺族年金若しくは共済条例の遺族一時金又は共済条例の通算退職年金、共済条例の返還一時金若しくは共済条例の死亡一時金　それぞれ共済条例に規定する旧市町村共済法の退職年金、退職一時金、廃疾年金、廃疾一時金、遺族年金若しくは遺族一時金に相当する給付又は国の新法の規定による通算退職年金、返還一時金若しくは死亡一時金に相当する給付をいう。

十八　共済法の退職年金等　共済法の退職年金、共済法の通算退職年金、共済法の退職一時金、共済法の返還一時金、共済法の廃疾年金、共済法の廃疾一時金、共済法の遺族年金、共済法の遺族一時金、共済法の死亡一時金及び共済法の死亡一時金その他共済法の規定による給付をいう。

十九　年金条例職員期間　年金条例職員として在職した期間（年金条例職員として在職するものとみなされる期間、年金条例職員として在職した期間に通算される期間及び条例在職年の計算上年金条例職員として在職した期間に加えられる期間を含む。）をいう。

二十　条例在職年　退隠料等の算定の基礎となる年月数をいう。

二十一　年金条例控除期間　年金条例職員期間のうち、退隠料等の額の算定において減額することとされている期間をいう。

二十二　旧長期組合員期間　旧長期組合員であつた期間（旧長期組合員であつた期間とみなされる期間を含む。）をいう。

二十三　共済控除期間　旧長期組合員期間のうち、旧市町村共済法附則第三十一項に規定する控除期間及び共済条例に規定するこれに相当する期間をいう。

二十四　最短年金年限　退隠料又は共済法の退職年金についての最短年限をいう。

二十五　基本率　退隠料又は共済法の退職年金の年額を算定する場合において、給料年額に乗ずる率を基礎としているときにおける最短年金年限の年数の退隠料若しくは共済法の退職年金に係る率又は月額を基礎としているときにおける最短年金年限の年数の退隠料若しくは共済法の退職年金に係る月数を十二で除して得た数をいう。

二十六　加算率　退隠料又は共済法の退職年金の年額を算定する場合において、最短年金年限をこえる一年につき、基本率に加算される率又は加算される日数を三百六十で除して得た数をいう。

二十七　最短一時金年限　退職給与金若しくは退職年金条例の遺族一時金又は共済法の退職一時金若しくは共済法の遺族一時金につきての最短年限をいう。

二十八　退職当時の給料年額　退隠料等の額の算定の基礎となる給料年額をいう。

二十九　退職年金条例の給料年額　組合員が退職したときの給料を基礎として、退職当時の給料年額の算定の例により算定した給料年額をいう。

三十　地方公共団体の長の退職年金条例の給料年額　知事等又は地方公共団体の長であつた者が次のイ、ロ又はハに掲げる場合に該当する場合においてそれぞれイ、ロ又はハに掲げる額をいう。

イ　知事等であつた更新組合員が施行日以後地方公共団体の長となることなく退職した場合　知事等でなくなつた日に退職したものとみなして、当該退職したものとみなしたときの給料を基礎として、退職当時の給料年額の算定の例により算定した給料年額

ロ　知事等であつた更新組合員が施行日以後地方公共団体の長となり、その後地方公共団体の長以外の組合員となり退職した場合　地方公共団体の長でなくなつた日に退職したものとみなして、当該退職したものとみなしたときの給料を基礎として、退職当時の給料年額の算定の例により算定した給料年額

ハ　知事等であつた更新組合員が施行日以後地方公共団体の長となり、その後地方公共団体の長以外の組合員となることなく退職した場合　当該退職したときの給料を基礎として、退職当時の給料年額の算定の例により算定した給料年額

三十一　消防職員の退職年金条例の給料年額　消防職員又は消防組合員であつた者が次のイ、ロ又はハに掲げる場合に該当する場合におけるそれぞれイ、ロ又はハに掲げる額をいう。

イ　消防職員であつた更新組合員が施行日以後消防組合員となることなく退職した場合　消防職員でなくなつた日に退職したものとみなして、当該退職したものとみなしたときの給料を基礎として、退職当時の給料年額の算定の例により

算定した給料年額

ロ　消防職員であつた更新組合員が施行日以後消防組合員となり、その後消防組合員以外の組合員となり退職した場合　消防組合員でなくなつた日に退職したものとみなして、当該退職したものとみなしたときの給料を基礎として、退職当時の給料年額の算定の例により算定した給料年額

ハ　消防職員であつた更新組合員が施行日以後消防組合員となり、その後消防組合員以外の組合員となることなく退職した場合　当該退職したときの給料を基礎として、退職当時の給料年額の算定の例により算定した給料年額

三十二　共済法の給料年額　組合員が退職したときの給料を基礎として算定した旧市町村共済法第十七条第一項に規定する給付額の算定の基準となるべき給料の十二倍に相当する金額又は組合員が退職したときの給料を基礎として算定した共済条例に規定する給付額の算定の基準となるべき給料の十二倍に相当する金額をいう。

三十三　新法の給料年額　新法第四十四条第二項の規定により算定した給料年額をいう。

三十四　消防組合員の給料年額　消防組合員であつた者が次のイ又はロに掲げる場合に該当する場合におけるそれぞれイ又はロに掲げる額をいう。

イ　消防組合員が消防組合員以外の組合員となり、退職した場合　消防組合員でなくなつた日に退職したものとみなして、当該退職したものとみなしたときの給料を基礎として、新法第四十四条第二項の規定により算定した給料日額

ロ　消防組合員が退職した場合　消防組合員が退職したときの給料を基礎として、新法第四十四条第二項の規定により算定した給料日額

三十五　共済法の給料日額　組合員が退職したときの給料を基礎として算定した旧市町村共済法第十七条第一項に規定する給付額の算定の基準となるべき給料の三十分の一に相当する金額又は組合員が退職したときの給料を基礎として算定した共済条例に規定する給付額の算定の基準となるべき給料の三十分の一に相当する金額をいう。

三十六　新法の給料日額　新法第四十四条第二項の規定により算定した給料日額をいう。

三十七　消防組合員の給料日額　消防組合員であつた者が次のイ又はロに掲げる場合に該当する場合におけるそれぞれイ又はロに掲げる額をいう。

イ　消防組合員が消防組合員以外の組合員となり、退職した場合　消防組合員でなくなつた日に退職したものとみなして、当該退職したものとみなしたときの給料を基礎として、新法第四十四条第二項の規定により算定した給料日額

ロ　消防組合員が退職した場合　消防組合員が退職したときの給料を基礎として、新法第四十四条第二項の規定により算定した給料日額

三十八　警察職員の恩給法の給料年額　警察職員であつた者が次のイ又はロに掲げる場合に該当する場合におけるそれぞれイ又はロに掲げる額をいう。

イ　警察職員が警察職員以外の組合員となり、退職した場合　警察職員でなくなつた日に退職したものとみなして、当該退職したものとみなしたときの給料を基礎として、恩給法に規定する退職当時の俸給年額の算定の例により算定した給料年額

ロ　警察職員が退職した場合　警察職員が退職したときの給料を基礎として、恩給法に規定する退職当時の俸給年額の算定の例により算定した

給料年額

三十九　恩給公務員　恩給法第十九条に規定する公務員及び他の法令により当該公務員とみなされる者をいう。

四十　警察監獄職員　恩給法第二十三条に規定する警察監獄職員及び他の法令により当該警察監獄職員とみなされる者をいう。

四十一　消防公務員　消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第三十一条の規定により警察監獄職員として勤続するものとみなされた同条第二項第一号又は第二号に掲げる者をいう。

四十二　恩給、普通恩給、一時恩給、増加恩給、傷病年金、傷病賜金、扶助料又は一時扶助料　それぞれ恩給に関する法令の規定による恩給、普通恩給、一時恩給、増加恩給、傷病年金、傷病賜金、扶助料又は一時扶助料をいう。

四十三　増加恩給等　増加恩給及びこれと併給される普通恩給をいう。

四十四　公務扶助料　恩給法（他の法令において準用する場合を含む。以下同じ。）第七十五条第一項第二号の規定による扶助料をいう。

四十五　警察監獄職員の普通恩給　恩給法第六十三条第一項の規定による警察監獄職員の普通恩給（増加恩給に併給されるものを除く。）をいう。

四十六　旧軍人等の普通恩給　恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。）附則第十条第一項第一号（同法附則第十七条において準用する場合を含む。）の規定による旧軍人、旧準軍人又は旧軍属の普通恩給（増加恩給に併給されるものを除く。）をいう。

四十七　恩給公務員期間　恩給公務員、従前の宮内官の恩給規程による宮内職員、恩給法第八十四条に掲げる法令の規定により恩給、退隠料その他これらに準ずるものを給すべきものとされていた公務員その他法令の規定により恩給を給すべきものとされた公務員として在職した期間（法令の規定により恩給を給すべきものとされた公務員として在職するものとみなされる期間、恩給につき在職年月数に通算される期間及び在職年の計算上恩給公務員としての在職年月数に加えられる期間を含む。）をいう。

四十八　在職年　恩給に関する法令にいう在職年をいう。

四十九　警察在職年　警察監獄職員の恩給の基礎となるべき在職年の計算の例により計算した在職年をいう。

五十　国の旧法　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下「国の新法」という。）による改正前の国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号。国の新法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた場合及び他の法律において準用し、又は適用する場合を含む。）をいう。

五十一　国の旧法等　国の旧法及びその施行前の政府職員の共済組合に関する法令で国の新法の長期給付に相当する給付について定めていたものをいう。

五十二　国の旧長期組合員　国の旧法等の退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用を受ける国の旧法等の組合員をいう。

五十三　国の職員　国の新法第二条第一項第一号に規定する職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の施行前におけるこれに相当する者及び国以外の法人に勤務する者で恩給公務員又は国の旧長期組合員に該当するもの及び旧特別調達

庁法（昭和二十二年法律第七十八号）に規定する特別調達庁に勤務する者で国の新法第二条第一項第一号に規定する職員に相当するものを含む。）をいう。

五十四　国の長期組合員　国の新法の長期給付に関する規定の適用を受ける者をいう。

五十五　国の更新組合員　国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号。以下「国の施行法」という。）の施行の日の前日に国の職員（国の職員とみなされる者を含む。）であつた者で、国の施行法の施行の日に国の長期組合員となり、引き続き国の長期組合員であるもの（国の施行法第四十二条第一項に規定する恩給更新組合員を含む。）をいう。

五十六　衛視等　国の新法附則第十三条に規定する衛視等をいう。

五十七　国の旧長期組合員期間　国の旧長期組合員であつた期間及び国の旧法又は他の法令の規定により国の旧法の退職給付、廃疾給付及び遺族給付の基礎となる組合員であつた期間とみなされた期間をいう。

2　前項第四号に掲げる地方公共団体の長の給料年額若しくは警察職員の給料年額又は同項第三十三号、第三十四号、第三十六号若しくは第三十七号に掲げる額を算定する場合においては、新法第四十四条第二項に規定する掛金の標準となつた給料には、施行日前の期間に係る給料は算入せず、また、同項の組合員期間の月数には、施行日前の期間は算入しない。

3　この法律において、年金条例職員、年金条例職員期間、旧長期組合員若しくは旧長期組合員期間（共済条例に係るものに限る。）、最短年金年限、基本率、加算率若しくは最短一時金年限という場合又は退職年金条例若しくは共済条例の規定のうち、退職当時の給料年額の算定方法若しくは共済条例に規定する給付額の算定の基準となるべき給料を基礎とする給料年額若しくは給料日額の算定方法に関する規定、恩給法第五十八条ノ三第一項若しくは旧市町村共済法第四十一条第一項ただし書の規定に相当する規定若しくは恩給法第六十条第三項の規定に相当する規定を引用する場合においては、自治省令で定める場合を除き、昭和三十七年一月一日以後になされた退職年金条例の返還一時金若しくは退職年金条例の死亡一時金若しくは旧市町村共済法の規定による通算退職年金、返還一時金若しくは死亡一時金は、この法律（施行日前に給付事由が生じた給付の取扱い等）

第三条　施行日前に給付事由が生じた国の新法の規定による長期給付若しくは国の施行法第三条の規定による給付（新法附則第三条第一項に規定する旧組合に係るものに限る。）又は新法による廃止前の町村職員恩給組合法（昭和二十七年法律第百十八号）第二条の町村職員恩給組合の退職年金条例（以下「恩給組合条例」という。）の規定による退隠料等若しくは旧市町村共済法の規定による共済法の退職年金等については、この法律に別段の規定があるもののほか、なお従前の例により地方職員共済組合、公立学校共済組合若しくは警察共済組合又は市町村職員共済組合が支給する。

2　新法が施行されなければ、次の各号に掲げる者に新法附則第三条第一項に規定する旧組合又は旧町村職員恩給組合若しくは旧市町村職員共済組合が支給することとなる国の新法の規定による通算退職年金、返還一時金若しくは死亡一時金又は恩給組合条例の規定による退職年金条例の通算退職年金、退職年金条例の返還一時金若しくは退職年金条例の死亡一時金若しくは旧市町村共済法の規定による通算退職年金、返還一時金若しくは死亡一時金は、この法律

に別段の規定があるもののほか、国の新法、恩給組合条例又は旧市町村共済法の規定の例により地方職員共済組合、公立学校共済組合若しくは警察共済組合又は市町村職員共済組合が支給する。

一　国の新法第八十条第二項の退職一時金（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百八十二号。以下「法律第百八十二号」という。）附則第二十二条第二項の規定により当該退職一時金とみなされたものを含む。）を受けた新法附則第三条第一項に規定する旧組合の組合員であつた者（国の新法第八十条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。）

二　国の新法第八十条第二項の規定に相当する恩給組合条例の規定による退職給与金（法律第百八十二号附則第二十二条第二項の規定に相当する恩給組合条例の規定により当該退職給与金とみなされたものを含む。）を受けた者（国の新法第八十条第一項ただし書の規定に相当する恩給組合条例の規定により当該退職給与金とみなされたものを含む。）

三　旧市町村共済法第四十三条第二項の退職一時金（法律第百八十二号附則第二十八条第二項の規定により当該退職一時金とみなされたものを含む。）を受けた者（旧市町村共済法第四十三条第二項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。）

3　前項各号に掲げる者が、組合員となり、新法及びこの法律の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつたときは、その者は、国の新法の規定による退職年金若しくは廃疾年金、退隠料若しくは公務傷病年金又は旧市町村共済法の退職年金若しくは旧市町村共済法の廃疾年金を受ける権利を有することとなつたものとみなして、同項の規定を適用する。

4　昭和三十七年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金額の改定に関する法律（昭和三十七年法律第百十六号。以下この条において「年金額改定法」という。）第三条第二項及び第四項並びに第五条の規定は、旧市町村共済法の規定による年金のうち、年金額改定法第三条第二項の規定の適用を受ける年金に相当するもの（昭和三十四年三月三十一日以前に給付事由が生じたものに限る。）について準用する。この場合において、同条第二項各号列記以外の部分中「旧法」とあるのは「旧市町村職員共済組合法」と、「次の各号に掲げる俸給」とあるのは「次の各号に掲げる給料」と、「別表第一の仮定俸給を」とあるのは「別表第一の仮定俸給の額を」と、「退職当時の俸給」とあるのは「退職当時の給料の額」と、同項第一号中「給与に関する法令（以下「旧給与法令」という。）」とあるのは「給与に関する条例（以下「旧給与条例」という。）」と、「官職」とあるのは「職」と、「旧給与法令」とあるのは「旧給与条例」と、「俸給」とあるのは「給料」と、同項第二号中「旧法」とあるのは「旧市町村職員共済組合法」と、「旧給与法令」とあるのは「旧給与条例」と、「官職」とあるのは「職」と、「俸給」とあるのは「給料」と読み替えるものとする。

5　前項において準用する年金額改定法第三条第二項の規定による年金額の改定により増加する費用は、地方公共団体が負担する。

（組合員に対する退職年金条例等の適用）

第四条　組合員は、施行日以後において退職年金条例

（恩給組合条例を除く。以下この条において同じ。）若しくは共済条例の適用を受ける者又は恩給公務員に該当する場合においても、当該条例又は恩給に関する法令の規定の適用については、この法律に別段の規定があるものの外、組合員である間、当該条例の適用を受ける者又は恩給公務員として在職しないものとみなす。

2　次の各号に掲げる者が、組合員となり、新法及びこの法律の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつたときは、退職年金条例又は共済条例のような退職年金条例の返還一時金又は共済条例の返還一時金に関する規定の適用については、退隠料若しくは公務傷病年金又は共済条例の退職年金若しくは共済条例の廃疾年金を受ける権利を有することとなつたものとみなす。

一　国の新法第六十条第一項の規定に相当する退職年金条例の規定による退職給与金（法律第百八十二号附則第二十二条第二項の規定に相当する退職年金条例の規定により当該退職給与金とみなされたものを含む。）を受けた者（国の新法第六十条第一項ただし書の規定に相当する退職年金条例の規定の適用を受けた者及び改正前の通則法附則第六条第五項の規定に基づく措置をした共済条例（以下「通算年金制度を措置した共済条例」という。）の規定により当該退職一時金を受けたものとみなされた者を含む。）

二　国の新法第八十条第二項の規定に相当する共済条例の規定による共済条例の退職一時金（法律第百八十二号附則第二十二条第二項の規定に相当する共済条例の規定により当該退職一時金とみなされたものを含む。）を受けた者（国の新法第八十条第一項ただし書の規定に相当する共済条例の規定の適用を受けた者及び改正前の通則法附則第六条第五項の規定に基づく措置をした共済条例（以下「通算年金制度を措置した共済条例」という。）の規定により当該退職一時金を受けたものとみなされた者を含む。）

第二章　年金条例職員期間又は旧長期組合員期間を有する者に関する一般的経過措置

第一節　更新組合員に関する一般的経過措置

（退隠料等の受給権の取扱い）

第五条　更新組合員で施行日の前日に年金条例職員であつたものは、退職年金条例の規定の適用については、同日において退職したものとみなす。

2　更新組合員に係る退隠料等を受ける権利は、施行日の前日において消滅するものとする。ただし、次に掲げる権利は、この限りでない。

一　増加退隠料等、公務傷病賜金又は公務遺族年金を受ける権利（第五十一条第一項の規定により消滅したものとみなされた増加退隠料等を受ける権利を除く。）

二　退職年金条例の通算退職年金又は退職年金条例の返還一時金

三　退隠料を受ける権利（第一号に掲げるもの及び施行日の前日において恩給法第五十八条の規定に相当する退職年金条例の規定によりその支給を停止されていた退隠料を受ける権利並びに前項の規定により退職したものとみなされたことにより生ずる退隠料を受ける権利を除く。）（当該退隠料を受ける権利を有する者が施行日から六十日を経過する日以前に当該権利の裁定を行なつた者に対してこれを消滅させる旨を申し出なかつたものに限る。）

3　更新組合員に係る増加退隠料（第五十一条第一項の規定により消滅したものとみなされた増加退隠料を除く。）に併給される退隠料で施行日の前日において

これらの年金の額から、当該一時金の額に達するまでの金額を順次に控除するものとする。

7　前項の規定は、第四項の規定による申出があつた場合について準用する。

8　第二項第三号又は第四項の規定による申出をした者は、当該申出に係る更新組合員又は更新組合員であつた者が施行日以後申出をした時までに支給を受けた退隠料の額に相当する金額を申出の日から三十日以内に、当該更新組合員の属する組合又は当該更新組合員であつた者の属していた組合に納入しなければならない。

（共済法の退職年金等の受給権の取扱い）

第六条　更新組合員で施行日の前日に共済条例の適用を受けていたものは、共済条例の規定の適用については、同日において退職したものとみなす。ただし、当該退職したものとみなされたことによる共済条例の退職年金等は、支給しない。

2　更新組合員に係る共済法の退職年金を受ける権利は、施行日の前日において消滅するものとする。ただし、共済法の退職年金を受ける権利（施行日の前日において旧市町村共済法第四十二条第一項の規定又はこれに相当する共済条例の規定によりその支給を停止されていた共済法の退職年金を受ける権利を除く。）を有する者が施行日から六十日を経過する日以前に当該権利の決定を行なつた者に対して当該退職年金を受ける旨を申し出た場合には、この限りでない。

3　前項ただし書の申出をした者に係る共済法の退職年金で施行日の前日において旧市町村共済法附則第十五項若しくは附則第十八項の規定又はこれらに相当する共済条例の規定によりその支給を停止されているものは、その者が更新組合員である間、その支給を停止する。

4　更新組合員に係る共済法の通算退職年金及び共済法の廃疾年金（第五十四条第一項の申出をした者に係る共済法の廃疾年金を除く。）は、その者が更新組合員である間、その支給を停止する。

5　前条第四項の規定は、第二項ただし書の申出について準用する。

6　第二項ただし書の申出をした者又はその遺族に対して支給する長期給付については、同項ただし書に規定する共済法の退職年金の基礎となつた期間は、第七条第一項第二号の期間に該当しないものとする。

（組合員期間の計算の特例）

第七条　更新組合員の施行日前の次の期間は、組合員期間（新法第四十条第一項に規定する組合員期間をいう。）に算入する。

一　年金条例職員期間のうち次の期間を除いた期間。ただし、その期間のうちに条例在職年の計算において加算又は減算することとされている年月数があるときはその年月数を加算又は減算し、換算することとされている年月数があるときはその年月数を換算した後の期間とする。

イ　条例在職年の計算において除算することとされている年金条例職員期間（法律第百五十五号附則第四十三条の規定に相当する退職年金条例の規定の適用を受ける者のその適用に係る期間を除く。）

ロ　増加退隠料等を受ける権利を有する者の当該増加退隠料の基礎となつた年金条例職員期間

ハ　更新組合員又は更新組合員であつた者の遺族が公務遺族年金を受ける権利を有する場合における当該更新組合員又は更新組合員であつた者の当該公務遺族年金の基礎となつた年金条例職員期間

ニ　法律第百五十五号附則第四十一条第一項又は第四十二条第一項第三号の規定に相当する退職年金条例の規定により退隠料の基礎となるべき条例在職年の計算上加えられるべき期間を有する更新組合員の年金条例職員期間のうち、その加えられるべき期間を加えることなく新法第七十八条、次条、第九条又は第十条の規定に該当するに至つた場合におけるその加えられるべき期間又はその加えられるべき期間を加えることによりこれらの規定による退職年金の支給を受けることができる最短期間をこえることとなる場合におけるそのこえる期間

二　旧長期組合員期間

三　職員（国又は地方公共団体以外の法人に勤務する者で年金条例職員又は旧長期組合員に該当するものを含む。第十条において同じ。）であつた期間で施行日の前日まで引き続いているもの（年金条例職員期間、旧長期組合員期間（第六十四条第一項の規定により旧長期組合員期間とみなされた期間を含む。）、恩給公務員であつた期間、国の旧長期組合員である職員であつた期間及び国の長期組合員である職員であつた期間を除く。）

2　更新組合員に係る退職一時金又は遺族一時金の基礎となるべき組合員期間を計算する場合には、前項の規定にかかわらず、その者の施行日前の次の期間（退職一時金の場合にあつては第一号から第四号までの期間、遺族一時金の場合にあつては第五号から第八号までの期間に限る。）以外の期間は、新法第四十条第一項に規定する組合員期間に算入しない。

一　第五条第二項本文の規定を適用しないとしたならば更新組合員が受けるべきこととなる退職給与金の基礎となる条例在職年に係る年金条例職員期間で前項第一号の期間に該当するもの

二　退職給与金についての最短一時金年限未満の施行日まで引き続く年金条例職員期間（これに合算されるべき年金条例職員期間を含む。）で前項第一号の期間に該当するもの

三　施行日の前日に旧長期組合員であつた更新組合員が、旧市町村共済法の規定の適用につき同日に退職したとしたならばその者が受けるべきこととなる旧市町村共済法の退職一時金又は前条第一項本文の規定により退職したものとみなされた場合に同項ただし書の規定を適用しないとしたならばその者が受けるべきこととなる共済条例の退職一

時金の基礎となる旧長期組合員期間

四　共済法の退職一時金についての最短一時金年限未満の施行日まで引き続く旧長期組合員期間（これに合算されるべき旧長期組合員期間を含む。）

五　施行日の前日に年金条例職員であつた更新組合員が同日に死亡したとしたならばその者の遺族が受けるべきこととなる退職年金条例の遺族一時金の基礎となる条例在職年に係る年金条例職員期間で前項第一号の期間に該当するもの

六　退職年金条例の遺族一時金についての最短一時金年限未満の施行日まで引き続く年金条例職員期間（これに合算されるべき年金条例職員期間を含む。）で前項第一号の期間に該当するもの

七　施行日の前日に旧長期組合員であつた更新組合員が同日に死亡したとしたならばその者の遺族が受けるべきこととなる共済法の遺族一時金の基礎となる旧長期組合員期間

八　共済法の遺族一時金についての最短一時金年限未満の施行日まで引き続く旧長期組合員期間（これに合算されるべき旧長期組合員期間を含む。）

3　第一項第二号の期間のうちに同項第一号本文の期間と重複する期間があるときは、その重複する期間を除いた期間を同項第二号の期間とする。

第二節　退職給付に関する経過措置

第一款　退職年金の受給資格に関する経過措置

（年金条例職員であつた更新組合員の特例）

第八条　組合員期間が二十年未満の更新組合員で施行日の前日に退隠料の最短年金年限の年数が次の表の上欄に掲げる年数である退職年金条例の適用を受けていたものが退職した場合において、その者の当該退職年金条例による施行日前の条例在職年（その者が更新組合員である間年金条例職員であつたものとみなした場合に当該退職年金条例の規定により年金条例職員期間に通算されるべきこととなる期間に係る条例在職年を含む。以下この項において「施行日直前の条例在職年」という。）の年月数と施行日以後の組合員期間の年月数とを合算した年月数が、同表の当該中欄に掲げる者の区分に応じ同表の当該下欄に掲げる年数以上であるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

十九年以上二十年未満	施行日直前の条例在職年が二十年未満である者	十九年
	施行日直前の条例在職年が九年以上である者	十八年
十八年以上十九年未満	施行日直前の条例在職年が九年未満である者	十九年
	施行日直前の条例在職年が十一年以上である者	十七年
十七年以上十八年未満	施行日直前の条例在職年が五年以上十一年未満である者	十八年
	施行日直前の条例在職年が五年未満である者	十九年
	施行日直前の条例在職年が十二年以上である者	十六年
十六年以上十七年未満	施行日直前の条例在職年が八年以上十二年未満である者	十七年
	施行日直前の条例在職年が四年以上八年未満である者	十八年
	施行日直前の条例在職年が四年未満である者	十九年
十五年以上十六年未満	施行日直前の条例在職年が十二年以上である者	十五年
	施行日直前の条例在職年が九年以上十二年未満である者	十六年
	施行日直前の条例在職年が六年以上九年未満である者	十七年

十四年以上十五年未満	施行日直前の条例在職年が三年以上六年未満である者	十八年
	施行日直前の条例在職年が四年以上七年未満である者	十九年
	施行日直前の条例在職年が五年以上八年未満である者	二十年
	施行日直前の条例在職年が六年以上九年未満である者	二十一年
	施行日直前の条例在職年が七年以上十年未満である者	二十二年
	施行日直前の条例在職年が八年以上十一年未満である者	二十三年
	施行日直前の条例在職年が九年以上十二年未満である者	二十四年
	施行日直前の条例在職年が十年以上十三年未満である者	二十五年
	施行日直前の条例在職年が十一年以上十四年未満である者	二十六年
	施行日直前の条例在職年が十二年以上十五年未満である者	二十七年
	施行日直前の条例在職年が十三年以上十六年未満である者	二十八年
十三年以上十四年未満	施行日直前の条例在職年が二年未満である者	十八年
	施行日直前の条例在職年が三年以上七年未満である者	十九年
	施行日直前の条例在職年が四年以上八年未満である者	二十年
	施行日直前の条例在職年が五年以上九年未満である者	二十一年
	施行日直前の条例在職年が六年以上十年未満である者	二十二年
	施行日直前の条例在職年が七年以上十一年未満である者	二十三年
	施行日直前の条例在職年が八年以上十二年未満である者	二十四年
	施行日直前の条例在職年が九年以上十三年未満である者	二十五年
	施行日直前の条例在職年が十年以上十四年未満である者	二十六年
	施行日直前の条例在職年が十一年以上十五年未満である者	二十七年
	施行日直前の条例在職年が十二年以上十六年未満である者	二十八年
十二年以上十三年未満	施行日直前の条例在職年が二年未満である者	十二年
	施行日直前の条例在職年が三年以上八年未満である者	十三年
	施行日直前の条例在職年が四年以上八年未満である者	十四年
	施行日直前の条例在職年が五年以上八年未満である者	十五年
	施行日直前の条例在職年が六年以上八年未満である者	十五年
	施行日直前の条例在職年が七年以上八年未満である者	十六年
	施行日直前の条例在職年が八年以上十年未満である者	十六年
	施行日直前の条例在職年が九年以上十年未満である者	十七年
	施行日直前の条例在職年が十年以上十一年未満である者	十七年
	施行日直前の条例在職年が十一年以上十二年未満である者	十八年

2　組合員期間が二十年未満の更新組合員で第五条第二項本文の規定を適用しないとしたならば退隠料を受ける権利（同条第一項の規定により退職したものとみなされることにより生ずるものを除く。）を有することとなるものが退職したときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

（共済条例の適用を受けていた旧長期組合員であつた更新組合員の特例）

第九条　組合員期間が二十年未満の更新組合員で施行日の前日に共済条例の退職年金の最短年金年限の年数が前条第一項の表の上欄に掲げる年数である共済条例の適用を受けていたもの（旧市町村共済法附則第十六項の規定に相当する共済条例の規定により引き続き共済法の退職年金等に関する規定の適用を受けていた者（以下この項及び第十二条第二項において「継続旧長期組合員」という。）を含む。）が退職したときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

（特殊の期間の通算）

第十条　新法第七十八条又は前二条の規定に該当しない更新組合員が退職した場合において、組合員期間に次の期間を算入するとしたならば、その期間が二十年以上となるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

一　職員であつた期間のうち、年金条例職員期間、旧長期組合員期間（第六十四条第一項の規定により旧長期組合員期間とみなされた期間を含む。）、恩給公務員である職員であつた期間、国の旧長期組合員である職員であつた期間、国の長期組合員である職員であつた期間及び第七条第一項第三号の期間を除いた期間

二　旧国民医療法（昭和十七年法律第七十号）に規定する日本医療団に勤務していた者で日本医療団の業務の地方公共団体への引継ぎに伴い、引き続いて職員となつたものの日本医療団に勤務していた期間のうち年金条例職員期間を除いた期間

三　法律第百五十五号附則第四十二条第一項に規定する外国政府職員に係る外国政府に昭和二十年八月八日まで引き続き勤務していた者でその後職員となつたものの当該外国政府に勤務していた期間のうち年金条例職員期間及び恩給公務員期間を除いた期間

第二款　退職年金の額に関する経過措置

（更新組合員の一般的特例）

第十一条　更新組合員に対する新法第七十八条又は前三条の規定による退職年金の額は、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一　第七条第一項第一号の期間　退隠料の最短年金年限までの年数については一年につき退職年金条例の給料年額に退隠料の基本率を当該最短年金年限の数で除して得た率（以下この条において「退隠料の一年当たりの基本率」という。）を乗じて得た額、当該最短年金年限をこえる年数については一年につき退職年金条例の給料年額に退隠料の加算率を乗じて得た額に相当する金額（その額が恩給

法第六十条第三項の規定に相当する退職年金条例の規定により算定した金額をこえるときは、当該金額）

二　第七条第一項第二号の期間（共済控除期間を除く。）　前号の期間と合算して共済法の退職年金の最短年金年限に達するまでの年数については一年につき共済法の給料年額に共済法の退職年金の基本率を当該最短年金年限の数で除して得た率（以下この条において「共済法の退職年金の一年当たりの基本率」という。）を乗じて得た額、当該最短年金年限をこえる年数については一年につき共済法の給料年額に共済法の退職年金の加算率を乗じて得た額に相当する金額

三　共済控除期間　前二号の期間と合算して共済法の退職年金の最短年金年限に達するまでの年数については一年につき共済法の給料年額に共済法の退職年金の一年当たりの基本率に一から基本控除率（共済控除期間を有する者の共済法の退職年金の額を計算する場合において旧市町村共済法附則第三十一項の規定又はこれに相当する共済条例の規定により当該期間のうち共済法の退職年金の最短年金年限に達するまでの年数一年につき共済法の退職年金の額から控除すべきこととされている金額の、当該最短年金年限をこえる年数については一年につき共済法の給料年額に共済法の退職年金の加算率を乗じて得た額に相当する金額

四　第七条第一項第三号の期間　前三号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき旧市町村共済法に係る共済法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき旧市町村共済法に係る共済法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

五　施行日以後の組合員期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数（一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数。第二十七条第一項第一号から第四号まで、第六十八条第一項第一号、第七十六条第一項第一号、第九十条第一項第一号、第九十七条第一項第一号及び第百十一条第一項第一号を除き、以下同じ。）については一年につき新法の給料年額の百分の二、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百分の一・五に相当する金額

2　前項の場合において、同項第一号から第四号までの期間（同項第一号の期間のうち恩給法第六十条第三項の規定に相当する退職年金条例の規定に規定する年数をこえる期間を除く。）に一年未満の端数があるときは、これを切り捨て、前項第五号の期間に加算するものとする。

3　第一項第一号の期間のうちに年金条例控除期間を有する更新組合員に対する同号の規定の適用については、同号の規定により算定した金額に減額支給率

（年金条例控除期間を有しないものとして第一項第一号の規定により算定した金額（以下この項において「第一項第一号の金額」という。）から年金条例控除期間について退職年金条例の規定により控除すべきこととなる金額（率をもつて控除すべきこととされている場合は、その率により算定した金額）を控除した金額を第一項第一号の金額で除して得た率をいう。次項において同じ。）を乗じて得た額に相当する金額を同号の金額とする。

4　第一項第一号の期間のうちに退隠料の最短年金年限、退隠料の一年当たりの基本率、退隠料の加算率又は退職年金条例の給料年額の算定方法を異にする退職年金条例に係る年金条例職員期間（施行日の前日に年金条例職員であつた更新組合員が、更新組合員である間年金条例職員であつたものとみなした場合に退職年金条例の規定により年金条例職員期間に通算されるべきこととなる期間を含む。以下この項及び第二十七条第四項において同じ。）を二以上有する更新組合員に対する同号の規定の適用については、それぞれの退隠料の最短年金年限、退隠料の一年当たりの基本率、退隠料の加算率をもつて算定した額（これらの年金条例職員期間のうちに共済法の退職年金の額から控除すべきこととされている金額の、当該共済法の退職年金の最短年金年限をこえる年数については一年につき共済法の給料年額に共済法の退職年金の加算率を乗じて得た額に相当する金額

5　第一項第二号の期間のうちに共済法に係る共済法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき旧市町村共済法に係る共済法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

6　第一項第三号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

7　第一項第四号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

8　第一項第五号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

9　第一項第六号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

10　第一項第七号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

11　第一項第八号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

12　第一項第九号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

13　第一項第十号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

14　第一項第十一号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

15　第一項第十二号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

16　第一項第十三号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

17　第一項第十四号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

18　第一項第十五号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

19　第一項第十六号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

20　第一項第十七号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

21　第一項第十八号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

22　第一項第十九号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

23　第一項第二十号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

24　第一項第二十一号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

25　第一項第二十二号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

26　第一項第二十三号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

27　第一項第二十四号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

28　第一項第二十五号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

29　第一項第二十六号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

30　第一項第二十七号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

31　第一項第二十八号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

32　第一項第二十九号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

33　第一項第三十号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

34　第一項第三十一号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

35　第一項第三十二号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

36　第一項第三十三号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

37　第一項第三十四号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

38　第一項第三十五号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

39　第一項第三十六号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

40　第一項第三十七号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

41　第一項第三十八号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

42　第一項第三十九号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

43　第一項第四十号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

44　第一項第四十一号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

45　第一項第四十二号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

46　第一項第四十三号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

47　第一項第四十四号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

48　第一項第四十五号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

49　第一項第四十六号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

50　第一項第四十七号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

51　第一項第四十八号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

52　第一項第四十九号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

53　第一項第五十号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

54　第一項第五十一号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

55　第一項第五十二号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

56　第一項第五十三号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

57　第一項第五十四号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

58　第一項第五十五号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

59　第一項第五十六号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

60　第一項第五十七号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

61　第一項第五十八号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

62　第一項第五十九号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

63　第一項第六十号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

64　第一項第六十一号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

65　第一項第六十二号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

66　第一項第六十三号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

67　第一項第六十四号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

68　第一項第六十五号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

69　第一項第六十六号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

70　第一項第六十七号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

71　第一項第六十八号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

72　第一項第六十九号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

73　第一項第七十号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

74　第一項第七十一号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

75　第一項第七十二号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

76　第一項第七十三号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

77　第一項第七十四号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

78　第一項第七十五号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

79　第一項第七十六号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

80　第一項第七十七号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

81　第一項第七十八号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

82　第一項第七十九号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

83　第一項第八十号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

84　第一項第八十一号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

85　第一項第八十二号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

86　第一項第八十三号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

87　第一項第八十四号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

88　第一項第八十五号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

89　第一項第八十六号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

90　第一項第八十七号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

91　第一項第八十八号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

92　第一項第八十九号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

93　第一項第九十号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

94　第一項第九十一号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

95　第一項第九十二号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

96　第一項第九十三号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

97　第一項第九十四号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

98　第一項第九十五号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

99　第一項第九十六号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

100　第一項第九十七号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

101　第一項第九十八号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

102　第一項第九十九号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

103　第一項第百号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

104　第一項第百一号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

105　第一項第百二号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

106　第一項第百三号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

107　第一項第百四号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

108　第一項第百五号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

109　第一項第百六号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

110　第一項第百七号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

111　第一項第百八号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

112　第一項第百九号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

113　第一項第百十号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

114　第一項第百十一号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

115　第一項第百十二号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

116　第一項第百十三号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

117　第一項第百十四号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

118　第一項第百十五号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

119　第一項第百十六号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

120　第一項第百十七号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

121　第一項第百十八号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

122　第一項第百十九号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

123　第一項第百二十号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

124　第一項第百二十一号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

125　第一項第百二十二号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

126　第一項第百二十三号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

127　第一項第百二十四号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

128　第一項第百二十五号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

129　第一項第百二十六号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

130　第一項第百二十七号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

131　第一項第百二十八号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

132　第一項第百二十九号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

133　第一項第百三十号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

134　第一項第百三十一号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

135　第一項第百三十二号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

136　第一項第百三十三号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

137　第一項第百三十四号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

138　第一項第百三十五号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

139　第一項第百三十六号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

140　第一項第百三十七号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

141　第一項第百三十八号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

142　第一項第百三十九号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

143　第一項第百四十号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

144　第一項第百四十一号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

145　第一項第百四十二号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

146　第一項第百四十三号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

147　第一項第百四十四号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

148　第一項第百四十五号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

149　第一項第百四十六号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

150　第一項第百四十七号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

151　第一項第百四十八号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

152　第一項第百四十九号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

153　第一項第百五十号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

154　第一項第百五十一号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

155　第一項第百五十二号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

156　第一項第百五十三号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

157　第一項第百五十四号の期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき新法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

158　第一項第百五十五号の期間　前各号の期間と合算

外の同項第二号の期間並びに同項第三号から第五号の期間について共済法の給料日額又は給料月額（以下「給料日額等」という。）に係る標準報酬月額を算定する場合には、これらの期間の各月の給料日額等を合算して得た額を三十で除して得た額を一日の給料日額等とみなす。

3　一又は二以上の当該各号の金額を算定するものとする。

一　第一項第一号の期間の支給率、同項第二号の期間の支給率、同項第三号の期間の支給率及び同項第四号の期間の支給率を合算して百分の一・五を乗じて得た率を当該期間の支給率とする。

二　第一項第一号の期間の支給率、同項第二号の期間の支給率、同項第三号の期間の支給率及び同項第四号の期間の支給率を合算して百分の一・一を乗じて得た率を当該期間の支給率とする。

三　第一項第一号の期間の支給率、同項第二号の期間の支給率及び同項第三号の期間の支給率を合算して百分の一・〇五を乗じて得た率を当該期間の支給率とする。

四　第一項第一号の期間の支給率、同項第二号の期間の支給率及び同項第四号の期間の支給率を合算して百分の一・〇を乗じて得た率を当該期間の支給率とする。

五　第一項第一号の期間の支給率、同項第二号の期間の支給率及び同項第三号の期間の支給率を合算して百分の〇・九五を乗じて得た率を当該期間の支給率とする。

4　第一項第一号の期間の支給率、同項第二号の期間の支給率、同項第三号の期間の支給率及び同項第四号の期間の支給率を合算して百分の一・一又は百分の一・〇五を乗じて得た率を共済法の給料日額等又は給料月額（以下「給料日額等」という。）に係る標準報酬月額に乗ずべき率とする場合においては、当該期間に係る年数一年につき共済法の給料日額等に係る年数一年に乗ずべき率を百分の一・一とし、それ以外の場合においては、当該期間に係る年数一年につき共済法の給料日額等に係る年数一年に乗ずべき率を百分の一・〇五とする。

5　第一項第一号の期間の支給率、同項第二号の期間の支給率、同項第三号の期間の支給率及び同項第四号の期間の支給率を合算して百分の一・一又は百分の一・〇五を乗じて得た率を当該期間の支給率とする場合においては、当該期間に係る年数一年につき共済法の給料日額等に係る年数一年に乗ずべき率を百分の一・一とし、それ以外の場合においては、当該期間に係る年数一年につき共済法の給料日額等に係る年数一年に乗ずべき率を百分の一・〇五とする。

6　第一項第一号の期間の支給率、同項第二号の期間の支給率、同項第三号の期間の支給率及び同項第四号の期間の支給率を合算して百分の一・一又は百分の一・〇五を乗じて得た率を当該期間の支給率とする場合においては、当該期間に係る年数一年につき共済法の給料日額等に係る年数一年に乗ずべき率を百分の一・一とし、それ以外の場合においては、当該期間に係る年数一年につき共済法の給料日額等に係る年数一年に乗ずべき率を百分の一・〇五とする。

7　更新組合員で、その者に係る第一項各号に掲げる期間のうち二以上の期間について算定した金額を当該期間に応じ当該各号の規定による算定の基礎となつた退職年金条例の給料年額若しくは退職年金の給付の算定の基礎となつた給料年額又は給料日額等（以下「給料年額等」という。）に乗ずべき率が異なる場合には、当該各号の規定にかかわらず、当該各号の期間のうち最も長い期間に係る当該各号の規定による算定の基礎となつた給料年額等又は給料日額等に乗ずべき率とする。

8　第五項の規定を適用して第一項第一号の期間に係る金額の算定を行なう場合において、同項第一号の期間並びに同項第二号及び第三号の期間及び同項第四号の期間又は同項第四号の期間及び同項第五号の期間が重複するときは、当該重複する期間については、当該期間に係る年数一年につき共済法の給料日額等に乗ずべき率を百分の一・一とし、それ以外の期間については、当該期間に係る年数一年につき共済法の給料日額等に乗ずべき率を百分の一・〇五とする。

率を百八十分の一・一又は百分の一・五とし、それぞれ当該各号の金額を算定するものとする。

六　第一項第一号の期間の支給率、同項第二号の期間の支給率、同項第三号の期間の支給率及び同項第四号の期間の支給率を合算して百分の四十をこえる場合においては、同項第一号の期間の支給率、同項第二号の期間の支給率、同項第三号の期間の支給率及び同項第四号の期間の支給率を合算して百分の四十とする。

七　更新組合員で、その者に係る第一項各号に掲げる期間のうち二以上の期間について算定した金額を当該期間に応じ当該各号の規定による算定の基礎となつた退職年金条例の給料年額若しくは退職年金の給付の算定の基礎となつた給料年額又は給料日額等（以下「給料年額等」という。）に乗ずべき率が異なる場合には、当該各号の規定にかかわらず、当該各号の期間のうち最も長い期間に係る当該各号の規定による算定の基礎となつた給料年額等又は給料日額等に乗ずべき率とする。

八　第一項第一号の期間の支給率、同項第二号の期間の支給率、同項第三号の期間の支給率及び同項第四号の期間の支給率を合算して百分の四十をこえる場合においては、同項第一号の期間の支給率、同項第二号の期間の支給率、同項第三号の期間の支給率及び同項第四号の期間の支給率を合算して百分の四十とする。

のとする。

二　第一項第一号の期間の支給率から第五項第一号の期間の支給率が百分の四十をこえるときは、これらの期間のうち最も長い期間に係る年数一年につき百分の四十とし、それ以外の期間に係る年数一年につき百分の一・一とする。ただし、同項第三号から第五号の期間の支給率が百分の四十をこえるときは、これらの期間のうち最も長い期間に係る年数一年につき百分の四十とし、それ以外の期間に係る年数一年につき百分の一・〇五とする。

三　第一項第一号の期間の支給率と同項第二号の期間の支給率とを合算して百分の六十をこえる場合（前二号に掲げる場合を除く。）においては、第二号の期間のうち最も長い期間に係る年数一年につき百分の四十とし、第二号の期間のうちその他の期間に係る年数一年につき百分の一・一とする。ただし、第一項第一号の期間の支給率と同項第二号の期間の支給率とを合算して百分の四十をこえるときは、これらの期間のうち最も長い期間に係る年数一年につき百分の四十とし、それ以外の期間に係る年数一年につき百分の一・〇五とする。

四　第一項第一号の期間の支給率と同項第二号の期間の支給率とを合算して百分の六十をこえる場合においては、第二号の期間のうち最も長い期間に係る年数一年につき百分の四十とし、第二号の期間のうちその他の期間に係る年数一年につき百分の一・一とする。ただし、第一項第一号の期間の支給率と同項第二号の期間の支給率とを合算して百分の四十をこえるときは、これらの期間のうち最も長い期間に係る年数一年につき百分の四十とし、それ以外の期間に係る年数一年につき百分の一・〇五とする。

五　第一項第一号の期間の支給率、同項第二号の期間の支給率及び同項第三号の期間の支給率を合算して百分の八十をこえる場合においては、第二号の期間のうち最も長い期間に係る年数一年につき百分の四十とし、第二号の期間のうちその他の期間に係る年数一年につき百分の一・一とする。ただし、第一項第一号の期間の支給率と同項第二号の期間の支給率及び同項第三号の期間の支給率とを合算して百分の四十をこえるときは、これらの期間のうち最も長い期間に係る年数一年につき百分の四十とし、それ以外の期間に係る年数一年につき百分の一・〇五とする。

六　第一項第一号の期間の支給率、同項第二号の期間の支給率、同項第三号の期間の支給率及び同項第四号の期間の支給率を合算して百分の一・〇をこえる場合においては、第二号の期間のうち最も長い期間に係る年数一年につき百分の四十とし、それ以外の期間に係る年数一年につき百分の一・〇五とする。ただし、第一項第一号の期間の支給率と同項第二号の期間の支給率とを合算して百分の四十をこえるときは、これらの期間のうち最も長い期間に係る年数一年につき百分の四十とし、それ以外の期間に係る年数一年につき百分の一・〇五とする。

三　第一項第一号の期間の支給率と同項第二号の期間の支給率とを合算して百分の六十をこえる場合（前二号に掲げる場合を除く。）においては、第二号の期間のうち最も長い期間に係る年数一年につき百分の四十とし、第二号の期間のうちその他の期間に係る年数一年につき百分の一・一とする。ただし、第一項第一号の期間の支給率と同項第二号の期間の支給率とを合算して百分の四十をこえるときは、これらの期間のうち最も長い期間に係る年数一年につき百分の四十とし、それ以外の期間に係る年数一年につき百分の一・〇五とする。

期間の支給率又は同号の期間の支給率と同項第二号の期間の支給率を合算した率が百分の四十をこえることとなるときは、前項第一号又は第二号及び第三号において規定する率により、第六項の規定を適用して第一項第三号の期間に係る金額の算定を行なう場合において、同項第一号の期間の支給率と同項第二号の期間の支給率を合算した率又は同項第二号の期間の支給率、同項第二号の期間の支給率及び同項第三号の期間の支給率を合算した率が百分の四十をこえることとなるときは、前項第二号及び第三号又は第四号において規定する率によるものとする。

9　第一項第一号の期間のうちに法律第百五十五号附則第七条第一項又は同法による改正前の恩給法第六十条第三項の規定に相当する退職年金条例の規定その他退職年金条例の規定により加給すべきこととされている期間があるときは、同号の金額は、同号の規定により算定した金額に、当該期間について当該退職年金条例の規定により加給することとなる金額に相当する金額を加えた金額とする。

（退職給与金、共済法の退職一時金又は共済法の廃疾一時金の支給を受けた更新組合員の特例）

第十二条　第一号に掲げる者に対する前条第一項の規定の適用については、同項第一号の金額は、第一号に掲げる金額とし、第二号又は第三号に掲げる者に対する同項の規定の適用については、同項第二号又は第三号の金額は、第二号又は第三号に掲げる金額とする。

一　退職給与金（当該退職給与金の基礎となつた年金条例職員期間が第七条第一項第一号の期間に該当するものに限る。）の支給を受けた年金条例職員（国の新法第八十条第一項ただし書の規定に相当する退職年金条例の規定の適用を受けた者を含む。）であつた更新組合員　施行日の前日に年金条例職員であつた更新組合員にあつては、第四条第一項及び第五条第一項の規定を適用しないものとし、かつ、その者が受けた退職給与金及び当該退職給与金の額（国の新法第八十条の規定の適用を受けた者にあつては、同条第二項第一号の規定に相当する退職年金条例の規定の適用を受けた者にあつては、同条第一項第一号の規定に相当する退職年金条例の規定の適用を受けた者を含む。）を当該施行日の前日に年金条例職員であつた更新組合員にあつては、第四条第一項及び第五条第一項の規定を適用しないものとし、かつ、その者が受けた退職給与金及び当該退職給与金の額（国の新法第八十条の規定の適用を受けた者にあつては、同条第二項第一号の規定に相当する退職年金条例の規定の適用を受けた者にあつては、同条第一項第一号の規定に相当する退職年金条例の規定に掲げる金額。以下この号において同じ。）を当該施行日の前日に年金条例職員であつた更新組合員　

おいて旧市町村共済法第四十一条第四項の規定に相当する規定が設けられていないときは、当該共済条例において同法同条同項の規定と同一の規定が設けられているものとみなした場合に控除又は減額すべきこととなる金額に相当する金額）を前条第一項第二号又は第三号並びに同条第五項から第八項までの規定により算定した金額から控除した金額

2　共済法の退職一時金の支給を受けた旧長期組合員であつた更新組合員で、当該共済法の退職一時金の基礎となつた旧長期組合員期間のうちに旧市町村共済法附則第十六項の規定により引き続き共済法の退職年金等に関する規定の適用を受けていた者であつた期間又は継続旧長期組合員であつた期間があるものについて前項第二号の規定を適用する場合においては、同号中「金額（当該共済法のうちの共済条例において旧市町村共済法第四十一条第四項の規定に相当する規定が設けられていないときは、当該共済条例において同法同条同項の規定と同一の規定が設けられているものとみなした場合に控除又は減額すべきこととなる金額に相当する金額）を」とあるのは、「金額（当該共済法のうちの共済条例において旧市町村共済法第四十一条第四項の規定に相当する規定が設けられていないときは、当該共済条例において同法同条同項の規定と同一の規定が設けられているものとみなした場合に控除又は減額すべきこととされている金額を控除した金額（当該金額が三万五千五百二十円（前条第一項各号に掲げる者については、当該各号において控除すべきこととされている金額を控除した金額）より少ないときは、当該金額を前二条の退職年金の額とする。

（特例による退職年金の額の特例）

第十四条　第十一条及び第十二条の規定により算定した退職年金の額で前条第一項の規定に該当しないものが、施行日の前日にその更新組合員が受ける権利を有していた退隠料又は共済法の退職年金の額（その者が第五条第一項の規定により退職したものとみなされることにより旧市町村共済法第四十二条第三項の規定に相当する退職年金条例の規定の適用を受けることとなるとき、又は旧市町村共済法の規定の適用につき同日に退職したものとみなした場合に同法第四十二条第三項の規定の適用を受け、若しくは第六条第一項本文の規定により退職したものとみなされることにより同法同条同項の規定に相当する共済条例の規定の適用を受けることとなるときは、これらの規定によりその改定を行なつたとした場合の額とし、二以上のこれらの給付を受ける権利を同時に有していた者については、これらの額の合算額とする。以下この項において「退隠料等の額」という。）に施行日以後の組合員期間の年数一年につき新法の給料年額の百分の一・五に相当する額を加えた額より少ないときは、当該退隠料等の額に施行日以後の組合員期間の年数一年につき新法の給料年額の百分の一・五に相当する額を加えた額（当該金額が前条第一項に規定する金額より少ない場合に限り、同項に規定する金額に達するまで、当該退隠料等の額に施行日以後の組合員期間の年数一年につき新法の給料年額の百分の一・五に相当する額を加えた額を前三条の退職年金の額とし、前三条の規定により算定した退職年金の額が退隠料等の額より少ないときは、当該退隠料等の額を前三条の退職年金の額とする。

2　前項に規定する施行日の前日においてその更新組合員が受ける権利を有していた退隠料又は共済法の退職年金には、その者が退職年金条例又は共済法の規定の適用につき同日において退職したとみなした場合に受ける権利を有することとなる退隠料又は共済法の退職年金を含むものとする。

（退隠料又は共済法の退職年金を受けた期間を有する更新組合員に関する経過措置）

第十五条　退隠料（増加退隠料と併給される退隠料及び第五条第二項第三号の申出をしなかつた場合における退隠料を除く。以下この条において同じ。）又は共済法の退職年金（第六条第二項ただし書の申出をした場合における共済法の退職年金を除く。以下この条において同じ。）を受けていた第七条第一項第一号の期間又は同項第二号の期間を有する更新組合員であつた者に退職年金を支給するときは、当該第七条第一項第一号の期間又は同項第二号の期間を除く。）に係る退隠料又は共済法の退職年金の額（すでに控除を受けた額があるときは、その額を控除した額とし、第三十二条及び第四十三条において「退隠料等受給額」という。）に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給額の二分の一に相当する額を控除する。

（特例による退職年金からの控除）

第十六条　第七条第一項第一号の期間に該当する期間が退隠料の最短年金年限の年数の十七分の五に相当する年月数以上である更新組合員に対する退職年金（次号に掲げるものを除く。）　第十一条第一項第一号の金額

二　第十四条の規定の適用によりその額を定められた退職年金　同条第一項に規定する退隠料等の額（同項に規定する退隠料に係るものに限る。第三項において同じ。）に相当する金額

2　第十一条第四項の規定の適用を受けた者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「第七条第一項第一号の期間に該当する期間が」とあるのは「第七条第一項第一号の期間に該当する期間のうち

額より少ないときは、当該退隠料等の額が前条第一項に規定する金額より少ない場合に限り、同項に規定する金額に達するまで、当該退隠料等の額に施行日以後の組合員期間の年数一年につき新法の給料年額の百分の一・五に相当する額を加えた額を前三条の退職年金の額とし、前三条の規定により算定した退職年金の額が退隠料等の額より少ないときは、当該退隠料等の額を前三条の退職年金の額とする。

2　前項に規定する施行日の前日においてその更新組合員が受ける権利を有していた退隠料又は共済法の退職年金には、その者が退職年金条例又は共済法の規定の適用につき同日において退職したとみなした場合に受ける権利を有することとなる退隠料又は共済法の退職年金を含むものとする。

（退隠料又は共済法の退職年金を受けた期間を有する更新組合員に関する経過措置）

第十五条　退隠料（増加退隠料と併給される退隠料及び第五条第二項第三号の申出をしなかつた場合における退隠料を除く。以下この条において同じ。）又は共済法の退職年金（第六条第二項ただし書の申出をした場合における共済法の退職年金を除く。以下この条において同じ。）を受けていた第七条第一項第一号の期間又は同項第二号の期間を有する更新組合員であつた者に退職年金を支給するときは、当該第七条第一項第一号の期間又は同項第二号の期間を除く。）に係る退隠料又は共済法の退職年金の額（すでに控除を受けた額があるときは、その額を控除した額とし、第三十二条及び第四十三条において「退隠料等受給額」という。）に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給額の二分の一に相当する額を控除する。

（特例による退職年金からの控除）

第十六条　第七条第一項第一号の期間に該当する期間が退隠料の最短年金年限の年数の十七分の五に相当する年月数以上である更新組合員に対する退職年金（次号に掲げるものを除く。）　第十一条第一項第一号の金額

二　第十四条の規定の適用によりその額を定められた退職年金　同条第一項に規定する退隠料等の額（同項に規定する退隠料に係るものに限る。第三項において同じ。）に相当する金額

2　第十一条第四項の規定の適用を受けた者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「第七条第一項第一号の期間に該当する期間が」とあるのは「第七条第一項第一号の期間に該当する期間のうち

第三款　退職年金の支給開始年齢等に関する経過措置

（年金条例職員期間を有する者の特例）

第十七条　次の各号に掲げる退職年金の当該各号に掲げる金額については、新法第七十九条第二項の規定にかかわらず、当該金額のうち、当該金額を退隠料の額とみなした場合に恩給法第五十八条ノ三第一項の規定に相当する退職年金条例の規定により停止することとなる金額に相当する金額の支給を停止する。

一　第七条第一項第一号の期間に該当する期間が退隠料の最短年金年限の年数の十七分の五に相当する年月数以上である更新組合員に対する退職年金（次号に掲げるものを除く。）　第十一条第一項第一号の金額

ち一の退職年金条例に係る年金条例職員期間が当該期間に係る退職年金条例の」と、「第十一条第一項第一号の金額」とあるのは「当該一の退職年金条例に係る年金条例職員期間についての一の退職年金条例による支給額に相当する金額」とする。

3　第七条第一項第一号の期間を有する更新組合員に対する退職年金の額のうち、第一項第一号に掲げる金額（当該退職年金が第十四条の規定の適用によりその額を定められた退職年金である場合にあつては、同条第一項に規定する退隠料等の額に相当する金額）を退隠料の額とみなした場合に恩給法第五十八条ノ四第一項の規定に相当する退職年金条例の規定により停止することとなる金額については、当該金額に相当する金額の支給を停止する。

4　前項に規定する退職年金条例の規定により停止することとなる金額の算定の基礎となる所得の金額は、政令で定めるところにより、毎年、税務署長の調査したところによる。

5　第七条第一項第一号の期間を有する更新組合員であつてその者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職したもので政令で定めるものに対する退職年金の額のうち第十一条第一項第五号の金額については、新法第七十九条第二項の規定にかかわらず、四十五歳以上五十五歳未満である間、当該金額のうちその百分の七十に相当する金額の支給を停止する。

（旧長期組合員期間を有する者の特例）

第十八条　次の各号に掲げる退職年金の当該各号に掲げる金額については、新法第七十九条第二項の規定にかかわらず、旧市町村共済法に係るものにあつては五十歳に達するまで、共済条例に係るものにあつては同法第四十一条第一項ただし書の規定に相当する共済条例の規定の例により、それぞれその支給を停止する。

一　第七条第一項第二号の期間に該当する期間が共済法の退職年金の最短年金年限の年数の二十分の六に相当する年月数以上である更新組合員に対する退職年金（次号に掲げるものを除く。）第十一条第一項第二号及び第三号に掲げる金額の合算額

二　第十四条の規定の適用によりその額を定められた退職年金　同条第一項に規定する退隠料等の額に相当する金額及び第十一条第一項第三号に掲げる金額」とし、第十一条第五項及び第六項の規定の適用を受けた者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「第七条第一項第二号の期間に該当する期間が」とあるのは「第七条第一項第二号の期間に該当する期間のうち一の共済法に係る共済控除期間以外の旧長期組合員期間及び一の共済法に係る共済控除期間が当該それぞれの期間に係る共済法の」と、「第十一条第一項第二号及び第三号に掲げる金額」とあるのは「当該一の共済法に係る共済控除期間以外の旧長期組合員期間についての一の共済法による共済控除期間以外の旧長期組合員期間に係る支給額に相当する金額及び当該一の共済法に係る共済控除期間に

ついての一の共済法による共済控除期間に係る支給額に相当する金額」とし、第十一条第六項の規定の適用を受けた者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「第七条第一項第二号の期間に該当する期間が」とあるのは「第七条第一項第二号の期間に該当する期間のうち一の共済法に係る共済控除期間が当該期間に係る共済法の」と、「第十一条第一項第二号及び第三号に掲げる金額及び当該一の共済法に係る共済控除期間についての一の共済法による共済控除期間に係る支給額に相当する金額」とする。

3　前条第五項の規定は、第七条第一項第二号の期間を有する更新組合員であつてその者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職したもので政令で定めるものの退職年金の支給の停止について準用する。

（廃疾の状態にある者の特例）

第十九条　第十七条第一項各号又は前条第一項各号に掲げる退職年金を受ける権利を有する者で第十七条第一項又は前条第一項の規定に該当するものが新法別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、その状態にある間、これらの規定による停止は、行なわない。

2　施行日において、旧市町村共済法の退職年金を受ける権利を有する者で第三条第一項の規定により従前の例による年齢満五十歳に達しないことを理由として支給停止をされるべきものが現に新法別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、同日以後その状態にある間、当該停止は、行なわない。

第四款　通算退職年金に関する経過措置

（通算退職年金の受給資格の特例）

第二十条　次の表の上欄に掲げる者である組合員で、昭和三十六年四月一日以後の通算対象期間（通算年金通則法に規定する通算対象期間をいう。以下同じ。）を合算した期間が、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるものは、新法第八十二条の規定の適用については、同条第二項第一号に該当するものとみなす。

大正五年四月一日以前に生まれた者	十年
大正五年四月二日から大正六年四月一日までの間に生まれた者	十一年
大正六年四月二日から大正七年四月一日までの間に生まれた者	十二年
大正七年四月二日から大正八年四月一日までの間に生まれた者	十三年
大正八年四月二日から大正九年四月一日までの間に生まれた者	十四年
大正九年四月二日から大正十年四月一日までの間に生まれた者	十五年
大正十年四月二日から大正十一年四月一日までの間に生まれた者	十六年
大正十一年四月二日から大正十二年四月一日までの間に生まれた者	十七年
大正十二年四月二日から大正十三年四月一日までの間に生まれた者	十八年
大正十三年四月二日から大正十四年四月一日までの間に生まれた者	十九年
大正十四年四月二日から大正十五年四月一日までの間に生まれた者	二十年
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	二十一年

昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	二十二年
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれて者	二十三年
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	二十四年

2　通算年金通則法第六条第二項本文に規定する期間以上である一の通算対象期間が昭和三十六年四月一日の前後にまたがる場合において、前項の規定により当該通算対象期間のうちの同日以後の部分と他の通算対象期間とを合算するときは、当該通算対象期間のうちの同日以後の部分が同条第二項本文に規定する期間に満たない場合においても、これを算入するものとする。

3　第一項の表（大正十四年四月二日以後に生まれた者に係る部分を除く。）の上欄に掲げる者である組合員で、昭和三十六年四月一日以後の組合員期間がそれぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるものは、新法第八十二条の規定の適用については、同条第二項第二号に該当するものとみなす。

第二十一条　更新組合員に対する前条第三項の規定の適用については、その者の次の各号に掲げる期間（一月未満の端数があるときは、これを一月とする。）は、同項に規定する昭和三十六年四月一日以後の組合員期間に算入する。

一　通算年金制度を措置した退職年金条例に係る第七条第二項第一号又は第二号の期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間の年月数に、二十年を当該退職年金条例の退隠料の最短年金年限の年数で除して得た率を乗じて得た年月数

二　通算年金制度を措置した共済条例に係る第七条第二項第三号又は第四号の期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間の年月数に、二十年を当該共済条例の退職年金の最短年金年限の年数で除して得た率を乗じて得た年月数

（更新組合員の受給資格の特例）

第二十二条　第七条第二項第一号の期間を有する更新組合員が退職した場合においては、その者の組合員期間が一年未満であるときも、退職一時金を支給する。

2　第七条第二項第三号の期間を有する更新組合員が退職した場合においては、その者の組合員期間が一年未満であるときも、退職一時金を支給する。

（更新組合員に係る額の特例）

第二十三条　更新組合員に対する新法第八十三条又は前条の規定による退職一時金の額の算定の基礎となる新法第八十三条第二項第一号に掲げる金額は、次の各号の期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一　第七条第二項第一号又は第二号の期間　当該期間につき退職年金条例の給料年額を基礎として、退職給与金の額（通算年金制度を措置した退職年金条例にあつては、国の新法第八十条第二項第一号の規定に相当する当該退職年金条例の規定に掲げる金額。次項において同じ。）の算定の例により算定した金額

二　第七条第二項第三号又は第四号の期間　当該期間につき共済法の給料日額を基礎として、旧市町村共済法第四十三条第二項第二号に掲げる金額又は共済条例の退職一時金の額（通算年金制度を措置した共済条例にあつては、国の新法第八十条第二項第一号の規定に相当する当該共済条例の規定に掲げる金額。次項において同じ。）の算定の例により算定した金額

三　施行日以後の組合員期間　新法の給料日額に、当該期間と第一号又は前号のいずれかに規定する期間とを合算した期間に対応する新法別表第二（退職給与金又は共済法の退職一時金の額について一年未満の条例在職年又は旧長期組合員期間ごとにその額を算定することとされている退職年金条例又は共済法に係る第一号又は前号に規定する期間を有する者にあつては、別表第一。以下この号において同じ。）に定める日数から前二号の第七条第二項第一号又は第三号の期間に対応する新法別表第二に定めるそれぞれの日数を控除した日数を乗じて得た金額

2　前項の場合において、同項第一号又は第二号の期間につき退職年金条例又は共済法の規定により退職給与金の額又は旧市町村共済法第四十三条第二項第一号に掲げる金額若しくは共済条例の退職一時金の額から控除又は減額すべきこととされている金額があるときは、前項の規定により算定した金額から当該控除又は減額すべきこととされている金額に相当する金額を控除した金額を新法第八十三条第二項第一号に掲げる金額とする。

第二十四条　次の表の上欄に掲げる者である更新組合員で明治四十四年四月一日以前に生まれたもの又は当該更新組合員でそれぞれ同表下欄に掲げる者に該当するものについて新法第八十三条第一項及び第二項の規定を適用する場合において、その者が、退職の日から六十日以内に、退職一時金の額の計算上同条第二項第二号に掲げる金額の控除を受けないことを希望する旨を組合に申し出たときは、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その者の退職一時金については、同条第三項の規定を適用する。

通算年金制度を措置した退職年金条例の当該措置に関する規定の施行日の前日から施行日の前日まで引き続き当該退職年金条例に係る年金条例職員（当該年金条例職員としての年金条例職員期間を通算することとされている年金条例に係る年金条例職員を含む。）であつた者	施行日の前日にその者に適用されていた当該退職年金条例の当該措置に関する規定の施行日の前日まで引き続き当該退職年金条例に係る年金条例職員としての年金条例職員期間を通算することとされている年金条例に係る年金条例職員を含む。）であつた者で、施行日から三年以内に退職する女子
施行日の前日に、通算年金制度を措置した退職年金条例に係る年金条例職員であつた者	施行日から三年以内に退職する男子又は同日から五年以内に退職する女子
通算年金制度を措置した共済条例の当該措置に関する規定の施行日の前日から施行日の前日まで引き続き当該共済条例に係る旧長期組合員（当該旧長期組合員であつた期間を通算することとされている通算年金制度を措置した共済条例に係る旧長期組合員であつた者を含む。）であつた者	昭和三十九年十月三十一日までに退職する男子又は昭和四十一年十月三十一日までに退職する女子
施行日の前日に、通算年金制度を措置した共済条例に係る旧長期組合員であつた者	施行日から三年以内に退職する男子又は同日から五年以内に退職する女子

第三節　廃疾給付に関する経過措置

第一款　廃疾給付の受給資格に関する経過措置

（公務による廃疾年金に関する規定の適用）

第二十五条　新法第四章第三節第三款中公務による廃疾年金に関する部分の規定は、組合員が施行日以後公務により病気にかかり、又は負傷し、当該公務傷病により廃疾となつた場合について適用する。

（公務によらない廃疾給付に関する特例）

第二十六条　第七条第一項各号に掲げる期間で施行日まで引き続いているものは、新法第八十六条第一項第二号の規定の適用については、組合員であつた期間とする。

2　施行日の前日に旧長期組合員であつた更新組合員が旧長期組合員であつた期間内に公務によらないで病気にかかり、又は負傷し、施行日以後その傷病のため退職した場合において、新法の規定により廃疾給付を受けることができるときを除き、その者が更新組合員である間、旧長期組合員であるものとみなして共済法を適用するとしたならば、共済法の廃疾年金又は共済法の廃疾一時金を受ける権利を有することとなるときは、その者にそれぞれ廃疾年金又は廃疾一時金を支給する。

第二款　廃疾給付の額に関する経過措置

（組合員期間二十年をこえる更新組合員の特例）

第二十七条　更新組合員に対する新法第八十六条の規定による廃疾年金の額のうち二十年をこえる組合員期間について加算する金額は、新法第八十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額とする。

一　第七条第一項第一号の期間で二十年をこえるもののそのこえる期間　その年数一年につき退職年金条例の給料年額に退隠料の加算率を乗じて得た額に相当する金額

二　第七条第一項第二号の期間（共済控除期間を除く。）で同項第一号の期間と合算して二十年をこえるもののそのこえる期間　その年数一年につき共済法の給料年額に共済法の退職年金の加算率を乗じて得た額に相当する金額

三　共済控除期間で第七条第一項第一号の期間及び同項第二号の期間（共済控除期間を除く。）と合算して二十年をこえる期間　その年数一年につき旧市町村共済法に係る共済法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

四　第七条第一項第三号の期間で同項第一号の期間と合算して二十年をこえるものののそのこえる期間　その年数一年につき新法第八十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額

一　第七条第一項第一号の期間で二十年をこえるもののそのこえる期間　その年数一年につき新法金条例の給料年額に退隠料の加算率を乗じて得た額に相当する金額

二　第七条第一項第二号の期間（共済控除期間を除く。）で同項第一号の期間と合算して二十年をこえるもののそのこえる期間　その年数一年につき共済法の給料年額に共済法の退職年金の加算率を乗じて得た額に相当する金額

三　共済控除期間で第七条第一項第一号の期間及び同項第二号の期間（共済控除期間を除く。）と合算して二十年をこえるものののそのこえる期間　その年数一年につき旧市町村共済法に係る共済法の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

五　施行日以後の組合員期間で第七条第一項第一号の期間と合算して二十年をこえるもののそのこえる期間　その年数一年につき新法金条例の給料年額に退隠料の加算率を乗じて得た額に相当する金額

2　第十一条第二項の規定は、前項各号の期間について準用する。

3　第十一条第三項の規定は、第七条第一項第一号の期間のうちに年金条例控除期間を有する組合員に対する第一項第一号の規定の適用について準用する。

4　第七条第一項第一号の期間のうちに退隠料の加算率又は退職年金条例の給料年額の算定方法を異にする退職年金条例に係る年金条例職員期間を二以上有する更新組合員に対する第一項第一号の規定の適用については、同号中「退職年金条例の給料年額に退隠料の加算率を乗じて得た額」とあるのは、「それぞれの退隠料の加算率に、それぞれの年金条例職員期間の年数の数を乗じて得た率をそれぞれの年金条例職員期間に係る退職年金条例の給料年額に乗じ、当該乗じて得た額を合算し、当該合算した額をそれぞれの年金条例職員期間の年数を合算した年数の数で除して得た額」とする。

5　第七条第一項第二号の期間のうちに共済法の退職年金の加算率又は共済法の給料年額の算定方法を異

598211

にする共済法に係る旧長期組合員期間を二以上有する更新組合員に対する第一項第二号の規定の適用については、同号中「共済法の給料年額に共済法の退職年金の加算率を乗じて得た額」とあるのは、「それぞれの共済法の退職年金の加算率に、それぞれの旧長期組合員期間の年数の数を乗じて得た率をそれぞれの旧長期組合員期間に係る共済法の給料年額に乗じ、当該乗じて得た額を合算し、当該合算した額をそれぞれの旧長期組合員期間の年数を合算した年数の数で除して得た額」とする。

6　第七条第一項第二号の期間のうちに加算控除率又は共済法の給料年額の算定方法を異にする共済法に係る旧長期組合員期間を二以上有する更新組合員に対する第一項第三号の規定の適用については、同号中「共済法の給料年額に共済法の退職年金の加算率を乗じて得た額」とあるのは、「それぞれの共済法の退職年金の加算率に、それぞれの旧長期組合員期間の年数の数を乗じて得た率をそれぞれの旧長期組合員期間に係る共済法の給料年額に乗じ、当該乗じて得た額を合算し、当該合算した額をそれぞれの旧長期組合員期間の年数を合算した年数の数で除して得た額」とする。

7　退隠料が増加退隠料に併給される場合と併給されない場合において退隠料の加算率が異なつている場合又は共済条例の廃疾年金の算定において二十年をこえる旧長期組合員期間について加算することとされている率と共済条例の退職年金の加算率とが異なつている場合の前六項の規定の適用については、これらの規定に準じて政令で定める。

（退職給与金、共済法の退職一時金又は共済法の廃疾一時金の支給を受けた更新組合員の特例）

第二十八条　第十二条第一項各号に掲げる者に廃疾年金の給付事由が生じた場合には、当該各号において控除すべきこととされている金額を新法第八十七条第一項又は第二項及び前条の規定により算定した金額から控除した金額を、当該廃疾年金の額とする。

2　前項の場合において、公務による廃疾年金と公務によらない廃疾年金とが併給されるときは、同項の控除は、公務によらない廃疾年金から行ない、なお残額がある場合に、公務による廃疾年金から行なうものとする。

（公務による廃疾年金の特例）

第二十九条　新法第八十七条及び前二条の規定により算定した公務による廃疾年金の額が廃疾の程度に応じ別表第二に定める金額（第十二条第一項各号に掲げる者に係る廃疾年金については、当該各号において控除すべきこととされている金額を控除した金額）より少ないときは、当分の間、当該金額をその廃疾年金の額とする。

（旧長期組合員期間内の公務によらない廃疾に係る特例）

第三十条　施行日の前日に旧長期組合員（旧長期組合員であつた者で引き続き旧市町村共済法附則第十四項又はこれに相当する共済条例の規定に規定する者となり、同日まで引き続きこれらの者であるもの（以下この項において「準旧長期組合員」という。）を含む。）であつた更新組合員が、同日まで引き続く旧長期組合員であつた期間内（準旧長期組合員についていては、その者の旧長期組合員であつた期間内）に公務によらないで病気にかかり、又は負傷し、施行日以後にその傷病のため退職し、新法第八十六条第一項第二号の規定の適用を受ける場合において、新法第八十七条並びに第二十七条及び第二十八条の規定により算定した廃疾年金の額が、その者が更新組

合員である間、旧長期組合員であるものとみなして共済法を適用するとしたならば受けることができる共済法の廃疾年金の額に相当する金額より少ないときは、当該金額をその廃疾年金の額とする。

2　第二十六条第二項の規定による廃疾年金又は廃疾一時金の額は、同項の規定に該当する者が更新組合員であつた間、旧長期組合員であるものとみなして共済法を適用するとしたならば受けることができる共済法の廃疾年金又は共済法の廃疾一時金の額に相当する金額とする。

（廃疾年金の額の改定等の特例）

第三十一条　第六条第四項の規定により共済法の廃疾年金の支給を停止された更新組合員が退職した場合には、当該廃疾年金を新法の規定による廃疾年金とみなして、新法第八十九条及び第九十条第二項から第六項までの規定を適用する。

（退隠料又は共済法の退職年金を受けた期間を有する更新組合員に関する経過措置）

第三十二条　第十五条に規定する更新組合員であつた者に廃疾年金を支給するときは、退隠料等受給額（同条の規定によりすでに控除された額があるときは、その額を控除した額）に相当する額に達するまで、その支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

（更新組合員に係る廃疾年金からの控除）

第三十三条　第十六条に規定する更新組合員であつた者に廃疾年金を支給するときは、控除額相当額（同条の規定によりすでに控除された額があるときは、その額を控除した額）に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

第四節　遺族給付に関する経過措置

第一款　遺族年金の受給資格に関する経過措置

（公務傷病による死亡者に係る遺族年金の額に関する経過措置）

第三十四条　新法第四章第三節第四款中第九十三条第一項第一号の規定による遺族年金に関する部分の規定は、組合員が施行日以後公務により病気にかかり、又は負傷し、当該公務傷病により死亡した場合について適用する。

（遺族年金の受給資格に係る組合員期間）

第三十五条　新法第九十三条第一項第三号の規定による遺族年金（公務による廃疾年金を受ける者に係る遺族年金を除く。）を受ける権利に係る組合員期間は、施行日まで引き続く組合員期間及び施行日以後の組合員期間に限るものとする。

（特例による退職年金の受給権者に係る特例）

第三十六条　次の各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する者の遺族（新法第二条第一項第三号に規定する遺族をいう。以下同じ。）に、遺族年金を支給し、遺族一時金は、支給しない。この場合においては、新法第九十三条第一項第三号の規定は、適用しない。

一　組合員期間が二十年未満である者で第八条から第十条までの規定による退職年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡したとき。

二　組合員期間が二十年未満である更新組合員が公務傷病によらないで死亡した場合において、その死亡を退職とみなしたならば第八条から第十条までの規定により退職年金を受ける権利を有することとなるとき。

（遺族年金の失権に関する経過措置）

第三十七条　旧市町村共済法の遺族年金を受ける権利を有する者が養子縁組をした場合には、当該遺族年

金の失権については、新法第九十六条第三号の規定を適用する。

第二款　遺族年金の額に関する経過措置

（組合員期間二十年をこえる者に係る特例）

第三十八条　更新組合員に係る新法第九十三条第一項第一号の規定による遺族年金の額のうち二十年をこえる組合員期間について加算する金額は、同号の規定にかかわらず、第二十七条第一項各号の期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

2　第二十七条第二項から第六項までの規定は、前項の二十年をこえる組合員期間につき加算する金額の算定について準用する。

3　退隠料の加算率と公務遺族年金の算定において二十年をこえる条例在職年について加算することとされている率とが異なつている場合又は共済条例の退職年金の加算率と公務による共済条例の遺族年金の算定において二十年をこえる旧長期組合員期間について加算することとされている率とが異なつている場合の前二項の規定の適用については、これらの規定に準じて政令で定める。

（組合員期間十年以上二十年未満の者に係る特例）

第三十九条　更新組合員に係る新法第九十三条第一項第三号の規定による遺族年金の額は、第十一条から第十四条までの規定により算定した金額の百分の五十に相当する金額とする。

（特例による退職年金の受給権者に係る特例）

第四十条　第三十六条各号の規定による遺族年金の額は、当該各号に規定する退職年金の額の百分の五十に相当する金額とする。

（退隠料又は共済法の退職年金を受けた期間を有する更新組合員に関する経過措置）

第四十一条　新法第九十三条第一項第一号又は第三十八条の規定による遺族年金の額が三万五千百円（当該遺族年金を受ける遺族につきその者の収入により生計を維持する遺族で遺族年金の支給を受けるべき要件に該当するものがあるときは、その一人につき四千八百円を加算した金額とし、第十二条第一項各号に掲げる者に係る遺族年金については、当該各号において控除すべきこととされている金額を控除した金額とする。）より少ないときは、当分の間、その額を当該遺族年金の額とする。

（特例による遺族年金の額の最低保障）

第四十二条　第三十九条又は第四十条の規定により算定した遺族年金の額が二万一千三百六十円（第十二条第一項各号に掲げる者に係る遺族年金については、第十一条から第十四条までの規定により算定した金額の百分の五十に相当する金額とする。）より少ないときは、当該各号において控除すべきこととされている金額を控除した金額とする。）より少ないときは、当分の間、その額を当該遺族年金の額とする。

（公務傷病による死亡者に係る遺族年金の額に関する特例

その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

2　第十六条又は第三十三条の規定によりその支給額から控除すべきこととされている退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において遺族年金を支給するときは、控除額相当額からこれらの規定によりすでに控除された額に相当する額を控除した額の二分の一に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

第三款　遺族一時金に関する経過措置

（更新組合員に係る受給資格の特例）

第四十五条　第七条第二項第五号の期間を有する更新組合員が死亡した場合においては、その者の組合員期間が一年未満であるときも、その者の遺族に遺族一時金を支給する。

2　第七条第二項第七号の期間を有する更新組合員が死亡した場合においては、その者の組合員期間が一年未満であるときも、その者の遺族に遺族一時金を支給する。

（更新組合員に係る額の特例）

第四十六条　更新組合員が死亡した場合におけるその遺族に対する新法第九十八条又は前条の規定による遺族一時金の額は、次の各号の期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一　第七条第二項第五号又は第六号の期間　当該期間につき退職年金条例の給料年額を基礎として、退職年金条例の遺族一時金の額の算定の例により算定した金額

二　第七条第二項第七号又は第八号の期間　当該期間につき共済法の給料日額を基礎として、共済法の遺族一時金の額の算定の例により算定した金額

三　施行日以後の組合員期間　新法の給料日額に、当該期間と第一号又は前号のいずれかに規定する期間とを合算した期間に対応する新法別表第二（退職年金条例の遺族一時金又は共済法の遺族一時金の額について一年未満の条例在職年又は旧長期組合員期間ごとにその額を算定することとされている退職年金条例又は共済法に係る第一号又は前号に規定する期間を有する者にあつては、別表第一。以下この号において同じ。）に定める日数から前二号の第七条第二項第五号又は第七号の期間に対応する新法別表第二に定めるそれぞれの日数を控除した日数を乗じて得た金額

2　前項の場合において、同項第一号又は第二号の期間につき退職年金条例又は共済法の規定により退職年金条例の遺族一時金の額又は共済法の遺族一時金の額から控除又は減額すべきこととされている金額があるときは、同項の規定により算定した金額から当該控除又は減額すべきこととされている金額に相当する金額を控除した金額を新法第九十八条又は前条の規定による遺族一時金の額とする。

第五節　特殊の期間又は資格を有する組合員に関する特例

（重複期間に対する一時金）

第四十七条　第一号に掲げる旧長期組合員期間又は第二号に掲げる旧長期組合員期間で第七条第一項第一号本文の期間に該当するもの（以下この項、次項及び第三項において「重複期間」という。）については、当該各号に定めるところにより、一時金を支給する。

一　施行日前に共済法の退職年金を受ける権利を有する更新組合員の当該退職年金の基礎となつている旧長期組合員期間　重複期間を共済法の退職一時金の額の算定の基礎となるべき旧長期組合員期間とみなして、当該退職年金の額の算定の基礎と

なつている給料を基礎として、共済法の退職一時金の額の算定の例により算定した金額を、施行日から六十日を経過した日において、その者又はその遺族に支給する。

二　施行日の前日まで引き続き旧長期組合員であつた更新組合員（前号に規定する更新組合員を除く。）の当該旧長期組合員であつた期間　重複期間を共済法の退職一時金の額の算定の基礎となるべき旧長期組合員期間とみなして、施行日の前日の給料を基礎として、共済法の退職一時金の額の算定の例により算定した金額を、施行日において、その者に支給する。

2　前項の一時金の額が、共済法の退職年金等の給付に要する費用に充てるものとして重複期間について同項各号に規定する更新組合員が負担した各年度ごとの掛金額に、それぞれこれに対する翌年度の四月一日から当該一時金を支給する日の属する月の前月の末日までの期間に応ずる利子に相当する金額を加えた額より少ないときは、同項の規定にかかわらず、当該額をその一時金の額とする。

3　前項に規定する利子は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、年四分五厘とする。

4　前三項の規定は、第六条第二項ただし書の規定により共済法の退職年金を受ける旨を申し出た者については、適用しない。

（準年金条例職員期間を有する者の特例）

第四十八条　恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）による改正前の恩給法第十九条第二項に規定する準文官又は準教育職員であつた期間の取扱いをした第七条第一項第一号の期間（以下この条において「準年金条例職員期間」という。）を有する更新組合員が退職し、又は死亡した場合におけるその者に係る長期給付は、その者又はその者の遺族のうちの先順位者の選択により、当該準年金条例職員期間を年金条例職員期間でないものとみなした場合に支給すべきこととなる給付とすることができる。

（退職後に増加退隠料等を受けることとなつた者の特例）

第四十九条　更新組合員であつた者が退職した後に増加退隠料等を受ける権利を有することとなつたときは、当該更新組合員であつた者は、新法及びこの法律の長期給付に関する規定（新法第八十二条、第八十四条、第八十五条及び第九十九条並びに第二十条及び第二十一条の規定を除く。第三項、次条第一項、第五十二条第一項、第五十三条第一項及び第六十三条第三項において同じ。）の適用については、退職の時において増加退隠料等を受ける権利を有する者であつたものとみなす。

2　前項の規定に該当することとなつた更新組合員であつた者がその該当することとなつた時までに支給を受けた退職年金、減額退職年金又は退職一時金は、返還することを要しないものとし、また、その者が同項及び第七条第一項第一号ロの規定の適用により受けるべきこととなつた退職年金若しくは減額退職年金でその時までに支給すべきもの又は退職一時金は、支給しないものとする。ただし、退職年金又は減額退職年金の支給を受けていた更新組合員であつた者がこれらの規定の適用により新法第八十三条の規定の適用を受けることとなつた場合において、その者がその時までに支給を受けた退職年金又は減額退職年金の総額が同条第二項第一号に掲げる金額より少ないときは、その差額に相当する金額を一時金として支給する。

3　更新組合員であつた者が退職した後に死亡した場合において、その者の遺族が公務遺族年金を受ける

権利を有する者となつたときは、当該更新組合員であつた者は、新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用については、退職した後に増加退隠料等を受ける権利を有する者となつたものとみなす。

（退職後に増加退隠料等を受けなくなつた者の特例）

第五十条　増加退隠料等を受ける権利を有する更新組合員であつた者が退職した後に当該増加退隠料等を受ける権利を有しない者となつたときは、当該更新組合員であつた者は、新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用については、退職の時において増加退隠料等を受ける権利を有しない者であつたものとみなす。

2　前項の規定に該当することとなつた更新組合員であつた者がその該当することとなつた時までに支給を受けた退職年金、減額退職年金又は退職一時金は、返還することを要しないものとし、また、その者が同項の規定の適用により受けるべきこととなつた退職年金若しくは減額退職年金でその時までに支給すべきもの又は退職一時金は、支給しないものとする。ただし、その者の退職一時金の額の算定の基礎となつた新法第八十三条第二項第一号に掲げる金額が前項の規定の適用により受けるべきこととなる退職一時金の額の算定の基礎となる同号に掲げる金額より少ないときは、その差額に相当する金額を一時金として支給する。

3　第五条第六項の規定は、退職一時金の支給を受けた更新組合員であつた者が第一項の規定の適用により退職年金又は減額退職年金を受けるべきこととなつた場合について準用する。

4　第一項の規定に該当することとなつた更新組合員であつた者に対する第四十七条第一項第一号及び第二号の規定の適用については、これらの規定中「施行日から六十日を経過した日において」とあり、又は「施行日において」とあるのは「増加退隠料等を受ける権利を有しない者となつた日において」と、同項第二号中「施行日の前日の給料」とあるのは「増加退隠料等を受ける権利を有しない者であつたものとみなされた日の前日の給料」とする。

（増加退隠料等の受給権の放棄）

第五十一条　更新組合員又は更新組合員であつた者で増加退隠料等を受ける権利を有するものが、施行日（同日以後に増加退隠料等を受ける権利を有することとなつた場合にあつては、当該権利を有することとなつた日）から六十日を経過する日以前に、当該増加退隠料等を受けない旨を当該権利の裁定を行なつた者に対して申し出たときは、当該権利は、施行日の前日（施行日以後に増加退隠料等を受ける権利を有することとなつた場合にあつては、当該権利を有することとなつた日）において消滅したものとみなす。

2　第五条第四項の規定は、第一項の申出について準用する。

3　第五条第六項の規定は第一項又は前項において準用する同条第四項の申出があつた場合について、同条第八項の規定は第一項又は前項において準用する同条第四項の申出をした者について準用する。

（退職後に共済法の廃疾年金を受けることとなつた者の特例）

第五十二条　更新組合員であつた者で退職した後に共済法の廃疾年金を受ける権利（その者が施行日の前日に当該権利を有していたとしたならば旧市町村共済法第四十六条の二第一項若しくは附則第十八項の規定又はこれらに相当する共済条例の規定によりその支給を停止されるべきこととなる共済法の廃疾年金を受ける権利を除く。）を有することとなつたものが、当該権利を有することとなつた日から六十日以内に当該共済法の廃疾年金の基礎となつた期間に

つき第七条第一項の規定の適用を受けない旨を組合に対して申し出たときは、当該更新組合員であつた者又はその遺族に対する新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用については、当該共済法の廃疾年金の基礎となつた期間は、第七条第一項第二号の期間に該当しなかつたものとみなす。

2　第四十九条第二項の規定は、前項の規定に該当することとなつた更新組合員であつた者について準用する。この場合において、同条第二項中「同項及び第七条第一項第一号ロ」とあるのは、「第五十二条第一項」と読み替えるものとする。

3　更新組合員であつた者で退職した後に共済法の廃疾年金を受ける権利を有することとなつたものに係る当該共済法の廃疾年金（第一項の申出をした者の当該申出に係る共済法の廃疾年金を除く。）は、新法の規定による廃疾年金とみなす。

（退職後に共済法の廃疾受年金をけなくなつた者の特例）

第五十三条　共済法の廃疾年金（次条の申出によりその支給を停止されないものに限る。）を受ける権利を有する更新組合員であつた者が退職した後に共済法の廃疾年金を受けるべき廃疾の状態に該当しなくなつたため共済法の廃疾年金を受ける権利を有しない者となつたときは、当該更新組合員であつた者は、新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用については、退職の時において共済法の廃疾年金を受ける権利を有しない者であつたものとみなす。この場合においては、当該更新組合員であつた者には、旧市町村共済法第四十六条第三項若しくは第四項の規定又はこれらに相当する共済条例の規定は、適用しないものとする。

2　第五条第六項の規定は退職一時金の支給を受けた更新組合員であつた者が前項の規定の適用により退職年金又は減額退職年金を受けるべきこととなつた場合について、第五十条第二項の規定は第一項の規定に該当することとなつた更新組合員であつた者について準用する。この場合において、第五十条第二項中「前項」とあり、又は「同項」とあるのは、「第五十三条第一項」と読み替えるものとする。

（共済法の廃疾年金の受給の申出）

第五十四条　更新組合員で共済法の廃疾年金を受ける権利（施行日の前日において旧市町村共済法第四十六条の二第一項若しくは附則第十八項の規定又はこれらに相当する共済条例の規定によりその支給を停止されていた共済法の廃疾年金を受ける権利を除く。以下この項において同じ。）を有するものが、施行日（同日以後に共済法の廃疾年金を受ける権利を有することとなつた場合にあつては、当該権利を有することとなつた日（から六十日を経過する日以前に当該共済法の廃疾年金の支給を停止させない旨をその決定を行なつた者に対して申し出たときは、当該共済法の廃疾年金は、その者が更新組合員である間、その支給を停止しない。

2　第六条第六項の規定は、前項の申出があつた場合について準用する。

第六節　再就職者に関する経過措置

（年金条例職員又は旧長期組合員であつた者等が施行日以後に組合員となつた場合の取扱い）

第五十五条　第五条第二項（第三号を除く。）及び第三項、第六条第二項本文及び第四項、第七条第一項、第二項各号列記以外の部分及び第三項、第八条第二項、第九条第二項、第十条（この項第一号に掲げる者に限る。）、第十一条から第十九条まで、第二十六条第一項、第二十七条から第二十九条まで、第三十一条から第三十三条まで、第三十六条、第三十八条から第四十四条まで、第四十七条（この項第二

一時金の場合にあつては第一号から第四号までの期間、遺族一時金の場合にあつては第五号から第八号までの期間に限る。）以外の期間」とあるのは「第五十五条第一項各号に掲げる組合員となつた日前の期間」と読み替え、前項第二号に掲げる者については、更に、第十二条第一項第一号中「施行日の前日に年金条例職員以外の職員であつた更新組合員にあつては、更新組合員である間」とあり、又は同項第二号及び第三号中「施行日の前日に旧長期組合員以外の職員であつた更新組合員にあつては、更新組合員である間」とあるのは「第五十五条第一項第二号に掲げる組合員にあつては、施行日から退職の日まで」と、第十四条中「施行日」とあるのは「第五十五条第一項第二号に掲げる組合員となつた日」と読み替えるものとする。

3　年金条例職員であつた者で施行日以後に組合員となつたものについて、第四条第一項及び第五条の規定を適用しないものとした場合に退職年金条例の規定により条例在職年の年月数に通算されるべき期間があるときは、第七条第一項第一号（第一項においてて準用する場合を含む。）又は第八条第一項の規定の適用については、その者は、当該期間年金条例職員として在職したものとみなす。

（再就職者に係る退職年金等の額に関する特例）

第五十六条　更新組合員であつた者で退職一時金の額の算定につき第二十三条の規定の適用を受け、その後再び組合員となつたものに対する前条第一項において準用する第十一条第一項の規定の適用については、同項第一号若しくは同項第二号、第三号若しくは第四号又は同項第五号の金額は、これらの規定により算定した金額からそれぞれ第一号若しくは第二号又は第三号に掲げる金額を控除した金額とする。

一　第二十三条第一項第一号に掲げる金額の十五分の一（施行日の前日において、退職給与金を受けた者の退隠料の額からの控除につき恩給法第六十四条ノ二本文に規定する率と異なる率を定める退職年金条例の適用を受けていた者にあつては、当該率）に相当する金額

二　第二十三条第一項第二号に掲げる金額を第十二条第一項第二号に規定する共済法の退職一時金の額と、その者を同号に掲げる更新組合員と、それぞれみなした場合に同号の規定により控除すべきこととなる金額

三　第二十三条第一項第三号の期間の年数一年につき、新法の給料年額の百分の一・四に相当する金額

2　新法第八十三条の規定による退職一時金又は新法第九十二条の規定による廃疾一時金の支給を受けた者（新法第八十三条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。）でその後再び組合員となつたもの（前項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する前条第一項において準用する第十一条第一項の規定の適用については、同項第五号の金額は、同号の規定により算定した金額から新法第七十八条第三項第一号又は第二号に掲げる金額（その額が第十一条第一項第五号の規定により算定した金額をこえるときは、当該金額）を控除した金額とする。

3　前二項に規定する者について、前条第一項の規定により第十三条第一項若しくは第二項、第二十八条、第二十九条、第四十一条又は第四十二条の規定を準用する場合には、これらの規定中「前条第一項各号に掲げる者」とあり、又は「第十二条第一項各号に掲げる者」とあるのは「第五十六条第一項又は第二項に規定する者」と、「当該各号」とあるのは「これらの規定」と読み替えるものとする。

第三章　恩給公務員期間を有する者に関する経過措置

（恩給公務員である職員であつた更新組合員の取扱い）

第五十七条　恩給公務員である職員であつた更新組合員に対する長期給付については、その者が恩給公務員である職員であつた間、年金条例職員として在職していたものと、その者の恩給公務員期間は年金条例職員期間と、恩給に関する法令の規定はこれに相当する退職年金条例の規定と、当該恩給に関する法令の規定による恩給はこれに相当する退隠料等とみなして、この法律中年金条例職員である更新組合員に関する規定（これに係る新法の規定を含む。）を適用する。

2　前項に規定する更新組合員について、第七条第一項の規定を適用する場合において、同項第一号ただし書中「加算又は減算することとされている年月数」とあるのは、「加算又は減算することとされている年月数（法律第百五十五号附則第三十四条第二項又は第三項に規定する加算年のうちこれらの規定により恩給の基礎在職年に算入しないこととされている年月数以外の年月数及び同条第四項に規定する加算年の年月数を除く。）」とする。

3　第一項に規定する更新組合員に係る第十一条第一項第一号の期間のうちに次の各号に掲げる期間があるときは、同項第一号の金額は、同号の規定により算定した金額に、それぞれ次の各号に掲げる金額を加えた金額とする。

一　法律第百五十五号附則第七条第一項（同法による改正前の恩給法第六十三条第五項において準用する同法第六十条第三項に係る部分を除く。）又は同法による改正前の恩給法第六十条第三項の規定に該当する実勤続在職年　当該実勤続在職年の年数（その年数が四十年をこえるときは、四十年。次号において同じ。）から十七年を控除した残りの実勤続在職年について、恩給法の給料年額（組合員が退職した時の給料を基礎として、恩給法に規定する退職当時の俸給年額の算定の例により算定した給料年額をいう。次号において同じ。）にこれらの規定による割合を乗じて得た金額

二　法律第百五十五号附則第三十九条、同法による改正前の恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）附則第十項、同法による改正前の恩給法第六十二条第三項若しくは第四項又は同条第六項若しくは同法第六十四条第三項において

いて準用する同法第六十条第三項の規定に該当する勤続在職年　当該勤続在職年の年数から普通恩給についての所要最短在職年の年数を控除した残りの勤続在職年について、恩給法の給料年額にこれらの規定による掛合を乗じて得た金額

4　第一項に規定する更新組合員で、第五条第二項本文の規定を適用しないとしたならば警察監獄職員の普通恩給又は旧軍人等の普通恩給を受ける権利を有することとなるものの第八条第二項の規定により受ける権利を有することとなる退職年金の額は、当該警察監獄職員の普通恩給又は旧軍人等の普通恩給の額に相当する金額とする。

5　第五条第二項本文の規定を適用しないとしたならば警察監獄職員の普通恩給又は旧軍人等の普通恩給を受ける権利を有することとなる更新組合員で、新法第七十八条第一項又は第八条（第二項を除く。）若しくは第十条の規定と第八条第二項の規定とに同時に該当するものに対しては、これらの規定による退職年金の額が異なるときは、いずれか多い額の退職年金のみを支給し、これらの規定による退職年金の額が同じときは、新法第七十八条第一項又は第八条（第二項を除く。）若しくは第十条の規定による退職年金のうちいずれか一を支給する。

6　第四項の規定により警察監獄職員の普通恩給又は旧軍人等の普通恩給の額に相当する額をもつてその額とされた退職年金は、新法第七十九条第二項の規定にかかわらず、四十五歳に達するまではその全額、五十歳に達するまではその百分の五十に相当する金額、五十五歳に達するまではその百分の三十に相当する金額の支給を停止する。

7　第四項の規定により警察監獄職員の普通恩給又は旧軍人等の普通恩給の額に相当する額をもつてその額とされた退職年金の額が十一万円以上である場合において、これを受ける権利を有する者の各年（その者が退職した日の属する年を除く。）における当該退職年金以外の所得金額が五十五万円をこえるときは、その年の翌年六月から翌翌年五月までの分として支給すべき当該退職年金の額を普通恩給の年額とみなしたならば、恩給法第五十八条ノ四第一項の規定により支給を停止すべきこととなる金額に相当する金額の支給を停止する。

8　昭和三十三年十月一日前に給付事由の生じた普通恩給につき第五条第二項本文の規定の適用を受けた第一項に規定する更新組合員について第十七条第三項又は前項の規定を適用する場合には、これらの規定中「恩給法」とあるのは、「恩給法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第百二十四号）による改正前の恩給法」とする。

9　恩給公務員である職員であつた更新組合員に係る恩給公務員期間のうち公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）附則第五条第一項の規定により同法第十五条に規定する組合員期間に算入された期間は、第七条第一項第一号の期間に該当しないものとみなす。

（再就職者の取扱い）

第五十八条　前条の規定は、恩給公務員である職員であつた者で組合員となつたもの（恩給公務員である職員であつた更新組合員を除く。）について準用する。この場合において、同条第一項中「更新組合員に関する規定」とあるのは「第五十五条第一項の規定の適用を受ける組合員に関する規定」と、同条第五項中「第八条（第二項を除く。）若しくは第十条の規定と第八条第二項」とあるのは「第五十五条第一項において準用する第十条の規定と第八条第二項」と読み替えるものとする。

第四章　国の旧長期組合員期間を有する者に関する経過措置

（国の旧長期組合員である職員であつた更新組合員の取扱い）

第五十九条　国の旧長期組合員である職員であつた更新組合員に対する長期給付については、その者が国の旧長期組合員である職員であつた間、旧市町村職員共済組合の組合員として在職したものと、その者の国の旧長期組合員期間は旧市町村共済法に係る旧長期組合員期間と、国の旧法等の規定はこれに相当する旧市町村共済法の規定と、当該国の旧法等の規定による退職給付、廃疾給付及び遺族給付はこれらに相当する旧市町村共済法の規定による共済法の退職年金等とみなして、この法律中旧市町村職員共済組合に係る旧長期組合員であつた更新組合員に関する規定（これに係る新法の規定を含む。）を適用する。

2　次の各号に掲げる者に対する第十二条の規定の適用については、第一号に掲げる者に係る同条第一項第二号に掲げる金額又は第二号に掲げる者に係る同条第一項第三号に掲げる金額は、それぞれ第一号又は第二号に掲げる金額とする。

一　国の旧法第四十一条の規定により退職一時金の支給を受けた更新組合員　第十一条第一項第二号及び第三号並びに同条第五項から第八項までの規定により算定した金額から、国の旧法の規定による退職一時金の基礎となつた期間（第十一条第一項第二号及び第三号の期間に限る。）の年数のうち同項第一号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき共済法の給料年額の百分の〇・七五、二十年をこえる年数については一年につき共済法の給料年額の百分の〇・五に相当する金額を控除した金額

二　国の旧法第四十五条の規定により廃疾一時金の支給を受けた更新組合員　第十一条第一項第二号及び第三号並びに同条第五項から第八項までの規定により算定した金額から、国の旧法の規定による廃疾一時金の給付事由が生じた月の翌月から再び国の旧法の組合員となつた月までの月数を四で除して得た月数（一月未満の端数があるときは、これを切り上げた月数）を十月から控除した月数を国の旧法第十九条の規定の例により算定した給料に乗じて得た額の十五分の一に相当する金額を控除した金額

3　新法第八十八条第一項及び第二項の規定は、この法律の施行の際新法附則第三条に規定する旧組合に係る国の旧法第四十二条の規定による廃疾年金を受ける権利を有する者について適用する。この場合において、新法第八十八条第一項中「別表第四」とあるのは、「国の旧法別表第二」とする。

4　国の旧長期組合員である職員であつた更新組合員に係る国の旧長期組合員期間のうち公共企業体職員等共済組合法附則第五条第一項の規定により同法第十五条に規定する組合員期間に算入された期間は、第七条第一項第二号の期間に該当しないものとみなす。

（再就職者の取扱い）

第六十条　前条の規定は、国の旧長期組合員である職員であつた者で組合員となつたもの（国の旧長期組合員である職員であつた更新組合員を除く。）について準用する。この場合において、同条第一項中「更新組合員に関する規定」とあるのは、「第五十五条第一項の規定の適用を受ける組合員に関する規定」と読み替えるものとする。

第五章　国の長期組合員であつた者に関する経過措置

（国の長期組合員である職員であつた組合員の取扱い）

第六十一条　国の長期組合員である職員であつた組合員に対する長期給付については、その者が国の長期組合員である職員であつた間、組合員であつたものと、国の新法及び国の施行法の規定による給付は新法及びこの法律中のこれらの規定に相当する規定による給付とみなして、新法及びこの法律の規定を適用する。この場合において、第二十五条、第三十四条及び第三十五条中「施行日」とあるのは、「国の長期組合員となつた日」とする。

（国の更新組合員である職員であつた組合員の取扱い）

第六十二条　国の更新組合員（国の施行法第四十一条第一項各号に掲げる者を含む。）である職員であつた組合員に対する長期給付については、前条に規定するもののほか、その者が国の更新組合員である職員であつた間、更新組合員であつたものと、その者が国の旧法の規定による退職年金を受ける権利につき国の施行法の規定によつてした申出はこの法律中の相当する規定によつてした申出と、国の施行法の規定によつて消滅した恩給、退隠料又は国の旧法の規定による退職年金はこの法律中の相当する規定によつて消滅したものとみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、第二条第二項、第七条第一項第三号、第十一条第一項第五号、第十二条第一項第一号並びに第二十七条第一項第五号中「施行日」とあるのは「国の更新組合員となつた日（国の施行法第四十一条第一項第二号に掲げる者にあつては、同号に掲げる者となつた日）」と、第五条第三項中「恩給法第五十八条の規定に相当する退職年金条例」とあるのは「国の施行法第五条第三項（国の施行法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。）」と、第六条第三項中「旧市町村共済法附則第十五項若しくは附則第十八項の規定又はこれらに相当する共済条例」とあるのは「国の施行法第六条第二項（国の施行法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。）」と読み替え、施行日の前日に国の更新組合員（国の施行法第四十一条第一項各号に掲げる者を含む。）であつた更新組合員については、更に、第七条第二項、第八条第一項、第十四条、第二十三条第一項第三号及び第四十六条第一項第三号中「施行日」とあるのは「国の更新組合員となつた日（国の施行法第四十一条第一項各号に掲げる者にあつては、当該各号に掲げる者となつた日）」と、第二十六条及び第三十条第一項中「施行日」とあるのは「国の更新組合員となつた日」とする。

（国の長期組合員である職員であつた更新組合員等の取扱い）

第六十三条　国の長期組合員である職員であつた更新組合員に係る国の新法の規定による退職年金又は減額退職年金（施行日の前日において、国の新法第七十七条第一項（国の新法第七十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその支給を停止されていた退職年金又は減額退職年金を除く。）は、当該更新組合員が施行日から六十日を経過する日以前に当該退職年金又は減額退職年金の支給を停止させない旨をその決定を行なつた者に対して申し出たときは、新法第七十九条第一項（新法第八十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、その者が更新組合員である間、その支給を停止しない。

2　第五条第四項の規定は、前項の申出について準用する。

3　第一項又は前項において準用する第五条第四項の申出をした者に対する新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用については、当該申出に係る退職年金又は減額退職年金の基礎となつた期間は、第七条第一項各号の期間及び組合員であつた期間に該当しないものとする。

4　国の長期組合員である職員であつた更新組合員に係る国の新法の規定による廃疾年金（施行日の前日において、国の新法第八十五条の規定によりその支給を停止されていた廃疾年金を除く。）は、当該更新組合員が施行日（同日以後に国の新法の規定による廃疾年金を受ける権利を有することとなつた場合にあつては、当該権利を有することとなった日）から六十日を経過する日以前に当該廃疾年金の支給を停止させない旨をその決定を行なつた者に対して申し出たときは、新法第九十条第一項の規定にかかわらず、その者が更新組合員である間、その支給を停止しない。

5　第三項の規定は、前項の申出があつた場合について準用する。

6　第十五条若しくは第三十二条又は第四十三条の規定は、次の各号に掲げる者又はその遺族に退職年金若しくは廃疾年金又は遺族年金を支給する場合について準用する。

一　国の新法の規定による退職年金又は減額退職年金（第一項又は第二項において準用する第五条第四項の申出をした場合における国の新法の規定による退職年金又は減額退職年金を除く。）を受けていた第七条第一項第一号の期間又は同項第二号の期間（次条第一項の規定により第七条第一項第二号の期間とみなされた期間を除く。）を有する国の長期組合員である職員であつた者

二　退隠料（第五条第二項第三号の申出をしなかつた場合における退隠料を除く。）を受けていた国の長期組合員であつた期間（第三項の規定により組合員であつた期間に該当しないものとされた期間を除くものとし、恩給公務員に該当する者であつた期間に限る。）又は共済法の退職年金（第六条第二項ただし書の申出をした場合における共済法の退職年金を除く。）を受けていた国の長期組合員であつた期間（第三項の規定により組合員であつた期間に該当しないものとされた期間を除く。）を有する国の長期組合員である職員であつた者

7　昭和三十六年十一月一日前から施行日の前日まで引き続き国の長期組合員である職員であつた更新組合員で次の各号の一に該当するものについて新法第八十三条第一項及び第二項の規定を適用する場合において、その者が、退職の日から六十日以内に、退職一時金の額の計算上同条第二項第二号に掲げる金額の控除を受けないことを希望する旨を組合に申し出たときは、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その者の退職一時金については、同条第三項の規定を適用する。

一　明治四十四年四月一日以前に生まれた者

二　昭和三十九年十月三十一日までに退職する男子

三　昭和四十一年十月三十一日までに退職する女子

8　国の施行法第五十一条の二第一項又は第三項の規定による申出をした国の長期組合員である職員であつた更新組合員に対する新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用については、国の施行法第五十一条の二第一項又は第三項の規定による長期給付に関する規定の適用があつた日以後の年金条例職員期間は、第七条第一項第一号の期間に該当しないものとする。

9　前項の規定の適用を受けた更新組合員の同項の規定により第七条第一項第一号の期間に該当しないも

のとされた期間のうち政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、その者又はその遺族に、一時金を支給する。

第六章　厚生年金保険の被保険者であつた更新組合員に関する経過措置

（厚生年金保険の被保険者であつた更新組合員の取扱い）

第六十四条　施行日の前日に厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の被保険者であつた更新組合員（当該更新組合員であつた者で再び組合員となつたものを含む。以下この条において同じ。）の当該被保険者であつた期間（その期間の計算については、同法の規定による被保険者期間の計算の例による。第百三十条第二項及び第百三十八条において同じ。）は、この法律の規定（これに係る新法の規定を含む。）の適用については、当該被保険者であつた期間のうち職員であつた期間は旧市町村共済法の旧長期組合員期間（旧市町村共済法附則第三十一項に規定する控除期間（以下この項において「控除期間」という。）を除く。）で第七条第二項第三号若しくは第四号又は第七号若しくは第八号の期間に該当するものとみなし、当該被保険者であつた期間のうち職員でなかつた期間は控除期間で同項第三号若しくは第四号又は第七号若しくは第八号の期間に該当するものでなかつたものとみなす。

2　前項に規定する更新組合員の厚生年金保険の被保険者であつた期間のうち職員であつた期間に係る旧市町村共済法の退職年金の基本率は三十分の八と、旧市町村共済法の退職年金の加算率は二百二十五分の二とし、当該期間に対する第二十三条又は第四十六条の規定の適用については、第二十三条第一項第二号及び第四十六条第一項第二号中「算定の例により算定した金額」とあるのは、「算定の例により算定した金額の百分の八十に相当する金額」とする。

3　第一項に規定する更新組合員の同項の規定により旧市町村共済法の旧長期組合員期間とみなされた期間は、施行日以後においては、厚生年金保険の被保険者でなかつたものとみなす。

第七章　特殊の組合員に関する経過措置

第一節　都道府県知事又は市町村長であつた更新組合員等に関する経過措置

（都道府県知事又は市町村長であつた者の取扱い）

第六十五条　都道府県知事又は市町村長であつた更新組合員（第一項の規定により地方公共団体の長であつた期間に係る退職年金又は退職一時金の支給を受けることとなるものに限る。）については、第二十三条第一項第二号中「算定の例により算定した金額」とあるのは、「算定の例により算定した金額の百分の八十に相当する金額」とする。

2　施行日以後の地方公共団体の長であつた期間を有しない知事等であつた更新組合員の知事等としての退隠料等の基礎となるべき期間で前項の規定により地方公共団体の長であつた期間に算入される期間に相当するものは、地方公共団体の長であつた期間とみなして、この節の規定を適用する。

3　第七条第一項第一号の期間のうちに都道府県知事又は市町村長としての年金条例職員期間（昭和二十一年十月五日以後におけるこれらの者となつた日以後の期間に限る。）を有する更新組合員が当該年金条例職員期間（第一項の規定により地方公共団体の長であつた期間に算入され、又は前項の規定により地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間を組合員に対し新法の長期給付に関する規定及びこの法律の規定を適用する場合の特例については、次条から第八十五条までに定めるところによる。

（地方公共団体の長であつた期間の計算の特例）

第六十六条　更新組合員の第七条第一項第一号の期間のうち、同号中「年金条例職員期間のうち」とあるのは「知事等としての退隠料等の基礎となるべき期間のうち」として同号の規定を適用して算定した期間は、地方公共団体の長であつた期間に算入する。

2　施行日以後の地方公共団体の長であつた期間を有しない知事等であつた更新組合員の知事等としての退隠料等の基礎となるべき期間で前項の規定により地方公共団体の長であつた期間に算入される期間に相当するものは、地方公共団体の長であつた期間とみなして、この節の規定を適用する。

3　第七条第一項第一号の期間のうちに都道府県知事又は市町村長としての年金条例職員期間（昭和二十一年十月五日以後におけるこれらの者となつた日以後の期間に限る。）を有する更新組合員が当該年金条例職員期間（第一項の規定により地方公共団体の長であつた期間に算入され、又は前項の規定により地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間を除く。以下この項及び次項において同じ。）の月数（一月未満の端数があるときは、これを一月とする。）一月につき施行日（同日に地方公共団体の長でない更新組合員にあつては、当該年金条例職員期間の最終日）の属する月におけるその者の給料（十一万円をこえる場合は、十一万円とする。）の百分の〇・五に相当する金額を、政令で定めるところにより、組合に納付したときは、当該年金条例職員期間は、知事等としての退隠料等の基礎となるべき期間とみなして、前二項の規定を適用する。

4　前項の年金条例職員期間についてこの節の規定を適用する場合においては、当該年金条例職員期間に係る退職年金条例の規定のうち、退隠料の最短年金年限に係るものは十二年であつたものと、退隠料の基本率に係るものは百五十分の五十であつたものと、退隠料の加算率に係るものは百五十分の一であつたものと、その他の退隠料等に関する取扱いに係るものは都道府県知事にあつては当該都道府県の退職年金条例に、市町村長にあつては当該市町村を包括する都道府県の旧町村職員恩給組合の退職年金条例に規定する取扱いと同一であつたものと、それぞれみなす。

（地方公共団体の長の退職年金の受給資格に関する特例）

第六十七条　地方公共団体の長であつた期間が十二年未満の知事等であつた更新組合員で施行日の前日に退職年金条例の適用を受けていたものが退職した場合において、その者の施行日直前の条例在職年（第八条第一項に規定する施行日直前の条例在職年をいう。）のうち前条の規定により地方公共団体の長であつた期間に算入され、又は地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間に係る条例在職年の年月数に、十二年をその者に係る知事等としての退隠料の最短年金年限の年数で除して得た率を乗じて得た年月数（一月未満の端数があるときは、これを一月とする。）と施行日以後の地方公共団体の長であつた期間の年月数とを合算した年月数が十二年以上であるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

3　次の各号に掲げる規定に同時に該当する者に対しては、これらの規定による退職年金の額が異なるときは、いずれか多い額の退職年金のみを支給し、これらの規定による退職年金の額が同じときは、第一号に掲げる規定による退職年金のみを支給する。

一　新法第七十八条第一項又は第八条若しくは第十条の規定

二　第一項又は前項の規定

4　前項の規定を適用する場合においては、新法第七十八条第一項又は第八条若しくは第十条の規定による退職年金の額は、知事等であつた更新組合員が当該知事等として在職していた地方公共団体における知事等、警察条例職員及び消防職員以外の年金条例職員に適用されていた退職年金条例の規定が、当該更新組合員の当該知事等であつた間、その者に適用されていたものとみなして算定するものとする。

（地方公共団体の長の退職年金の額に関する特例）

第六十八条　知事等であつた更新組合員に対する新法第百二条又は前条第一項若しくは第二項の規定によ

ることとなるものが退職したときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

3　次の各号に掲げる規定に同時に該当する者に対しては、これらの規定による退職年金の額が異なるときは、いずれか多い額の退職年金のみを支給し、これらの規定による退職年金の額が同じときは、第一号に掲げる規定による退職年金のみを支給する。

一　新法第七十八条第一項又は第八条若しくは第十条の規定

二　第一項又は前項の規定

4　前項の規定を適用する場合においては、新法第七十八条第一項又は第八条若しくは第十条の規定による退職年金の額は、知事等であつた更新組合員が当該知事等として在職していた地方公共団体における知事等、警察条例職員及び消防職員以外の年金条例職員に適用されていた退職年金条例の規定が、当該更新組合員の当該知事等であつた間、その者に適用されていたものとみなして算定するものとする。

（地方公共団体の長の退職年金の額に関する特例）

第六十八条　知事等であつた更新組合員に対する新法第百二条又は前条第一項若しくは第二項の規定によ

る退職年金（以下この節において「地方公共団体の長の退職年金」という。）の額は、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一　第七条第一項第一号の期間のうち、第六十六条の規定により地方公共団体の長であつた期間に算入され、又は地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間　知事等としての退隠料の最短年金年限までの年数については一年につき地方公共団体の長の退職年金条例の給料年額に知事等としての退隠料の基本率を当該最短年金年限の数で除して得た率を乗じて得た額、当該最短年金年限をこえる年数については一年につき地方公共団体の長の退職年金条例の給料年額に知事等としての退隠料の加算率を乗じて得た額に相当する金額（その額が恩給法第六十条第三項の規定に相当する退職年金条例の規定により算定した金額をこえるときは、当該金額）

二　施行日以後の地方公共団体の長であつた期間　前号の期間と合算して十二年に達するまでの年数については一年につき地方公共団体の長の給料年額の百分の二・九、十二年をこえる年数については一年につき地方公共団体の長の給料年額の百分の一・五に相当する金額

2　知事等であつた更新組合員に係る前項各号の期間の計算及び地方公共団体の長の退職年金の額の算定については、第十一条第二項から第四項まで、第七項第一号及び第六号並びに第九項の規定の例による。

（退職給与金の支給を受けた更新組合員に係る地方公共団体の長の退職年金の額に関する特例）

第六十九条　退職給与金の支給を受けた更新組合員に係る地方公共団体の長の退職年金の額の算定については、第十二条の規定の例による。

（地方公共団体の長の退職年金の額の最高限及び最低保障）

第七十条　前二条の規定により算定した地方公共団体の長の退職年金の額の最高限及び最低保障については、第十三条の規定の例による。

（地方公共団体の長の退職年金の額の特例）

第七十一条　前三条の規定により算定した地方公共団体の長の退職年金の額の特例については、第十四条の規定の例による。

（地方公共団体の長の退職年金からの控除）

第七十二条　退隠料を受けていた期間を有する更新組合員であつた者等に係る地方公共団体の長の退職年金からの控除については、第十五条及び第十六条の規定の例による。

（地方公共団体の長の退職年金の支給開始年齢等に関する特例）

第七十三条　次の各号に掲げる退職年金の当該各号に掲げる金額については、新法第七十九条第二項の規定にかかわらず、当該金額のうち、当該金額を知事等としての退隠料の額とみなした場合に恩給法第五十八条ノ三第一項の規定に相当する退職年金条例の規定により停止することとなる金額に相当する金額の支給を停止する。

一　第六十八条第一項第一号の期間が知事等としての退隠料の最短年金年限の年数の十二分の四に相当する年月数以上である更新組合員に対する退職年金（次号に掲げるものを除く。）　同項第一号の金額

二　第七十一条の規定により第十四条の規定の例によりその額を定められた退職年金　第七十一条の規定により第十四条の規定の例によることとされた場合における知事等としての退隠料の額に相当する金額

2　第十七条第二項から第四項まで及び第十九条第一項の規定は、更新組合員に係る地方公共団体の長の退職年金の支給の停止について準用する。

（地方公共団体の長の減額退職年金の額に関する特例）

第七十四条　新法第百四条第一項の規定は、第六十七条第一項又は第二項の規定による退職年金に基づく減額退職年金について準用する。

2　新法第百四条第二項の規定は、第六十七条第一項又は第二項の規定による退職年金に基づく減額退職年金を受ける権利を有する者が地方公共団体の長以外の組合員となり、再び退職した場合について、新法第百四条第三項の規定は、この法律の規定による退職年金に基づく減額退職年金（第六十七条第一項又は第二項の規定による退職年金に基づくものを除く。）を受ける権利を有する者が地方公共団体の長となり、再び退職した場合について準用する。

（知事等であつた更新組合員の退職一時金の額の特例）

第七十五条　知事等であつた更新組合員に対する新法第八十三条又は第二十二条第一項の規定による退職一時金に係る新法第八十三条第二項第一号に掲げる金額は、次の各号の期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一　第七条第一項第一号の期間で、同条第二項第一号及び第二号中「退職給与金」とあるのは「知事等としての退職給与金」と、「年金条例職員期間」とあるのは「知事等としての退隠料等の基礎となるべき組合員期間」として、これらの規定を適用した場合に退職一時金の基礎となるべき組合員期間に算入すべきこととなるもの　当該期間につき地方公共団体の長の退職年金条例の給料年額を基礎として、知事等としての退職給与金の額（通算年金制度を措置した退職年金条例にあつては、国の新法第八十条第二項第一号の規定に相当する当該退職年金条例の規定に掲げる金額。以下この条において同じ。）の算定の例により算定した金額

二　第七条第二項第一号又は第二号の期間（前号に掲げる期間を除く。）　当該期間につき退職年金条例の給料年額を基礎として、退職給与金の額の算定の例により算定した金額

三　施行日以後の組合員期間　新法の給料日額に、当該期間と前二号に規定する期間とを合算した期間に対応する新法別表第二（退職給与金又は知事等としての退職給与金の額について一年未満の条例在職年ごとにその額を算定することとされている退職年金条例に係る前二号の期間を有する者にあつては、別表第一。以下この号において同じ。）に定める日数から前二号の期間に対応する新法別表第二に定める日数を控除した日数を乗じて得た金額

2　第二十三条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

（地方公共団体の長であつた期間十二年をこえる者の廃疾年金の額に関する特例）

第七十六条　新法第七十六条第一項の規定を適用しないとしたならば地方公共団体の長の退職年金を受ける権利を有することとなる更新組合員に対する新法第八十六条の規定による廃疾年金の額のうち十二年をこえる地方公共団体の長であつた期間について加算する金額は、新法第八十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一　第七条第一項第一号の期間のうち第六十六条の規定により地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間　当該期間と前二号に規定する期間とを合算した期間に対応する新法別表第二（退職給与金又は知事等としての退職給与金の額について一年未満の条例在職年ごとにその額を算定することとされている退職年金条例に係る前二号の期間を有する者にあつては、別表第一。以下この号において同じ。）に定める日数から前二号の期間に対応する新法別表第二に定める日数を控除した日数を乗じて得た金額

二　第七条第二項第一号又は第二号の期間（前号に掲げる期間を除く。）　当該期間につき退職年金条例の給料年額を基礎として、退職給与金の額の算定の例により算定した金額

三　施行日以後の組合員期間　新法の給料日額に、当該期間と前二号に規定する期間とを合算した期間に対応する新法別表第二（退職給与金又は知事

された期間で十二年をこえるもののそのこえる期間　その年数一年につき地方公共団体の長の退職年金条例の給料年額に知事等としての退隠料の加算率を乗じて得た額に相当する金額

二　施行日以後の地方公共団体の長であつた期間で第六十六条の規定により地方公共団体の長であつた期間に算入され、又は地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間と合算して十二年をこえるもののそのこえる期間　その年数一年につき地方公共団体の長の給料年額の百分の一・五に相当する金額

2　前項各号の期間の計算及び同項に規定する廃疾年金の額のうち十二年をこえる地方公共団体の長であつた期間について加算する金額の算定については、第二十七条第二項から第四項まで及び第七項の規定の例による。

第七十七条　前条第一項に規定する更新組合員で第十二条第一項第一号に掲げるものに廃疾年金の給付事由が生じた場合には、同号において控除すべきこととされている金額に相当する金額を新法第八十七条第一項又は第二項及び前条の規定により算定した金額から控除した金額を、当該廃疾年金の額とする。

2　第二十八条第二項の規定は、前項の控除について準用する。

第七十八条　新法第八十七条及び前二条の規定により算定した公務による廃疾年金の額が廃疾の程度に応じ別表第二に定める金額（第十二条第一項第一号に掲げる者に係る廃疾年金については、同号において控除すべきこととされている金額を控除した金額）より少ないときは、当分の間、当該金額をその廃疾年金の額とする。

第七十九条　前三条の規定により算定した金額が、新法第百六条第一項及び前三条の規定を適用しないものとして算定した廃疾年金の額より少ないときは、当該金額を廃疾年金の額とする。

（地方公共団体の長の遺族年金の額に関する経過措置）

第八十条　第七十二条に規定する更新組合員で第十二条及び第三十二条の規定の例による。

（地方公共団体の長の遺族年金の受給資格に関する特例）

第八十一条　次の各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する者の遺族に、遺族年金を支給し、遺族一時金は、支給しない。この場合においては、新法第九十三条第一項第三号の規定は、適用しない。

一　地方公共団体の長であつた期間が十二年未満である者で第六十七条第一項又は第二項の規定による退職年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡したとき。

二　地方公共団体の長であつた期間が十二年未満である者が公務傷病によらないで死亡した場合において、その死亡を退職とみなしたならば第六十七条第一項又は第二項の規定により退職年金を受ける権利を有することとなるとき。

（地方公共団体の長の遺族年金の額に関する経過措置）

第八十二条　前条各号の規定による遺族年金の額は、当該各号に規定する退職年金の額の百分の五十に相当する金額とする。

2　第四十二条の規定は、前項の遺族年金の額について準用する。

3　前二項の規定により算定した遺族年金の額が、前条の規定を適用しないものとして算定した遺族年金の額より少ないときは、当該金額を遺族年金の額と

する。

4　第六十七条第四項の規定は、前項の場合において、前条の規定を適用しないものとして算定するときについて準用する。

（地方公共団体の長の公務による遺族年金に関する経過措置）

第八十三条　更新組合員である地方公共団体の長に係る新法第百七条第一項の規定により適用することとされた新法第九十三条第一項第一号の規定による遺族年金の額のうち十二年をこえる地方公共団体の長であつた期間について加算する金額は、同号の規定にかかわらず、第七十六条第一項各号の期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

2　第四十一条の規定は、新法第百七条第一項の規定により適用することとされた新法第九十三条第一項第一号又は前項の規定による遺族年金の額について準用する。

（更新組合員に係る遺族年金からの控除）

第八十四条　第七十二条に規定する更新組合員であつた者等が死亡したことにより支給される遺族年金からの控除については、第四十三条及び第四十四条の規定の例による。

（知事等であつた更新組合員に係る遺族一時金の額の特例）

第八十五条　知事等であつた更新組合員が死亡した場合におけるその遺族に対する新法第九十八条又は第四十五条第一項の規定による遺族一時金の額は、次の各号の期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一　第七条第一項第一号の期間で、同条第二項第五号及び第六号中「退職年金条例の遺族一時金」とあるのは「知事等としての退職年金条例の遺族一時金」と、「年金条例職員期間」とあるのは「知事等としての退隠料等の基礎となるべき期間」と読み替えてこれらの規定を適用した場合に遺族一時金の基礎となるべき組合員期間に算入すべきこととなるもの　当該期間につき地方公共団体の長の退職年金条例の給料年額を基礎として、知事等としての退職年金条例の遺族一時金の額の算定の例により算定した金額

二　第七条第一項第五号又は第六号の期間（前号に掲げる期間を除く。）　当該期間につき退職年金条例の給料年額を基礎として、退職年金条例の遺族一時金の額の算定の例により算定した金額

三　施行日以後の組合員期間　新法の給料日額に、当該期間と前二号に規定する期間とを合算した期間に対応する新法別表第二（退職年金条例の遺族一時金又は知事等としての退職年金条例の遺族一時金の額について一年未満の条例在職年ごとにその額を算定することとされている退職年金条例に係る前二号の期間を有する者にあつては、別表第一。以下この号において同じ。）に定める日数から前二号の期間に対応する新法別表第二に定める日数を控除した日数を乗じて得た金額

2　第四十六条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

（再就職者の取扱い）

第八十六条　第六十六条から前条までの規定は、都道府県知事又は市町村長であつた者で組合員となつたもの（都道府県知事又は市町村長であつた更新組合員を除く。）について準用する。この場合において、第六十六条第三項中「施行日」とあるのは「第八十六条に規定する組合員となつた日」と、第六十七条第三項第一号及び第四項中「第八条若しくは第十条」とあるのは「第五十五条第一項において準用する第八条若しくは第十条」と、同条第三項第二号

中「第一項又は前項」とあるのは「第八十六条において準用する第六十七条第二項」と読み替えるものとする。

第二節　警察職員に関する経過措置

（警察職員の取扱い）

第八十七条　恩給公務員である職員又は警察条例職員であつた更新組合員のうち警察職員に対し新法の長期給付に関する規定及びこの法律の規定を適用する場合の特例については、次条から第百五条までに定めるところによる。

（警察職員であつた期間の計算の特例）

第八十八条　恩給公務員である職員であつた更新組合員の第七条第一項第一号の期間のうち、同号中「年金条例職員期間のうち」とあるのは「警察条例職員としての年金条例職員期間（警察法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第二百三十三号）附則第四項の規定の適用を受けた者の市町村警察の職員として在職した期間及び警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）附則第二十四項の規定の適用を受けた者の自治体警察の職員として在職した期間を除く。）のうち」として同号の規定を適用して算定した期間は、警察職員であつた期間に算入する。

2　警察条例職員であつた更新組合員の第七条第一項第一号の期間のうち、同号中「年金条例職員期間のうち」とあるのは「警察監獄職員の恩給の基礎となるべき期間のうち」として同号及び第五十七条第二項の規定を適用して算定した期間は、警察職員であつた期間に算入する。

3　警察条例職員であつた更新組合員に対する長期給付については、その者が警察条例職員であつた間、警察監獄職員として在職していたものと、その者の警察条例職員であつた期間は警察監獄職員であつた期間と、当該警察条例職員であつた期間に係る退職年金条例の規定はこれに相当する恩給法の規定と、当該退職年金条例の規定による退隠料等はこれに相当する恩給とみなして、次条から第百五条までの規定を適用する。

（警察職員の退職年金の受給資格に関する特例）

第八十九条　警察職員であつた期間が十五年未満の恩給公務員である職員であつた更新組合員で施行日の前日に恩給公務員である職員であつたものが退職した場合において、その者の施行日前の警察在職年の年月数と施行日以後の警察職員であつた期間の年月数とを合算した年月数が次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる年数以上であるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

一　施行日前の警察在職年が八年以上である者　十二年

二　施行日前の警察在職年が四年以上八年未満である者　十三年

三　施行日前の警察在職年が四年未満である者　十四年

2　新法第七十八条第一項又は第八条若しくは第十条の規定と前項の規定とに同時に該当する者に対しては、これらの規定による退職年金の額が異なるときは、いずれか多い額の退職年金のみを支給し、これらの規定による退職年金の額が同じときは、新法第七十八条第一項又は第八条若しくは第十条の規定による退職年金のみを支給する。

3　前項の規定を適用する場合においては、新法第七十八条第一項又は第八条若しくは第十条の規定による退職年金の額は、警察監獄職員である職員であつた更新組合員については、その者が警察監獄職員であつた間、その者に恩給法第二十条に規定する文官に適用されていた恩給法の規定が適用されていたものとみなし、警察条例職員であつた更新組合員については、その者が当該警察条例職員として在職していた地方公共団体における知事等、警察条例職員及び消防職員以外の年金条例職員に適用されていた退職年金条例の規定が、当該更新組合員の当該警察条例職員であつた間、その者に適用されていたものとみなして算定するものとする。

（警察職員の退職年金の額に関する特例）

第九十条　恩給公務員である職員であつた更新組合員に対する新法附則第二十条第一項又は前条第一項の規定による退職年金（以下この節において「警察職員の退職年金」という。）の額は、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一　第七条第一項第一号の期間のうち、第八十八条の規定により警察職員であつた期間に算入される期間　十二年までの年数については一年につき警察職員の恩給法の給料年額の三十六分の一、十二年をこえる年数については一年につき警察職員の恩給法の給料年額の百五十分の一に相当する金額（その額が警察職員の恩給法の給料年額の百分の五十二に相当する金額をこえるときは、当該金額）

二　施行日以後の警察職員であつた期間　前号の期間と合算して十五年に達するまでの年数については一年につき警察職員の給料年額の三百分の七、十五年をこえる年数については一年につき警察職員の給料年額の百分の一・五（二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一）に相当する金額

2　前項第一号の期間のうちに次の各号に掲げる期間があるときは、同項第一号の金額は、同号の規定により算定した金額に、それぞれ次の各号に掲げる金額を加えた金額とする。

一　法律第百五十五号附則第七条第一項（同法による改正前の恩給法第六十三条第五項において準用する同法第六十条第三項に係る部分に限る。）又は同法第六十三条第五項において準用する同法第六十条第三項の規定に該当する実勤続在職年　当該実勤続在職年の年数（その年数が四十年をこえるときは、四十年。次号において同じ。）から十七年を控除した残りの実勤続在職年について、警察職員の恩給法の給料年額の百分の一に相当する金額

二　施行日以後の警察職員であつた期間　前号の期間と合算して十五年に達するまでの年数については一年につき警察職員の給料年額の三百分の七、十五年をこえる年数については一年につき警察職員の給料年額の百分の一・五（二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一）に相当する金額

3　第一項の場合において、同項第一号の期間（四十年をこえる期間を除く。）に一年未満の端数があるときは、これを切り捨て、同項第二号の期間に加算するものとする。

（一時恩給の支給を受けた更新組合員に係る警察職員の退職年金の額に関する特例）

第九十一条　一時恩給の支給を受けた更新組合員に係る警察職員の退職年金の額の算定については、第十二条の規定の例による。

（警察職員の退職年金の額の最高限及び最低保障）

第九十二条　前二条の規定により算定した警察職員の退職年金の額の最高限及び最低保障については、第十三条の規定の例による。

（警察職員の退職年金の額の特例）

第九十三条　第九十条及び第九十一条の規定により算定した退職年金の額で前条の規定によりその例によ

る改正前の恩給法第六十三条第三項の規定に該当する勤続在職年　当該勤続在職年の年数から普通恩給についての所要最短在職年の年数を控除した残りの勤続在職年について、警察職員の恩給法の給料年額にこれらの規定による割合を乗じて得た金額

3　第一項の場合において、同項第一号の期間（四十年をこえる期間を除く。）に一年未満の端数があるときは、これを切り捨て、同項第二号の期間に加算するものとする。

（一時恩給の支給を受けた更新組合員に係る警察職員の退職年金の額に関する特例）

第九十一条　一時恩給の支給を受けた更新組合員に係る警察職員の退職年金の額の算定については、第十二条の規定の例による。

（警察職員の退職年金の額の最高限及び最低保障）

第九十二条　前二条の規定により算定した警察職員の退職年金の額の最高限及び最低保障については、第十三条の規定の例による。

（警察職員の退職年金の額の特例）

第九十三条　第九十条及び第九十一条の規定により算定した退職年金の額で前条の規定によりその例によ

ることとされた第十三条第一項の規定に該当しないものが、施行日の前日にその更新組合員が受ける権利を有していた警察監獄職員の普通恩給の額に施行日以後の警察職員であつた期間の年数一年につき警察職員の給料年額の百分の一・五（その更新組合員が受ける権利を有していた警察監獄職員の普通恩給の基礎となつた期間の年数（当該期間以外の施行日前の警察監獄職員であつた期間があるときは、その期間の年数を含む。）と合算して二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一。以下この項において同じ。）に相当する額を加えた額より少ないときは、当該警察監獄職員の普通恩給の額が前条の規定によりその例によることとされた第十三条第一項に規定する金額より少ない場合に限り、同項に規定する金額に達するまで、当該警察監獄職員の普通恩給の額に施行日以後の警察職員であつた期間の年数一年につき警察職員の給料年額の百分の一・五に相当する額を加えた額を前三条の退職年金の額とし、前三条の規定により算定した退職年金の額が当該警察監獄職員の普通恩給の額より少ないときは、当該警察監獄職員の普通恩給の額を前三条の退職年金の額とする。

2　第十四条第二項の規定は、前項に規定する施行日の前日においてその更新組合員が受ける権利を有していた警察監獄職員の普通恩給について準用する。

（警察職員の退職年金からの控除）

第九十四条　退隠料を受けていた期間を有する更新組合員に係る警察職員の退職年金からの控除については、第十五条の規定の例による。

（警察職員の退職年金の支給開始年齢等に関する特例）

第九十五条　次の各号に掲げる退職年金の当該各号に掲げる金額については、新法第七十九条第二項の規定にかかわらず、四十五歳に達するまではその全額、五十歳に達するまではその百分の五十に相当する金額、五十五歳に達するまではその百分の三十に相当する金額の支給を停止する。

一　第九十条第一項第一号の期間が四年以上である更新組合員に対する退職年金（次号に掲げるものを除く。）　同項第一号の金額

二　第九十三条第一項の規定の適用によりその額を定められた退職年金　同項に規定する警察監獄職員の普通恩給の年額に相当する金額

2　前項各号に掲げる退職年金の当該各号に掲げる金額が十一万円以上である場合において、これを受ける権利を有する者の各年（その者が退職した日の属する年を除く。）における当該退職年金以外の所得金額が五十五万円をこえるときは、その年の翌年六月から翌翌年五月までの分として支給すべき当該退職年金の額を普通恩給の年額とみなしたならば恩給法第五十八条ノ四第一項の規定により支給を停止すべきこととなる金額に相当する金額の支給を停止する。

3　第一項各号に掲げる退職年金を受ける権利を有する者で同項の規定に該当するものが新法別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、その状態にある間、同項の規定による停止は、行なわない。

4　第十七条第五項の規定は、更新組合員であつてその者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職したもので政令で定めるものに係る警察職員の退職年金の支給の停止について準用する。この場合において、同項中「第十一条第一項第五号の金額」とあるのは、「第九十条第一項第二号の金額」と読み替えるものとする。

（警察職員の減額退職年金の額に関する特例）

第九十六条　新法附則第二十二条第一項の規定は、第八十九条第一項の規定による退職年金に基づく減額退職年金の額について準用する。

2　新法第百四条第二項の規定は、第八十九条の規定による退職年金に基づく減額退職年金を受ける権利を有する者が警察職員以外の組合員となり、再び退職した場合について、新法第百四条第三項の規定は、この法律の規定による退職年金に基づく減額退職年金（第八十九条の規定による退職年金に基づくものを除く。）を受ける権利を有する者が警察職員となり、再び退職した場合について準用する。

（警察職員であつた期間十五年をこえる者の廃疾年金の額に関する特例）

第九十七条　新法第七十六条第一項の規定を適用しないとしたならば警察職員の退職年金を受ける権利を有することとなる更新組合員に対する新法第八十六条の規定による廃疾年金の額のうち十五年をこえる警察職員であつた期間について加算する金額は、新法第八十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一　第七条第一項第一号の期間のうち第八十八条の規定により警察職員であつた期間に算入された期間で十五年をこえるもののそのこえる期間　その年数一年につき警察職員の恩給法の給料年額の百分の一に相当する金額

二　施行日以後の警察職員であつた期間で第八十八条の規定により警察職員であつた期間に算入された期間と合算して十五年をこえるものの当該期間　その年数一年につき警察職員の給料年額の百分の一・五（公務による廃疾年金にあつては、十五年をこえ二十年に達するまでの期間については百分の〇・五、二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については百分の一とし、公務によらない廃疾年金にあつては、二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については百分の一とする。）に相当する金額

2　前項の場合において、同項第一号の期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨て、同項第二号の期間に加算するものとする。

第九十八条　前条第一項に規定する更新組合員で第十二条第一項第一号に掲げるものに廃疾年金の給付事由が生じた場合には、同号において控除すべきこととされている金額に相当する金額を新法第八十七条第一項又は第二項及び前条の規定により算定した金額から控除した金額を、当該廃疾年金の額とする。

2　第二十八条第二項の規定は、前項の控除について準用する。

第九十九条　新法第八十七条及び前二条の規定により算定した公務による廃疾年金の額が廃疾の程度に応じ別表第二に定める金額（第十二条第一項第一号に掲げる者に係る廃疾年金については、同号において控除すべきこととされている金額を控除した金額）より少ないときは、当分の間、当該金額をその廃疾年金の額とする。

第百条　前三条の規定により算定した金額が、新法附則第二十四条第一項及び前三条の規定を適用しないものとして算定した廃疾年金の額より少ないときは、当該金額を廃疾年金の額とする。

2　第八十九条第三項の規定は、前項の場合において、新法附則第二十四条第一項及び前三条の規定を適用しないものとして算定するときについて準用する。

第百一条　第九十四条に規定する更新組合員であつた者等に係る廃疾年金からの控除については、第三十二条及び第三十三条の規定の例による。

（警察職員の遺族年金の受給資格に関する特例）

第百二条　次の各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する者の遺族に、遺族年金を支給し、遺族一時金は、支給しない。この場合においては、新法第九十三条第一項第三号の規定は、適用しない。

一　警察職員であつた期間が十五年未満である者で第八十九条第一項の規定による退職年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡したとき。

二　警察職員であつた期間が十五年未満である者が公務傷病によらないで死亡した場合において、その死亡を退職とみなしたならば第八十九条第一項の規定により退職年金を受ける権利を有することとなるとき。

（警察職員の遺族年金の額に関する経過措置）

第百三条　前条各号の規定による遺族年金の額は、当該各号に規定する退職年金の額の百分の五十に相当する金額とする。

2　第四十二条の規定は、前項の遺族年金の額について準用する。

3　前二項の規定により算定した遺族年金の額が、前条の規定を適用しないものとして算定した遺族年金の額より少ないときは、当該金額を遺族年金の額とする。

4　第八十九条第三項の規定は、前項の場合において、前条の規定を適用しないものとして算定するときについて準用する。

（警察職員の公務による遺族年金に関する経過措置）

第百四条　更新組合員である警察職員に係る新法附則第二十五条第一項の規定により適用することとされた新法第九十三条第一項第一号の規定による遺族年金の額のうち十五年をこえる警察職員であつた期間について加算する金額は、同号の規定にかかわらず、第九十七条第一項各号の期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

2　第四十一条の規定は、新法附則第二十五条第一項の規定により適用することとされた新法第九十三条第一項第一号又は前項の規定による遺族年金の額について準用する。

（更新組合員に係る遺族年金からの控除）

第百五条　第九十四条に規定する更新組合員であつた者等が死亡したことにより支給される遺族年金からの控除については、第四十三条及び第四十四条の規定の例による。

（再就職者の取扱い）

第百六条　第八十八条から前条までの規定は、警察監獄職員又は警察条例職員であつた者で組合員となつたもの（警察監獄職員である職員又は警察条例職員であつた更新組合員を除く。）について準用する。この場合において、第九十三条第一項中「施行日の前日」とあるのは「第百六条に規定する組合員となつた日の前日」と、「施行日以後」とあるのは「第百六条に規定する組合員となつた日以後」と、「年数（当該期間以外の施行日前の警察職員であつた期間があるときは、その期間の年数を含む。）」とあるのは「年数」と読み替えるものとする。

第三節　消防職員であつた更新組合員等に関する経過措置

（消防職員であつた者の取扱い）

第百七条　消防職員であつた更新組合員に対し新法の長期給付に関する規定及びこの法律の規定を適用する場合の特例については、次条から第百二十条までに定めるところによる。

第百八条　消防職員であつた更新組合員に対する新法の退職年金、減額退職年金及び遺族年金に関する規定の適用については、これらの規定中「組合員」とあるのは「消防組合員」と、「組合員期間」とあるのは「消防組合員であつた期間」とする。

（消防組合員であつた期間の計算の特例）

第百九条　消防職員であつた更新組合員の第七条第一項第一号の期間のうち、同号中「年金条例職員期間のうち」とあるのは「第百十条第一項に規定する消防職員としての年金条例職員期間のうち」として同号の規定を適用して算定した期間は、消防組合員であつた期間に算入する。

2　施行日以後の消防組合員であつた期間を有しない消防職員であつた更新組合員の消防職員であつた期間で前項の規定により消防組合員であつた期間に算入される期間に相当するものは、消防組合員であつた期間とみなして、この節の規定を適用する。

3　恩給公務員である職員であつた更新組合員の第七条第一項第一号の期間のうち、同号中「年金条例職員期間のうち」とあるのは「消防公務員に係る警察監獄職員の恩給の基礎となるべき期間のうち」として同号及び第五十七条第二項の規定を適用して算定した期間は、消防組合員であつた期間に算入する。

4　第二項の規定は、施行日以後の消防組合員であつた期間を有しない消防公務員であつた更新組合員の消防公務員であつた期間で前項の規定により消防組合員であつた期間に算入される期間に相当するものは、消防組合員であつた期間とみなして、この節の規定を適用する。

5　消防公務員であつた更新組合員に対する長期給付については、その者が消防公務員であつた間、消防職員として在職していたものと、その者の消防公務員であつた期間は消防職員であつた期間とに係る恩給法の規定はこれに相当する退職年金条例の規定と、当該恩給法の規定による恩給はこれに相当する退隠料等とみなして、次条から第百二十条までの規定を適用する。

（消防職員であつた更新組合員の退職年金の受給資格の特例）

第百十条　消防組合員であつた期間が二十年未満の消防職員であつた更新組合員で施行日の前日に退隠料の最短年金年限の年数が第八条第一項の表の上欄に掲げる年数である退職年金条例の適用を受けていたものが退職した場合において、その者の当該退職年金条例による施行日前の年金条例職員期間（その者が更新組合員である間年金条例職員であつたものとみなした場合に退職年金条例の規定により年金条例職員期間に通算されるべきこととなる期間を含む。）のうち消防職員としての年金条例職員期間（その者が消防組合員である間消防職員であつたものとみなした場合に退職年金条例の規定により当該消防職員としての年金条例職員期間に通算されるべきこととなる期間を含む。）を合算した年数が、同表の当該下欄に掲げる年数以上であるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。この場合において、同表中欄中「施行日直前の条例在職年」とあるのは、「施行日前の年金条例職員期間（その者が更新組合員である間年金条例職員であつたものとみなした場合に退職年金条例の規定により年金条例職員期間に通算されるべきこととなる期間を含む。）のうち消防職員としての年金条例職員期間（その者が消防組合員である間消防職員であつたものとみなした場合に退職年金条例の規定により当該消防職員としての年金条例職員期間に通算されるべきこととなる期間を含む。）を合算した年数」と読み替えるものとする。

場合に退職年金条例の規定により当該消防職員としての年金条例職員期間に通算されるべきこととなる消防職員としての年金条例職員期間又は消防職員としての年金条例職員期間以外の年金条例職員期間（退職年金条例の規定により当該期間を換算して消防職員としての年金条例職員期間に通算されることとなる消防職員としての年金条例職員期間以外の年金条例職員期間については、当該換算した期間とする。）を含む。）に係る条例在職年」と読み替えるものとする。

2　消防組合員であつた期間が二十年未満の消防職員であつた更新組合員で第五条第二項本文の規定を適用しないとしたならば消防職員としての退隠料を受ける権利（同条第一項の規定により退職したものとみなされることにより生ずるものを除く。）を有することとなるものが退職したときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

3　次の各号に掲げる規定に同時に該当する者に対しては、これらの規定による退職年金のみを支給し、これらの規定による退職年金の額が同じときは、第一号に掲げる規定による退職年金のみを支給する。

一　新法第七十八条第一項又は第八条若しくは第十八条第一項の規定

二　第百八条の規定により適用することとされた新法第七十八条第一項又はこの条第一項若しくは前項の規定

4　前項の規定を適用する場合においては、新法第十八条第一項又は第八条若しくは第十条の規定による退職年金の額は、消防職員であつた更新組合員については、その者が当該消防職員として在職していた地方公共団体における知事等、警察条例職員及び消防職員以外の年金条例職員に適用されていた退職年金条例の規定が、当該更新組合員の当該消防職員であつた間、その者に適用されていたものとみなし、消防公務員であつた更新組合員については、その者が消防公務員であつた間、その者に恩給法第二十条に規定する文官に適用されていた恩給法の規定が適用されていたものとみなして算定するものとする。

（消防組合員の退職年金の額に関する特例）

第百十一条　消防職員であつた更新組合員で第五条第二項本文の規定を適用しないとしたならば消防職員としての退隠料を受ける権利（同条第一項の規定により退職したものとみなされることにより生ずるものを除く。）を有することとなるものが退職したときは、その者に退職年金条例の規定による退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

2　消防組合員であつた期間が二十年未満の消防職員であつた更新組合員で第五条第二項本文の規定を適用しないとしたならば消防職員としての退隠料を受ける権利（同条第一項の規定により退職したものとみなされることにより生ずるものを除く。）を有することとなるものが退職したときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

3　次の各号に掲げる規定に同時に該当する者に対しては、これらの規定による退職年金のみを支給し、これらの規定による退職年金の額が同じときは、第一号に掲げる規定による退職年金のみを支給する。

一　新法第七十八条第一項又は第八条若しくは第十八条第一項の規定

二　第百八条の規定により適用することとされた新法第七十八条第一項又はこの条第一項若しくは前項の規定

4　前項の規定を適用する場合においては、新法第十八条第一項又は第八条若しくは第十条の規定による退職年金の額は、消防職員であつた更新組合員については、その者が当該消防職員として在職していた地方公共団体における知事等、警察条例職員及び消防職員以外の年金条例職員に適用されていた退職年金条例の規定が、当該更新組合員の当該消防職員であつた間、その者に適用されていたものとみなし、消防公務員であつた更新組合員については、その者が消防公務員であつた間、その者に恩給法第二十条に規定する文官に適用されていた恩給法の規定が適用されていたものとみなして算定するものとする。

（消防組合員の退職年金の額に関する特例）

第百十一条　消防職員であつた更新組合員で第五条第二項本文の規定を適用しないとしたならば消防職員としての退隠料を受ける権利（同条第一項の規定により退職したものとみなされることにより生ずるものを除く。）を有することとなるものが退職したときは、その者に退職年金条例の規定による退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

2　消防組合員であつた期間が二十年未満の消防職員であつた更新組合員で第五条第二項本文の規定を適用しないとしたならば消防職員としての退隠料を受ける権利（同条第一項の規定により退職したものとみなされることにより生ずるものを除く。）を有することとなるものが退職したときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

3　次の各号に掲げる規定に同時に該当する者に対しては、これらの規定による退職年金のみを支給し、これらの規定による退職年金の額が同じときは、第一号に掲げる規定による退職年金のみを支給する。

一　新法第七十八条第一項又は第八条若しくは第十八条第一項の規定

二　第百八条の規定により適用することとされた新法第七十八条第一項又はこの条第一項若しくは前項の規定

4　前項の規定を適用する場合においては、新法第十八条第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定による退職年金（以下この節において「消防組合員の退職年金」という。）の額は、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一　第七条第一項第一号の期間のうち、第百九条の規定により消防組合員であつた期間に算入され、又は消防組合員であつた期間とみなされた期間　消防職員としての退隠料の最短年金年限までの年数については一年につき消防職員の退職年金条例の給料年額の給料年額に消防職員としての退隠料の基本率を当該最短年金年限の数で除して得た率を乗じて得た額、当該最短年金年限をこえる年数については一年につき消防職員の退職年金条例の給料年額に消防職員としての退隠料の加算率を乗じて得た額に相当する金額（その額が恩給法第六十条第三項の規定に相当する退職年金条例の規定により算定した金額をこえるときは、当該金額）

二　施行日以後の消防組合員であつた期間　前号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき消防組合員の給料年額の百分の二、二十年をこえる年数については一年につき消防組合員の給料年額の百分の一・五に相当する金額

2　消防職員であつた更新組合員に係る前項各号の期間の計算及び消防組合員の退職年金の額の算定については、第十一条第二項から第四項まで、第七項第一号及び第六号並びに第九項の規定の例による。

（退職給与金の支給を受けた更新組合員に係る消防組合員の退職年金の額に関する特例）

第百十二条　退職給与金の支給を受けた更新組合員に係る消防組合員の退職年金の額の算定については、第十二条の規定の例による。

（消防組合員の退職年金の額の最高限及び最低保障）

第百十三条　前二条の規定により算定した消防組合員の退職年金の額の最高限及び最低保障については、第十三条の規定の例による。

（消防組合員の退職年金の額の特例）

第百十四条　前三条の規定により算定した消防組合員の退職年金の額の特例については、第十四条の規定の例による。

（消防組合員の退職年金からの控除）

第百十五条　退隠料を受けていた期間を有する更新組合員であつた者等に係る消防組合員の退職年金からの控除については、第十五条及び第十六条の規定の例による。

（消防組合員の退職年金の支給の停止について準用する。）

3　第十七条第五項の規定は、更新組合員であつてその者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職したもので政令で定めるものに係る消防組合員の退職年金の支給の停止について準用する。この場合において、同項中「第十一条第一項第五号の金額」とあるのは、「第百十一条第一項第二号の金額」と読み替えるものとする。

（消防職員であつた更新組合員に係る減額退職年金の額に関する特例）

第百十七条　消防組合員の退職年金に基づく減額退職年金について新法第八十一条第四項の規定を適用する場合においては、同項中「給料年額」とあるのは、「消防組合員の給料年額」とする。

2　新法第百四条第二項の規定は、消防組合員の退職年金に基づく減額退職年金を受ける権利を有する者が消防組合員以外の組合員となり、再び退職した場合について、新法第百四条第三項の規定は、この法律の規定による退職年金に基づく減額退職年金（消防組合員の退職年金に基づくものを除く。）を受ける権利を有する者が消防組合員となり、再び退職した場合について準用する。

（消防組合員の遺族年金の受給資格に関する特例）

第百十八条　次の各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する者の遺族に、遺族年金を支給し、遺族一時金は、支給しない。この場合においては、新法第九十三条第一項第三号の規定は、適用しない。

一　消防組合員であつた期間が二十年未満である者で第百十条第一項又は第二項の規定による退職年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡したとき。

二　消防組合員であつた期間が二十年未満である者が公務傷病によらないで死亡した場合において、その死亡を退職とみなしたならば第百十条第一項又は第二項の規定による退職年金を受ける権利を有することとなるとき。

（消防組合員の遺族年金の額に関する経過措置）

第百十九条　前条各号の規定による遺族年金の額は、当該各号に規定する退職年金の額の百分の五十に相当する金額とする。

2　第四十二条の規定は、前項の遺族年金の額について準用する。

3　前二項の規定により算定した遺族年金の額が、前条の規定を適用しないものとして算定した遺族年金の額より少ないときは、当該金額を遺族年金の額とする。

4　第百十条第四項の規定は、前項の場合において、前条の規定を適用しないものとして算定するときについて準用する。

（更新組合員に係る遺族年金からの控除）

第百二十条　第百十五条に規定する更新組合員であつた者等が死亡したことにより支給される遺族年金からの控除については、第四十三条及び第四十四条の規定の例による。

（再就職者の取扱い）

第百二十一条　第百九条から前条までの規定は、消防職員又は消防公務員であつた者で組合員となつたもの（消防職員又は消防公務員であつた更新組合員を除く。）について準用する。この場合において、第百十条第三項中「第八条若しくは第十条」とあるのは「第五十五条第一項若しくは前項」と、「この条第一項若しくは前項」とあるのは「第百二十一条において準用する第百十条第二項」と読み替えるものとする。

第四節　船員組合員に関する経過措置

（旧市町村共済法の船員組合員であつた者の取扱い）

第百二十二条　船員保険の被保険者である旧市町村職員共済組合の組合員（以下この条及び次条において「旧市町村共済法の船員組合員」という。）であつた組合員に対する新法第百三十七条及び第百三十八条の規定の適用については、その者が旧市町村共済法の船員組合員であつた間、船員組合員（新法第百三十五条に規定する船員組合員をいう。）であつたものとみなす。

（旧市町村共済法の船員組合員であつた者の長期給付の特例）

第百二十三条　施行日の前日に旧長期組合員である旧市町村共済法の船員組合員であつた更新組合員（当該更新組合員であつた者で再び組合員となつたものを含む。）に係る新法第百三十七条第一項第一号に掲げる組合員として受けるべき退職給付若しくは遺族給付又は同条第二項第一号に掲げる給付のうち廃疾給付（施行日前の公務によらない病気又は負傷に係るものに限る。）については、その者の第七条第一項第二号の期間は、その者が更新組合員である間、旧市町村共済法の適用を受ける者であつたものとみなして旧市町村共済法第九十条及び第九十二条の規定の例により計算するものとする。

第八章　未帰還更新組合員に関する経過措置

（未帰還更新組合員に関する特例）

第百二十四条　未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）第二条第一項に規定する未帰還者で新法の施行の際恩給法の準用を受けるもの又は旧市町村共済法の適用を受けるものは、新法第二条第一項第一号の規定にかかわらず、職員とみなして、新法及びこの法律の規定を適用する。

2　前項の規定の適用を受ける更新組合員（以下「未帰還更新組合員」という。）で施行日前に法律第百五十五号附則第三十条第一項第一号又は第二号の規定により退職したものとみなされ、普通恩給を給されたものについては、その者の妻、未成年の子、父母又は祖父母で内地に居住しているものに対し、これらの者の申請により、施行日の属する月から当該未帰還更新組合員が帰国した日（海外にある間に死亡した場合には、死亡の判明した日。以下この条において同じ。）の属する月まで、当該未帰還更新組合員が同項の規定により受けることができた普通恩給の年額に相当する金額の年金を支給する。

3　施行日に法律第百五十五号附則第三十条第一項に規定する未帰還公務員である未帰還更新組合員（前項の規定の適用を受ける者を除く。）が同日以後も当該未帰還公務員であるものとした場合に同条第一項第二号の規定により退職したものとみなされ、普通恩給を給されるべき者であるときは、その者の妻、未成年の子、父母又は祖父母で内地に居住しているものに対し、これらの者の申請により、その退職とみなされる日の属する月の翌月から当該未帰還更新組合員が帰国した日の属する月まで、当該普通恩給の年額に相当する金額の年金を支給する。

4　前二項の規定による年金を受けるべき者の順位は、妻、未成年の子、父母、祖父母の順序とする。この場合においては、新法第四十五条第二項の規定を準用する。

5　第二項又は第三項に規定する未帰還更新組合員に係る前項に規定する者のうちについては、その者に優先順位者が施行日から六十日を経過する日以前にこの項の規定の適用を受ける旨を申し出た場合には、施行日から当該未帰還更新組合員が帰国した日までに限り、新法及びこの法律の長期給付に関する規定並びに第四条第一項の規定の適用がないものとして取り扱うことができる。この場合においては、第二項及び第三項の規定は、適用しない。

6　前項の申出がなかつた未帰還更新組合員については、第五条第二項第三号の規定は、適用しない。

7　未帰還更新組合員が施行日前に旧市町村共済法の退職年金を受ける権利を有する者又はその施行日の前日まで引き続く旧長期組合員期間が二十年以上である当該権利を有しない者であるときは、その者の未帰還者留守家族等援護法第四条に規定する留守家族（次項において「留守家族」という。）で留守家族手当の支給を受けることができるものに対し、その者の申請により、施行日の属する月から当該未帰還更新組合員が帰国した日の属する月まで年金を支給する。

8　未帰還更新組合員（施行日前に旧市町村共済法の退職年金を受ける権利を有する者を除く。）の施行日の前日まで引き続く旧長期組合員期間が二十年未満である場合において、当該期間と施行日以後の組合員期間とを合算した期間が二十年に達したときは、その者の留守家族で留守家族手当の支給を受けることができるものに対し、その者の申請により、その二十年に達した日の属する月の翌月から当該未帰還更新組合員が帰国した日の属する月まで年金を支給する。

9　前二項の規定による年金の額は、前二項の未帰還更新組合員につき政令で定める仮定給料の四月分に相当する金額とする。

10　第二項又は第三項の規定による年金は、未帰還更新組合員が四十五歳に達するまではその全額、五十歳に達するまではその百分の五十に相当する金額、五十五歳に達するまではその百分の三十に相当する金額の支給を停止し、第七項又は第八項の規定による年金は、未帰還更新組合員が五十歳に達するまでは、その支給を停止する。ただし、第二項の規定による年金の額のうち第五条第二項本文の規定を適用しないものとした場合にその者が受けることとなる普通恩給の年額に相当する金額については、この限りでない。

11　同一の未帰還更新組合員について第二項又は第三項の規定による年金及び第七項又は第八項の規定による年金の支給を受けることとなつた者に対しては、その受けることとなつた時から第二項又は第三項の規定による年金は、支給しない。この場合において、第七項又は第八項の規定により支給すべき年金の額が第二項又は第三項及び前項の規定によりその年において支給すべき年金の額より少ないときは、その額を第七項又は第八項の規定による年金の額とする。

12　未帰還更新組合員に対する新法の規定の適用については、その者に係る未帰還者留守家族等援護法第五条第一項又は同法附則第九項若しくは第十項の規定による留守家族手当若しくは特別手当（以下「手当等」という。）をもつてその者の収入とみなし、その者の昭和二十八年七月三十一日における給料の額をもつてその者の給料の額とみなす。

13　手当等の支給機関（二以上の機関が手当等を支給する場合には、当該機関のうち自治大臣が定めるもの）は、手当等を支給する際、掛金に相当する金額を控除して、これを組合員に代わつてその所属する組合に払い込まなければならない。この場合においては、新法第百十五条第三項の規定を準用する。

14　前各項に規定するもののほか、未帰還更新組合員に対する新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

15　未帰還者留守家族等援護法第二条第一項に規定する未帰還者で新法の施行の際退職年金条例又は共済条例の適用を受けていたものの取扱いについては、前各項の規定の例による。

第九章　公庫公団等の役職員に関する経過措置

（住宅金融公庫の役職員に関する経過措置）

第百二十五条　施行日に現に住宅金融公庫に在職する者（同公庫に在職することとなつた日の前日において職員であつた者に限る。）で住宅金融公庫法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第二十五号）附則第二項の規定により恩給法の規定が準用されているものは、恩給に関する法令の規定の適用については、第六項の規定の適用がある場合を除き、施行日の前日において退職したものとみなす。

2　前項の規定に該当する者（以下「公庫職員」という。）が、施行日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その者の施行日以後の引き続く公庫職員としての在職期間を、これに引き続き再び組合員の資格を取得したとき（以下「復帰したとき」という。）の新法第四十条の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望する旨を組合に申し出たときは、その者に係る恩給（次に掲げるものを除く。）は、その申出をした者（以下この条において「復帰希望職員」という。）が引き続き公庫職員として在職する間、その支払を差し止める。

一　その者が恩給に関する法令の規定により遺族として受ける恩給

二　その者が施行日前に支払を受けるべきであつた恩給で同日前にその支払を受けなかつたもの

三　増加恩給、傷病年金及び傷病賜金

3　復帰希望職員が引き続き公庫職員として在職し、引き続き復帰したときは、新法及びこの法律の長期給付に関する規定（新法第六章の規定を除く。）の適用については、その者は、施行日以後の公庫職員であつた間、引き続き組合員であつたものとみなす。

4　前項の規定の適用を受けた者に係る恩給（第二項各号に掲げるものを除く。）を受ける権利は、施行日の前日に消滅したものとみなす。ただし、増加恩給と併給される普通恩給を受ける権利は、同日からその者が復帰した日の前日まで停止したものとする。

5　新法第百四十条第二項ただし書及び第三項から第五項までの規定は、復帰希望職員について準用する。この場合において、同条第四項中「当該復帰希望職員の転出の時」とあるのは、「施行日」と読み替えるものとする。

6　第一項に規定する者のうち、施行日の前日において退職したものとみなした場合に普通恩給を受ける権利を有しないこととなる者は、恩給に関する法令の規定の適用については、その者の引き続く公庫職員としての在職期間中普通恩給についての最短恩給年限に達する日において退職したものとみなし、その者の引き続く公庫職員としての在職期間を普通恩給についての最短恩給年限に達する日」と読み替えるものとする。

第百二十六条　施行日に現に住宅金融公庫に在職する者（同公庫に在職することとなつた日の前日において職員であつた者に限る。）でその者が引き続いて住宅金融公庫に在職する間に限りその者を年金条例職員として勤続するものとみなし、退職年金条例の規定が準用されているものの新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用については、前条の規定の例による。

（公団等の職員に関する経過措置）

第百二十七条　施行日に現に日本住宅公団、愛知用水公団、農地開発機械公団、日本道路公団、森林開発公団、原子燃料公社、公営企業金融公庫、労働福祉事業団、中小企業信用保険公庫、首都高速道路公団、雇用促進事業団又は阪神高速道路公団（以下この項及び第百三十六条第三項において「公団等」という。）に在職する者（公団等に在職することとなつた日の前日において職員であつた者に限る。）で、引き続き公団等に在職し、更に引き続いて恩給公務員である職員又は年金条例職員となつたものとした場合に、次に掲げる法律の規定又はこれに相当する退職年金条例の規定により当該公団等の職員としての在職を恩給公務員若しくは年金条例職員として勤務するものとみなされ、又は当該公団等の職員としての在職年数を恩給公務員である職員の在職年の年月数若しくは条例在職年の年月数に通算されることとなるもの（以下「公団等職員」という。）が、施行日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その者の施行日以後の引き続く公団等職員としての在職期間を、これに引き続き復帰したときの新法第四十条の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望しない旨を組合に申し出たときは、第五十五条第三項の規定は、その者については適用しない。

一　日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）

第五十九条第一項、第三項及び第四項並びに恩給

法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号。以下「法律第七十七号」という。）附則第十条

二　愛知用水公団法（昭和三十年法律第百四十一号）第四十八条第一項、第三項及び第四項並びに法律第七十七号附則第十条又は法律第百五十五号附則第四十条

三　農地開発機械公団法（昭和三十年法律第百四十二号）第三十七条第一項、第三項及び第四項並びに法律第七十七号附則第十条又は法律第百五十五号附則第四十条

四　日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）第三十七条第一項、第三項及び第四項並びに法律第七十七号附則第十条

五　森林開発公団法（昭和三十一年法律第八十五号）第四十四条第一項、第三項及び第四項並びに法律第七十七号附則第十条又は法律第百五十五号附則第四十条

六　原子燃料公社法（昭和三十一年法律第九十四号）第三十七条第一項及び第二項

七　公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）第三十九条第一項、第三項及び第四項並びに法律第七十七号附則第十条

八　労働福祉事業団法（昭和三十二年法律第百二十六号）第三十五条第一項、第三項及び第四項並びに法律第七十七号附則第十条

九　中小企業信用保険公庫法（昭和三十三年法律第九十三号）第二十九条第一項及び第二項

十　首都高速道路公団法（昭和三十四年法律第百三十三号）第四十八条第一項、第三項及び第四項並びに同法附則第十二条第一項又は法律第七十七号附則第十条

十一　雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）附則第十三条第一項

十二　阪神高速道路公団法（昭和三十七年法律第百十三号）附則第十条第一項、第三項及び第四項並びに法律第七十七号附則第十条

2　前項の申出をしなかつた公団等職員（以下この条において「復帰希望職員」という。）が引き続き復帰して在職し、引き続き復帰希望職員として在職した場合（国の長期組合員である職員が引き続き公団等職員となつた場合を除く。）の適用については、その者は、施行日前日に公団等職員となつたものとみなす。

3　前項の規定に該当する者に対する第五十五条第三項の規定の適用については、同項中「当該期間」とあるのは、「当該期間（施行日前の期間に限る。）」とする。

4　第百二十五条第五項の規定は、復帰希望職員について準用する。

（その他の公庫等職員に関する経過措置）

第百二十八条　施行日前に恩給公務員である職員、年金条例職員若しくは旧長期組合員又は国の長期組合員若しくは国の旧長期組合員である職員であつた者で、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて新法第百四十条に規定する公庫等職員となり、引き続き施行日に現に当該公庫等職員として在職するもの（その在職することとなつた日の前日において職員であつた者に限るものとし、公庫職員及び公団等職員を除く。以下「その他の公庫等職員」という。）が施行日（国の長期組合員である職員であつたその他の公庫等職員となつた日。以下この条においてその他の公庫等職員となつた日。以下この条において同じ。）から六十日以内に、政令で定めるところにより、その者の施行日以後の引き続くその他の公庫等職員としての在職期間を、これに引き続き復帰

したときの新法第四十条の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望する旨を、組合に申し出たときは、その者に係る普通恩給及び退隠料（国の長期組合員である職員であつたその他の公庫等職員にあつては、国の施行法第五条第二項ただし書（国の施行法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた普通恩給及び退隠料を除く。）並びに退職年金条例の通算退職年金、共済法の退職年金、共済法の通算退職年金及び共済法の廃疾年金並びに国の新法（国の旧法を含む。）の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金及び廃疾年金は、その申出をした者（以下この条において「復帰希望職員」という。）が引き続きその他の公庫等職員として在職する間、その支払を差し止める。

2　第百二十五条第三項から第五項までの規定は、復帰希望職員について準用する。この場合において、同条第四項中「恩給（第二項各号に掲げるものを除く。）」とあるのは「第百二十八条第一項に規定する普通恩給及び退隠料並びに退職年金条例の通算退職年金、共済法の退職年金、共済法の通算退職年金及び共済法の廃疾年金並びに国の新法（国の旧法を含む。）の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金及び廃疾年金」と読みかえるものとする。

（国の長期組合員である職員であつた公庫等職員に関する経過措置）

第百二十九条　国の長期組合員である職員であつた者で、任命権又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて国の新法第百二十四条の二に規定する公庫等職員となり、引き続き施行日に現に当該公庫等職員として在職することとなつたもの（その在職することとなつた日の前日において職員であつた者に限る。）が同条第一項の規定により解散する健康保険組合に使用される者（常時勤務に服することを要しない者及び臨時に使用される者を除く。以下この項において「団体の職員」という。）で施行日の前日に団体の職員であり、引き続き組合役職員又は連合会役職員である組合員となつたものに対するこの法律の規定の適用については、これらの者は、同日において職員であつたものとみなす。この場合において、その者の団体の職員として施行日まで引き続いている期間のうち、厚生年金保険の被保険者であつた期間以外の期間は、第十条第一号の期間に該当するものとする。

第百三十条　組合役職員又は連合会役職員（これらの者のうち役員を除く。以下この条及び第百三十六条第二項において同じ。）である組合員で旧市町村職員共済組合又は旧市町村職員共済組合連合会に使用される者（常時勤務に服することを要しない者及び臨時に使用される者を除く。以下この項において「組合等の職員」という。）であつたものに対するこの法律の規定の適用については、これらの者は、組合等の職員であつた間、職員であつたものとみなす。

2　旧町村職員恩給組合連合会及び新法附則第二十九条第二項の規定により解散する健康保険組合に使用される者（常時勤務に服することを要しない者及び臨時に使用される者を除く。以下この項において「団体の職員」という。）で施行日の前日に団体の職員であり、引き続き組合役職員又は連合会役職員である組合員となつたものに対するこの法律の規定の適用については、これらの者は、同日において職員であつたものとみなす。この場合において、その者の団体の職員として施行日まで引き続いている期間のうち、厚生年金保険の被保険者であつた期間以外の期間は、第十条第一号の期間に該当するものとする。

第十章　組合役職員及び連合会役職員の取扱い

経過措置

（組合役職員及び連合会役職員の取扱い）

る。

3　前二項に規定するもののほか、組合役職員又は連合会役職員である組合員に対する新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

第十一章　国の職員等であつた者に関する経過措置

（国の職員等であつた組合員の取扱い）

第百三十一条　国の職員又は国の職員とみなされる者（職員である者を除く。）（以下この条において「国の職員等」という。）であつた組合員は、この法律（第九章及び次項を除く。）の規定の適用については、国の職員等であつた間、職員であつたものとみなす。

2　国の更新組合員である国の職員等であつた組合員に第十条（第五十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、その者の次の期間は、第十条各号に掲げる期間に該当するものとする。

一　旧国民医療法に規定する日本医療団に勤務していた者で日本医療団の業務の政府への引継ぎに伴い、引き続いて国の職員等となつたものの日本医療団に勤務していた期間のうち恩給公務員期間を除いた期間

二　法律第百五十五号附則第四十二条第一項に規定する外国政府職員に係る外国政府に昭和二十年八月八日まで引き続き勤務していた者でその後国の職員等となつたものの当該外国政府に勤務していた期間のうち年金条例職員期間及び恩給公務員期間を除いた期間

三　地方鉄道会社（公共企業体職員等共済組合法附則第十一条第三項に規定する地方鉄道会社をいう。）に勤務していた者で当該会社所属の鉄道の買収に際して国に引き継がれ、その後国の更新組合員となるまで引き続き国の職員等であるもの当該会社に勤務していた期間で買収の時まで引き続いているもののうち恩給公務員期間を除いた期間

四　国際電気通信株式会社、日本電信電話工事株式会社又は日本電話設備株式会社に勤務していた者でこれらの会社の買収に際して国に引き継がれ、その後国の更新組合員となつた日まで引き続き国の職員等であるもののこれらの会社に勤務していた期間で買収の時まで引き続いているもののうち恩給公務員期間を除いた期間

3　前二項に規定するもののほか、国の職員等であつた組合員に対する新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

（警察職員等であつた組合員の取扱い）

第百三十二条　新法による改正前の国の新法附則第十三条に規定する警察職員等である国の職員等であつた組合員に対する長期給付については、その者が警察職員等であつた間、警察職員であつたものと、国の新法及び国の施行法の規定による給付は新法及びこの法律中のこれらの規定に相当する規定による給付とみなして、新法及びこの法律の規定を適用する。

第十二章　雑則

（期間計算の方法）

第百三十三条　この法律に基づく給付を受ける権利の基礎となる期間の計算は、この法律に別段の規定があるもののほか、その初日の属する月から起算し、その最終日の属する月をもつて終わるものとし、二以上の期間を合算する場合において、前の期間の最終日と後の期間の初日とが同一の月に属するときは、後の期間は、その初日の属する月の翌月から起算するものとする。

2　新法第百二十七条の規定は、この法律に定める権利に関する申出の期間を計算する場合について準用する。

（この法律に基づく給付の取扱い）

第百三十四条　この法律に別段の規定があるもののほか、次の各号に掲げる給付は、それぞれ当該各号に掲げる新法の規定による給付とみなす。

一　この法律の規定による退職年金、退職一時金、廃疾年金、廃疾一時金、遺族年金又は遺族一時金

それぞれ新法の規定による退職年金、退職一時金、廃疾年金、廃疾一時金、遺族年金又は遺族一時金

二　第四十七条第一項、第四十九条第二項（第五十二条第二項において準用する場合を含む。）、第五十条第二項（第五十三条第二項において準用する場合を含む。）又は第六十三条第九項の規定による一時金　新法の規定による退職一時金（第四十七条第一項第一号又は第六十三条第九項の規定により遺族に支給される一時金にあつては、新法の規定による遺族一時金）

三　第百二十四条第二項、第三項、第七項又は第八項の規定による年金　新法の規定による遺族年金

（債務の保証）

第百三十五条　更新組合員又は施行日以後に組合員となつた者が国民金融公庫に担保に供していた退隠料等若しくは恩給又は共済法の退職年金若しくは国の旧法の退職年金が第五条第二項本文又は第六条第二項本文（これらの規定を第五十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により消滅したときは、組合は、当該退隠料等若しくは恩給又は共済法の退職年金若しくは国の旧法の退職年金につき民法（明治二十九年法律第八十九号）の保証債務と同一の債務を負う。

（経過措置に伴う費用の負担）

第百三十六条　第二章から第九章まで及び第十一章の規定により職員（新法第百四十二条第一項に規定する国の職員を含む。）である組合員について生ずる組合の追加費用は、第三項の規定により同項に規定する法人が負担すべき金額を除き、政令で定めるところにより、国又は地方公共団体が負担する。

2　第二章から第七章まで及び第十章の規定により組合役職員又は連合会役職員である組合員について生ずる組合の追加費用は、政令で定めるところにより、組合又は連合会が負担する。

3　公団等その他政令で定める法人は、政令で定めるところにより、第七条（第五十五条第一項において準用する場合を含む。）及び第九章の規定によりこれらの法人に勤務していた期間を組合員期間に算入される者に係る長期給付で当該勤務していた期間に係るものの支払に充てる金額を負担し、これを組合に払い込むものとする。

（資金の運用の特例）

第百三十七条　地方職員共済組合又は警察共済組合が新法第百四十二条第三項の規定により資金運用部に預託して運用しなければならない金額は、当分の間、同項の規定にかかわらず、同項に規定する金額に達するまで、施行日以後における責任準備金の増加額のうち政令で定める割合に相当する金額とする。

（厚生保険特別会計からの交付金）

第百三十八条　政府は、厚生保険特別会計の積立金のうち、第六十四条に規定する更新組合員（第百三十条第二項の規定を適用することにより当該更新組合

員とされる者を含む。）の厚生年金保険の被保険者であつた期間に係る部分を、政令で定めるところにより、施行日から一年以内に厚生保険特別会計から当該被保険者であつた者が属する組合に交付するものとする。

（政令への委任）

第百三十九条　この法律に規定するもののほか、新法及びこの法律の長期給付に関する規定の施行に関して必要な事項は、政令で定める。

第十三章　互助会の会員であつた者に関する経過措置等

（定義）

第百四十条　この章において「旧互助年金法」とは、新法による廃止前の地方議会議員互助年金法（昭和三十六年法律第百二十号）をいい、「互助会」とは、旧互助年金法第二条第二項に規定する地方議会議員互助会をいい、「共済会」とは、新法第百五十一条第一項に規定する地方議会議員共済会をいう。

（互助会の会員であつた者の取扱い）

第百四十一条　互助会の会員であつた共済会の会員は、それぞれ都道府県議会議員互助会、市議会議員互助会又は町村議会議員互助会の会員であつた間、都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会又は町村議会議員共済会の会員であつたものと、その者のこれらの互助会の会員であつた期間はこれらの当該共済会の会員である期間と、旧互助年金法の規定（互助会が支給する年金に係る部分に限る。）はこれに相当する新法の規定と、互助会が支給する年金はこれに相当する共済年金と、それぞれみなす。

2　施行日の前日までの間における地方公共団体の議会の議員としての在職期間（昭和二十二年四月三十日以降の地方議会議員の在職期間に限る。）で互助会の会員でなかつた期間については、都道府県の議会の議員としての在職期間は都道府県議会議員互助会の会員であつた期間と、市の議会の議員としての在職期間は市議会議員互助会の会員であつた期間と、町村の議会の議員としての在職期間は町村議会議員互助会の会員であつた期間とみなして、前項の規定を適用する。ただし、新法附則第三十五条第二項の規定により共済会に払い込まなければならない金額を払い込まなかつた者の昭和三十六年七月一日以降の当該期間については、この限りでない。

3　施行日以前において、市町村の廃置分合若しくは境界変更により町村が市となり若しくは市が町村となつた場合又は町村を市とし若しくは市を町村とする処分があつた場合の共済年金の基礎となるべき施行日前の地方議会議員の在職期間と施行日以後の地方議会議員の在職期間との合算については、新法第百五十九条第二項の規定の例による。

（共済年金からの控除）

第百四十二条　昭和二十二年四月三十日から昭和三十六年六月三十日までの間における地方議会議員としての在職期間を有する共済会の会員又はその遺族に共済年金を支給するときは、当該在職期間につき旧互助年金法附則第三項の規定により減額すべきこととされている額を、同項及びこれに基づく互助会の規約の規定の例により控除するものとする。

（旧互助年金法の規定による互助年金の取扱い）

第百四十三条　施行日前に給付事由が生じた旧互助年金法の規定による互助年金については、なお従前の例により、共済会が支給する。

第十四章　他の法律の一部改正

（厚生保険特別会計法の一部改正）

第百四十四条　厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「市町村職員共済組合法（昭和二十

九年法律第二百四号）附則第三十五項」を「地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）第百三十八条」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第百四十五条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第七条の次に次の一条を加える。

第七条の二　地方公共団体は、地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の施行の日の前日に、当該地方公共団体の退職年金及び退職一時金に関する条例の適用を受けていた職員が引き続き当該地方公共団体の職員として在職して退職し、その者が同法及び地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）の規定による退職年金を受けることとなるときにおいて、当該退職年金の額が、同法第五条第一項の規定を適用しないものとした場合において、その者が受けることとなる当該地方公共団体の退職年金及び退職一時金に関する条例（同法第二条第三項の規定の適用があるものとする。）に規定する年金である給付の額（その額が地方公務員共済組合法第四十四条第二項に規定する給料年額の百分の八十に相当する金額をこえるときは、当該金額とする。）より少ないときは、第二百四条の二の規定にからからず、その者に対し、条例で定めるところにより、その差額の範囲内の金額の給付をすることができる。

（地方財政法の一部改正）

第百四十六条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号の二及び第三十四条第一項第五号中「長期給付に要する経費」の下に「（共済組合の長期給付に要する追加費用に係る経費を含む。）」を加える。

（義務教育費国庫負担法の一部改正）

第百四十七条　義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の一項を加える。

2　国は、地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）第百三十六条第一項の規定により都道府県が負担する公立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる職員についての経費を第二条の規定の例により負担するものとする。

（未帰還者留守家族等援護法の一部改正）

第百四十八条　未帰還者留守家族等援護法の一部を次のように改正する。

第十四条中「又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）第四十九条」の下に「、地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）第百二十四条」を加える。

附則第四十九項中「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第四十九条」の下に「、地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第百二十四条」を加える。

（国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正）

第百四十九条　国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）第十五条（組合の給付）」を「地方公務員共済組合法（昭和三十七年法

律第百五十二号）第七十四条（長期給付の種類）、地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）第三条（施行日前に給付事由が生じた給付の取扱い等）及び第百二十四条（未帰還更新組合員に関する特例）」に改める。

（公立養護学校整備特別措置法の一部改正）

第百五十条　公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七項を附則第八項とし、附則第六項を附則第七項とし、附則第五項の次に次の一項を加える。

6　国は、地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）第百三十六条第一項の規定により都道府県が負担する公立の養護学校の小学部及び中学部に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる教職員についての経費を第五条の規定の例により負担するものとする。

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正）

第百五十一条　国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を次のように改正する。

目次中「第二節　警察職員等に関する経過措置」を「第二節　衛視等に関する経過措置（第四十九条―第五十一条の三）」に改める。

第九章　特殊の組合員に関する経過措置（第四十九条―第五十条）

第九章の二　地方の長期組合員に関する経過措置等（第五十一条―第五十一条の三）」に改める。

第二条第一項第三号中「警察職員等、警察職員等の俸給年額又は警察職員」を「衛視等、衛視等の俸給年額又は警察職員」に、「新法附則第二十条第一項」を「新法附則第十三条の九」に、同項第十七号の二中「警察職員等」を「衛視等」に改める。

第八章第二節の節名中「警察職員等」を「衛視等」に改める。

第四十三条から第四十八条の二まで（見出しを含む。）中「警察職員等」を「衛視等」に改める。

第五十一条から第五十一条の三までを削り、第九章の次に次の一章を加える。

第九章の二　地方の長期組合員に関する経過措置等

（地方の長期組合員である職員であつた組合員の取扱い）

第五十一条　地方の長期組合員（新法第百二十六条の二第一項に規定する地方の組合の組合員のうち地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下「地方の新法」という。）の長期給付に関する規定の適用を受ける者をいう。以下同じ。）である職員であつた長期組合員に対する長期給付については、その者が地方の長期組合員であつた間、長期組合員であつたものと、地方の新法及び地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号。以下「地方の施行法」という。）の規定による給付は新法及びこの法律中のこれらの規定に相当する規定による給付とみなして、新法及びこの法律の規定を適用する。

2　地方の長期組合員である職員であつた長期組合員（地方の長期組合員となる前に長期組合員であつた者を除く。）についてこの法律の規定を適用する場合において、第二十条、第二十七条及び第二十八条中「施行日」とあるのは、「地方の長期組合員となつた日」とする。

3　地方の施行法第五十五条第一項第二号に掲げる者である職員であつた長期組合員に対する長期給付については、前二項に規定するもののほか、その者が同号に掲げる者であつた間、第四十一条第一項第二号に掲げる長期組合員であつたものと、その者に係る恩給又は旧法の規定による退職年金で地方の施行法の規定によつて消滅したものはこの法律中の相当する規定によつて消滅したものとみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、第七条第一項各号列記以外の部分中「施行日前の次の期間」とあるのは「地方の施行法第五十五条第一項第二号に掲げる者となつた日前の次の期間（同日の属する月を除く。）」と、第二条第二項及び第十三条第三項中「施行日」とあるのは「地方の施行法第五十五条第一項第二号に掲げる者となつた日（同号に掲げる者となる前に第四十一条第一項第二号に掲げる者であつたものにあつては、同号に掲げる者となつた日）」とする。

4　前三項に規定するもののほか、地方の長期組合員である職員であつた長期組合員に対する長期給付に関する規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（地方の職員等であつた組合員の取扱い）

第五十一条の二　地方の職員（常時勤務に服することを要する地方公務員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十七条第二項に規定する休職の処分を受けた者、同法第二十九条第一項に規定する停職の処分を受けた者、法律又は条例の規定により職務に専念する義務を免除された者及び常時勤務に服することを要しない地方公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する地方公務員に準ずる者で政令で定めるものを含むものとする。）をいう。以下同じ。）又は地方の職員とみなされる者（職員である者を除く。）（以下「地方の職員等」という。）であつた長期組合員は、地方の職員等であつた間、職員であつたものとみなして、この法律（第三項を除く。）の規定を適用する。この場合においては、政令で定めるところにより、退職年金条例（恩給に相当する給付に関する地方公共団体の条例をいう。以下同じ。）の適用を受ける者又は地方の新法による廃止前の市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号。以下「旧市町村職員共済組合法」という。）の退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用を受ける者若しくは共済条例（同法附則第二十一項後段に規定する長期給付に相当する給付に関する地方公共団体の条例（退職年金条例を除く。）及び当該給付を行なうことを目的とする団体の当該給付に関する規程をいう。以下同じ。）の適用を受ける者であつた地方の職員等は、これらの者であつた間、恩給公務員又は旧長期組合員として在職したものと、当該退職年金条例又は旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定はこれに相当する恩給法又は旧法の規定と、当該退職年金条例又は旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による給付はこれに相当する恩給又は旧法の規定による退職給付、廃疾給付及び遺族給付とみなす。

2　地方の施行法第二条第一項第十号に規定する更新組合員（以下「地方の更新組合員」という。）である地方の職員等であつた長期組合員に対する長期給付については、前項に規定するもののほか、その者が地方の更新組合員であつた間、更新組合員であつたものと、その者が恩給若しくは旧法の規定による退職年金又は退職年金条例、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による給付

を受ける権利につき地方の施行法の規定によつてした申出はこの法律中の相当する規定によつてした申出と、地方の施行法の規定によつて消滅した恩給若しくは旧法の規定による退職年金又は退職年金条例、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による給付はこの法律中の相当する規定によつて消滅したものとみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、第二条第一項第七号中「この法律の施行の日」とあるのは「地方の更新組合員となつた日（地方の更新組合員となる前に更新組合員であつた者にあつては、施行日）」とする。

3　地方の職員等であつた長期組合員に対する第七条第一項第五号又は第九条第一号の規定の適用については、その者の地方の職員等であつた期間には、国又は地方公共団体以外の法人に勤務する者で、退職年金条例の適用を受ける者又は旧市町村職員共済組合法の退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用を受ける者若しくは共済条例の適用を受ける者に該当するものであつた期間（退職年金条例又は旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による給付の基礎となる期間を除く。）を含むものとする。

4　地方の更新組合員である地方の職員等であつた長期組合員に第九条（第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、その者の次の期間は、第九条各号に掲げる期間に該当するものとする。

一　旧国民医療法に規定する日本医療団に勤務していた者で日本医療団の業務の地方公共団体への引継ぎに伴い、引き続いて地方の職員等となつたものの日本医療団に勤務していた期間のうち年金条例職員期間（退職年金条例の適用を受ける者として在職した期間（当該期間とみなされる期間、当該期間に通算される期間及び当該退職年金条例の規定による給付の算定の基礎となる年月数の計算上当該期間に加えられる期間を含む。）をいう。以下同じ。）を除いた期間

二　法律第百五十五号附則第四十二条第一項に規定する外国政府職員に係る外国政府に昭和二十年八月八日まで引き続き勤務していた者でその後地方の職員等となつたものの当該外国政府に勤務していた期間のうち恩給公務員期間及び年金条例職員期間を除く。）

5　地方の職員等であつた長期組合員で第一号に掲げる給付を受けた第七条第一項第一号の期間若しくは施行日以後の組合員期間（恩給公務員に該当する者であつた期間に限る。）又は第二号に掲げる給付を受けた同項第一号から第四号までの期間若しくは同日以後の組合員期間を有するものに退職年金又は廃疾年金を支給するときは、その受けたこれらの給付の額（すでに控除を受けた額があるときは、その額を控除した額とし、次項において「普通恩給等受給額」という。）に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給額の二分の一に相当する額を控除する。

一　普通恩給（増加恩給と併給される普通恩給を除く。）又はこれに相当する退職年金条例の給付（これらの給付を受ける権利につき第五条第二項ただし書の申出をしなかつた者の当該申出をしなかつた給付を除く。）

二　旧法の退職年金又はこれに相当する旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の給付（これらの給付を受ける権利につき第六条第一項ただし書の申出をした者の当該申出をした給付を除く。）

6　前項に規定する長期組合員又は当該長期組合員であつた者が死亡したことにより遺族年金を支給するときは、普通恩給等受給額（前項の規定によりすでに控除された額があるときは、その額を控除した額）の二分の一に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給額の二分の一に相当する額を控除する。

7　地方の更新組合員（地方の施行法第五十五条第一項第二号に掲げる者を含む。）である地方の職員等であつた長期組合員に対してこの法律の規定を適用する場合において、その者の第七条第一項第一号の期間に係る退職年金条例の規定又は同項第二号から第四号までの期間に係る共済条例の規定がそれぞれ第一号又は第二号に掲げる基準に従つて定められていないものであるときは、その者又はその者の遺族に対する長期給付の支給については、第一項及び第三章から第七章までの規定にかかわらず、地方の施行法（第十四条、第十七条第五項（第十八条第三項、第九十五条第四項及び第百十六条第三項において準用する場合を含む。）、第七十一条、第九十三条及び第百十四条を除く。）の規定の例による。

一　普通恩給に相当する退職年金条例の給付についての最短年金年限が十七年であり、かつ、その給付の年額が、在職期間が十七年の場合においては退職当時の給料年額の百五十分の五十に相当する金額であり、在職期間が十七年をこえる場合においては当該金額にそのこえる年数一年につき給料日額（給料の三十分の一に相当する額をいう。）の四日分を加えた金額であること。

二　旧法の退職年金に相当する共済条例の給付についての最短年金年限が二十年であり、かつ、その給付の年額が、在職期間が二十年の場合においては給料の四月分に相当する金額であり、在職期間が二十年をこえる場合においては当該金額にそのこえる年数一年につき給料日額（給料の三十分の一に相当する額をいう。）の四日分を加えた金額であること。

8　地方の更新組合員である地方の職員等であつた長期組合員の地方の施行法第六十四条第一項に規定する厚生年金保険の被保険者であつた期間の取扱いについては、地方の施行法の規定の例による。

9　前八項に規定するもののほか、地方の職員等であつた長期組合員に対する長期給付に関する規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（警察職員であつた長期組合員の取扱い）

第五十一条の三　警察職員であつた長期組合員に対する長期給付については、その者が警察職員であつた間、衛視等であつたものと、地方の新法及び地方の施行法の規定による給付は新法及びこの法律中の相当する規定による給付とみなして、新法及びこの法律の規定を適用する。

2　地方の更新組合員（地方の施行法第五十五条第一項の規定の適用を受ける者を含む。）である警察職員であつた衛規等に対する第八章第二節の規定の適用については、第四十四条第一項中「昭和三十四年十月一日」とあるのは「地方の更新組合員（地方の施行法第五十五条第一項の規定の適用を受ける者を含む。）となつた日」と、第四十五条の三第三項中「昭和三十四年九月三十日」とあるのは「地方の更新組合員（地方の施行法第五十五条第一項の規定の適用を受ける者を含む。）となつた日の前日」とする。

（国民年金法の一部改正）

法第五条第二項第二号を除く。）中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法同条同項第二号中「施行日の前日に長期組合員であつた者の普通恩給」とあるのは「普通恩給」と、同法第六条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第四十条第一項中「当該退職年金」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第四十二条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第四十三条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第四十四条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第四十五条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第四十六条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第四十七条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第四十八条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第四十九条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第五十条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第五十一条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第五十二条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第五十三条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第五十四条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第五十五条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第五十六条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第五十七条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第五十八条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第五十九条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第六十条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第六十一条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第六十二条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第六十三条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第六十四条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第六十五条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第六十六条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第六十七条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第六十八条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第六十九条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第七十条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第七十一条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第七十二条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第七十三条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第七十四条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第七十五条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第七十六条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第七十七条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第七十八条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第七十九条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第八十条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第八十一条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第八十二条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第八十三条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第八十四条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第八十五条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第八十六条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第八十七条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第八十八条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第八十九条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第九十条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第九十一条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第九十二条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第九十三条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第九十四条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第九十五条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第九十六条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第九十七条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第九十八条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第九十九条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第百条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第百一条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第百二条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第百三条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第百四条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第百五条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第百六条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第百七条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第百八条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第百九条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第百十条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第百十一条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第百十二条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第百十三条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第百十四条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第百十五条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第百十六条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第百十七条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第百十八条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第百十九条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第百二十条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第百二十一条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第百二十二条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第百二十三条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第百二十四条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第百二十五条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第百二十六条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第百二十七条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第百二十八条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第百二十九条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第百三十条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第百三十一条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第百三十二条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第百三十三条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第百三十四条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第百三十五条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第百三十六条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第百三十七条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第百三十八条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第百三十九条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第百四十条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第百四十一条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第百四十二条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第百四十三条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第百四十四条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第百四十五条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第百四十六条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第百四十七条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第百四十八条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第百四十九条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第百五十条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第百五十一条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第百五十二条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第百五十三条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第百五十四条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第百五十五条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第百五十六条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第百五十七条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第百五十八条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第百五十九条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第百六十条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第百六十一条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第百六十二条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第百六十三条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第百六十四条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第百六十五条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第百六十六条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第百六十七条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第百六十八条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第百六十九条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第百七十条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第百七十一条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第百七十二条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第百七十三条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第百七十四条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第百七十五条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第百七十六条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第百七十七条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第百七十八条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第百七十九条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第百八十条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第百八十一条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第百八十二条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第百八十三条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第百八十四条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第百八十五条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第百八十六条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第百八十七条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第百八十八条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第百八十九条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第百九十条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第百九十一条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第百九十二条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第百九十三条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第百九十四条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第百九十五条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第百九十六条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第百九十七条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第百九十八条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第百九十九条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第二百条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第二百一条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第二百二条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第二百三条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第二百四条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第二百五条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第二百六条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第二百七条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第二百八条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第二百九条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第二百十条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第二百十一条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第二百十二条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第二百十三条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第二百十四条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第二百十五条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第二百十六条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第二百十七条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第二百十八条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第二百十九条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第二百二十条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第二百二十一条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第二百二十二条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第二百二十三条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第二百二十四条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第二百二十五条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第二百二十六条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第二百二十七条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第二百二十八条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第二百二十九条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第二百三十条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第二百三十一条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第二百三十二条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第二百三十三条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第二百三十四条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第二百三十五条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第二百三十六条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第二百三十七条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第二百三十八条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第二百三十九条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第二百四十条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第二百四十一条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第二百四十二条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第二百四十三条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第二百四十四条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第二百四十五条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第二百四十六条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第二百四十七条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第二百四十八条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第二百四十九条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第二百五十条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第二百五十一条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第二百五十二条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第二百五十三条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第二百五十四条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第二百五十五条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第二百五十六条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第二百五十七条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第二百五十八条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第二百五十九条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第二百六十条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第二百六十一条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第二百六十二条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第二百六十三条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第二百六十四条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第二百六十五条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第二百六十六条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第二百六十七条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第二百六十八条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第二百六十九条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第二百七十条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第二百七十一条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第二百七十二条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第二百七十三条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第二百七十四条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第二百七十五条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第二百七十六条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第二百七十七条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第二百七十八条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第二百七十九条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第二百八十条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第二百八十一条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第二百八十二条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第二百八十三条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第二百八十四条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第二百八十五条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第二百八十六条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第二百八十七条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第二百八十八条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第二百八十九条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第二百九十条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第二百九十一条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第二百九十二条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第二百九十三条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第二百九十四条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第二百九十五条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第二百九十六条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第二百九十七条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第二百九十八条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第二百九十九条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第三百条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第三百一条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第三百二条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第三百三条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第三百四条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第三百五条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第三百六条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第三百七条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第三百八条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第三百九条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第三百十条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第三百十一条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第三百十二条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第三百十三条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第三百十四条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第三百十五条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第三百十六条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第三百十七条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第三百十八条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第三百十九条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第三百二十条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第三百二十一条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第三百二十二条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第三百二十三条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第三百二十四条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第三百二十五条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第三百二十六条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第三百二十七条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第三百二十八条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第三百二十九条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第三百三十条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第三百三十一条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第三百三十二条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第三百三十三条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第三百三十四条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第三百三十五条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第三百三十六条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第三百三十七条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第三百三十八条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第三百三十九条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第三百四十条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第三百四十一条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第三百四十二条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第三百四十三条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第三百四十四条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第三百四十五条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第三百四十六条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第三百四十七条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第三百四十八条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第三百四十九条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第三百五十条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第三百五十一条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第三百五十二条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第三百五十三条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第三百五十四条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第三百五十五条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第三百五十六条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第三百五十七条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第三百五十八条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第三百五十九条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第三百六十条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第三百六十一条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第三百六十二条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第三百六十三条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第三百六十四条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第三百六十五条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第三百六十六条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第三百六十七条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第三百六十八条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第三百六十九条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第三百七十条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第三百七十一条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第三百七十二条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第三百七十三条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第三百七十四条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第三百七十五条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第三百七十六条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第三百七十七条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第三百七十八条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第三百七十九条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第三百八十条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第三百八十一条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第三百八十二条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第三百八十三条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第三百八十四条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第三百八十五条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第三百八十六条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第三百八十七条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第三百八十八条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第三百八十九条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第三百九十条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第三百九十一条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第三百九十二条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第三百九十三条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第三百九十四条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第三百九十五条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第三百九十六条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第三百九十七条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第三百九十八条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第三百九十九条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第四百条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第四百一条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第四百二条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第四百三条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第四百四条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第四百五条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第四百六条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第四百七条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第四百八条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第四百九条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第四百十条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第四百十一条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第四百十二条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第四百十三条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第四百十四条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第四百十五条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第四百十六条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第四百十七条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第四百十八条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第四百十九条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第四百二十条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第四百二十一条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第四百二十二条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第四百二十三条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第四百二十四条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第四百二十五条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第四百二十六条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第四百二十七条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第四百二十八条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第四百二十九条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第四百三十条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第四百三十一条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第四百三十二条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第四百三十三条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第四百三十四条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第四百三十五条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第四百三十六条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第四百三十七条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第四百三十八条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第四百三十九条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第四百四十条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第四百四十一条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第四百四十二条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第四百四十三条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第四百四十四条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第四百四十五条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第四百四十六条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第四百四十七条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第四百四十八条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第四百四十九条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第四百五十条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第四百五十一条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第四百五十二条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第四百五十三条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第四百五十四条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第四百五十五条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第四百五十六条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第四百五十七条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第四百五十八条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第四百五十九条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第四百六十条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年四月一日」と、同法第四百六十一条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十七年十二月一日」と、同法第四百六十二条第一項中「施

備考

一　廃疾の程度は、新法別表第四の上欄に掲げる廃疾の程度による。

二　廃疾の程度が一級に該当する者については、この表の一級の金額に二万四千円を加算する。

三　第二十九条に規定する廃疾年金を受ける者（以下「受給権者」という。）に被扶養者がある場合には、その一人につき四千八百円を加算する。

四　前号において「被扶養者」とは、次に掲げる者で受給権者の退職の当時から引き続き主としてその者の収入により生計を維持するものをいう。

イ　受給権者の妻である配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

ロ　受給権者の子及び孫（十八歳未満でまだ配偶者がない者又は受給権者の退職の当時から引き続き新法別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にある者に限る。）

ハ　受給権者の夫である配偶者、父母及び祖父母（五十五歳以上である者又は受給権者の退職の当時から引き続き新法別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にある者に限る。）

五　受給権者の退職後生まれた子でその生まれた当時から引き続き主として受給権者の収入により生計を維持し、かつ、前号ロの要件を満たすものがあるときは、第三号の被扶養者とする。

六　前号の規定による被扶養者については、第三号の金額は、二千四百円とする。ただし、その子がない場合うちの一人については、第四号の子がない場合に限り、四千八百円とする。

（内閣総理・大蔵・文部・厚生・自治大臣署名）

法律第百五十四号（昭三七・九・一〇）

◎郵政省設置法の一部を改正する法律

郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「電波監理局」を「電波監理局　人事局」に改め、同条第二項中「人事部、」を削り、同条に次の一項を加える。

3　電波監理局に放送部、無線通信部及び監視部を置く。

第六条第一項第五号の三の次に次の一号を加える。

五の四　臨時放送関係法制調査会に関すること。

第六条第一項中第八号を削り、第七号の二を第八号とし、第十号を次のように改める。

十　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員のうち政令で定めるものの職階、任免、給与、懲戒、服務その他人事及び教養に関すること。

第六条第一項第十二号の三中「に関すること。」の下に「但し、日本電信電話公社に関するものに限る。」を加える。

第六条第二項を削り、同条第三項中「第一項第十一号に掲げる事務及び第十三号から第十八号まで」を「前項第十一号に掲げる事務及び同項第十三号から第十八号まで」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第十三号から第十八号まで」を同項第十三号から第十八号まで」に改め、同項を同条第三項とする。

第十条の二第十四号中「調査をし、又はこれを部外の研究機関に委託すること」を「調査をすること」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十四の二　電波の利用に関する研究及び調査を部外の研究機関に委託すること。

第十条の二に次の三項を加える。

2　放送部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一　前項第六号から第八号まで、第十四号及び第十五号に掲げる事務のうち、放送又は高周波利用設備に係るもの

二　前項第十六号に掲げる事務

三　前項第二号及び第三号に掲げる事務のうち、前二号に掲げる事務に係る法令及び事務取扱方法の実施に関するもの

四　前項第二十五号に掲げる事務のうち、前三号に掲げる事務に附帯するもの

3　無線通信部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一　第一項第六号から第八号まで、第十四号及び第十五号に掲げる事務のうち、前三号に掲げる事務に附帯するもの

二　第一項第九号に掲げる事務

三　第一項第二号及び第三号に掲げる事務

前二号に掲げる事務に係る法令及び事務取扱方法の実施に関するもの

四　第一項第二十五号に掲げる事務のうち、前三号に掲げる事務に附帯するもの

4　監視部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一　第一項第十号、第十一号及び第十三号に掲げる事務

二　第一項第四号に掲げる事務

三　第一項第二号及び第三号に掲げる事務のうち、前二号に掲げる事務に係る法令及び事務取扱方法の実施に関するもの

四　前項第二十五号に掲げる事務のうち、前三号に掲げる事務に附帯するもの

第十条の三　人事局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一　職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他人事及び教養に関すること。但し、大臣官房所掌のものを除く。

二　職員の需要及び採用に関する計画案の取りまとめをすること。

三　職員の定員に関すること。

四　職員の訓練に関し、取りまとめをすること。

五　職員の厚生及び保健に関する事務を処理し、並びに必要な施設を設置し、及び管理すること。

六　職員に貸与する宿舎を設置し、及び管理すること。

七　郵政省共済組合に関すること。

八　職員の結成する労働組合その他の団体との交渉に関すること。

九　公共企業体等労働委員会に対する調停及び仲裁の請求に関すること。但し、大臣官房所掌のもの

を除く。

十　人事局の所掌事務に関する法令に関すること。

十一　人事局の所掌事務に関する事務取扱方法を制定し、及び実施すること。

十二　人事局の所掌事務に関する予算案を準備し、及び成立予算に基づく業務計画を実施すること。

十三　所部の職員の需要及び採用に関する計画案を作成すること。

十四　所部の職員を訓練すること。

十五　前各号に掲げるもののほか、人事に関し、郵政省の権限として法令で定められる事項のうち、他の部局の所掌とされないものを処理すること。

十六　前各号の事務に附帯すること。

第十二条第二項中「並びに第六条第一項第十二号の二及び第十二号の四」を「及び第六条第一項第十二号の二から第十二号の四まで」に改め、同条第四項中「同条第一項第十二号の二及び第十二号の四」を「同条第一項第十二号の二から第十二号の四まで」に、「及び第十一条」を「、第十条の三及び前条」に改め、同条第五項を削る。

第十九条第一項の表中

「電波技術審議会	郵政大臣の諮問に応じて電波の技術に関する事項を調査審議すること。」を
「電波技術審議会 臨時放送関係法制調査会	郵政大臣の諮問に応じて電波の技術に関する事項を調査審議すること。 郵政大臣の諮問に応じて、放送に関する法制について検討を加え、関係諸問題を調査審議すること。」

に改める。

第二十一条第五項中「、電波監理局に次長二人を」を削る。

第二十五条第一項中「三千二百二人」を「三千三百三人」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第二十五条第一項の規定は、昭和三十七年四月一日から適用する。

（郵政・内閣総理大臣署名）

法律第百五十五号（昭三七・九・一一）

◎水産業協同組合法の一部を改正する法律

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「左の組合以外の組合」を「組合」に改め、同項各号及び同条第二項を削る。

第十一条第一項第十号中「技術の向上及び」を「経営及び技術の向上並びに」に改める。

第十七条第一項中「三分の二」を「二分の一」に改め、同条第二項中「漁業協同組合」を「組合」に改める。

第十八条を次のように改める。

（組合員たる資格）

第十八条　組合の組合員たる資格を有する者は、左に掲げる者とする。

一　組合の地区内に住所を有し、かつ、漁業を営み又はこれに従事する日数が一年を通じて九十日から百二十日までの間で定款で定める日数をこえる漁民

二　組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業生産組合

三　組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人（組合及び漁業生産組合を除く。）であつて、その常時使用する従業者の数が三百人以下であり、かつ、その使用する漁船（漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第二条第一項に規定する漁船をいう。以下同じ。）の合計総トン数が三百トン以下であるもの

2　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十七条に規定する内水面において漁業を営み若しくはこれに従事し、又は河川において水産動植物の採捕若しくは養殖をする者を主たる構成員とする組合（以下「内水面組合」という。）にあつては、前項第一号の規定にかかわらず、組合の地区内に住所を有し、かつ、漁業を営み若しくはこれに従事し、又は河川において水産動植物の採捕若しくは養殖をする日数が一年を通じて三十日から九十日までの間で定款で定める日数をこえる個人は、組合の組合員たる資格を有する。

3　組合（河川において水産動植物の採捕又は養殖をする者を主たる構成員とする組合を除く。次項において同じ。）は、定款の定めるところにより、第一項第一号又は前項の規定により組合員たる資格を有する者を漁業を営む者であつてその営む日数が一年を通じて九十日から百二十日まで（内水面組合にあつては、三十日から九十日まで）の間で定款で定める日数をこえるものに限ることができる。

4　組合の地区が市町村又は特別区の区域をこえるものにあつては、定款の定めるところにより、前三項の規定により組合員たる資格を有する者を特定の種類の漁業を営む者に限ることができる。

5　組合は、前四項に規定する者のほか、左に掲げる者であつて定款で定めるものを組合員たる資格を有する者とすることができる。

一　前四項の規定により当該組合の組合員たる資格を有する者以外の漁民又は河川において水産動植物の採捕若しくは養殖をする者

二　組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人（組合及び第一項第二号若しくは第三号又は前項の規定により当該組合の組合員たる資格を有する法人を除く。）であつて、その常時使用する従業者の数が三百人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が千トン（前項の規

定により組合員たる資格を有する者を特定の種類の漁業を営む者に限る組合（以下「業種別組合」という。）にあつては、二千トン）以下であるもの

三　組合の地域内に住所又は事業場を有する水産加工業者又は常時使用する従業者の数が四十人以下である水産加工業を営む法人

四　組合の地区の全部又は一部を地区とする組合

第二十一条第一項中「第十八条第三項」を「第十八条第五項」に改め、同条第二項中「第四十一条第三項」の下に「（第四十四条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第四項本文中「二人」を「三人」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、組合員（準組合員を除く。）の総数が千人をこえる組合にあつては、三人までの組合員を代理することができる。

第二十八条の次に次の一条を加える。

（脱退者の払込義務）

第二十八条の二　事業年度の終りにあたり、出資組合の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、その出資組合は、定款の定めるところにより、その年度内に脱退した組合員に対して、未払込出資額の全部又は一部の払込みを請求することができる。

第二十九条に見出しとして「（時効）」を附し、同条中「前条」を「前二条」に改める。

第三十条に見出しとして「（持分払戻しの停止）」を附する。

第三十一条第二項中「第二十八条及び第二十九条」を「第二十八条から第二十九条まで」に改める。

第三十一条第三項中「十日前」を「一週間前」に改める。

第四十四条第四項中「これを総会の議に」を「その請求のあつた日から二十日以内に総会を招集し、その議に」に改め、同条に次の一項を加える。

6　第四十条の規定は、第四項の場合について準用する。

第四十四条の次に次の一条を加える。

（行政庁による仮理事の選任又は総会の招集）

第四十四条の二　役員の職務を行なう者がないため遅滞により損害を生ずるおそれがある場合において、組合員その他の利害関係人の請求があつたときは、行政庁は、仮理事を選任し、又は役員を選挙するための総会を招集して役員を選挙させることができる。

2　第四十一条の規定は、前項の総会の招集について準用する。

失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。重要な事項につき第四十三条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、また同様とする。

第四十一条第三項中「十日前」を「一週間前」に改める。

第四十四条第四項中「これを総会の議に」を「その請求のあつた日から二十日以内に総会を招集し、その議に」に改め、同条に次の一項を加える。

6　第四十条の規定は、第四項の場合について準用する。

第四十四条の次に次の一条を加える。

（行政庁による仮理事の選任又は総会の招集）

第四十四条の二　役員の職務を行なう者がないため遅滞により損害を生ずるおそれがある場合において、組合員その他の利害関係人の請求があつたときは、行政庁は、仮理事を選任し、又は役員を選挙するための総会を招集して役員を選挙させることができる。

2　第四十一条の規定は、前項の総会の招集について準用する。

第四十五条を次のように改める。

（役員に関する民法及び商法の準用）

第四十五条　商法第二百五十四条第三項、第二百五十六条第三項及び第二百五十八条第一項の規定は理事及び監事に、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条第一項、第五十二条第二項、第五十三条から第五十五条まで及び第六十一条第一項の規定は理事に、第三十五条の二、民法第五十九条及び商法第二百七十八条の規定は監事に準用する。

第四十八条第一項第八号中「訴願」を「漁業権又は入漁権に関する訴願」に改め、同項第九号中「若しくはこれに関する物権又は不動産（総トン数二十トン以上の船舶を含む。）に関する物権」を「又はこれに関する物権」に改める。

第五十一条を次のように改める。

（総会に関する民法及び商法の準用）

第五十一条　民法第六十四条及び第六十六条並びに商法第二百四十三条及び第二百四十四条の規定は、総会に準用する。この場合において、民法第六十四条中「第六十二条」とあり、又は商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは、「水産業協同組合法第四十一条第三項」と読み替えるものとする。

第五十二条第二項を次のように改める。

2　総代は、定款の定めるところにより、組合員（准組合員を除く。）のうちからこれを選挙する。

第五十二条第四項中「第三十四条第三項から第六項まで」を「第三十四条第四項及び第五項」に改め、同条第五項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第二十一条第四項中「三人」とあるのは、「二人」と読み替えるものとする。

第五十二条第七項中「組合」の下に「（内水面組合を除く。）」を加え、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　総代会においては、前項の規定にかかわらず、役員若しくは総代を選挙し、第七十条第一項の規定による設立委員を選任し、又は第五十条各号に掲げる事項について議決することができない。

第五十六条第二項中「年五分」を「年八分以内において政令で定める割合」に改める。

第五十九条中「二十人以上の漁民」を「組合員（准組合員を除く。）」となろうとする者二十人（業種別組合にあつては、十五人）以上」に改める。

第六十一条第一項中「漁民」を「組合員（准組合員を除く。）」となろうとする者」に改め、同条第二項中「業種別組合にあつては、十五人」の下に「（業種別組合にあつては、十五人）」を加え、同条第三項中「漁民」を「組合員（准組合員を除く。）」となろうとする者」に改める。

第六十二条第六項を次のように改める。

6　第二十一条第四項、第四十九条第二項及び第三項、民法第六十六条並びに商法第二百四十三条及び第二百四十四条の規定は、創立総会に準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「水産業協同組合法第六十二条第一項」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と読み替えるものとする。

第六十四条を次のように改める。

第六十四条　行政庁は、前条第一項の認可の申請があつたときは、左の各号の一に該当する場合を除き、設立の認可をしなければならない。

一　設立の手続又は定款若しくは事業計画の内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反するとき。

二　事業を行なうために必要な経営的基礎を欠く等その事業の目的を達成することが著しく困難であると認められるとき。

第六十六条の次に一条を加える。

（設立の認可の取消し）

第六十六条の二　組合が第六十三条第一項の認可があつた日から九十日を経過しても設立の登記をしないときは、行政庁は、その認可を取り消すことができる。

第六十八条第一項第五号中「第百二十四条第二項」を「第百二十四条の二第一項」に改め、同条第三項中「第六十四条」を「第六十四条第一号」に改め、同条第四項中「二十人」の下に「（業種別組合にあつては、十五人）」を加える。

第七十条第二項中「及び第八項」を削る。

第七十七条中「第百三十六条第一項」を「第百三十六条」に改める。

第八十一条中「三分の二」を「二分の一」に改める。

第八十二条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第八十六条第二項中「、第三十四条第一項から第七項まで、第三十五条」を削り、同条第三項中「二十人」を「二十人（業種別組合にあつては、十五人）」に改め、同条第四項中「二十人」を「二十人（業種別組合にあつては、十五人）」に改め、「、第七十条第二項中「第三十三条第一項」とあるのは「第三十四条第七項本文及び第八項」とあるのは「第三十四条第七項本文」と」を削り、「同項」を「第七十条第二項」に改める。

第八十七条第一項第十一号中「技術の向上及び」を「経営及び技術の向上並びに」に改め、同条第五項中「前項」を「第四項」に、「又は」を「若しくは」に、「取り立てることができる。」を「取り立て、又は農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機関の業務の代理をすることができる。」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　前項の連合会は、連合会を間接に構成する者であつて定款で定めるものにつき、事業若しくは生活に必要な資金の貸付け又は貯金若しくは定期積金の受入れをすることができる。

第八十八条に次の一号を加える。

四　第一号の組合又は連合会が主たる出資者又は構成員となつている法人（第一号及び前号に掲げる者を除く。）

第九十二条第二項中「第六十八条第三項」を「第六十八条第三号」の下に「及び同条第四号」を加え、「及び同条」を削り、同条第三項後段を次のように改める。

この場合において、第三十四条第七項中「准組合員以外の組合員」とあるのは「所属員（准会員、准組合員及びこれらを構成する者を除く。）」と、「組合員（准組合員を除く。）たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの」とあるのは「会員（准会員を除く。）たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの又はこれを直接若しくは間接に構成する者（准会員、准組合員及びこれらを構成する者を除く。）」と、「組合員の営み又は従事する漁業及び当該組合の所属する漁業協同組合連合会の行う事業を除く。）」とあるのは「（当該連合会の所属員たる組合及び連合会並びに当該連合会の所属する連合会の行なう事業を除く。）」と、第五十二条第八項中「組合（内水面組合を除く。）」とあるのは「連合会」と読み替えるものとする。

第九十二条第四項中「第六十一条第一項及び第三項中「漁民」とあるのは「組合、漁業生産組合又は連合会の理事」と、」を削り、「同条第二項中「二十人」を「第六十一条第二項中「二十人（業種別組合にあつては、十五人）」に、「第十八条第三項」を「第十八条第四号」を加え、「及び同条」を削り、同条第三項後段を次のように改める。

この場合において、第三十四条第七項中「准組合員以外の組合員」とあるのは「所属員（准会員、准組合員及びこれらを構成する者を除く。）」と、「組合員（准組合員を除く。）たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの」とあるのは「会員（准会員を除く。）たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの又はこれを直接若しくは間接に構成する者（准会員、准組合員及びこれらを構成する者を除く。）」と、「組合員の営み又は従事する漁業及び当該組合の所属する漁業協同組合連合会の行う事業を除く。）」とあるのは「（当該連合会の所属員たる組合及び連合会並びに当該連合会の所属する連合会の行なう事業を除く。）」と、第五十二条第八項中「組合（内水面組合を除く。）」とあるのは「連合会」と読み替えるものとする。

第九十二条第四項中「第六十一条第一項及び第三項中「漁民」とあるのは「組合、漁業生産組合又は連合会の理事」と、」を削り、「同条第二項中「二十人」を「第六十一条第二項中「二十人（業種別組合にあつては、十五人）」に、「第十八条第三項」を「第十八条第四号」を加え、「及び同条」を削り、同条第三項後段を次のように改める。

この場合において、第三十四条第七項中「准組合員以外の組合員」とあるのは「所属員（准会員、准組合員及びこれらを構成する者を除く。）」と、「組合員（准組合員を除く。）たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの」とあるのは「会員（准会員を除く。）たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの又はこれを直接若しくは間接に構成する者（准会員、准組合員及びこれらを構成する者を除く。）」と、「組合員の営み又は従事する漁業及び当該組合の所属する漁業協同組合連合会の行う事業を除く。）」とあるのは「（当該連合会の所属員たる組合及び連合会並びに当該連合会の所属する連合会の行なう事業を除く。）」と、第五十二条第八項中「組合（内水面組合を除く。）」とあるのは「連合会」と読み替えるものとする。

十八条第五項」に改め、同条第五項後段を次のように改める。

この場合において、第六十八条第四項中「二十人（業種別組合にあつては、十五人）未満」とあるのは「一人」と、第七十条第二項において準用する第三十四条第七項本文中「准組合員以外の組合員」とあるのは「所属員（准会員、准組合員及びこれらを構成する者を除く。）」と読み替えるものとする。

第九十三条第一項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

第九十四条を次のように改める。

（組合員たる資格）

第九十四条　組合の組合員たる資格を有する者は、左に掲げる者であつて定款で定めるものとする。

一　組合の地区内に住所又は事業場を有する水産加工業者

二　組合の地区内に住所又は事業場を有する水産加工業を営む法人であつて、その常時使用する従業者の数が四十人以下であるもの

第九十六条第一項中「第十五条」を「第十六条」に改め、「、第九十三条」と」の下に「、第十六条第一項中「第十一条第一項第十一号」とあるのは「第十一条第一項第九号」と」を加え、同条第二項中「及び第二十条」を「、第二十条、第二十一条第一項本文及び第二項から第五項まで並びに第二十二条」に改め、同項後段を削り、同条第三項中「、第三十三条、第三十五条」を削り、同条第四項中「二十人（業種別組合にあつては、十五人）」を「二十人（業種別組合にあつては、十五人）

同条第五項後段を次のように改める。

この場合において、第六十八条第四項中「二十人（業種別組合にあつては、十五人）未満」とあるのは「一人」と、第七十条第二項において準用する第三十四条第七項本文中「准組合員以外の組合員」とあるのは「所属員（准会員及びこれを構成する者を除く。）」と読み替えるものとする。

第百条の十四第二項中「第十八条第三項」を「第十八条第五項」に改め、同条第三項中「第三十三条、第三十四条第一項から第七項まで、第三十五条から第五十二条まで、第五十五条第一項及び第三項並びに」を「第三十三条から第五十一条まで、第五十二条第一項及び第三項並びに」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第三十四条第七項中「准組合員以外の組合員」とあるのは「会員たる水産業協同組合又はこれを直接若しくは間接に構成する者（第十八条第五項の規定による組合員及びこれを構成する者並びに第八十八条第三号若しくは第四号又は第九十八条第二号の規定による会員及びこれを構成する者を除く。）」と、「組合員（准組合員を除く。）たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの」とあるのは「設立の同意を申し出た水産業協同組合又はこれを直接若しくは間接に構成する者（第十八条第五項の規定による組合員及びこれを構成する者並びに第八十八条第三号若しくは第四号又は第九十八条第二号の規定による会員及びこれを構成する者を除く。）」と、第七十条第二項において準用する第三十四条第七項本文中「准組合員以外の組合員」とあるのは「会員たる水産業協同組合又はこれを直接若しくは間接に構成する者（第十八条第五項の規定による組合員及びこれを構成する者並びに第八十八条第三号若しくは第四号又は第九十八条第二号の規定による会員及びこれを構成する者を除く。）」と、第三十五条の二第一項及び第四十二条第一項中「規約及び」とあるのは「規約、共済規程及び」と、第四十四条第二項中「若しくは規約若しくは共済規程」とあるのは「、規約若しくは共済規程」と、第四十八条第一項第二号中「規約」とあるのは「規約及び共済規程」と、同条第三項中「第六十三条第二項、第六十四条及び第六十五条」とあるのは「第六十三条第二項及び第百条の十二」と、第六項中「役員若しくは総代」とあるのは「総代」と読み替えるものとする。

第百条の十四第四項後段を次のように改める。

この場合において、第六十二条第六項において準用する第二十一条第一項ただし書中「第十八条第五項の規定による組合員（以下本章及び第四章において「准組合員」という。）とあるのは、「准会員」と読み替えるものとする。

第百条の十四第五項後段を次のように改める。

この場合において、第六十九条第三項中「第六十三条第二項、第六十四条及び第六十五条」とあるのは「第六十三条第二項及び第百条の十二」と、第七十条第二項において準用する第三十四条第七項本文中「准組合員以外の組合員」とあるのは「会員たる水産業協同組合又はこれを直接若しくは間接に構成する者（第十八条第五項の規定による組合員及びこれを構成する者並びに第八十八条第三号若しくは第四号又は第九十八条第二号の規定による会員及びこれを構成する者を除く。）」と読み替えるものとする。

の組合員、役員、使用人、事業の分量その他組合の一般的状況に関する資料であつて組合に関する行政を適正に処理するために特に必要なものの提出を命ずることができる。

第百二十三条第三項中「（漁業生産組合を除く。）」の下に「又は共済会」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　行政庁は、第十一条第一項第二号、第八十七条第一項第二号、第九十三条第一項第二号若しくは第九十七条第一項第二号の事業を行なう組合又は共済会の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、何時でも、当該組合又は共済会の業務又は会計の状況を検査することができる。

第百二十三条の次に次の一条を加える。

（行政庁の監督上の命令）

第百二十三条の二　行政庁は、第十一条第一項第二号、第八十七条第一項第二号、第九十三条第一項第二号若しくは第九十七条第一項第二号の事業を行なう組合又は共済会に対し、その事業の健全な運営を確保し、又は組合員を保護するため、当該組合若しくは共済会の業務若しくは財産の状況又は事情の変更によつて必要があると認めるときは、当該事業に関し、定款、規約若しくは共済規程の変更、業務執行の方法の変更、業務の全部若しくは一部の停止若しくは財産の処分を禁止し、若しくは財産の供託を命じ、又は財産上必要な命令をすることができる。

第百二十四条第一項中「前条」を「第百二十三条」に改め、「当該組合に対し」の下に「、期間を定めて」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　組合が前項の命令に従わないときは、行政庁は、期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止又は役員の改選を命ずることができる。

第百二十四条の次に次の一条を加える。

（行政庁による解散命令）

第百二十四条の二　左の場合には、行政庁は、当該組合の解散を命ずることができる。

一　組合が法律の規定に基づいて行なうことができる事業以外の事業を行なつたとき。

二　組合が、正当な理由がないのに、その成立の日から一年を経過してもなおその事業を開始せず、又は一年以上事業を停止したとき。

三　組合が法令に違反した場合において、行政庁が前条第一項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき。

四　漁業生産組合が第八十条、第八十一条又は第八十二条第二項の規定に違反するとき。

2　行政庁は、前項の規定による命令をしようとするときは、当該組合に対し、あらかじめ、命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

第百二十五条第一項中「第十八条第三項又は第九十四条第二項」を「第十八条第五項」に改め、「第八十八条第三号」の下に「若しくは第四号」を加える。

第百二十六条中「第九十三条第二項」を「第九十二条第二項」に改める。

第百三十条第七号中「又は第四十条」を「、第四十条又は第四十四条第四項」に改め、「準用する場合」の下に「並びに第四十条の規定を第四十四条第六項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の十四第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合」を加え、同条中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二　第百二十三条の二の規定による命令に従わなかつたとき。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

2　この法律の施行の際現に存する漁業協同組合又は水産加工業協同組合でその組合員たる資格に関する定款の規定が改正後の水産業協同組合法第十八条又は第九十四条の規定に適合しないこととなつたもの（以下「旧資格組合」という。）の組合員たる資格については、この法律の施行の日から起算して二年を経過する日（その日までに次項の申請に対し認可の通知を受けた旧資格組合にあつてはその通知を受けた日、その日までに当該申請に対し認可又は不認可の通知を受けなかつた旧資格組合にあつてはその通知を受ける日又はその認可があつたとみなされる日）までは、なお従前の例による。

3　旧資格組合は、この法律の施行の日から起算して二年を経過する日までに、必要な定款の変更につき水産業協同組合法第四十八条第二項又は第九十六条第三項において準用する第四十八条第二項の認可の申請をしなければならない。

4　旧資格組合である漁業協同組合は、前項の規定によりその定款を変更する場合には、この法律の施行の際現に議決権及び役員の選挙権を有する組合員（以下「正組合員」という。）のうちその定款の変更により正組合員たる資格を失うこととなる者については、これを改正後の水産業協同組合法第十八条第五項第一号に規定する組合員たる資格を有する者とする旨をその定款に規定しなければならない。

5　行政庁（水産業協同組合法第百二十七条第一項に規定する行政庁をいう。）は、旧資格組合が附則第三項の日までに同項の申請をしなかつたとき、又は同項の申請に対し同項の日を経過した後において不認可の処分をしたときは、その旧資格組合に対し、解散を命じなければならない。

6　旧資格組合は、前項の規定による解散の命令によつて解散する。この場合には、水産業協同組合法第百十五条第三項の規定を準用する。

7　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項ただし書中「第十八条第二項の規定により組合員の資格を限る」を「第十八条第四項の規定により組合員たる資格を有する者を特定の種類の漁業を営む者に限る」に改める。

8　漁業用海岸局を開設運用する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に対する水産業協同組合法の適用の特例に関する法律（昭和二十五年法律第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「法第十八条第三項（准組合員の資格）に規定する者」を「法第十八条（組合員の資格）の規定により組合の組合員たる資格を有する者」に、「同項」を「同条第五項（准組合員の資格）」に改める。

第八条第一項中「法第八十八条（会員の資格）に規定する者」を「法第八十八条（会員の資格）の規定により連合会の会員たる資格を有する者」に改める。

9　町村合併促進法（昭和二十八年法律第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第十八条第二項」を「第十八条第四項」に、「漁民」を「者」に改め、「又はこれに従事する者」を削り、同条第二項を削る。

10　改正前の水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十八条第二項の規定により組合員たる資格を制限している漁業協同組合についての改正後の町村合併促進法第十九条（新市町村建設促進法（昭和三十一年法律第百六十四号）第二十八条第

四項（第二十九条第七項（同条第八項において準用する場合を含む。）若しくは第三十条第二項又は第二十九条の二第二項において準用され又は適用される場合を含む。）及び市の合併の特例に関する法律（昭和三十七年法律第百十八号）第三条第一項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定の適用については、水産業協同組合法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第百五十五号）附則第二項に規定する期間内は、同条中「特定の種類の漁業を営む者」とあるのは、「特定の種類の漁業を営む者又はこれに従事する者」とする。

11　漁業協同組合整備促進法（昭和三十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第十八条第三項」を「第十八条第五項」に改める。

第十条を次のように改める。

第十条　削除

（内閣総理・法務・大蔵・農林・郵政・自治大臣署名）

法律第百五十六号（昭三七・九・一一）

◎漁業法の一部を改正する法律

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「指定遠洋漁業」を「指定漁業」に、「第百四十五条」を「第百四十六条」に改める。

第六条第三項第一号中「海面」を「海面をいう。」に改め、「ます網漁業」の下に「並びに陸奥湾（青森県焼山崎から同県明神崎燈台に至る直線及び陸岸によつて囲まれた海面をいう。）における落とし網漁業及びます網漁業」を加え、同項第二号中「にしん、いわし、さけ又はます（陸封性のますを除く。）」を「さけ」に改め、同条第五項第二号中「定置漁業」の下に「及び第五号に掲げるもの」を加え、同項第三号中「船びき網漁業」の下に「（動力漁船（漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第二条第二項に規定する動力漁船をいう。以下同じ。）を使用するものを除く。）」を加え、「、しいらづけ漁業」を削り、「つきいそ漁業」の下に「（第一号に掲げるものを除く。）」であつて、第五号に掲げるもの以外のもの」を加え、同項第四号中「鳥付こぎ釣漁業」の下に「であつて、次号に掲げるもの以外のもの」を加え、同項第五号中「以下第二十五条までにおいて同じ。」を削り、「前四号」を「第一号」に改める。

第七条中「ひび建養殖業」を「ひび建養殖業、そう類養殖業、真珠母貝養殖業、小割り式養殖業（網いけすその他のいけすを使用して行なう水産動物の養殖業をいう。）」に改め、「区画漁業権」の下に「（以下「特定区画漁業権」という。）」を加える。

第八条を次のように改める。

（組合員の漁業を営む権利）

第八条　漁業協同組合の組合員（漁業者又は漁業従事者であるものに限る。）であつて、当該漁業協同組合又は当該漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会がその有する各特定区画漁業権若しくは共同漁業権又は入漁権ごとに制定する漁業権行使規則又は入漁権行使規則で規定する資格に該当する者は、当該漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の有する当該特定区画漁業権若しくは共同漁業権又は入漁権の範囲内において漁業を営む権利を有する。

2　前項の漁業権行使規則又は入漁権行使規則（以下

単に「漁業権行使規則」又は「入漁権行使規則」という。）には、同項の規定による漁業を営む権利を有する者の資格に関する事項のほか、当該漁業権又は入漁権の内容たる漁業につき、漁業を営むべき区域及び期間、漁業の方法その他当該漁業を営む権利を有する者が当該漁業を営む場合において遵守すべき事項を規定するものとする。

3　漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、その有する特定区画漁業権又は第一種共同漁業を内容とする共同漁業権について漁業権行使規則を定めようとするときは、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の規定による総会の議決前に、その組合員（漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員。以下同じ。）のうち、当該漁業権に係る漁業の免許の際において当該漁業権の内容たる漁業を営む者（第十四条第六項の規定により適格性を有するものとして設定を受けた特定区画漁業権及び第一種共同漁業を内容とする共同漁業権については、当該漁業権に係る漁場の区域が内水面（第八十四条第一項の規定により主務大臣が指定する湖沼を除く。第二十一条第一項を除き以下同じ。）以外の水面である場合にあつては沿岸漁業（総トン数二十トン以上の動力漁船を使用して行なう漁業及び内水面における漁業を除いた漁業をいう。以下同じ。）を営む者、河川以外の内水面である場合にあつては当該内水面において漁業を営む者、河川である場合にあつては当該河川において水産動植物の採捕又は養殖をする者）であつて、当該漁業権に係る第十一条に規定する地元地区（共同漁業権については、同条に規定する関係地区）の区域内に住所を有するものの三分の二以上の書面による同意を得なければならない。

4　漁業権行使規則又は入漁権行使規則は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

5　第三項の規定は特定区画漁業権又は第一種共同漁業を内容とする共同漁業権に係る漁業権行使規則の変更又は廃止について、前項の規定は漁業権行使規則又は入漁権行使規則の変更又は廃止について準用する。この場合において、第三項中「当該漁業権に係る漁業の免許の際において当該漁業権の内容たる漁業を営む者」とあるのは、「当該漁業権の内容たる漁業生産力を維持発展させるためには漁業権の内容たる漁業の免許をする必要があり、かつ、当該漁業の免許をしても漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認めるときは、当該漁業の免許について」に改め、「免許の内容たるべき事項」の下に「、免許予定日」を加え、「共同漁業」を「定置漁業及び区画漁業についてはその地元地区（自然的及び社会経済的条件により当該漁業の漁場が属すると認められる地区をいう。）、共同漁業」に改め、「あらかじめ」を削り、同条第二項及び第四項中「免許の内容たるべき事項」の下に「、免許予定日」を加え、「関係地区」を「地元地区若しくは関係地区」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　海区漁業調整委員会は、都道府県知事に対し、第一項の規定により免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区又は関係地区を定めるべき旨の意見を述べることができる。

第十一条の二　都道府県知事は、現に漁業権の存する水面についての当該漁業権の存続期間の満了に伴う場合にあつては当該存続期間の満了日の三箇月前までに、その他の場合にあつては免許予定日の三箇月前までに、前条第一項の規定による定めをしなければならない。

第十三条第一項第二号中「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同条第二項中「前項第五号」を「前項第四号」に改め、同条第四項中「第一項第五号」を「第一項第四号」に改める。

第十四条第二項中「、ひび建養殖業、かき養殖業、内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とする区画漁業」を「特定区画漁業権の内容たる区画漁業」に、「地元地区（自然的及び社会経済的条件により、当該漁業の漁場が属すると認められる地区をいう。以下同じ。）」を「第十一条に規定する地元地区（以下単に「地元地区」という。）」に、「当該漁業権」を「当該特定区画漁業権」に改め、「（昭和二十三年法律第二百四十二号）」を削り、同項第一号中「（漁業協同組合連合会の場合にはその会員たる漁業協同組合の組合員。以下同じ。）」及び「（内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業の場合には当該漁業の漁業従事者又は当該漁業の目的たる水産動物の採捕を業とする者を含む。以下同じ。）」を削り、同条第四項中「第二十七条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同条第六項及び第九項を削り、同条第八項中「第十一条に規定する」を削り、「漁民」の下に「（漁業者又は漁業従事者たる個人をいう。以下同じ。）」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「この場合において、」の下に「第三項及び第四項中」を加え、「当該漁業」を「当該漁業を営む者」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項の次に次の四項を加える。

6　第十一条第五項の規定により公示された特定区画漁業権の内容たる区画漁業に係る漁場の区域の全部が当該公示の日（当該区画漁業に係る漁場の区域について同項の規定による変更の公示がされた場合には、当該公示の日）以前一年間に当該区画漁業を内容とする特定区画漁業権の存しなかつた水面である場合における当該特定区画漁業権の内容たる区画漁業権の内容たる漁業を営まないものは、第一項及び第二項の規定にかかわらず、左に掲げるものに限り、適格性を有する。

一　その組合員のうち地元地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者（河川以外の内水面における当該漁業の免許については当該内水面において一年に三十日以上漁業を営む者、河川における当該漁業の免許については当該河川において一年に三十日以上水産動植物の採捕又は養殖をする者。以下同じ。）の属する世帯の数が、地元地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの

二　二以上共同して申請した場合において、これらの組合員のうち地元地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の総数が、地元地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの

7　第二項ただし書及び第三項から第五項までの規定は、前項の区画漁業の免許について準用する。この場合において、第三項及び第四項中「当該漁業を営む者」とあるのは、「一年に九十日以上沿岸漁業を

営む者」と読み替えるものとする。

8　共同漁業の免許について適格性を有する者は、第十一条に規定する関係地区（以下単に「関係地区」という。）の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会（第二項ただし書に規定する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会を除く。）であつて左に掲げるものとする。

一　その組合員のうち関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの

二　二以上共同して申請した場合において、これらの組合員のうち関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の総数が、関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの

9　第二項各号、第六項各号又は前項各号の規定により世帯の数を計算する場合において、当該漁業を営む者が法人であるときは、当該法人の構成員若しくは社員又は当該法人の構成員若しくは社員たる法人の構成員若しくは社員のうち当該漁業の漁業従事者である者の属する世帯の数により計算するものとする。

10　左の各号の一に該当する者は、前七項の規定にかかわらず、第一順位とする。

一　地元地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合であつて、次のすべてに該当するもの

イ　組合員（二以上共同して申請した場合にあつては、これらの組合員）のうち地元漁民である者の属する世帯の数が、地元漁民の属する世帯の数の七割以上であること。

ロ　組合員たる地元漁民が議決権及び出資額において過半を占めていること。

二　地元漁民が構成員又は社員となつている法人（漁業協同組合を除く。）であつて、次のすべてに該当するもの

イ　構成員又は社員（二以上共同して申請した場合には、その総構成員又は総社員）のうち地元漁民である者の属する世帯の数が、地元漁民の属する世帯の数の七割以上であること。

ロ　当該漁業に常時従事する者の二分の一以上が、その構成員若しくは社員であるか又はこれと世帯を同じくする者であること。

ハ　構成員又は社員が各自一個の議決権を有すること。

ニ　構成員又は社員たる地元漁民が議決権及び出資額において過半を占めていること。

三　第一号の漁業協同組合又は前号の法人が構成員又は社員となつている法人であつて、次のすべてに該当するもの

イ　当該漁業に常時従事する者の二分の一以上が、その構成員若しくは社員たる第一号の漁業協同組合若しくは前号の法人の構成員若しくは社員であるか又はこれと世帯を同じくする者であること。

ロ　構成員又は社員たる第一号の漁業協同組合又は前号の法人が議決権及び出資額において過半を占めていること。

9　前項第一号イ又は第二号イの規定により世帯の数を計算する場合において、その構成員又は社員が法人であるときは、当該法人の構成員若しくは社員又は当該法人の構成員若しくは社員たる法人の構成員若しくは社員のうち地元漁民である者の属する世帯の数により計算するものとする。

10　地元漁民又は地元漁民が構成員若しくは社員となつている法人が第八項第一号の漁業協同組合又は同項第二号若しくは第三号の法人に加入を申し出た場合には、その申出を受けた者は、正当な事由がなければ、これを拒むことができない。地元地区の全部若しくは一部をその地区内に含む漁業協同組合又は地元漁民が構成員若しくは社員となつている法人が第八項第一号の漁業協同組合又は同項第二号の法人に対し当該漁業の免許を共同して申請することを申し出た場合も、同様とする。

第十六条第十二項中「、第八項又は第九項」を「又は第八項」に改め、同条第十三項中「構成員」の下に「又は社員」を加え、同条第十五項を削る。

第十七条第一項中「ひび建養殖業、かき養殖業、真珠養殖業、内水面における魚類養殖業及び第三種区画漁業たる貝類養殖業」を「真珠養殖業及び特定区画漁業権の内容たる区画漁業」に改め、同条第六項第三号及び第四号中「地元地区内に住所を有する漁民」を「地元漁民」に改め、同条第七項中「及び第十三項から第十五項まで」を「、第十三項及び第十四項」に、「第十六条第十一項」を「同条第十一項」に、「第十三項中」を「同条第六項中」に、「及び第十六条第六項、第七項」を「並びに第十六条第六項及び第七項」に改める。

第十九条第五項中「前四項」を「第一項から第三項まで及び前項」に、「第十六条第十一項、第十三項、第十五項及び」を「第十六条第十一項及び第十三項並びに」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「前四項」に改め、同項第二号中「地元地区内に住所を有する漁民」を「地元漁民」に改め、同項を同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第十一条第五項の規定により公示された真珠養殖業を内容とする区画漁業に係る漁場の区域の全部が当該公示の日（当該区画漁業に係る漁場の区域について同項の規定による変更の公示がされた場合には、当該公示の日）以前一年間に真珠養殖業を内容とする区画漁業権の存しなかつた水面である場合における真珠養殖業を内容とする区画漁業の免許については、第十六条第八項第一号の漁業協同組合又は同項第二号若しくは第三号の法人は、第一項第一号、第二項第一号又は前項第一号に該当しない場合であつても、その構成員又は社員のうちに真珠養殖業を内